



戦国期大名毛利氏の地域支配に関する研究

2000～2002年度科学研究費補助金 基盤研究 (C) (2)
研究成果報告集

(課題番号 12610333)

2003年 (平成 15 年) 2 月

研究代表者 ハシガハチ 長谷川 ヒロシ 博 史
(広島大学大学院文学研究科助手)

戦国期大名毛利氏の地域支配に関する研究

2000～2002年度科学研究費補助金 基盤研究 (C) (2)
研究成果報告集

(課題番号 12610333)



2003年 (平成 15 年) 2 月

研究代表者 長谷川 博 史
(広島大学大学院文学研究科助手)

目次

研究概要 1

論考編

吉川元春の花押変改について 木村 信幸 5

鎌倉末・南北朝期の芸石吉川氏に関する覚書 増田 実 20

毛利氏の出雲国支配と富田城主 長谷川博史 31

毛利氏の山陰地域支配と因伯の諸階層 長谷川博史 45

補論 「山田出雲守」考 長谷川博史 74

豊臣期山陰吉川領の形成と展開 長谷川博史 74

資料編

吉川氏関係史料目録 106

研究概要

戦国期大名権力が歴史的にどのような性格を有する存在であったかは、現在なお見解の分かれるところである。研究代表者はこれまで尼子氏・毛利氏を対象とする研究を進めてきたが、戦国大名の実態的権力の脆弱さと、地域社会への巧みな関わり方が、次第に鮮明となってきた（『戦国大名尼子氏の研究』二〇〇〇年）。そして、大名権力の本質は領主層との関係にあるのであって、一円的領域的支配はあくまでも志向性にすぎないと考えられるし、近年の研究史は、「戦国大名」が近世を生み出す母体となりえなかつたことを主張しはじめている（「戦国期守護論」「地域的一揆体制論」「地域社会論」など）。しかしながら、近世に繋がる戦国期社会を解明する方法として戦国大名の実態と性格の解明が不可欠であることはいうまでもない。問題となるのは、領主層との関係の実態であり、それを踏まえた領域支配の性格である。

本研究においては、十六世紀後半に毛利氏領国下にあった山陰地域を事例として、この問題を追究した。山陰地域を対象としたのは、毛利氏領国に組み込まれた時期が遅く、毛利氏の大名権力としての実態や志向性がより鮮明に現れる可能性が高いこと、毛利氏の研究史において解明の遅れた地域であることによっている。山陰地域の支配において、大きな役割を果たした家が安芸国吉川氏であったことは、言うまでもない。そのため、検討の中心は毛利氏領国下における吉川氏の存在形態、及び同氏の果たした機能とその意味について明らかにすることに置いた。

戦国期の吉川氏に関する研究は、瀬川秀雄氏の『吉川元春』（一九四四年）を嚆矢とし、名田富太郎氏の『山縣郡史の研究』（一九五三年）、河合正治氏の「小早川隆景と毛利両川体制」（『芸備地方史研究』一一六・一一七、一九七八年）をはじめ、言及されたものも含めるならばまさしく枚挙にいとまがない。また、吉川氏の山陰支配の実態については、館鼻誠氏の「戦国期山陰吉川領の成立と構造」（『史苑』一三六、一九八七年）がある。とりわけ近年では、錦織勤氏執筆による「吉川氏の歴史」や、木村信幸氏・久枝秀夫氏による「資料編」を掲載した吉川氏城館跡保存管理三町連絡協議会『史跡吉川氏城館跡 保存管理計画策定報告書』（一九九〇年）が刊行され、それをふまえた、以下のような広島県の吉川氏城館跡調査の成果によって、吉川氏の本拠の姿が次々と明らかにされた。

『中世城館遺跡保存整備事業発掘調査報告 1・2・4 万徳院跡』（広島県教育委員会、一九九一～三年）

『中世城館遺跡保存整備事業発掘調査報告 5・11 小倉山城跡』（広島県教育委員会、一九九二・三年、二〇〇二年）

『中世城館遺跡保存整備事業発掘調査報告 6・10 吉川元春館跡』（広島県教育委員会、一九九四～八年）

『中世遺跡調査研究報告 第1集 万徳院跡の研究』（広島県教育委員会、二〇〇〇年）

『中世遺跡調査研究報告 第2集 吉川元春館跡の研究』（広島県教育委員会、二〇〇一年）

『中世遺跡調査研究報告 第3集 小倉山城跡発掘調査報告書』(広島県教育委員会、二〇〇二年)

『中世遺跡調査研究報告 第4集 史跡吉川氏城館跡に係る中世文書目録』(広島県教育委員会、二〇〇二年)

これらの研究によって、吉川氏の総合的研究は格段に深められ、多大な成果を挙げた。また、これらの事業の各時期を通じて文献史料調査の中心に位置した木村信幸氏は、この間、「判物から見た吉川元春の家督譲り」(『芸備地方史研究』二二四、一九九九年)、「国人領主吉川氏の権力編成―惣領・隠居・同名を中心にして―」(『史学研究』二二五、一九九九年)など、基礎的かつ実証的な吉川氏研究を進めた。最近の『千代田町史 通史編(上)』(千代田町、二〇〇二年)においても、河村昭一氏や木村信幸氏らによって、これら一連の研究成果を集大成する叙述がなされている。

以上のような、とりわけ近年著しい蓄積を遂げた吉川氏研究において、あらためて本研究が必要であると考えた理由は、毛利氏領国全体における吉川氏の位置づけ、とりわけ吉川氏と山陰方面諸勢力との関係については、なお不鮮明な点が残されていると思われるからである。その原因は、吉川氏に関する膨大な史料の個々について、年代比定を含め、なお検討すべき課題が多いからであり、また吉川氏の直接的基盤の範囲・構造が明確でないこと、さらには毛利氏が支配しようとした山陰の各地域において、毛利氏の領域的支配権を代行しうる既存の勢力や、毛利氏が設置した地域防衛拠点の諸城主と、吉川氏との具体的な関係が、統一的に検討されていないためであると考えられる。そのため本研究では、豊臣期に至る吉川氏の基盤の形成と展開を明らかにし、あらためて山陰地域における毛利氏領国の全体構造の解明を中心的な課題とした。

以上のような目的をもって、本研究では、まずはじめに吉川氏に関する史料の博搜を試みた。この時期の当該地域関係史料は、前後の時代に抜きんでた質と量を持っているが、なお未紹介の関係史料が残されており、これを含めた目録の作成を行った。実は、本研究とちょうど時を同じくして、広島県教育委員会において進められた事業によって、『中世遺跡調査研究報告 第4集 史跡吉川氏城館跡に係る中世文書目録』(広島県教育委員会、二〇〇二年二月)が刊行され、文永五年(一二六八)～天正十九年(一五九一)の間の四〇〇〇点にのぼる吉川氏関係史料目録が公開された。本研究では、その成果をふまえ、これに未刊行史料や、文永五年以前、吉川広家期の文書をあわせて、計七〇〇〇点近い史料を目録化した。この過程においては、数多くの方々のお力添えをいただいたが、特に木村信幸氏(広島県教育委員会)、藤川誠氏(広島大学大学院文学研究科博士課程後期)、増田実氏(同上)、松原勝也氏(同上)には、多大な御協力を賜わった。とりわけ増田実氏には、目録の整備作業に御尽力いただいた。

次に、吉川氏発給文書には膨大な年未詳文書が含まれるが、これらの年代比定を行う重要な手がかりとして、吉川元春の花押の調査を行った。その必要性と可能性を提起された木村信幸氏には、広島県による吉川氏城館遺跡調査事業を通じて蓄積された膨大なデータに、本研究の調査で得られた「毛利家文書」と「吉川家文書」「石見吉川家文書」の花押写真情報を加えて、詳細な分析を行っていた。花押の変遷といえ、例えば大友氏や伊達氏のように、明らかな意図的な形態変化を各年代に当てはめた研究は存在し、無年号文書の年代比定に多大な威力を発揮してきたことは周知のことである。しかしながら、元春の花押は、基本的な形状が生涯を通じて

同じであるため、その微妙な変化を追うことは容易でなかった。同様な試みとして、館鼻誠氏の「毛利輝元文書の基礎研究」(『古文書研究』二六、一九八六年)があるが、影写本に依拠したものであるうえ、輝元発給文書の博搜がなお十分ではないため、検討の余地を残している。しかしながら、木村氏の詳細な分析は、閲覧可能なものについては原文書に依拠し、元春発給文書の徹底的な博搜をふまえて、元春の花押の不可逆的な年代変化を見事に解き明かしている。このような無意図的で、結果的に不可逆的な形態変化は、ある意味では意図的な形態変化よりも正確な年代比定の材料となりうるものである。また、この事実は、花押の署判について、従って公的・私的文書の作成について、きわめて厳格で実直な元春という人間の人物像をも彷彿とさせており、興味深い。もちろん、実際の年代比定に当たっては、この微妙な花押の形状変化のみに依拠するだけでは十分ではないが、きわめて有力な手がかりを与えるものであることは間違いない。またこのような手法が、どの人物にも当てはまるものではなく、一定量以上のデータの豊富さと、前述のような元春の人物像にも拠っていることを付言しておきたい。

以上の研究をふまえ、十六世紀後半の毛利氏が支配した山陰地域について、おおむね石見国、出雲国、因幡・伯耆両国の三つに分けて、それぞれ検討を行った。石見国は、戦国期に吉川元春が介入するはるか以前から、吉川氏と深い結び付きを有していた。そのような、前史にさかのぼる検討を、増田実氏にお願いした。これは、安芸・石見両国吉川氏の歴史的な性格について、従来の見解への再検討を迫るものである。続いて、毛利氏が尼子氏討滅後に支配した出雲国について、研究史が注目してきた富田城主(毛利元秋・天野隆重)との関わりについて、再検討を行った。さらに、山陰吉川氏の到達点の一つとも評価されてきた因幡・伯耆両国支配については、武田氏・山名氏・南条氏・杉原氏の果たした役割を重視するとともに、国衆や在地の状況を確認しながら、武田氏・山名氏・南条氏を失って以降の因幡・伯耆方面の吉川氏の立場と役割について、再検討した。

最後に、以上の点を総括することを目的として、豊臣期に至る山陰吉川領の形成過程と、吉川広家期におけるその転換について明らかにし、毛利氏領国における吉川氏の位置づけについて、通史的な把握を試みた。

吉川氏を検討することは、毛利氏権力自体はもとより、戦国期大名権力の歴史的な性格を究明するために重要であると考えられる。吉川氏の機能は、毛利氏が大名権力として直面した課題である領主層掌握と地域社会への介入に対応したものであったと考えられるからである。換言すれば、吉川氏の毛利氏内部における位置づけを明らかにすることにより、戦国期大名権力が当該地域社会においていかなる役割を果たし、近世への移行をどのような意味で規定していたのか(していなかったのか)という問題を解く鍵を見出すことができると考えられる。すなわち本研究は、毛利氏の固有性・特殊性の側面に着目するのではなく、地域社会に視点を置きながら戦国期大名権力全般に通底する歴史的な性格(Ⅱ歴史的な位置づけ)を解明することを、最終目的としている。

もちろん、本研究は依然として基礎的な段階にとどまっていると考えられる。例えば史料目録に関しては、表記の不統一を含むわけて不十分な段階のものであり、年代比定はもとより、未採録史料も存在すると予想される。また、山陰地域に関する検討を進めたとはいえ、本研究の目指した最終目的からみれば、なお道遠しの感を否めない。いずれも今後の課題としたい。

(長谷川博史)

研究組織

研究代表者 長谷川博史（広島大学大学院文学研究科助手）
 研究協力者 木村 信幸（広島県教育委員会）
 研究協力者 増田 実（広島大学大学院文学研究科博士課程後期）

交付決定額（配分額）

	直接経費	間接経費	合計
平成12年度	一七〇〇	〇	一七〇〇
平成13年度	六〇〇	〇	六〇〇
平成14年度	六〇〇	〇	六〇〇
総計	二九〇〇	〇	二九〇〇

（金額単位：千円）

研究・調査の主な経緯

二〇〇〇年七月十三日 史料調査 山口県文書館（山口市）
 八月～十二月 吉川氏関係史料目録基礎作業
 十月三日 史料調査 吉川史料館（岩国市）
 十月十七日 史料調査 毛利博物館（防府市）
 二〇〇一～二〇〇二年 吉川氏関係史料目録の整理作業
 二〇〇二年一月六～八日 史料調査 東京大学史料編纂所（東京都）
 八月八～九日 史料調査 東京大学史料編纂所（東京都）

研究発表（研究代表者分）

- (1) 学会誌等 「杵築大社大工職と神門氏」(『広島大学文学部紀要』六〇、二〇〇〇年)
 「大永七年備後国和智郷細沢山合戦と陣城遺構」(『芸備地方史研究』二三〇、二〇〇二年)
- (2) 口頭発表 「享祿四年毛利・尼子同盟と備雲戦乱」(二〇〇一年二月一日 広島中世史研究会研究報告)
 「中世杵築大社と地域社会」(二〇〇一年八月二十九日 中世史サマーセミナーシンポジウム報告)
 「十六世後半における杵築大社の内部抗争と『神法』」(二〇〇二年二月一日 広島史学研究会大会日本史部会報告)
 「中近世移行期における寺社勢力と地域社会」(二〇〇二年九月一日 織豊期研究会月例会研究報告)
- (3) 出版物 『戦国大名尼子氏の研究』(吉川弘文館、二〇〇〇年)
 『黒瀬町史編さん資料展示会図録』(共編)(黒瀬町史編さん委員会、二〇〇一年)

吉川元春の花押変改について

木村 信幸

はじめに

本報告の目的は、年欠の吉川元春文書の年代推定に役立つため、元春の花押変改の推移を把握することである。その際、カギを握るのは文書の年代である。判物は年号が記載されているが、中には後世に年代を遡って作成されたものがある⁽¹⁾ことに注意を要する。全体の文書の中に判物を位置づけて、型式学的に花押を分析し、文書年代を検討する作業が必要である。一方、年欠文書であっても、文書の内容から年代推定でき、かつ確実なものを収集すれば、それは有効なデータとなる。その際、年代推定の正確さが要求されることは言うまでもないことである。

これらのことに留意して元春花押を有する文書を収集し、年代順に並べたものが表1〜3である。そして、この表1〜3の花押No.を付したものの写真を示したものが図1である。

これらの図表からまず指摘できることは、吉川元春の花押は、その初見から終見まで同じ基本構造をしていることである。すなわち元春の花押は、①上部の横線、②そのほぼ中央から延びる縦線、③その中ほどにある楕円、④左下から中ほどを通り右側に延びる横線、⑤右側の縦長楕円とその右端部の縦線―これらを基本パーツとし、この細部に他のパーツが取り付いて形成されるのである。この基本構造の全体の形状と各パーツの微妙な変化に注目すると、花押Ⅰから花押Ⅲの三つの型式に分類でき⁽²⁾、それはほぼ年代順に推移する。

そこで、元春の花押変改の推移を押さえるとともに、変改前後における元春の動向・立場からその契機についてもできるだけ推測したい。元春が花押を変えるほどの大きな画期が何であったかを推測することは、元春の意識や立場の変遷を考える上で重要であると思うからである。

一 花押Ⅰ（表1）

元春花押の初見は、天文十六年（一五四七）八月二十五日付けで二宮俊実に宛てた父毛利元就との連署安堵状に据えたNo.1である。これ以降の花押Ⅰとしたものには、花押Ⅱ・Ⅲにない中下部の斜め左下線が存在する。この特徴を有する花押Ⅰは、基本パーツ③の楕円や右下部のパーツの形状の変化により、a〜dの四つに細分できる。

【花押Ⅰa】

花押Ⅰaは、中下部に斜め右下に延びる線があるもので、これには前出のNo.1のほか、天文十七年八月の備後国神辺城攻撃における合戦注文のNo.2がある。天文十九年十二月には花押Ⅰbに変わっている。同年正月の日山入城、もしくは九月の前当主興経の死とその与党の肅正を契機として、花押を変えたものと推測される。

【花押Ⅰb】

花押Ⅰbは、中下部の斜め右下線がなくなり、基本パーツ③の楕円が縮小化・偏平化したものである。天文二十年十月五日付けのNo.7まで確認され、翌年七月には花押Ⅰcに変わっている。この間に花押変改されたようである。天文二十年九月、大内義隆が滅び、大内氏政権が大内義長を擁す陶晴賢を首班とするものに交替したことに伴うものであろうか。

【花押Ⅰc】

花押Ⅰcは、それまで「V」字型であった右下部が、「X」字型となつたものである。天文二十二年三月までは確実にこのタイプであり、同年四月の吉川元春起請文にも『平賀家文書』の編者によつて同型の花押が縮刻されている。翌年五月と推定されるNo.11は花押Ⅰdであるから、この間に変改されたようである。この五月は、毛利氏の大内方現形、いわゆる「防芸引分」の時期であり、これが花押ⅠcからⅠdへの微妙な変化の契機ではないかと思う。

【花押Ⅰd】

花押Ⅰdは、花押Ⅰcの右下部縦線が左上に撥ねたものである。弘治三年（一五五七）と推定される十一月二十六日付けのNo.14（表2）では花押Ⅱへと変わっているので、この花押はこの間に使用されたことが判明する。ただし、元春は弘治三年春から石見表に出陣しており、同年十二月二日の毛利元就外十一名連署契状（毛利二二六）にも署名していないので、十一月二十六日には毛利隆元らとは別所におり、この日以降に署名した可能性もある。

No.13の花押を有する年欠十二月二十九日付けの元春書状（吉別三三八）は、『吉川家文書別集』の編者によつて永禄十年（一五六七）と推定されているが、天文二十三年から弘治二年頃のものとして推定される。

二 花押Ⅱ（表2）

前述したように、花押Ⅱは弘治三年（一五五七）と推定される十一月二十六日付けのNo.14を初見とする。この年四月大内義隆が滅び、年末までに毛利氏は防長両国を制圧する。これを契機にして、元春は花押Ⅰから花押Ⅱへと変えるのではないだろうか。

花押Ⅱは、花押Ⅰc・Ⅰdから、花押Ⅰに共通の特徴であった中下部の斜め左下線がとれたものである。基本パーツ②の中央縦線の長短や、それと右下部「X」字型のパーツとの相対的な位置関係、基本パーツ④の横線における左下部の点の位置の違いから、a・fの六つに分類できる。

【花押Ⅱa】

花押Ⅱaは、前述の花押Ⅰ同様、中央縦線が長く、相対的に右下部「X」字が高い位置にあるという特徴を有する。左下部の点は基本パーツ④の横線をまたぐが、No.15は横線よりも上側に止まる（花押Ⅱa'）。永禄三年（一五六〇）十一月まで確認され、翌年閏三月までには花押Ⅱbに変わっているので、この間に変改されたことが知られる。永禄四年正月、元春の長男元資（後の元長）が元服する（吉川六三八・六三九、吉別三二七）。元春はこれを機に花押を変えたと推測される。

【花押Ⅱb】

花押Ⅱbは、中央縦線が短くなり、相対的に右下部「X」字が降下し、左下部の点が基本パーツ④の横線よりも上にあるものである。永禄五年六月十九日付けのNo.29を終見とするが、この頃には右下部「X」字がさらに沈み込むものもある（花押Ⅱb'）。これらの特徴から、花押Ⅱbは永禄四年から五年にかけて、花押Ⅱb'は永禄五年に使用されたと考えられる。

【花押Ⅱc】

花押Ⅱcは、花押Ⅱbと同様に中央縦線の短縮化・右下部「X」字の相対的降下という特徴を有するが、左下部の点が基本パーツ④の横線をまたぐことが花押Ⅱbと異なる。永禄五年正月には見られ、花押Ⅱbと一時的に併用されていたが、本格的な使用は永禄六年頃からである。永禄十一年十月頃まで使用されるが、同九年二月には花押Ⅱd・Ⅱeが登場するので、またこの間も併用されていた。

【花押Ⅱd】

花押Ⅱdは、左下部の点がないもので、他の形状は花押Ⅱb・Ⅱcと同じである。永禄十年前後のNo.39とNo.45のみの確認である。

【花押Ⅱe】

花押Ⅱeは、左下部の点が基本パーツ④の横線を下側に長くまたぐものである。永禄九年二月のNo.40を初見とし、元龜三年八月のNo.69を終見とする。この間には、中央縦線が極端に短く相対的に右下部「X」字が沈下するもの（花押Ⅱe）や、これとは逆に、中央縦線がさらに延びて右下部「X」字が相対的に上昇するもの（花押Ⅱf）も見られる。元龜三年十月には花押Ⅲ（No.70）が確認されるので、この間に変改されたようである。

【花押Ⅱf】

花押Ⅱfは、基本パーツ②の中央縦線が延び、相対的に右下部「X」字が上昇したものである。基本的には花押Ⅱeと大差ないが、次に見る花押Ⅲを準備したものと考えられるので、Ⅱeと区別した。永禄十二年十二月吉日付けの毛利輝元宛ての起請文を初見（No.52）とし、元龜四年五月九日付けのものを終見とするが、元龜四年五月には既に花押Ⅲを使用しているから、終見文書の付年号は後筆・異筆の可能性もある。この推測が妥当であるならば、

この花押Ⅱfは、永禄十二年十二月頃から元龜三年八月頃まで使用されたものと言えよう。

【総括】

以上のように、花押Ⅱは、弘治三年末頃から元龜三年八月頃まで約十五年間使用されたのであるが、この間花押Ⅱbと花押Ⅱc、花押Ⅱcと花押Ⅱd・Ⅱe、花押Ⅱeと花押Ⅱfは、それぞれ一時的に併用されていた。また、花押Ⅱbから花押Ⅱc・Ⅱeまでの変化は、左下部の点が基本パーツ④の横線の上側に点として存在したものが、またぎ、そしてまたいだ先の下側が長くなるというものである。花押Ⅱeと花押Ⅱfも中央縦線の長さと同様に「X」字の位置がわずかに異なるだけである。このように、花押Ⅱはaからfに微妙に変化するが、基本的には、花押Ⅰと同様に中央縦線の長い状態（a）から短い状態（b～e）に移り、また長い状態（f）に戻ると言えよう。

三 花押Ⅲ（表3）

花押Ⅲは、花押Ⅱfの左下部の点が縦線化したものである。また、中央縦線は下部が継ぎ足されるもの（以下、中央縦線の下部を中下部縦線と呼ぶ。）が圧倒的に多くなる。初見は、元龜三年（一五七二）と推定される十月十一日付け元春書状のNo.70で、花押Ⅱe・Ⅱfの終見が同年八月（No.68・69）であるから、この間に変改された。元春の長男元資（後の元長）は、元龜末年頃から国衆との関係や「家之儀」を元春から継承し、ともに担うようになる⁹⁾。また、よく知られているように、元春自身もこの頃から毛利輝元を補佐する「御四人」の一人として積極的に活動し始め

る。この元資の政務参画と元春の毛利氏領国支配への参画を契機として、元春は花押Ⅱから花押Ⅲに変えると推測される。

この花押Ⅲは、左下部の縦線の長さ・形状等からa・cの三つに分類できる。

【花押Ⅲ a】

花押Ⅲ aは、花押Ⅱ e・Ⅱ fの左下部の点が縦線化したものである。初見の元龜三年十月のNo. 70から元龜四年十二月のNo. 78・79までは、左下部縦線が中下部縦線と比べて短く貧弱である（花押Ⅲ a 1）が、天正二年正月のNo. 80以降は両者の長さが拮抗する（花押Ⅲ a 2）。この花押Ⅲ a 2の終見は天正四年二月のNo. 97で、同年三月には花押Ⅲ bに改変する。同年二月足利義昭が毛利氏を頼って備後国鞆に下向し、毛利氏は以後織田信長政権と対決することになる。こうした政局の変化に伴って花押変改したものではないか。

【花押Ⅲ b】

花押Ⅲ bは、左下部縦線と中下部縦線が花押Ⅲ aと比べてともに長くなり、かつ両縦線が接近し平行するものである。初見は天正四年と推定される三月の元春書状のものである。以後、天正七年九月までは花押Ⅲ bのみが使用されたようであるが、同年と推定される十一月一日付けのNo. 106では、左下部縦線の下端が外側に開いており（花押Ⅲ c）、この頃から花押Ⅲ bとⅢ cが併用され始める。これまでに確認した花押Ⅲ bの終見は、天正十年と推定される六月二十八日付けの元春書状のものであるが、天正八年五月頃からは圧倒的に花押Ⅲ cが多用されたようである。

【花押Ⅲ c】

花押Ⅲ cは、左下部縦線の下端が外側に開き、中下部縦線と平行でなくなつたものである。初見は前述したとおり天正七年と推

定される十一月一日付けのNo. 106であるが、翌年五月頃から多用され、天正十年前半までは花押Ⅲ bと併用される。天正九年末までは縦長気味であるが、同十年には一時的に縦の長さがそれ以前と比べて相対的に短くなり、どつしりとした感じとなる（花押Ⅲ c'）。同十一年にはまた縦長傾向となり、天正十四年の元春の死の直前まで使用される。

天正十年九月三日付けの吉川元長・元春連署知行宛行状の元春花押（No. 138）は縦長なので、日下に署判する元長がこの知行宛行を主導し、元春は天正十一年以降に署判したと考えられる。

また、天正二年八月二十二日付けの吉川元春知行宛行状のNo. 151は花押Ⅲ cであり、書下年号が示す天正二年の花押Ⅲ a 2と異なっている。これは、元春がこの知行宛行状の年代を遡って作成したものと推測される。天正十三年二月、元春は石見国小石見内の小篠名・七条名を二宮俊実の息長正に安堵する（吉別三三二）。当時、「小石見村」は元春の次男仁保元棟の所領であつた⁽⁴⁾から、二宮長正が父俊実以来の村内小篠名・七条名支配の正当性を主張する根拠として、元春に知行宛行状を求めたのではないだろうか。

おわりに

以上、吉川元春の花押変改について考察した。元春の花押は、花押Ⅰから花押Ⅲの三類型に分けられ、全体の形や各パーツの微妙な変化により各類型はさらに細分される。花押Ⅰから花押Ⅱへの画期は、弘治三年（一五五七）の大内氏の滅亡と毛利氏の防長両国制圧と推測される。花押Ⅱから花押Ⅲへの画期は、長男元資（後の元長）が政務に参画し、元春が「御四人」の一人として毛

利輝元を補佐する体制が整った元龜三年（一五七二）末と考えられる。この二つの出来事が元春にとって花押を変えるほど大きな画期であったようである。

註

(1) 例えば、和田秀作氏は、大永七年（一五二七）七月十八日付け野田興方合戦手疵注文（山口県史Ⅱ「冷泉家文書」3）に据えられた大内義隆証判の花押が、享祿二年（一五二九）七月から享祿三年四月頃までの間に使われたものであることから、この文書が同日付け野田興方合戦手疵注文（同10、大内義興証判）とは別に、義興の死後義隆の家督相続後に作成されたことを指摘している。（『山口県史だより』第八号、一九九六年。）

(2) 『国史大辞典』では五つに分けている。本報告の分類を適用すれば、上から順に花押Ⅰa、花押Ⅰc、花押Ⅱc、花押Ⅲc、花押Ⅲbとなる。

(3) 木村信幸「判物から見た吉川元春の家督譲り」『芸備地方史研究』第二二四号（一九九九年）。

(4) 山県家文書一号（長沢洋「山縣家文書について」『広島県立文書館紀要』第二号（一九九〇年）所収）。

表1 吉川元春の「花押Ⅰ」署判文書一覧

花押No.	年	西暦	月	日	文書名	宛先	典拠	特徴・前花押との変更点	元春花押
1	天文16	1547	8	25	吉川元春・毛利元就連署安堵状	二宮俊実	吉別329	中下部に斜め右下線あり	I a
2		1548			吉川元春合戦手負注文	杉原斐守	吉川507	↓	I a
3	天文19	1550	12	13	吉川元春知行宛行状	石経有	石家文書4	中下部に斜め右下線なし	I b
4	天文19	1550	12	13	吉川元春知行宛行状	石彦九郎	石家文書3	↓	I b
5	天文19	1550	12	13	吉川元春知行宛行状	二宮木工助	吉別368	↓	I b
6	天文20	1551	3	10	吉川元春自筆証状	西禅寺	吉別21	↓	I b
7	天文20	1551	10	5	吉川元春感状	二宮木工助	吉別334	↓	I b
8	天文21	1552	7	26	吉川元春軍忠状	毛利隆元	吉川509	右下部V字→X字	I c
9	天文22	1553	3	3	吉川元春知行宛行状	二宮木工助	吉別339	↓	I c
10	天文22	1553	3	3	吉川元春知行宛行状	二宮木工助	吉別367	↓	I c
	天文22	1553	4	26	吉川元春起請文	平賀広相	平賀95	(↓)	(I c)
11		1554	5	23	吉川元春・熊谷信直連署書状	洞雲寺	県史IV「洞雲寺」31	右下部縦線が左上へ撥ねる	I d
12	弘治元	1555	12	29	吉川元春官途書出	江田宗四郎	江田1-08	↓	I d
13		(1553 ~ 1556)	12	29	吉川元春自筆書状	栗屋元俊	吉別338	↓	I d

「元春花押」欄の () は資料集の編者が縮刻した花押から読みとったことを示す。
 書下年号や付年号など年号を明記する文書は、「年」欄にその年号を記した。
 年代を推定した文書は、「年」欄を空欄にし、「西暦」欄のみにその年代を記した。
 花押の形状から年代を推測した文書は、その年代に () を付して「西暦」欄に記した。
 「花押」欄が空欄のものは、未確認であることを示す。

表2 吉川元春の「花押Ⅱ」署判文書一覧

花押No.	年	西暦	月	日	文書名	宛先	典拠	特徴・前花押との変更点	元春花押
14		1557	11	26	毛利隆元・吉川元春・小早川隆景連署書状	平佐就之	毛利407	中下部に斜め左下線なし	II a
15	永禄2	1559	9	6	吉川元春安堵状	吉川経安	石吉12	↓	II a'
16	永禄3	1560	6	28	吉川元春預ケ状	長俊房	山口県史II「神護寺」4	↓	II a
17	永禄3	1560	11	24	吉川元春安堵状	洞泉寺守文	山口県史II「洞泉寺」2	↓	II a
18		(1561)	3	11	吉川元春自筆書状	栗屋元俊	吉別346	中央縦線の短縮化(右下部X字の降下)	II a
19		1561	閏3	10	吉川元春書状	二宮俊実	吉別345	↓	II b
20		(1561)	12	18	吉川元春書状	益田藤兼	益田305	↓	II b
21		(1562)	1	4	毛利隆元・元就・吉川元春連署安堵状	益田藤兼	益田302	↓	II b
22		1562	1	13	吉川元春書状	益田藤兼	益田320	↓	II b
		1562	1	13	吉川元春書状	小原美作守	県史IV「広島大学所蔵小原」4	↓	II b
23	永 5	1562	2	15	吉川元春自筆書状	毛利隆元	毛利787	↓	II c
24	永禄5	1562	3	26	毛利隆元・元就・吉川元春連署知行宛行状	吉川経安	石吉5	↓	II c
		(1562)	4	8	吉川元春書状	石経有	石家文書6・8	(右下部さらに沈下)	II b'
		(1562)	4	19	吉川元春書状	熊谷信直	熊谷145	↓	(II b)
25		(1562)	5	3	吉川元春自筆書状	毛利元就・隆元	毛利779	(右下部さらに沈下)	II b'
26		(1562)	5	8	吉川元春自筆書状	毛利隆元	毛利783	(右下部さらに沈下)	II b'
27		1562	6	18	吉川元春自筆書状	毛利隆元	毛利786	(右下部さらに沈下)	II b'
28		1562	6	18	吉川元春自筆書状	毛利隆元	毛利785	(右下部さらに沈下)	II b'
29		(1562)	6	19	吉川元春自筆書状	毛利隆元	毛利781	↓	II b'
30		1563	3	27	吉川元春書状	益田藤兼	益田311	↓	II b
31		1563	3	27	吉川元春書状	小原左馬助	益田312	↓	II c
32		1563	3	29	吉川元春書状	益田藤兼	益田314	↓	II c
33		1563	4	15	吉川元春書状	益田藤兼	益田316	(右下部さらに沈下)	II c'
		1563	10	17	吉川元春巻数并供米返事	棚守房頼	県史II「厳島野坂」835	↓	II c'
34	永禄6	1563	11	13	吉川元春軍忠状	(毛利元就証判)	吉川511	↓	II c
35	永禄6	1563	12	13	吉川元春書状	洞泉寺	山口県史II「洞泉寺」3	(右下部さらに沈下)	II c'
36		1564	7	24	毛利元就・吉川元春・小早川隆景連署書状	末近宗久・山田満重	山田家文書、関31-28	(右下部さらに沈下)	II c'
		1564	9	28	毛利元就・吉川元春・小早川隆景連署書状	渡辺房・久芳賢直	久芳文書23	↓	II c
37		1564	12	29	吉川元春書状	益田藤兼	益田326	↓	II c
38	永禄8	1565	12	28	吉川元春起請文	益田藤兼	益田327	↓	II c
39	永禄9	1566	2	15	小早川隆景・吉川元春連署起請文	益田藤兼	益田328	↓	II c
		1566	2	15	小早川隆景・吉川元春連署起請文	平賀広相	平賀96	↓	II d
40	永禄9	1566	2	16	小早川隆景・吉川元春連署寄進状	(波多野右京亮)	新修島根県史「秦文書」	↓	II e
41		1567	3	14	吉川元春書状	山田満重	山田家文書、関31-27	(右下部さらに沈下)	II e'
42	永禄10	1567	9	8	吉川元春起請文	毛利輝元	毛利322	(右下部さらに沈下)	II c'
43		1567	11	20	吉川元春自筆書状	二宮春澄	吉別374	(右下部さらに沈下)	II e'
44		1567	12	3	吉川元春書状	二宮俊実	吉別337	(右下部さらに沈下)	II e'
45	永禄11	1568	1	5	吉川元春官途書出	江田宗兵衛尉	江田家文書	(中央縦線下部継足し)	II d
46		1568	6	9	吉川元春自筆書状	毛利輝元	毛利792	↓	II e'
47		1568	6	10	吉川元春自筆書状	毛利輝元	毛利793	(右下部さらに沈下)	II e'
48		1568	7	9	小早川隆景・吉川元春連署書状	真如院	山口県史II「勝間田」9	↓	II e
		1568	10	1	小早川隆景・吉川元春連署書状	大津山資冬	県史IV「幸谷達順氏旧蔵」11	↓	II e

		1568	10	1	吉川元春・小早川隆景 連署書状	宇土(和氣行直)	県史IV「幸谷達順氏旧 蔵」10	↓	左下部の点が横線をまたぐ	IIc
		1568	10	1	吉川元春・小早川隆景 連署書状	内古閑鎮照	県史IV「幸谷達順氏旧 蔵」9	↓	↓	IIc
		1568	11	6	吉川元春・小早川隆景 連署書状	横田藤右衛門尉	県史IV「横田唯二氏旧 蔵」2	↓	左下部の点が横線よりも上側	IIb
49		1569	閏5	28	吉川元春合戦注文 (毛利輝元・元就証 判)	吉川513	吉川513	↓	左下部の点が横線よりも下側 に長く伸びる	IIe
50		1569	11	1	吉川元春書状	江田宮内太輔	江田5	↓	↓	IIe
51		1569	12	16	吉川元春自筆書状	毛利輝元	毛利794	(中央縦線下部継足し)	↓	IIe
52	永禄12	1569	12	吉	吉川元春起請文	毛利輝元	毛利324	中央縦線の延長化(右下部 X字の上昇)	↓	II f
53		1570	1	5	吉川元春自筆書状	毛利輝元	毛利788	中央縦線の短縮化(右下部 X字の降下)	↓	IIe
54		1570	1	5	吉川元春自筆書状	又(毛利輝元)	毛利789	↓	↓	IIe
55		1570	2	7	吉川元春自筆書状	兼重元宣	毛利790	(中央縦線下部継足し)	↓	IIe
56		1570	2	20	吉川元春自筆書状	毛利輝元	毛利791	(中央縦線下部継足し)	↓	IIe
		1570	2	24	吉川元春書状	毛利輝元	長府毛利17-2	↓	↓	IIe
57		1570	4	9	小早川隆景・吉川元春 連署書状	山田出雲守	山田家文書、関31-10	中央縦線の延長化(右下部 X字の上昇)	↓	II f
58		1570	4	17	吉川元春自筆書状	口羽春良	毛利371	中央縦線の短縮化(右下部 X字さらに沈下)	↓	IIe'
	永禄13	1570	4	23	小早川隆景・福原貞 俊・口羽通良・吉川元 春連署禁制写	阿式官	大社1734「鳥屋尾文書」	?	↓	(IIe)
	永禄13	1570	5	10	吉川元春・小早川隆景 連署起請文	大野高直・秀康	大社1736「三木家文書」			
		1570	8	14	吉川元春・福原貞俊・ 口羽通良・小早川隆景 連署書状	野村士悦	野村2-8、関123(野村作 兵衛)30	↓	↓	IIe
		1570	8	17	小早川隆景・吉川元春 連署書状	鰐淵寺衆徒	大社1759、鰐淵寺272	中央縦線の延長化(下部継 足し)	↓	II f
		1570	10	16	吉川元春書状	小笠原長節	新修島根県史「林文 書」、石見小笠原文書6	中央縦線の短縮化(右下部 X字の降下)	↓	IIe
	永禄13	1570	11	2	吉川元春起請文	古志重信	吉川1465、古志32	↓	↓	IIe
59	永禄13	1570	12	26	吉川元春書状	波多野右京亮	新修島根県史「秦文書」	↓	↓	(IIe)
60		1571	5	16	吉川元春書状	山田出雲守	山田家文書、関31-11	中央縦線の延長化(右下部 X字の上昇)	↓	II f
61	元亀2	1571	5	23	小早川隆景・福原貞 俊・口羽通良・吉川元 春連署書状	熊野別火	大社1823「熊野大社」	中央縦線の短縮化(右下部 X字の降下)	↓	IIe
62	元亀2	1571	6	26	小早川隆景・福原貞 俊・口羽通良・吉川元 春連署書状	粟屋元種	毛利840	中央縦線の延長化(右下部 X字の上昇)	↓	II f
63		1571	7	10	吉川元春書状	山田出雲守	山田家文書、関31-30	↓	↓	II f
64		1571	8	27	吉川元春書状	山田出雲守	山田家文書、関31-12	↓	↓	II f
65		1572	3	14	吉川元春書状	山田満重	山田家文書、関31-27	中央縦線の短縮化(右下部 X字さらに沈下)	↓	IIe'
66		(1572)	4	9	吉川元春自筆書状	吉川元資	吉川1221	↓	↓	IIe'
67	元亀4	(1572)	5	9	吉川元春書状	粟屋元種・児玉元良	関98(内藤惣兵衛)2	中央縦線の延長化(右下部 X字の上昇)	↓	II f
		1572	6	21	吉川元春書状	野村士悦	野村1-16、関123(野村 作兵衛)16	↓	↓	II f
68	元亀3	1572	8	1	吉川元資・元春連署起 請文	山内元通・隆通	山内247	↓	↓	II f
	元亀3	1572	8	7	吉川元春書状	国造千家義弘	大社1846「千家」			
69	元亀3	1572	8	9	吉川元春書状	国司元武・兼拙斎・ 児玉元良	大社1848「千家」	中央縦線の短縮化(右下部 X字の沈下)	↓	IIe

表3 吉川元春の「花押Ⅲ」署判文書一覧

花押N	年	西暦	月	日	文書名	宛先	典拠	特徴、前花押との変更点			元春花押
70		1572	10	11	吉川元春書状	久芳元和・内海兵庫助	久芳63	中央縦線の延長化(右下部X字の上昇)	左下部の縦線化		Ⅲa1
71		1572	10	12	小早川隆景・吉川元春連署書状	福原貞俊・口羽通良	山口県史Ⅱ「吉見」10	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa1
72		1572	12	2	毛利氏掟(福原貞俊・口羽通良・吉川元春・小早川隆景連署)		毛利404				Ⅲa1
73	元亀4	1573	1	4	吉川元春官途書出	二宮与十郎	吉別377	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa1
74		(1573)	4	3	小早川隆景・福原貞俊・口羽通良・桂元重・吉川元春連署書状	粟屋元種・兼重元宣	毛利842				Ⅲa1
75		1573	9	27	吉川元春書状	久芳賢直	久芳72	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa1
76	元亀4	1573	10	10	吉川元春・桂元重・口羽通良・福原元俊連署禁制	雲樹寺	新修島根県史「雲樹寺文書」				Ⅲa1
77		(1573)	11	23	吉川元春書状	山田出雲守	山田29				Ⅲa1
78	元4	1573	12	8	吉川元春書状	児玉元良・粟屋元種	関98(内藤惣兵衛)3				Ⅲa1
79		(1573)	12	12	吉川元春書状	湯浅将宗	新出湯浅家文書48	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa1
80	天正2	1574	1	21	吉川元春受領書出	江田宮内太輔	江田10		左下部縦線の延長(中下部と拮抗)		Ⅲa2
81		(1574)	3	10	吉川元春書状	全堤庵	新修島根県史「全長寺文書」				Ⅲa2
82		1574	閏11	14	吉川元春書状	御崎政久	大社町史1895「日御碕神社」	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa2
83		1574	閏11	16	吉川元春書状	山田出雲守	山田家文書、関31-36				Ⅲa2
84	天正2	1574	閏11	22	小早川隆景・福原貞俊・口羽通良・吉川元春連署書状	洞春寺	山口県史Ⅱ「洞春寺」35	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa2
85	天正2	1574	閏11	22	小早川隆景・福原貞俊・口羽通良・吉川元春連署書状	洞春寺	山口県史Ⅱ「洞春寺」34	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa2
86		1575	2	22	吉川元春書状	山田出雲守	山田家文書、関31-53				Ⅲa2
87		1575	3	27	吉川元春書状	山田出雲守	山田家文書、関31-34	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa2
88		(1575)	4	20	吉川元春書状	山田出雲守	山田家文書、関31-54	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa2
89		1575	5	17	吉川元春書状	山田出雲守	山田家文書、関31-13	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa2
90		(1575)	6	2	吉川元春書状	山田出雲守	山田家文書、関31-50	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa2
91		(1575)	7	3	吉川元春書状	山田出雲守	山田家文書、関31-51	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa2
92		(1575)	7	11	吉川元春書状	山田出雲守	山田家文書、関31-32	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa2
93		(1575)	7	19	吉川元春書状	山田出雲守・森脇左馬允・寺本玄蕃元	山田家文書、関31-31				Ⅲa2
94		(1575)	10	16	吉川元春書状	山田出雲守	山田家文書、関31-33	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa2
95		(1575)	12	25	吉川元春書状	久芳賢直	久芳64	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa2
96		(1576)	1	25	小早川隆景・福原貞俊・口羽通良・吉川元春連署書状	国司元武	毛利841	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa2
97	天正4	1576	2	5	吉川元春官途書出	石川惣次郎	山口県史Ⅱ「毛利家旧蔵 諸家」46	(中央縦線下部継足し)			Ⅲa2
		1576	3	23	吉川元春書状	都野弥三郎	大社町史1936「鰐淵寺文書」	(中央縦線下部継足し)	左下部縦線と中下部縦線の接近		Ⅲb
		1576	3	23	吉川元春書状	宍道隆慶	大社町史1937「鰐淵寺文書」	(中央縦線下部継足し)			Ⅲb
		1576	6	4	吉川元春書状	山名豊国	大社町史1947「鰐淵寺文書」	(中央縦線下部継足し)			Ⅲb
		1576	6	17	吉川元春書状	鰐淵寺	大社町史1948「鰐淵寺文書」	(中央縦線下部継足し)			Ⅲb
		1576	10	7	吉川元春書状	小笠原長旌	石見小笠原文書5	(中央縦線下部継足し)			Ⅲb
98	天正4	1576	12	11	吉川元春書状	吉川経安	石吉13	(中央縦線下部継足し)			Ⅲb
99	天正5	1577	2	28	吉川元春知行宛行状	吉川経安	石吉14				Ⅲb
	天正5	1577	4	3	吉川元春書状	久利左馬助	久利文書34				Ⅲb
100		1578	6	2	吉川元春書状	古志重信	古志資料集39「牛尾家文書」	(中央縦線下部継足し)			Ⅲb
101		1578	7	2	小早川隆景・吉川元春連署書状	粟屋元種・児玉元貴	山口県史Ⅱ「毛利家旧蔵 児玉」42	(中央縦線下部継足し)			Ⅲb
102		1578	7	12	吉川元春自筆書状	一色藤長	吉川1466	(中央縦線下部継足し)			Ⅲb
		1578	10	29	吉川元春書状	小早川隆景	県史IV507 三原城城壁文書(指崎寛一郎氏旧蔵)5	(中央縦線下部継足し)			Ⅲb
103		1578	11	28	吉川元春書状	古志重信	古志資料集41「牛尾家文書」	(中央縦線下部継足し)			Ⅲb
104	天正7	1579	2	13	吉川元春自筆知行宛行状	宮庄経言	吉川693	(中央縦線引き直し)			Ⅲb
		1579	9	7	吉川元春自筆書状	小早川隆景	小早川386	(中央縦線下部継足し)			(Ⅲb)
105		1579	9	10	吉川元春書状	多賀長若丸(元忠)	井原家文書207				Ⅲb
106		1579	11	1	吉川元春自筆書状	宮庄経言	吉川1242	(中央縦線下部継足し)		左下部縦線下端が開く	Ⅲc
	天正7	1579	11	20	吉川元春・同元長連署願文	杵築大明神	大社町史 古代・中世1985「千家家文書」				Ⅲb
107		1579	11	22	吉川元春自筆書状	二宮春澄	吉別371				Ⅲb
		1579	12	3	吉川元春書状	小早川隆景	広大文学部所蔵				Ⅲc

	天正7	1579	12	14	吉川元春・元棟・経言・元長連署願書	嚴島両大明神	県史Ⅱ「嚴島野坂」836	(中央縦線下部 継足し)	↓	×	Ⅲb
		1579	12	25	吉川元春書状	棚守元行・房頭	県史Ⅱ「嚴島野坂」837	(中央縦線下部 継足し)	↓	×	Ⅲb
		1580	1	26	吉川元春・小早川隆景連署書状	平佐就之	毛利843	(中央縦線下部 継足し)	↓	×	Ⅲb
		1580	閏3	6	吉川元春自筆書状	兼重元宣	小早川387				
108		1580	閏3	9	吉川元春自筆書状	宮庄経言	吉別310	(中央縦線引き 直し)	(左下部縦線 「イ」字形)	×	Ⅲb'
		1580	閏3	21	吉川元春書状	西楽寺	新修島根県史「西楽寺文書」	↓	↓	×	Ⅲb
109		1580	5	10	吉川元春自筆書状	宮庄経言	吉川1239	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
110		1580	6	21	吉川元春書状	益田元祥	中世の益田54	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
	天正8	1580	9	1	吉川元春寄進状	勝宿大名神	鳥取県史「加知弥神社文書」				
111		1580	9	8	吉川元春自筆書状	宮庄経言	吉川1237	(中央縦線下部 継足し)	↓	×	Ⅲb
		1580	9	13	吉川元春書状	秋上良忠	新修島根県史所収 秋上文書1				
112		1580	9	16	吉川元春自筆書状	吉川経言	吉川1238	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
113	天正8	1580	10	5	吉川元春書状	吉川経安	石吉16	↓	↓	↓	Ⅲc
114	天正8	1580	10	27	吉川元春書状	吉川経安	石吉17	↓	↓	↓	Ⅲc
		1580	12	22	吉川元春自筆書状	吉川元長	吉川1227	↓	↓	×	Ⅲb
115		1580	12	24	吉川元春自筆書状	吉川元長	吉川642	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
116		1580	12	28	吉川元春自筆書状	吉川元長	吉川1222	(中央縦線下部 継足し)	↓	×	Ⅲb
117		1581	1	6	吉川元春自筆書状	(吉川元長)	吉別737	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
118		1581	1	14	吉川元長・元春連署書状	吉川経家	石吉134	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
119		1581	1	14	吉川元長・元春連署書状	吉川経家	石吉135	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
120		1581	2	1	吉川元春自筆書状	吉川経言	吉川1229	(中央縦線下部 継足し)	↓	×	Ⅲb
		1581	2	9	吉川元春書状	勝宿神主	鳥取県史「加知弥神社文書」				
121		1581	2	17	吉川元春自筆書状	吉川元長	吉川1223	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
122		1581	4	12	吉川元春自筆書状	吉川元長	吉川1224	(中央縦線下部 継足し)	↓	×	Ⅲb
		1581	4	20	吉川元春書状		林愛吉氏旧蔵文書3	↓	↓	↓	Ⅲc
123		1581	6	11	吉川元春自筆書状	吉川元長	吉川1225	(中央縦線下部 継足し)	↓	×	Ⅲb
124		1581	6	11	吉川元春・経言・元棟連署書状	吉川元長	吉川1226	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
125		1581	6	13	吉川元春・かかい連署書状	吉川経言	吉川1240	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
126		1581	7	4	吉川元春自筆書状	吉川経言	吉川1241	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
127		1581	7	11	吉川元春書状	山県善右衛門尉	山県家文書10	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
128		1581	7	12	吉川元春書状	山県善右衛門尉	山県家文書11	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
129		1581	7	17	吉川元春書状	山県善右衛門尉	山県家文書12	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
130		1581	7	23	吉川元春書状	山県善右衛門尉	山県家文書13	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
131		1581	7	23	吉川元春書状	山県善右衛門尉	山県家文書14	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
132		1581	8	7	吉川元春書状	山県善右衛門尉	山県家文書4	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲb
133		1581	9	13	吉川元春自筆書状	吉川元長	吉川1228	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲb
134		1581	11	15	吉川元春書状	井原元尚	井原家文書139	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
135	天正10	1582	2	16	吉川元春・元長連署安堵状	周伯惠雍	吉別24	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc'
136		1582	5	22	吉川元春書状	桂就宣・岡元康	新出岡家文書28	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc'
137		1582	5	23	吉川元春書状	岡元康	新出岡家文書29	↓	↓	↓	Ⅲc'
		1582	6	28	吉川元春書状	棚守房頭・元行	県史Ⅱ「嚴島野坂」838	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲb
138	天正10	1582	9	3	吉川元長・元春連署知行宛行状	吉川経安・経実	石吉19	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
	天正10	1582	9	24	大山寺再興棟札		「鳥取県史 2 中世」所収「大山寺所蔵文書」245				
139		1582	11	27	吉川元春書状	益田全鼎(藤兼)	益田332	↓	↓	↓	Ⅲc'
		1583	閏1	9	吉川元春書状	棚守元行	県史Ⅱ「嚴島野坂」839	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
	天正11	1583	閏1	12	小早川隆景・吉川元春連署起請文	伊賀与三郎	埼玉県立文書館保管 井原家文書・閏29-6	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
140		1583	閏1	21	吉川元春書状	雑務御房	吉川1467	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
		1583	3	23	吉川元春書状	浄音寺・神主左衛門尉・別火長門守	大社2049「秋上」				
141	天正11	1583	4	26	吉川元春・元長連署安堵状	洞泉寺周存	山口県史Ⅱ「洞泉寺」4	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
142	天正11	1583	8	18	吉川元春一字書出	吉川龜寿丸(経実)	石吉165	↓	↓	↓	Ⅲc
143		1583	8	24	吉川元春書状	二宮俊実	吉別340	↓	↓	↓	Ⅲc
144	天正11	1583	9	6	吉川元春・元長連署安堵状	吉川経実	石吉20	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc
145		1583	9	30	吉川元春自筆書状	西禅寺	吉別22	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	Ⅲc

146		1583	10	14	吉川元春書状	吉川経実	石吉163	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	IIIc
147		1584	2	8	吉川元春・元長連署書状	吉川経言	吉川1244	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	IIIc
148		1584	3	晦	吉川元春書状	児玉塩法丸(元光)	児玉家文書5	↓	↓	↓	IIIc
		1584	4	1	吉川元春書状	桜尾御局	県史V「天野毛利」 101	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	IIIc
149		1584	5	14	吉川元春書状	山内隆通	山内299	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	IIIc
		1584	7	晦	吉川元春・元長連署書状	和多坊	大社2084・鰐淵寺文 書360	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	IIIc
	天正12	1584	8	26	吉川元春・元長連署書状	鰐淵寺和多坊永哉律 師	鰐淵寺文書363	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	IIIc
		1584	8	26	吉川元春・元長連署書状	児玉春種	鰐淵寺文書362	↓	↓	↓	IIIc
		1584	10	10	吉川元春・元長連署書状	竹本法印	鰐淵寺文書367	↓	↓	↓	IIIc
		1584	11	4	吉川元春書状	児玉元貫	大社2187「日御碕神 社文書」	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	IIIc
150	天正13	1585	2	20	吉川元長・元春連署安堵状	二宮長正	吉別342	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	IIIc
151	天正2	1574	8	22	吉川元春知行宛行状	二宮俊実	吉別343	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	IIIc
152	天正13	1585	2	21	吉川元春知行宛行状	二宮長正	吉別331	↓	↓	↓	IIIc
		1585	3	24	吉川元春書状	益田元祥	益田資料集61	↓	↓	↓	IIIc
	天正13	1585	3	□	吉川元春書状	児玉元良・井上就重	新修島根県史「真名 井神社文書」	↓	↓	↓	IIIc
		1585	5	4	吉川元春自筆書状	七尾五もし	小早川388				
		1585	8	20	吉川元春書状	神主殿・別火殿	大社2156「秋上家文 書」				
		1585	閏8	7	吉川元春書状	日御碕殿	大社2160「日御碕神 社文書」	↓	↓	↓	IIIc
		1585	閏8	17	吉川元春書状	日御碕殿	大社2161「日御碕神 社文書」	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	IIIc
		1585	9	13	吉川元春書状	神主左衛門尉	秋上家文書173				
153	天正13	1585	9	吉	吉川元春・元長連署寄進状	伊弉册大明神	秋上家文書178	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	IIIc
	天正13	1585	10	23	吉川元春書状	浄音寺	新修島根県史「北島 文書」				
		1585	11	28	吉川元春書状	久利左馬助	久利文書38	↓	↓	↓	IIIc
154		1586	1	27	小早川隆景・吉川元長・元 春連署書状	児玉元兼	山口県史II「毛利家 旧蔵 児玉」49	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	IIIc
155		1586	3	3	吉川元春書状	山内隆通	山内302	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	IIIc
156		1586	7	27	吉川元春書状	仁保元棟	阿川毛利5	(中央縦線下部 継足し)	↓	↓	IIIc
157		1586	9	1	吉川元春書状	仁保元棟	阿川毛利7	↓	↓	↓	IIIc
158		1586	9	25	吉川元春書状	仁保元棟	阿川毛利8	↓	↓	↓	IIIc



1 天文16.8.25 2 1548.6.20以降 3 天文19.12.13 4 天文19.12.13 5 天文19.12.13 6 天文20.3.10 7 天文20.10.5



8 天文21.7.26 9 天文22.3.3 10 天文22.3.3 11 1554.5.23 12 弘治元.12.29 13 12.29 14 1557.11.26



15 永祿2.9.6 16 永祿3.6.28 17 永祿3.11.24 18 1561.3.11 19 1561.壬3.10 20 1561.12.18 21 1562.1.4



22 1562.1.13 23 永5.2.15 24 永祿5.3.26 25 1562.5.3 26 1562.5.8 27 1562.6.18 28 1562.6.18 29 1562.6.19



30 1563. 3. 27 31 1563. 3. 27 32 1563. 3. 29 33 1563. 4. 15 34 永禄6. 11. 13 35 永禄6. 12. 13 36 1564. 7. 24 37 1564. 12. 29



38 永禄8. 12. 28 39 永禄9. 2. 15 40 永禄9. 2. 16 41 1567. 3. 14 42 永禄10. 9. 8 43 1567. 11. 20 44 1567. 12. 3 45 永禄11. 1. 5



46 1568. 6. 9 47 1568. 6. 10 48 1568. 7. 9 49 1569. 壬5. 28 50 1569. 11. 1 51 1569. 12. 16 52 永禄12. 12. 吉 53 1570. 1. 5



54 1570. 1. 5 55 1570. 2. 7 56 1570. 2. 20 57 1570. 4. 9 58 1570. 4. 17 59 永禄13. 12. 26 60 1571. 5. 16 61 元龟2. 5. 23 62 元龟2. 6. 26



63 1571. 7. 10



64 1571. 8. 27



65 1572. 3. 14



66 1572. 4. 9



67 元龜4(1572カ). 5. 9



68 元龜3. 8. 1



69 元龜3. 8. 9



70 1572. 10. 11



71 1572. 10. 12



72 1572. 12. 2



73 元龜4. 1. 4



74 1573. 4. 3



75 1573. 9. 27



76 元龜4. 10. 10



77 1573. 11. 23



78 元4. 12. 8



79 1573. 12. 12



80 天正2. 1. 21



81 1574. 3. 10



82 1574. 閏11. 14



83 1574. 後11. 16



84 天正2. 閏11. 22



85 天正2. 閏11. 22



86 1575. 2. 22



87 1575. 3. 27



88 1575. 4. 20



89 1575. 5. 17



90 1575. 6. 2



91 1575. 7. 3



92 1575. 7. 11



93 1575. 7. 19



94 1575. 10. 16



95 1575. 12. 25 96 1576. 1. 25 97 天正4. 2. 5 98 天正4. 12. 11 99 天正5. 2. 28 100 1578. 6. 2 101 1578. 7. 2 102 1578. 7. 12



103 1578. 11. 28 104 天正7. 2. 13 105 1579. 9. 10 106 1579. 11. 1 107 1579. 11. 22 108 1580. 壬3. 9 109 1580. 5. 10 110 1580. 6. 21



111 1580. 9. 8 112 1580. 9. 16 113 天正8. 10. 5 114 天正8. 10. 27 115 1580. 12. 24 116 1580. 12. 28 117 1581. 1. 6 118 1581. 1. 14



119 1581. 1. 14 120 1581. 2. 1 121 1581. 2. 17 122 1581. 4. 12 123 1581. 6. 11 124 1581. 6. 11 125 1581. 6. 13 126 1581. 7. 4



127 1581.7.11 128 1581.7.12 129 1581.7.17 130 1581.7.23 131 1581.7.23 132 1581.8.7 133 1581.9.13 134 1581.11.15



135 天正10.2.16 136 1582.5.22 137 1582.5.23 138 天正10.9.3 139 1582.11.27 140 1583.閏1.21 141 天正11.4.26



142 天正11.8.18 143 1583.8.24 144 天正11.9.6 145 1583.9.30 146 1583.10.14 147 1584.2.8 148 1584.3.晦



149 1584.5.14 150 天正13.2.20 151 天正2.8.22 152 天正13.2.21 153 天正13.9.吉 154 1586.1.27 155 1586.3.3 156 1586.7.27 157 1586.9.1 158 1586.9.25

鎌倉末・南北朝期の芸石吉川氏に関する覚書

増田実

はじめに

安芸・石見の在地領主である吉川氏は、毛利元就の次男である元春が家を嗣いで、山陰支配を中心に戦国期の毛利氏権力において重要な役割を果たしたことでよく知られている。しかし、その知名度に比して、実態は明らかにされていない部分が多い。

本稿では、南北朝期の吉川氏の動向について整理して、安芸・石見の両国にわたる吉川氏の基本的性格を確認しておきたい。吉川氏の史料を繙いて、当該期の吉川一族の多さに辟易した経験を持つ人も少なくないのではないだろうか。そのような史料の残り方は、「南北朝動乱期に入って統制に服さない一族が多くなり、弱体となった」というような評価につながったものと思われる。このような評価は、惣領の統制が武士団全体に及んでいるのが通常の状態であるとする惣領制理解の研究段階のものであるが、惣領・庶子の関係を明らかにしていくことは依然として重要な課題として残されており、それを主題とした錦織勤氏の研究もある⁹⁾。しかし、いうまでもなく惣庶関係のみで当該期の武士団の実態が明らかになるわけではない。当該期の武士団にとって、最も重要なことの一つは軍事行動にある。また、軍事行動の検討は、惣庶関係を考察する際の基礎的情報としても重要であると思われる。

当該期の吉川氏の史料には、前述の通り数多くの吉川一族が登場するが、所領関係とともに軍忠状などを中心とする軍事行動に

ついて示すものが殆どである。そして、この豊富な史料は当該期の安芸・石見の政治・軍事動向を示すものとして利用されてきた。しかし、その殆どは安芸、石見、それぞれの国における動向を描くために利用されているため、安芸国の動向を記したものは石見国、石見国の動向を記したものは安芸国に対する記述が欠けており、両国にまたがって存在する吉川氏に視座をおいて、トータルで整理したものはないように思われる。この点は既に錦織氏も批判しているところであるが、錦織氏の研究は所領の継承を中心に論述されているため、軍事的動向までは十分に整理されていないように思われる。

そこで本稿では、南北朝期の吉川氏の動向について整理して、その上で吉川氏の基本的性格について見通しを述べてみたい。

一 鎌倉期における一族分出

吉川氏の一族分出の様相については前述の錦織氏の研究があり、従うべき点も多いが、本稿の議論の前提として再確認しておきたい。

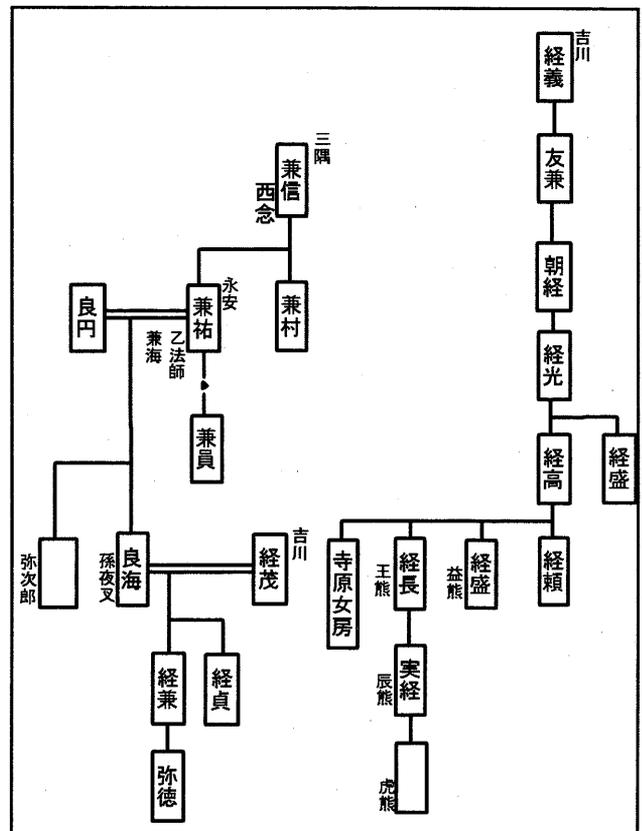
駿河国入江庄の入江氏の庶家にあたる経義が同庄内吉川村を領して吉川を名乗ったのが吉川氏の初めであるとされている。その後、正治二年(一一二〇)正月に朝経に播磨国福井庄地頭職が与えられ、さらに経光の時に承久の乱の戦功によって安芸国大朝本

庄を獲得している。錦織氏はこれらの所領の内、播磨福井庄の主要部分は経光子の経盛の系統が相続（以下、播磨系と呼ぶ）、安芸大朝本庄の主要部分は経高の系統に相続されたのであろうとされているが、従うべきであろう（以下、安芸系と呼ぶ）。

そしてこれらとは別に経茂の女房である尼良海（孫夜叉）の実家である永安氏からもたらされた所領として、石見国永安別府・益田庄内小弥富・寸津浦・美磨博・庄久保がある。これらの所領は良海の実家永安氏を嗣いだ兼員との間の相論の結果、良海と兼員との間で半分づつに分けられた。この所領に経茂が経高より譲られていた大朝本庄鳴滝村を加えたものが経茂の子孫に相続された（以下、石見系と呼ぶ）。この経茂は伝来の系図上は経高の子とされているが、錦織氏は経高の弟ではないかと推測している。ここでは判断を留保しておく。

さらに、安芸系について経高以後を見ておくと、元応二年（一三二〇）十一月十八日吉川経頼置文⁽⁴⁾では、大朝本庄の内、益熊（経盛）に故入道殿（経高）後家一期分・田原・竹原を、王熊（経長）に大塚・妻鹿原を、寺原女房にそうけんた名・長老御前のたけみつ名を譲ることに子細を申さないとしている。

鎌倉期の一族分出については凡そ以上の通りであるが、播磨系の所領、名字の地である駿河吉川村については、史料の制約があつて詳しくたどることができないので、本稿の検討は安芸・石見の吉川氏が中心となることをお断りしておきたい。



二 南北朝期吉川氏の軍事行動

本章では、南北朝期の吉川氏の軍事行動を検討して、そこから吉川一族の結び付きを探ってみたい。

当該期の吉川家文書の中から軍忠状・着到状・感状を元にそれぞれの戦闘について参加者を整理したのが次ページの表である。その際に代官による参陣も区別しなかった。軍事関連の文書としてはその他に、軍勢催促状も少なからず存在するが、催促に応じたか否かは判断できないので割愛した。表中の「内容」欄に「神妙」「感悦」の語がある行は、感状（書状形式のものも含む）を

年	西暦	月	日	内容	動機	戦場	分類	陣営	証判・注申・感状	味方	敵	経長	束経(兵船)	越前	師平	越前	越時	経久	経忠	経直	経貞	経信	経景	経秋?	備考	
元弘3	1333			船上に馳参			遠征	後醍醐	某1039			大朝木氏 後村朝光 後醍醐	大朝木氏 後醍醐	福井氏 後醍醐	大朝木氏 一分地所	津浦村 地所	越河 有阿蘇約 【勝力費】	龍田村/3 【勝力費】 大朝木氏 龍田村	?	?	木安野村 福原 大朝木氏	大朝木氏 福原 木安野村	福原氏 福原氏 福原氏	福原氏 福原氏 福原氏		
元弘3	1333			長州に馳参			遠征	後醍醐	某1039																	
元弘3	1333			四所防合戦			周防	遠征	後醍醐	某1039																
建武2	1335	12	5	馳参	新田右衛門佐義の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武2	1335	12	7	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武2	1335	12	24	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武3	1336	1	13	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武3	1336	5	10	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武3	1336	5	18	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武3	1336	6	5	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武3	1336	6	27	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武3	1336	6	藤	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武3	1336	7	4	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武3	1336	7	20	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武3	1336	8	22	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武3	1336	8	23	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武3	1336	8	25	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武3	1336	8	28	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武3	1336	10	3	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武3	1336	10	11	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武3	1336	11	3	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武4	1337	4	5	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武4	1337	7	26	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武4	1337	8	22	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武4	1337	9	4	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武5	1338	1	10	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武5	1338	1	20	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武5	1338	2	28	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武5	1338	3	10	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武5	1338	3	13	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武5	1338	3	15	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武5	1338	3	16	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
建武5	1338	5	22	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
暦応2	1339	10	13	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
暦応3	1340	10	10	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
暦応4	1341	7	10	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
暦応4	1341	7	21	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
暦応4	1341	7	29	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
暦応4	1341	8	4	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
暦応4	1341	8	22	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
暦応4	1341	8	8	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
康永1	1342	2	1	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
康永1	1342	2	12	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
康永1	1342	2	18	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
康永1	1342	2	21	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
康永1	1342	3	17	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
康永1	1342			馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
康永2	1343	8	7	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
康永2	1343	8	20	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
貞和2	1346	6	21	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
貞和4	1348	2	11	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
貞和4	1348	3	22	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
貞和4	1348	4	9	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	
貞和4	1348	8	28	馳参	新田義成討伐の爲		遠征	後醍醐	某1039																	

根拠とする記述であり、その「年」「月」「日」は感状中に明記されていない限り、感状の発給日を記したため、厳密には「内容」はその行の「年」「月」「日」に起きたことではないが、便宜上同じように扱った。「動機」欄には、軍事行動の原因となる敵の軍事行動、あるいは参陣のきっかけとなる守護などによる催促が史料中に表記されている場合に記した。「分類」欄には、軍事行動が自国（「国内」）で行われたものか、他国へ「遠征」したものであるかの区別について、（全ての人物について全ての所領が分かるわけではないし、そのどれが本拠であるのか確定することは難しい⁵⁾）あくまで目安に過ぎないが名前の下に記した所領から本拠を判断して記した。ただし、他国へ向けての軍事行動の途中での自国の軍忠については「遠征」として処理した。

後述のように南北朝期の吉川氏の軍事行動のうち、安芸・石見における戦闘は一連のものとして理解すべきと考えられるので、吉川氏の軍事行動は、①畿内・近国における戦闘、②九州における戦闘、③安芸・石見における戦闘の三種類にほぼ分けることが出来る⁶⁾。

【畿内・近国における戦闘】

足利尊氏が光厳上皇を奉じて入京した建武三年（一三三六）六月の比叡山合戦⁷⁾を始めとする畿内の戦闘には、経時・経久らが参戦している。中でも八月の中賀茂合戦に参戦するためのものがある⁸⁾。吉川一族着到状（「吉川」一〇三四）には、経忠・経時・経直・経貞・経信・経朝・経久・辰熊丸代・高橋玄暁・志道原為成の十人が見えている。小林宏氏は、この十名は吉川一族のそれぞれに系列における惣領として領主支配を行っている者で、それぞれの代表として一族相寄り合う形で勤仕しているのであって、

外部に対する吉川一族としての結束は強いものを有していたとされる⁹⁾。この史料によって「外部に対する吉川一族としての結束は強いものを有していた」ことまでの評価を導き出すのは困難であると思われるが、安芸系（大朝莊）の辰熊丸（代）ら、後に悔返されるまでは石見系（永安別府以下）の嫡子である経貞¹⁰⁾、播磨福井莊の惣領地頭である経朝¹¹⁾が、並んで一通の着到状に見えていることは、小林氏の指摘の如く、三つの系統を超えた吉川氏の結び付きが何等かの形で存在したことを示唆している。そして、そのことが首肯されるとすれば、同じくこの着到状に見えている高橋孫五郎入道玄暁・志道原孫三郎為成の二人についても吉川一族との間に何等かの関係を想定できるかもしれない。このうち高橋孫五郎入道はこれに引き続いての戦闘に「時之軍奉行」と見える人物であるが、志道原孫三郎為成は、安芸国山県郡志道原莊の在地領主であろう。後述する石見系吉川氏に所領を伝えた尼良海の母である尼良円と凡為経との間に想定される関係を考えると、「為」の字を持っているこの人物は、山県郡凡氏の一族である可能性が高く、吉川氏との間に姻戚関係が存在したのかもしれない。建武四年（一三三七）夏の小俣来全に率いられた丹後における戦闘、建武五年（一三三八）春の南都・八幡・天王寺合戦には経時・経久が参加している。やや時代の下った観応三年（一三五二）に赤松則祐に率いられた播磨系の経景が参加した戦闘とともに、感状が（守護からではなく）足利政権（足利直義・足利義詮）から直接出されている点特徴であろう。このことは足利政権の存立に直接的に関わる戦闘であったことを物語っているように思われる。

【九州における戦闘】

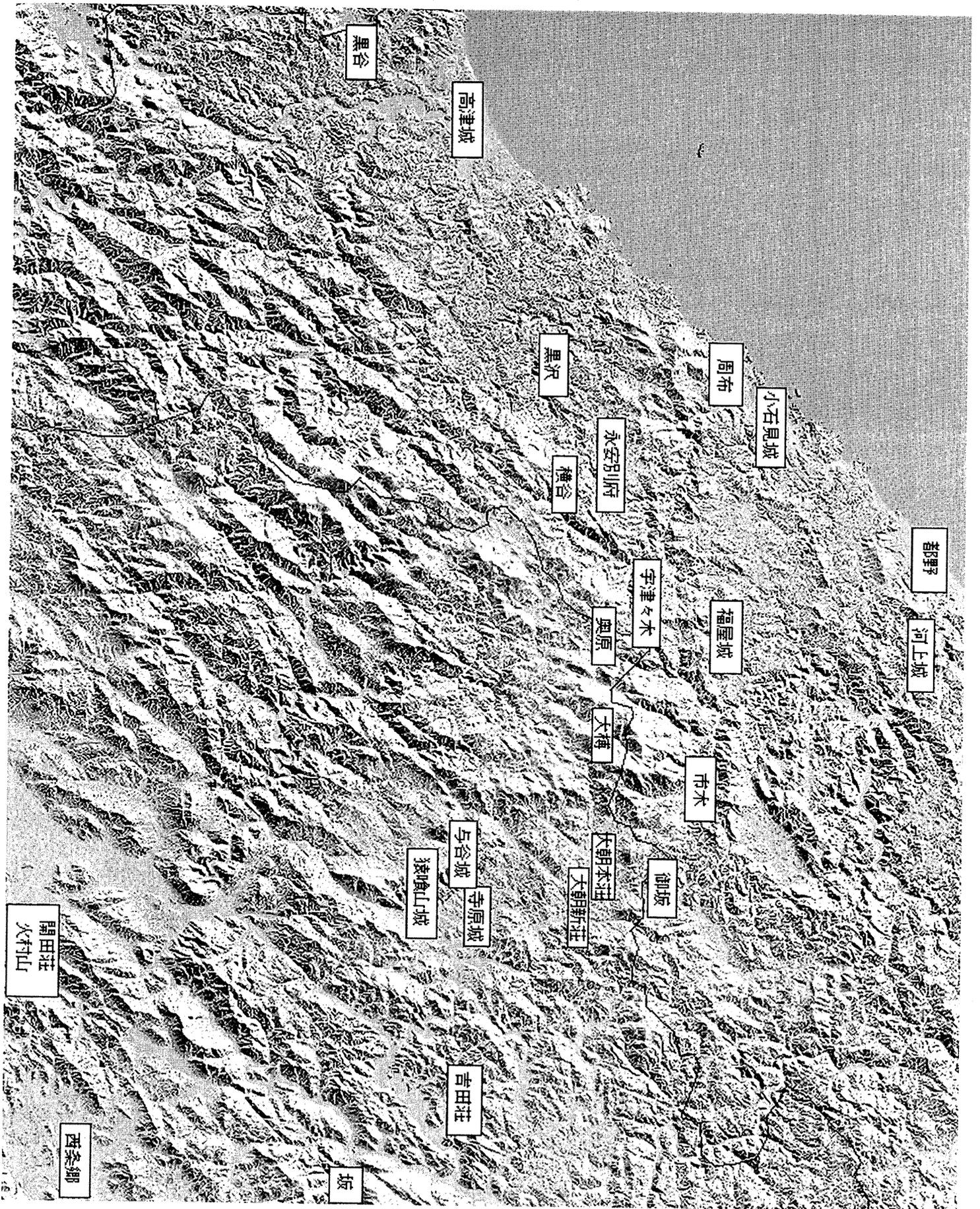
九州への遠征は、南北朝期も終盤にさしかかった段階、応安四年（一三七一）十二月に九州に渡海してその攻略にあたった今川了俊及びその弟仲秋に従軍したものである（了俊はその間九州にずっと留まっているわけではない）。豊前・筑前・筑後へと進軍していった攻略目的の地は、南朝勢力の柱の一つである菊池氏の根拠地の肥後であった。肥後山鹿の陣に至るまで経見が従軍しているが、永和三年（一三七七）夏、板井原の陣以来の戦闘には、いずれも大長庄庶子（大朝庄一分地頭・大朝庄地頭一分庶子）である千鶴丸代（「吉川」一一〇三）・但馬雅楽助経中（「吉川」一一〇四）、吉河縫殿助経重（「吉川」一一〇五）、甲斐守経房（「吉川」一一〇八）・虎熊丸代（「吉川」一〇五六）の参加が確認できるが、その軍忠状は非常に特徴的である。特に今川仲秋が証判を据えている千鶴丸代と但馬雅楽助経中のものに顕著に認められる特徴であるが、大「朝」庄を大「長」庄、永和「四」年を永和「二」年と記すに至るまで文言が酷似しているのである。その違いは軍忠状提出の人名を除けば、わずかに「軍忠」が「忠節」に、「御見知之上」が「御見知上」に、「為備向後亀鏡」が「為備後証」になっているだけである。また、今川了俊証判の虎熊丸代と甲斐守経房のものも、人名以外に「一分地頭」が「地頭一分庶子」に、「馳参」が「差進」に（これは代官派遣に伴う変化であろう）、「彼城」が「彼城藤崎」に、「軍功之段」が「軍功」になっているだけで、他は同じである。これらは、同一の雛形によって軍忠状を作成したとしか考えられない。今川氏が雛形を示して軍忠状を提出せよと命じた可能性もあるが、吉川一族が軍事行動を共にする中で共同で作成したものであると思われる。

【安芸・石見における戦闘】

建武二年（一三三五）十一月に建武政権に反旗を翻した足利尊氏に応じた安芸守護武田信武のもとには、同十二月に安芸国人が続々と参陣したが、吉川氏からは大朝本庄一分地頭の師平、同一分地頭の辰熊丸代を確認することが出来る。二四日、信武は師平らを従えて官方を唱えて安芸矢野城に拠った熊谷蓮覚らを攻め、二六日矢野城は陥落するが、同日師平は討死する。なお、この矢野城合戦に辰熊丸（代）が参戦した形跡は認められない。

一方、石見においては建武三年（一三三六）正月、高津長幸が城郭を構え楯籠った高津郷小山を石見津淵村地頭⁽²⁾の吉川経明が益田弥二郎と共に攻め寄せ、降参させている。この時の軍事指揮者は不明である。さらに経明は五月十日、石見守護上野頼兼に率いられて、上黒谷城に攻め寄せている。

翌建武四年（一三三七）四月、頼兼は寄せて来た凶徒等を防戦した辰熊丸代小林左衛門三郎のことを褒すとともに三隅への発向を指示している。ここで注目されるのは、石見の守護である頼兼が安芸の地頭の辰熊丸代の防戦を褒し、石見三隅への軍勢催促を行っていることである。吉川辰熊丸（実経）の所領としては、安芸の大朝本庄枝村内、大塚・妻鹿原、下本治預所職が知られるが、この他に石見にも所領を持っていると考えられることで説明が出来る。その推測を裏付けるのは、翌建武五年（一三三八）正月に大朝本庄一分地頭吉河辰熊丸代景成が寄せて来た石州凶徒を「領内横谷之容害」に馳せ向かって追いつ返している事実⁽¹⁾である。この横谷を、近世以降の郷帳類では長安村に含まれる石見国那賀郡横谷村に比定したい。そうならば、大朝本庄一分地頭の辰熊丸代が、領内横谷に「馳向」っていることも説明しやすい。ここが石見系吉川氏の所領である永安別府の荘域に含まれていたと考えれば、



安芸系吉川氏も石見系の所領を併せ持つていたことになる。石見系吉川氏も安芸大朝本庄鳴滝を併せ相伝していることは前述したが、安芸系・石見系ともに安芸・石見双方の所領を持つていたのではないだろうか。

同年三月十日、石見の南朝軍は再び安芸に乱入し、今度は横谷要害を破り、一気に南下し、開田火村山に城郭を構え楯籠った⁽¹⁴⁾。これに対して武田氏は守護代福嶋を発向させ、辰熊丸代らもこれに随い、十五日から廿日にかけて合戦し、廿日には城内に打ち入り退治している。この一連の合戦は、石見から安芸北部に攻め入る合戦が局部的な戦闘に留まらず、一週間もしない内に安芸南部まで波及することを物語っている。

このような事態に対し、暦応四年（一三四一）七月、安芸守護武田氏信は石見の南朝方を直接退治することで安芸の治安を守ろうとしたのである。氏信の催促に吉川辰熊丸らが応じて七月十日、大朝新庄に馳参じ⁽¹⁵⁾、廿一日には大樽、廿九日には奥原に陣を進め、石見の南朝方を待ち受けていた処、八月四日に南朝方の陣取った宇津々木に攻め上り河上城の孫三郎入道・五郎左衛門尉父子を降参させている。さらに廿二日には大和田城の都野保通、邑智宗連以下も降参している⁽¹⁶⁾。都野・邑智の降参と前後して八月八日より福屋城を取巻き、翌暦応五年（一三四二）二月一日に福屋兼景⁽¹⁷⁾・舎弟修理亮を降参させる。同十二日には福屋城より小石見城に発向し、十七日に惣大将将新田義氏・周布兼氏、同夜に小石見城の井村兼雄以下を降参させ、十八日に周布に発向している。そして廿一日に三隅城に発向し、三月十七日に鳥屋尾城を退治し、その後大多和外城の高津孫三郎・波多野彦三郎・河越安芸守・徳屋彦三郎等を降参させている。

この武田氏信の動きは、石見守護上野頼兼と示し合わせたもの

と思われ、頼兼は暦応四年七月、「石州凶徒退治事、自東西被詰之旨候」と記して吉川経明に永安への打入りを催促する⁽¹⁸⁾。とともに、自らは御神本（益田）兼躬らを率いて石見国凶徒退治のため東方に廻っている⁽¹⁹⁾。自ずと西方より詰めるのが武田氏信ということになる。この連携は翌暦応五年に至っても採られていたものと思われ、安芸勢が三隅城に転進した二月廿一日の翌日に、御神本兼見らを率いて三隅信性城に発向している⁽²⁰⁾。

この安芸・石見共同作戦において重要な役割を果たしたのが吉川氏である。すなわち、暦応五年二月廿六日、上野頼兼は吉川経明に対して、「為安芸勢案内者」して井村に馳向うことを求めている⁽²¹⁾。津淵村地頭の経明は尼良海の庶子として（経貞への譲りを悔い返してからは嫡子とされる）、石見系吉川氏の所領（永安別府以下）の一分を得ているから、やはり石見系吉川氏の所領の一分を持つ安芸系の吉川氏との繋がりを保持していたのである。その繋がりが、安芸系吉川氏の辰熊丸ら安芸勢の案内者として石見の案内をすることができることとともに求められたものと思われる。

安芸勢が引き返した後も、吉川経明が上野頼兼に率いられて、黒沢山城、都野郷、三隅城周辺での戦闘に従事している。

そして、足利直冬が中国地方の経営に着手し始めるようになる貞和六年（観応元年、一三五〇）になると、宮方・幕府方・直冬方の三方が入り組んださらに複雑な政治情勢が見られるようになる。

この年五月廿日に参陣してきた吉川実経代須藤景成らを率いた武田氏信は、西条一族吉岡氏、山形氏以下の安芸の在地勢力が西条郷に城郭を構え楯籠ったのに対して発向して追い落とし、さらに吉田庄から寺原・与谷城に転じた大将相模治部権少輔・毛利親

胤、寺原・与谷城に拠った寺原時親、猿喰山城に楯籠った山形為繼・壬生道忠らに対して六月八日に発向、道祖多尾で散々合戦、追い落としている⁽²³⁾が、この六月八日の戦闘において五月より直冬方としての旗幟を明らかにした吉川経盛は武田氏信の軍勢と戦い家子若党に疵を受けている⁽²⁴⁾。この戦闘において武田氏信と戦っている大將は「先代一族相模治部権少輔」⁽²⁵⁾であることは注目される。経盛らは中国大將軍として石見に下着した桃井左京亮⁽²⁶⁾らに率いられた直冬方としての戦闘参加であるが、安芸の在地勢力は「先代一族」⁽²⁷⁾北条氏を旗頭としているのである。このことは、安芸の在地勢力の戦闘が幕府⁽²⁸⁾武田方の支配に対しての抵抗運動であることを示唆している⁽²⁷⁾が、そのような動きと連携して直冬方は勢力を扶植していこうとしたのであろう。ここでも安芸と石見の軍事動向は連動しているのである。

観応三年（文和元年、一三五二）十一月の安芸寺原合戦等においても吉川氏は石見系の経兼と、安芸系の実経とが相対する陣営（直冬方・武田方）に属している。この戦いは直冬方による坂城後攻という位置付けが与えられるが、坂城には毛利親衡が楯籠っており、先の一連の戦いと似た性格が認められる。

このように芸石における戦いは、観応の擾乱期には陣営を異にして参加している事例が認められる。現在伝来している吉川氏の史料の範囲では、足利尊氏が建武政権に反旗を翻して以降、直冬方としてでない形での方としての活動は認められないが、直冬権力のことは足利政権の後継者として認識されていたのである。吉川氏の事例ではないが、直冬方の一族が盟約を結んだ貞和七年十月二日山内一族一揆契約連署起請文（「山内」二五）では、「浴武家御恩之上者」御方⁽²⁹⁾直冬方において軍忠を致す、としている。

おわりに——芸石吉川氏の基礎的性格

以上、散漫な記述になってしまったが、最後に後述を約していた尼良円と凡為経との関係について触れておきたい。

年月日未詳尼良円申状案（「吉川」一一二八）は、永安別府以下地頭職を亡夫永安兼祐（法名兼海）の素意に任せて孫夜叉へ譲与する上は安堵下文の発給を求めたものであるが、その際良円の代人として凡為経が現れている。この文書は案文であり、しかも「良円代凡為経」の「代凡為経」は抹消されているが、良円の代人として凡為経が想定し得たことは認めてもよいだろう。この凡為経は安芸国の山県郡・高田郡・賀茂郡などに盤踞する国造以来の在地豪族凡氏と思われる。ここで凡為経があらわれてくるのは、良円・永安氏との間に姻戚関係か何かが存在したからではないだろうか。そうであるとすると、鎌倉後期に凡氏と永安氏とが共同で権力に働きかける動きが存在し得たことになる。この時期のこのような動きは一族一揆の原型とも評価できるのではないだろうか。

安芸系吉川氏・石見系吉川氏のいずれも安芸・石見双方に所領を持つていて（もちろん分割相続の中で、どちらかしか持たない者も数多くいただろうが）、そこを通して両吉川氏の間に関わりが保持されていたと推測されることは前述したが、石見吉川氏はそれに加えて、本家永安氏を介して安芸の生え抜きの豪族である凡氏などの在地勢力との繋がりを持ち得たものと思われる。そしてそのことが、石見系吉川氏の経明が、南北朝初期の上野頼兼・観応擾乱期の足利直冬に「安芸勢案内者」としての機能を期待さ

れることに繋がり、経明の系統がその期待に応えるなかで力を付けて、芸石吉川氏を統合していくことになるという流れで理解しておきたい。

註

- (1) 河合正治「吉川氏の系譜と事歴」(山本大・小和田哲男編『戦国大名系譜人名事典 西国編』、新人物往来社、一九八六年)。
- (2) 羽下徳彦氏は、『惣領制』(至文堂 日本歴史新書、一九六六年)において、豊田武らの惣領制研究において指摘された惣領権が貫徹するのは「家」レベルに限られており、それは親権によって説明可能なこと、それを超えて「家門」レベルで発動される惣領権は幕府が経済的・軍事的奉仕のために作り出した擬制であることを指摘、「惣領制」概念を敢えて使用するのなら、その中身を、後者の幕府による擬制に限定すべきであるとしている。
- (3) 「鎌倉期の吉川氏に関する基礎的考察」(『鳥取大学教育学部研究報告』人文・社会科学第34巻、一九八三年)、「吉川氏の歴史」(『史跡吉川氏城館跡保存管理計画策定報告書』、一九九〇年)。
- (4) 『大日本古文書 家分け』第九吉川家文書二一五号文書。以下『大日本古文書 家分け』所収文書については「吉川」二一五の如く略記する。
- (5) 少なくとも、名前の下に記した所領に、【勲功賞】の注記を記している所領については本拠とは考えられないが、他の所領が判明しないため、判断材料として挙げておいた。また、名前の下に「？」を記した人物は、その所領が判明しない。
- (6) この三つの分類から外れるものとしては、建武三年(一一三三六)五月十八日に備中福山城大手において吉川経政が先を懸け(敵を)追落し

たことを示す軍忠状(「吉川」一〇三三三)、正平十七年(一一三六二)十一月二十七日に吉川経政が備後府中に供奉し連々忠節したことを示す着到状(「吉川」一〇九六)が認められるが、前者は九州から東上した足利尊氏方が備後頼朝より海陸に分かれて東進して京を目指している(『梅松論』)途中の戦いで、足利政権の存立に直接関わるという意味では、畿内近国の戦闘に近い性格を有している。また、後者は「永田秘録」所収内田家文書の同年十二月十七日足利直冬感状写(『南遺』三一九一)などと考え合わせると、京都を没落した足利直冬が備後に陣取った際に供奉したものと考えられる(『南遺』三一八八)では、経政の着到状の証判を足利直冬のものとしている。

- (7) 六月五日の吉川経時の軍忠(「吉川」一四)が比叡山合戦と推測されるのは、建武三年六月十三日沙弥善恵(河野通盛)手負注文写(『譜録』河野六郎通古、『南北朝遺文 中国四国編』三七五号文書)の「建武三年六月五日於比叡山大嶽南尾合戦」とあることに基づく。

- (8) この着到状は「八月廿二日夜廻」を任としたものであるが、一連の畿内の転戦の軍忠推挙などを担っている小俣来全が証判を据えていること、この着到状に見える辰熊丸代の道覚が翌日中賀茂合戦以降の軍忠を注進し、小俣来全の証判を得ていること、その軍忠状に「一族相共」の軍忠であることと見えていることからすれば、この着到状の参加者も辰熊丸代同様、畿内の転戦に従事したものと考えて差し支えない。

- (9) 「南北朝・室町期における安芸国吉川氏の動向について——室町幕府の御家人制——」(『北大史学』第13号、一九七一年)。
- (10) 貞和五年(一一三九九)八月十五日尼良海讓状案(「吉川」一〇〇五)。
- (11) 貞和四年(一一三四八)四月日吉川経朝申状(「吉川」九九八)。
- (12) 経明がいつから津淵村地頭となっていたかについては明証がないが、康永二年(一一三四三)八月日の軍忠状で「石見国津淵村地頭吉河二郎三郎恒明」と名乗っている。

(13) 建武五年(一三三八)三月廿九日吉川辰熊丸代須藤景成軍忠状(「吉川」一〇四八)。

(14) 建武五年三月廿五日三戸頼寛軍忠状案(「毛利」一五二六)。

(15) 吉川辰熊丸代以外にも、安芸安木町村地頭逸見大阿代子息有朝も催促を受け、馳参じている(「小早川」証文五六八)。

(16) 都野、邑智の実名は前註(15)の逸見有朝軍忠状写に拠った。同文書では都野・邑智の降参は廿六日、大和田城が大多和城となっているが、写である逸見有朝軍忠状より原本である辰熊丸代軍忠状の日付・城名を採用しておく。

(17) 兼景という実名も前註(15)の軍忠状写に拠る。

(18) 暦応四年七月十二日上野頼兼軍勢催促状(「吉川」一〇六一)。

(19) 暦応五年二月日益田兼躬軍忠状(「益田」四四)。

(20) 暦応五年六月日益田兼躬軍忠状(「益田」四五)。

(21) 暦応五年二月廿六日上野頼兼軍勢催促状(「吉川」一〇六三)。

(22) 年月日欠(建武元年二月十日カ) 尼良海讓状(「吉川」一〇〇一)。

(23) 観応元年七月廿七日吉川実経軍忠状(「吉川」一〇五二)。

(24) 貞和六年十一月日吉川経盛申状(「吉川」二二七)。

(25) 観応元年七月日周防親長軍忠状(「吉川」一一五九)。

(26) 貞和六年七月十七日桃井左京亮軍勢催促状(「吉川」二七)には「奉中国大將軍、所令下著于石州三隅郷也」と見えている。従来、中国大將軍は足利直冬のことを指すと理解されていた(大日本古文書の傍注も足利直冬となっている)。これは貞和五年四月に中国地方八箇国成敗のため派遣されたことに引き付けての理解であると思われる(川添昭二「足利直冬と中国地方」南北朝遺文月報3中国四国編第3巻、一九九〇年)が、一旦九州に没落し、再度中国地方に入った時とは段階が異なるのではないか。中国大將軍を奉じて、と理解されていたが、(桃井が)中国大將軍をうけたまわって(中国大將軍に任じられて)、と理解すべきであろう。

なお、同年七月廿九日左京亮軍勢催促状写(『秋藩閥閥録』巻二二ノ四周布吉兵衛二七二)は左京亮を「山名師氏也」としているが、南北朝遺文にもあるように、桃井義郷の誤りであろう。ここでは「为中国大將軍所令下着於石州也」とあるが、これは中国大將軍を奉じてという意味にはとれない。足利直冬が中国大將軍という立場で石見に下着したという可能性も完全には否定できないが、直冬がこの段階で(新たに)中国大將軍となったというのは考えにくい。

(27) 鎌倉後期の安芸国守護となった名越氏による安芸在地勢力の掌握が一定程度進展していたことを示唆すると思われるが、この点については別稿を期したい。

毛利氏の出雲国支配と富田城主

長谷川 博史

はじめに

永禄五年（一五六二）に出雲国へ侵攻した毛利氏は、同年末、大友氏との戦争に対応するため、毛利隆元以下の本宗家の率いる軍勢が北部九州へ転陣した。その結果、出雲国の戦線は、毛利元就とその直臣たちに大きく依存する形で、戦争の遂行と占領地の支配が行われた^①。また、出雲国衆や有力寺社の切り崩しを図る際に、交渉の窓口として吉川元春・小早川隆景・宍戸隆家・口羽通良らに担当を分担させ^②、毛利氏と既存の有力諸勢力との紐帯の形成を補完した。

問題となるのは、永禄十年二月の毛利氏本隊の安芸帰国以後、毛利氏が出雲国の支配をどのような体制で推進しようとしたかという点にある。

この点に関しては、従来から、尼子氏滅亡後に富田城主となった、天野隆重（永禄十年〜）と毛利元秋（永禄十一年六月〜、実際の入城は永禄十三年二月〜）等について、毛利氏支配下における地域支配の権限・管轄範囲に関する吉川氏との関係が問題とされてきた。

池享氏は、富田城主の地位と役割を「元秋―隆重体制」と名付け、諸役賦課、毛利氏から国衆への決定の伝達、及び確定された正式ルートとしての毛利本宗への愁訴吹挙という三つの固有の機能をもって、これを公的領域支配体制と位置づけ、しかしながら権威の不足によって当初期待されたほどの機能を果たしえなかつ

たため、吉川元春に依存せざるをえなくなったとした^③。

松浦義則氏は、富田城主及びその配下の「富田奉行」を「富田城番」と名づけ、その「地域的支配としての範囲は能義郡にとどまった」とし、尼子勝久との戦争中に、「富田城番」が毛利氏方国人の軍功を披露したり、彼らへの所領安堵・宛行を毛利氏に申請したのは、軍事行動に伴う役割であって、「富田城番」經由の国人の願いや訴えは制度として確立するようなものではないとした^④。

館鼻誠氏は、富田城主を「富田支城主」と名づけ、その主な職務として、①「北前」の押さえとしての富田城守備、②諸役の賦課、③出雲の郡使統轄、④給人の愁訴吹挙の四点があつたとしている。そして、国衆支配については当初より吉川氏が担うかわりに、「富田支城主」は郡使統轄という毛利氏本宗家と直結した出雲国の地域支配を確立していたとした^⑤。以前より、館鼻氏は「毛利の出雲支配の性格は通説のごとく吉川―元論で説明されるべきではなく：二元的支配として捉えるべきであろう」と述べており^⑥、そのような観点から、池氏・松浦氏双方に批判を加えたものである。

結論的に言えば、筆者は、松浦氏の見解が、最も史実に近く適切なものと考えており、実はこれに付け加えるべき点はほとんどない。ただ、その記述が紙数の関係で余りに簡潔であり、また再検討が必要な部分もあるので、以下、この問題の整理を通して、毛利氏の出雲国支配と吉川氏との関係について考察したい。

一 愁訴の取次

まずはじめに、富田城主が毛利氏本宗への取次を担った事例としてしばしば注目されてきた湯原氏についての事実確認を行う。

従来から、湯原氏は佐陀江の満願寺城主とされ、毛利氏領国下における代表的な土着の「出雲国衆」とされる場合が多い。池氏が「元秋―隆重体制」の性格を論じた際の検討素材は、実際にはこの湯原氏に限られており、湯原氏を以て出雲国の「国衆」に一般化している。また、館鼻氏は、吉川元春と「富田支城主」の「愁訴」に関わる管轄範囲について、明確には述べていないものの、能義郡と宍道湖周辺における「地域支配の確立」と結論づける際に、湯原氏からの愁訴を能義郡以外の重要な事例として取り上げている。

毛利氏が、春綱に島根郡「古曾志三百貫」を与えることなどによって、湯原氏を小規模ながら国衆としてとらえなおしたことは事実と言えようが（「閥閥録」巻115〈湯原文左衛門〉7・23・24）、もともとの湯原氏の基本的性格は尼子氏家臣「富田衆」であって「出雲州衆」ではないし、春綱はその一庶流にすぎない⁷⁾。十六世紀末に至っても、湯原氏が毛利氏から承認された知行地は、満願寺城の所在する秋鹿郡三二〇石余のみである（「八箇国御時代分限帳」）。

春綱は、毛利氏の石見国制庄や出雲国侵攻に先立つ永禄五年（一五六二）の正月には毛利方へ転ずる意志を伝えており、同年九月に起請文を交わし（「閥閥録」巻115〈湯原文左衛門〉1・2・97）

99）、永禄七年の二月十五日以前に現形して富田城を退去した⁸⁾（「閥閥録」巻31〈山田吉兵衛〉9）。永禄十二年に尼子勝久が出雲国へ乱入した際には、米原綱寛の寝返りによって、永禄十

三年正月二十日に在番中の高瀬城から赤穴・三沢へ撤退し、同年三月初頭には湯要害に在番していた（「閥閥録」巻115〈湯原文左衛門〉30・123）。次いで同年九月には、毛利輝元の帰陣に伴い末次城の在番を命じられ（同上7・8・100・123）、さらに同年十二月には「取誘」えられた満願寺城の在番を命じられ、翌元龜二年（一五七一）六〇七月にも在城を確認できる（同上6・100・115）。また、同年二月には「加賀小城」への「番衆」派遣を命じられ、子息の元綱を在城させ、やがて親子共に加賀に在城したことが知られる（同上9・26・124）。

このような春綱の動向は、毛利氏支配下の湯原氏が、島根半島周辺の水上勢力として重視され重要な役割を果たしたことを示しているが、当初から毛利氏への依存度が高く、まとまった独自の基盤を有する存在ではなかったし、春綱の満願寺在番も元龜元年末以降である。「古曾志」は佐陀江（満願寺江）を挟んで満願寺城の対岸側東方に位置するが、満願寺城は湯原春綱の本拠というより、毛利氏の「取誘」らえた直轄城に「御番」として入城したものである。そのため、元龜二年八月に新山城が落城して尼子勝久が隠岐へ逃走し、満願寺城の戦略的重要性が薄らぐと、隠岐国への「渡口」である加賀城に在番の重点を移させられたものと考えられる。十六世紀末の湯原氏が秋鹿郡三二〇石余を知行していたことは、在番の長期化・恒常化や、満願寺城の戦略的意味の変化によって、満願寺城とその周辺が湯原氏自身の基盤へと性格を変えていったことを窺わせている。

毛利氏と湯原氏との間に富田城主が機構的に介在した元龜年間において、湯原春綱の事例が他の「国衆」「国人」に一般化できないと思われるのは、以上のような春綱という人物の固有の性格によっている。

次に、富田城主の天野隆重が愁訴の取次を行った事例を挙げると、以下のようである。

【永祿十二年】

田辺・曾我の富田八幡宮横屋職等の愁訴（「竹矢家文書」）

賀木太郎右衛門尉の給地愁訴

〔「閔閔録」〕 卷160 〈賀儀忠兵衛〉 3・4

野村士悦からの申分（「閔閔録」） 卷123 〈野村作兵衛〉 15

また、富田城の元秋・隆重が愁訴の取次を行った事例は、以下のようである。

【元龜三年～四年】

井上就正の子息への給地愁訴

〔「閔閔録」〕 卷38 〈井上彦左衛門〉 35

清泰院の愁訴（「閔閔録」） 卷109 〈赤川吉右衛門〉 2～7

秋上宗信現形に伴う替地に関する鰐淵寺和多坊の愁訴

〔「鰐淵寺文書」〕 二四五・二五四

久木村をめぐる三刀屋久扶と野村士悦の相論

〔「閔閔録」〕 卷123 〈野村作兵衛〉 16・31・32

湯原春綱からの月俸・兵糧等補給・普請・給地の要請

〔「閔閔録」〕 卷115 〈湯原文左衛門〉 12・25・26・123・124

これらの事例には、いくつかの共通点が認められる。

第一に、愁訴を行った当事者（の一方）が、富田城・羽倉城・加賀城・森山城といった島根半島東部の要衝に位置する城の在番衆であるということである。永祿十二年については、尼子勝久の出雲国乱入により危機的状況に陥っていた時期にあたり、いずれも富田城主天野隆重が富田籠城衆からの愁訴を取り次いだものである。元龜三年については、井上就正・清泰院は富田在番衆、野村士悦は羽倉在番衆、湯原春綱は加賀在番衆である。秋上宗信に

ついては、元秋自らが「上様・秋上間之御使仕候之条、申事候」とことわって吉田奉行人の児玉元良に取り次いだように、これ以前より秋上氏とのつながりがあったことが知られる。秋上氏は、現形以前から森山城に在番していた人物である。また、三刀屋氏は典型的な「出雲州衆」であるが、富田城主が取り次いだ他の人物は、前述の湯原氏を含め、いずれも既存の「国衆」クラスではない。しかも、三刀屋氏と野村士悦の相論については、富田城主は明らかに士悦を支援する立場で毛利氏への働きかけを行ったことが知られる。

第二に、事例が永祿十二年と元龜三年～四年（＝天正元年）に集中しているという事実である。永祿十二年は、この年の後半に、富田城主天野隆重が孤立無援の状況下で尼子氏の軍勢と戦った年である。元龜三年～四年は、元龜二年八月に尼子勝久が出雲国から退去し、元龜四年六月に因幡国へ乱入するまでの間に相当している。これらの時期に共通しているのは、毛利氏の本隊、もしくは元龜元年九月以降毛利氏の山陰方面の軍事指揮官となった吉川元春・口羽通良らが出雲国内に不在であるという点にある。

この第二点に関して留意しておくべき点は、元龜三年～四年についても、出雲国内からの愁訴取次を富田城主が一手に引きうけた訳ではないということである。同時期に引き起こされた杵築大社両国造家相論は、富田城主を一切介することなく安芸国の吉田・新庄を舞台に争われたからである。

このことと合わせて、第一点に関して付言するならば、富田城という城の持つ戦略的意味を正確にふまえることの重要性である。富田城は、美保関・中海一帯、すなわち島根半島東部一帯から隠岐諸島を一望・監視できる恰好の地理的条件を備えている。日本海水運において美保関が特に重要な位置を占めていた十六世

紀前半以前には、富田城を押さえることは、日本海水運を押さえる重要な鍵であったと推測され、そのことが出雲国東部・伯耆国西部を中心に尼子氏の根強い基盤が形成された要因であると考えられる。毛利氏が尼子氏を滅ぼした時期には、日本海をめぐる経済構造は大きく変動していったと考えられ、日本海水運との関わりにおいて富田をおさえることの意味は相対的に後退したと考えられる⁹⁾。しかし、島根半島東部一帯における富田城の戦略的意味は相変わらずきわめて重かったと推測される。元龜三年当時の島根半島東部は、隠岐在島中の尼子勝久以下牢人衆からいつ攻撃されても撃退しうるだけの準備を怠つてはならず、隙をみせられない最前線に位置していた。しかも、吉川元春は安芸国へ帰国しており出雲国内には不在である。

このような状況下において、富田城主が島根半島東部一帯の防衛拠点を統轄する軍事指揮権を委ねられることは、至極当然のことと推測される。特に元龜三・四年の愁訴は、現実には戦闘状態がないまま長期の在番を強いられた最前線の在番衆が、直接の指揮官である富田城主を介して引き起こしたものである可能性が高い。本来、愁訴の取次というものは、頼れる者は全て頼るという性格が強く、特定のルートを固定的に考えるべき問題ではなく¹⁰⁾、いわゆる「権限」とは別の範疇に属するものであるが、これらの事例において、富田城主がこれらの在番衆と毛利氏本宗との間の仲介機能を果たしていることは、その時期や範囲の特徴からみて、富田城主が毛利氏本宗から委ねられた軍事的役割に起因する可能性が高いことを窺わせるものである。

以上のことは、富田城主の果たした仲介機能が、一般行政権・統治権の支配権を含む地域支配の問題というよりは、島根半島東部の毛利氏直轄諸城在番衆に対する軍事的統率権に結果的に付随

したものであったこと、それ故に時限的性格の強いものであったことを示している。松浦氏が「これは富田城番の軍事行動にともなう役割であつて、乱後において出雲国人の願いや訴えが富田城番を経由するということが制度として確立するわけではない」と述べた点は、従つてきわめて的確な指摘と考えられる。

二 「郡使」統轄と「諸役賦課」

次に、松浦氏が言及し館鼻氏が本格的に論じた「郡使」統轄の問題と、池氏や館鼻氏が富田城主固有の機能として指摘した「諸役賦課」の問題について、検討する。

この問題は、館鼻氏の整理した富田城主の役割の②・③のうち、富田城主の担う職務の具体的内容や実効力の及ぶ範囲をどのように考えるべきか、という点にある。特に、③の郡使統轄の問題については、松浦氏は、富田城主の権限ではないと明言している。また、館鼻氏は、これが富田城主が毛利氏の出雲国支配において果たした最も大きな役割ととらえているにもかかわらず、どの時期に出雲一國に及ぶ権限であったのか、各時期を通じて一國に及ぶ権限であったのか、そもそも一國に及ぶ権限ではなかったのか、明言を避けたきわめて曖昧な記述をしている。

館鼻氏は、「郡使」について、「尼子期の郡奉行を継承したものと推測されることから、毛利氏は、尼子期の郡奉行の任免権を掌握した上で、改めて郡使として富田支城主のもとに編成し、これを毛利宗家たる吉田が統轄する、という支配機構を出雲に打ち立てていたことになる。」と述べている。まず、郡使の基本的性格をこのように理解してよいかという点について検討する。

矢田兼貞他二名連署書状（『富家文書』、『富家文書』一四七）

尚々申入候、三十疋あて被懸御意候、畏入候、かしく、郡夫之儀付候て、承候、かたく申度候へ共、色々御理承儀候条、心得申候、委細長野方可被申入候、恐々謹言、

賀戸八郎左衛門

正月十五日

盛貞（花押）

坂本老岐守

良家（花押）

矢田長門守

兼貞（花押）

富兵部大夫殿 参 御返報

差出の三名は、郡単位に賦課される夫役「郡夫」の徴集担当者と考えられる。富氏は杵築大社国造北島氏一族であり、上級神官であったが、「郡夫」は富氏知行分の所領に対しても課せられたと思われる。富氏は、錢九百文を支払うかわりに、人夫の供出を免れたことが知られる。

問題となるのは、これら差出三名が、いかなる立場に基づいて「郡夫」の徴集を行っていたかという点である。このうち、坂本良家・矢田兼貞については、天正七年（一五七九）の毛利氏による出雲国一國徳政令に際し、毛利氏の実務担当奉行の綿貫元重・三宅吉秀の下で、杵築大社・鰐淵寺関係の徳政免除や紛争処理について、現地の実務を担当したことが確認できる⁽¹¹⁾。矢田氏については、神門郡稲岡郷を本拠とする在地勢力で、杵築においても都市上層部を構成して、杵築大社の下級神官（御師）として活動するとともに、朝山郷内にも拠点を形成していた⁽¹²⁾。坂本良家に

ついては、神門郡塩治郷高岡村のうち杵築大社神領分の「公用」の具体的な納め方について、杵築大社上官佐草氏と郷村側の間の調整を行った事例がある⁽¹³⁾。

坂本・矢田氏の基盤や活動範囲を勘案し、一定度の裁量権を含む「郡夫」の徴集に携わっていることから、彼らが神門郡の「郡使」であった可能性を指摘できる。

天正十三年に意宇郡八重垣社が大破した際、毛利氏は造営棟別錢を能儀・神門・大原三郡に課した。

毛利氏奉行人連署書状（『八重垣神社文書』、『意宇六社文書』六）

八重垣官大破付而、御造営之儀被仰出候、就夫能儀郡・神門郡・大原郡棟別被仰付候条、不謂守護不入之在所、少^及無用捨申付之、社納肝要候、於員数者、以余郡並可相調候、委細檢使衆可被申渡候、恐々謹言、

天正十三年

児 三右

三月十一日

元良（花押）

井 但

就重（花押）

能儀郡

矢田七郎右衛門尉殿

宛名の矢田氏は、肩書きに郡名を記されていることから、能義郡における「棟別」の徴集担当者であることが知られる。詳細は未詳であるが、同郡内の在地勢力と考えられる⁽¹⁴⁾。この人物は、その機能よりみて能義郡の「郡使」である可能性が高い。松浦氏も、この史料を根拠として、「郡使」は毛利本宗が直接統轄しているとしているので、宛名の人物を「郡使」とみていることが知

られる。

ところで、尼子氏の「郡奉行」については、尼子勝久が、松田誠保を「島根三郡奉行」、米原綱寛を「原手三郡奉行」に任じた事例があるのみである。⁽¹⁵⁾ 前者は、島根・秋鹿・楯縫の三郡、後者は神門・出東・意宇の三郡を指す可能性が高い。松田氏は永禄六年（一五六三）以前には島根郡白鹿城主であった有力な「出雲州衆」であり、尼子氏家臣の米原氏も出東郡高瀬城主であったから、前出の「郡使」とは地位に明らかな差異が認められる。

尼子勝久の任命した「郡奉行」が実質的な意味を持ったとは考えがたく、これ以前の尼子氏時代に「郡奉行」の用語は史料上には出てこないが、室町期出雲守護京極氏以来の「郡奉行」を継承したものと推測される。京極氏の「郡奉行」は、神西氏など国人領主層が任命され、「郡検断」権を守護から委任され、守護権限の一部を代行したものと考えられる。⁽¹⁶⁾ 従って、「郡使」が尼子氏の「郡奉行」を編成しなおしたものと考えがたい。

ところで、館鼻氏が富田城主による「郡使」の統轄権を示すとされたのは、次の史料である。

毛利氏奉行人連書書状（鰐淵寺文書）『鰐淵寺文書の研究』三〇六）
鰐淵寺本堂普請之儀付而、去年^{庚辰}以奉書申候、其趣何^成被仰触之、各分別之由示給候、然處、能儀郡之儀者程遠候間、近辺之者可相雇之由、郡使申候哉、在々所々相見、一通候処ニ、出入申之由候、所詮余郡並ニ普請可被仰付候、委曲自鰐淵寺可被申候、恐々謹言、

国司右京亮

二月十日

元武（花押）

児玉三郎右衛門尉

元良（花押）

赤川木工允殿^{（就武）}

熊谷越後守殿

二宮隱岐守殿^{（右忠）}

これは、天正三年に毛利氏が発願した鰐淵寺本堂再興に関わる、天正五年のものと考えられる。この前年に、毛利氏奉行人から宛名の富田城在番衆に対して奉書が届けられ、富田城在番衆が「仰触」された結果、「各分別」した旨の返答が、毛利氏奉行人の許へ届けられた、と解釈できる。その「仰触」れた範囲は定かでないが、「能儀郡」の問題を「各」の一部の問題として取り上げ、「余郡並」に「仰付」けるよう命じていることから、能儀郡以外の他郡にも及んでいたと考えられる。もちろん、それが出雲国一國に及んだ確証はない。問題となるのは、このような少なくとも複数郡に及ぶ富田城在番衆による普請役賦課が、「郡使」の統轄を意味するのかどうかという点である。もしも仮に、富田城主が制度的恒常的に「郡使」統轄権を委ねられていたとすれば、この史料は、むしろ膝下の能義郡においてすら「郡使」を統制しえない実態を示すものと位置づけなければならない。

この点に関して、留意しておくべき点は、富田城主による公役徴集権の問題である。池氏や館鼻氏は「諸役賦課」という言葉を使用するが、具体的に史料に現れるのは専ら「普請役」である。

この「普請役」は、元来は富田城主の軍事的機能に起因するものと考えられる。その最も早い事例が、永禄十一年の「富田奉行中」による「雲州郡役」「雲州郡普請」である。⁽¹⁷⁾ 松浦氏や館鼻氏も指摘したように、これは、占領後間もない富田城を改修するための普請役であった可能性が高い。この時にも、在地勢力が務める「郡使」によって、人夫の徴発が行われたものと考えら

れる。

元龜三年（一五七二）湯原春綱の加賀城普請要請について、福原貞俊が元秋・隆重に対して「岸を切繩結之普請被申付候様にと蒙仰候、此条其催可被申付候⁽¹⁸⁾」と述べ、隆重が春綱に対して「加賀要害繩結替岸切之事、近辺之村江、上意ニ候間、元秋申談仕配仕候⁽¹⁹⁾」と述べたように、富田城主は、本宗家の指令を前提として、具体的な普請人夫役の徴発を行う役割を担ったことが知られる。これは、既述のような、当該期における富田城主の軍事的役割（島根半島東部海辺地域の防衛）に起因する権限と考えられる。

このような普請役の賦課は、軍事的な必要性に応じて、どの範囲に賦課されるかは毛利氏本宗家の判断によっており、永祿十年の場合には、免除地を除き出雲一國に賦課されたものと思われる。次の史料は、富田城主の普請役徴発の範囲が出東郡や楯縫郡にも及んでいたことを示す史料である。

毛利氏奉行人連署書状（鰐淵寺文書）『鰐淵寺文書の研究』三〇五

鰐淵寺領直江・国富之事、為御祈禱、為守護不入、洞春様御存命之時、御判被遣候、向後諸天役可有御除之由 御意候、此等之趣、元秋・隆重⁽²⁰⁾御披露候而、右寺領へ、御普請已下被申付間敷事肝要候、此由可申旨候、恐々謹言、

十二月廿二日

元武（花押）

元良（花押）

赤川木工允殿^(就武)

新藤豊後守殿^(就勝)

井上源右衛門尉殿^(就正) 其外奉行中

（礼紙切封ウハ書）
（墨引）

児玉三郎右衛門尉

国司右京亮

赤川木工允殿

新藤豊後守殿

元武

井上源右衛門尉殿 其外御奉行中

しかし、この史料を、富田城主の一般行政権としての地域支配権の分掌が、常に及ぶ範囲を示すものと考えることは早計である。「御普請已下」という文言は、富田城主がこの地域を含めて徴集・徴発する可能性のある役が、第一義的には毛利氏の賦課する普請役であったこと⁽²⁰⁾を示しており、この毛利氏奉行人連署書状は、

人夫徴発の実務的部分における確認事項を傳達し、免除の範囲を再確認したものである。富田城主の軍事的役割にかかわって毛利氏本宗家が必要と判断した普請は、その必要に応じて様々な範囲に賦課されたと考えられ、永祿十年のように出雲一國に及ぶ場合もあれば、元龜三年のように加賀城近辺の村々である場合もあったと考えられる。従って、この史料は、この地域に毛利氏が賦課する普請役全般の徴発が、富田城主によって行われたことを証明できるものではない。ましてや、島根半島周辺地域における普請役以外の「諸役」の徴集や「郡使」の統轄が、制度的恒常的に富田城主の管轄であったことを示す史料ではない。

以上のように、富田城主が制度的恒常的な「郡使」統轄権を有したことを示す史料は存在せず、郡単位に「普請役」を徴発するケースに際して「郡使」へ通達・催促した場合があったことを確認できるのみである。鰐淵寺本堂造営普請役は直接的には軍事目的の労働力ではないが、天正四〜五年の毛利氏は、足利義昭の南下向と、その上洛命令を受けた東上戦の実施に向けて、非常に緊迫した状況下であり、このことがこの件に富田城主が関わった理由とも考えられる。また、他の「諸役」とは異なり、大規模な人

夫役の徴發に際して、それらの統率などに武力の裏付けが必要であること（検使衆の派遣だけでは不十分であること）にもよっていると推測される。

元龜四年のものと思われる十月二十五日毛利輝元書状写（「閔閱録」巻101〈児玉伝右衛門〉9）は、出雲国の多根元房の跡を継いだ、毛利氏家臣児玉元信が、「大原郡・為石郡々役并大東代官職」を元房の「手統」ぎに任せて安堵し、「諸役等」を申し付けるよう命じたものである。多根元房の出自が不明であり、児玉元信が相続した「郡役」等がいかなる性格のものか特定はできない。ただ、元信が継承したものは大原・飯石二郡に郡単位に課される「諸役」の徴集に関わる権益であると推測され、しかもここには富田城主が介入することを窺わせるような文言が見られず、毛利輝元から直接安堵され命じられた役職であることは、毛利氏領国下の出雲国における郡単位の公役賦課権や、それに直接携わったと思われる「郡使」の機構上の位置を考える際に、きわめて示唆的である。

前掲の天正十三年の八重垣社造宮棟別錢徴集が、毛利氏の派遣した「検使衆」を介して「郡使」に通達されている事実は、以上の点を裏づける事実である。松浦氏が指摘したように、「郡使」への指令は、原則的には毛利氏本宗家から直接なされたと考えられる。ただ、労働力の徴發については、富田城主など現地の軍事拠点の在番衆に依拠する場合があったことも窺えるが、これは、それだけでは「郡使」統轄権を意味するものとは言えない。

三 毛利氏の地域支配と毛利元秋

以上のように、池氏・館鼻氏が、富田城主による領域的地域支配権を示すと見なした、愁訴取次、「郡使」統轄、「諸役賦課」については、富田城主の軍事的役割に伴う限定的なものであった可能性が高く、「郡使」については制度的・恒常的に統轄権を有した事実を確認できない。

次に問題となるのは、松浦氏が「富田城番の領域的支配としての範囲は能義郡にとどまった」とした点である。富田城主が毛利氏の地域支配を分掌した範囲が、能義郡以外には見られないのか、あるいは能義郡全域にわたるものであったのか、等の問題である。この点を考える際には、富田城主自身の個別領主権力としての基盤については、この問題と区別しておかなければならない。

永祿十二年（一五六九）に、元秋が毛利氏から宛行われた給地は、三五五〇貫である⁽²¹⁾。このうち、富田荘・山佐・今津中洲・松井下坂・飯生実松・田頼・坂田・日白・赤江・安田・荒島の十ヶ所三〇五〇貫が、能義郡内に所在する。これらの権益は、主として能義郡の北西部に集中しており、能義郡の全域には及んでいない。残りの五〇〇貫については、意宇郡掛屋の一五〇貫と、島根郡佐陀福頼分三五〇貫である。毛利氏から富田在城に伴って宛行われたこれらの権益は、城領地という性格を併せ持っているが、例えば、天正三年（一五七五）の荒島八幡宮造営、天正七年の富田莊新宮十二社権現神殿造営、天正九年の山佐権現霊殿造営など、それぞれの郷荘鎮守社以下の造営事業について、元秋が大檀那として執行した⁽²²⁾ように、基本的には個別領主権力としての基盤である。

そもそも、研究史が注目した富田城主の「領域支配」「地域的支配」「地域支配」の問題は、こうした直接的基盤の問題ではなく、より広域的な範囲における毛利氏の統治権・一般行政権を、

どのように分掌していたか、という点にあった。この統治権・一般行政権とは、裁判権に関わる現地における実務・執行、段銭や夫役などの公役徴集を主たる内容とする公的領域的支配に関わる権限である。これは、有力寺社・国衆・荘郷村以下を、いかに保障し、領国支配者としての地位をどれだけ承認されるかという、毛利氏の直面した重要な課題に直結していたと考えられる。

その意味では、前節において確認した、富田城主による普請役徴発は、いかに限定されたものとはいえず、地域支配権の一部分掌と考えなければならぬ。富田城主の関わった地域支配の管轄範囲を、能義郡と特定してしまうことはできない。

さらに注目されるのは、意宇郡内の国衙関係寺社の所領諸職等に関して、元秋が毛利氏との間の取次を行っていることである。

毛利元秋書状（「八重垣神社文書」『意宇六社文書』二）

（墨引） 佐草

別火殿

元秋

八重垣諸神田鉢田并御祭礼等之儀、従元就被申与候条、何篇可被任其旨事肝要候、恐惶謹言、

（異筆）
永祿十三年

七月廿九日

元秋（花押）

異筆の年代を信じれば、この当時、毛利輝元以下の毛利氏本陣は、なお楯縫郡鷲ヶ巢城にあったと思われ、出東郡高瀬城の攻撃に主力を注いでいた。尼子方の意宇郡熊野城は落城寸前であり、八重垣社からみれば、富田城の元秋は最も近くにいる毛利氏一族であったと考えられる。元秋がこの書状を書くことになった理由は、そのような戦況によると考えられる。島根陣替後に当たる同

年八月二十九日付け毛利輝元判物（「八重垣神社文書」『意宇六社文書』三）、輝元の安芸国帰陣後に当たる九月十二日付け吉川元春書状（同上四）が、それぞれ同様な内容の安堵状であるように、八重垣社別火にとつて元秋の安堵が最も必要であった時期は、特定の戦況に規定された非常に限られた期間であったことが窺える。また、「従元就被申与候条」という文言は、元秋が元秋を介して八重垣社に判断を伝えたものというよりは、八重垣社からの安堵申請を受けた元秋が、永祿九年に元秋が「八重垣諸神田并大鋸田之事」を安堵した内容（同上）に準拠する旨を返答したものである可能性が高い。そうであれば、当時の戦況下において、八重垣社が取次を依頼できる最も近くの毛利氏関係者が元秋であったことを示すにすぎず、元秋が毛利氏の地域支配権を制度的に分掌したことを示すものとは特定できない。

吉川元春他三名連署書状（「北島家文書」『出雲国道家文書』二二六）

鷲浦船役之事、為祈念大明神^正御寄進候、御方御取次候而、弥御懇祈肝要候、猶従元秋可被申候、恐々謹言、

五月廿一日

隆景（花押）

貞俊（花押）

通良（花押）

元春（花押）

浄音寺

吉川元春他三名連署書状写（熊野大社文書）『意宇六社文書』一）

熊野伊勢社領分之事、如前々無相違進之置候、於御神前、弥御懇祈肝要候、猶従元秋可被申候、恐々謹言、

元龜二年

五月廿三日

隆景 (花押写)

貞俊 (花押写)

通良 (花押写)

元春 (花押写)

熊野別火殿

吉川元春他三名連署書状写 (『富家文書』、『富家文書』一四〇)

大庭浄音寺領并末寺・大草六所神宮寺・山代之内伊弉諾神宮寺事、被進置候、修理・勤行已下不可有油断候、猶自元秋可被申候、恐々謹言、

五月廿六日

輝元様付紙

隆景 御判

貞俊 同

通良 同

元春 同

浄音寺

これら三通は、おそらく同年のものと思われる。「熊野大社文書」は写文書であり、後筆であったと思われる「元龜二年」の年代を鵜呑みにすることはできない。同年五月の差出四名は、同じ場所にいなかった時期にあたるからである。ただし、やはりこの四名が同じ場所にいなかった元龜二年六月にも四名連署書状が発給されており(『毛利家文書』八四〇)、現状では元龜二年と天正十年(口羽通良の没年)のものとせざるをえない。差出四名は、いわゆる「御四人」であり、事実上の毛利氏の最高意志決定機能を担っていたので、元秋は毛利氏の意志を熊野社や大庭浄音寺に伝える取次役を果たしたことが知られる。

毛利元秋奉書 (『揖夜神社文書』、『意宇六社文書』一〇)

揖屋大明神別火職之事、任祖父秀澄讓状之旨、勿論不可有相違候、天下泰平・国家安全御祈禱、無懈怠可被抽精誠者也、仍執達如件、

元龜三年六月廿日

毛利少輔十郎

元秋 (花押)

別火七郎次郎殿

既述のように、揖屋は元秋領であるが、この揖屋社別火職安堵に関しては、「執達如件」とあるように、個別領主権力として関わったものではない。これは、揖屋社が単なる揖屋莊鎮守という性格の神社ではないことよっており、やはり毛利氏の意志を取り次いだものと考えられる。

浄音寺・熊野社・揖屋社の事例は、元秋が、毛利氏の公的領域的支配の一端を担ったことを示すものと考えられる。史料制約にもよるが、そのような事例が、能義郡には見られず、意宇郡において確認されることは注目される。ただし、意宇郡内の他の寺社について元秋の関与を示す事例は確認できず、限られた範囲のものと言わなければならぬ。このような元秋の権限が、各時期の富田城主に共通して存在したかどうか、あるいは元秋の富田在城時の全時期を通じて存在したかどうかは不詳であり、これらの元秋の役割が「富田城主」の立場に基づくものとは特定できない。²³⁾ 現状では、元秋が毛利氏の地域支配の一端を担った事実を、意宇郡において確認できる時期がある、という以上には、明確なことが言えない。少なくとも、元秋による地域支配の分掌が、きわめて限られた部分ながら意宇郡内に及んでいた時期があることを指摘しておきたい。²⁴⁾

以上のように、富田城主の関わった地域支配権の分掌について

は、毛利氏が發令した普請役（おそらくその一部）の徵發や、国衙関係寺社の一部と毛利氏との仲介という、時期的にも地域的にもきわめて限定された部分しか確認することができない。富田城主については、特定の地理的範囲内の地域支配全般を担うといったような意味での管轄領域は、想定できないと考えられる。

おわりに

以上のように、池氏・館鼻氏が、異なる立場から論じた富田城主による地域支配については、きわめて限られたものであったことを確認した。ただし、松浦氏がその範囲を能義郡内とした点については、そのようには即断できないことをも確認した。従って、池氏が山口奉行との対比において富田城主による出雲国の地域支配を論じようとした立論自体に問題があると考えられ、また館鼻氏が毛利氏の出雲国支配を吉川氏と富田城主の「二元的支配」と見通した点も正確ではないと考えられる。

永禄十年の毛利氏本隊帰国以後の出雲国支配は、富田城主の天野隆重を中心に行われたわけではないと考えられる。この時期には、富田城落城以前からの毛利元就直臣層の役割が、依然として大きかったと推測される。しかし、このような体制は、永禄十二年六月からの尼子氏再興戦によって混乱をきたし、元亀元年九月からの吉川元春・宍戸隆家・口羽通良を出雲国方面の指揮官とする戦争遂行と、元亀二年六月の毛利元就の死去にともない、大きく後退した⁽²⁵⁾。

吉川氏は、出雲国衆や有力寺社との関係について、毛利氏の支配を補完するきわめて多様な役割を果たし、特に毛利氏領国全体

が全面的な戦争状態に巻き込まれた天正五年以降、山陰方面における毛利氏の吉川氏への依存度は、ますます高まっていた。杵築大社・鰐淵寺・日御崎社・八重垣社・神魂社の造営などにおいて、吉川氏は具体的な指示や、毛利氏本宗家による造営費用の徴集に協力して国衆への働きかけを行うなど、広範かつ重要な機能を果たした。元亀年間以降の出雲国支配は、やはり吉川氏に大きく依存した形で実現されたものであったと言わなければならぬ。

しかし、そのことは、吉川氏が出雲国において地域支配全般を委任されたことを意味せず、また独自の基盤を形成する契機ともならなかった。毛利氏の出雲国支配は、尼子氏再興戦の過程で、元就直臣層が主導する体制から、毛利氏本宗家の管轄へと移行した⁽²⁶⁾と考えられる。また、吉川氏の側から権益の拡大についての毛利氏に対する働きかけがあった形跡も見られない。出雲国の吉川領は、吉川領全体に占める割合がきわめて低く、吉川氏が担った様々な権限が、必ずしも大きな権力基盤の形成に結びついていないことを確認できる⁽²⁷⁾。この点に関しては、後掲の「豊臣期山陰吉川領の形成と展開」において、論じたい。

註

- (1) 本陣の洗合には、小倉元悦、井上就重、平佐就之が元就の側近くにあって中枢部を構成し、小田就宗は要衝の神門郡塩冶・朝山両郷の代官、福井景吉はやはり経済的・宗教的・軍事的要地である神門郡杵築の代官を務めた。また、永禄八年九月二十日付けの富兵部大輔宛て意宇郡山代郷内打渡坪付（「富家文書」『大社町史 史料編 古代・中世』一五六一、以下『大社』と略す）に、井上就重・小倉元悦とともに署判している新

藤就勝は、尼子氏滅亡後には富田城に在番している。いずれも、毛利氏本宗家家臣ではなく、元就の直屬家臣である。岸田裕之「大名領国下における杵築相物親方坪内氏の性格と動向」(『大社町史研究紀要』四(一九八九年)、のち同氏著『大名領国の経済構造』(二〇〇一年)収載)の註(18)参照。

- (2) 元春については多久和氏(「閩閩録」卷37(中川与右衛門)32・34)や牛尾氏(「集古文書」)、隆景については多賀氏(「閩閩録」卷144(洞玄寺)16)、隆家については三刀屋氏(「三刀屋文書」)「三刀屋氏とその城跡」(一〇七)、通良については赤穴氏(「閩閩録」卷37(中川与右衛門)32・34)や杵築大社関係者(「富家文書」『大社』一五九四など)など。このほか、毛利氏と三刀屋氏との間を、備後国衆山内隆通や出雲国衆三沢氏を取り次いでいる(「三刀屋文書」一〇五〜一〇七)。

(3) 池享「戦国大名領国支配の地域構造―毛利領国を例として―」(『歴史学研究』一九八〇年度別冊特集)。

(4) 『広島県史 中世』(一九八四年)六二四頁。

(5) 舘鼻誠「戦国期山陰吉川領の成立と構造」(『史苑』第四六卷第一・二号、一九八七年)。

(6) 舘鼻誠「戦国大名毛利の地域支配体制―出雲『富田』の検討―」(『歴史学研究月報』二四六、一九八〇年)。

(7) 天文九年八月十九日竹生島奉加帳(「竹生島宝蔵寺文書」)。永禄四年十一月二十七日某袖判湯原信綱讓状写(「閩閩録」卷115(湯原文左衛門)184)は、信綱が「となりこれう人」に対して、能義郡宇賀庄ほそい名、島根郡古曾志の内三十五俵地利田地、能義郡安来浜屋敷三間を、「わけふん」として「とうゑもん」の「かつてん」を経て譲った際のものである。この史料は、のちに春綱が毛利氏から与えられる「古曾志」が、尼子氏時代の湯原氏一族によって知行されていたことを示している。文脈からみて、「とうゑもん」が湯原氏の当主と考えられるが、この人物は、永禄

五年六月二十七日尼子義久袖判奉行入連署奉書(「波根家文書」『新修島根県史 史料篇1』四四三頁)に署判している「湯原藤右衛門尉重綱」にあたり、湯原氏の本流が「富田衆」であったことをあらためて裏付けている。信綱は、前当主もしくは一族であると推測され、当主重綱の承認を得て、自らの知行分の中から「となりこれう人」へ分割相続したものである。春綱の子孫である萩藩湯原家には、この讓状よりも古い時期の文書が残されていない(「閩閩録」「譜録」に収載されたこれ以前の文書は、いずれも後世の作である可能性が高い)。春綱がこの讓状を入手した経緯は明らかでないが、永禄四・五年当時の湯原氏の庶子・庶流であること、春綱が尼子氏時代以来の既存の權益として主張しうる論拠がこれら三ヶ所以外に存在せず、湯原氏庶流の中でも特に傍流に属する可能性が高いことを示している。

(8) 永禄六年三月二十八日湯原春綱軍忠状写(「閩閩録」卷115(湯原文左衛門)4)は、永禄六年三月六日に「富田大草村」合戦において湯原氏が尼子氏方の多数の頸を討ち捕ったことを記したものであるが、富田に「大草村」の地名を他に確認できないことや、児玉元良の官途名から、後世の作であることが明らかである。従って、同じ内容を述べた三月六日毛利元就感状写(同上3)も、後世の作である可能性が高い。春綱は、毛利氏と通じながら、二年間にわたって富田城に在城し続けたことが知られる。

(9) 長谷川博史「戦国大名尼子氏の研究」(二〇〇〇年)二四〇頁。

(10) 実際に、元龜三年の野村士悦の愁訴では、元秋・隆重は毛利輝元が備中出陣中であることから「確申留」めたにもかかわらず、士悦は吉川元春に宛てて書状を送ったことが知られる(「閩閩録」卷123(野村作兵衛)16・31)。また、同じ年の清泰院の愁訴については、元春の許へ参上した清泰院に対して、元秋・隆重と元春が相談して、輝元帰陣後に「相伺」うことを約束している(「閩閩録」卷109(赤川吉右衛門)2・7)。この

ように、愁訴当事者は、複数の人物の許へ赴いて毛利氏当主への取り成しと援助を求めて、自ら積極的に動いたのであり、富田城主が直接の軍事統轄者であっても、富田城主のみを愁訴の窓口としていたわけではない。なお、永禄十二年閏五月の野村士悦の愁訴については、野村士悦が、天野隆重に吉川元春宛の書状を書いてもらい、それを持って元春の許へ赴き、本宗家奉行人(国司元武・児玉元良)宛ての書状を書いてもらい、本宗家奉行人のところへ持参し、毛利輝元への披露を依頼したことが知られる(「閩閩録」巻123〈野村作兵衛〉15)。ただし、このような愁訴の経路(野村士悦→天野隆重→吉川元春→本宗家奉行→毛利輝元)は、富田城の平時における天野隆重について(従って永禄十二年六月以前)の事例ではないかと考えられる。

(11) 長谷川博士「戦国大名毛利氏の徳政―天正七年出雲国一國徳政令を中心として―」(『史学研究』一八三、一九八九年)。

(12) 長谷川博士「中世後期の塩冶氏と出雲平野―「富家文書」に見る地域社会の諸様相―」(島根県古代文化センター『古代文化叢書3 富家文書』一九九七年)。

(13) 年末詳極月六日坂本良家書状(「佐草家文書」『大社町史』二五七五)。

(14) 能儀郡内には、「矢田」(現安来市矢田町)の地名がある。

(15) 永禄十三年の八月十二日日子勝久宛行状(「米原家文書」『新修島根県史』五一三頁)、元龜二年三月十一日日子勝久袖判家臣連署宛行状(「鴻池家文書」『新修島根県史』五三三頁)。

(16) 長谷川博士『戦国大名日子氏の研究』(二〇〇〇年)一七三―四頁。

(17) 永禄十年七月九日口羽通良書状写(「閩閩録」巻37〈中川与右衛門〉32)、永禄十一年七月九日口羽通良書状写(「閩閩録」巻37〈中川与右衛門〉33)。館鼻氏が指摘したように、これらの付年号は後筆であり、同年のものである可能性もある。

(18) 五月朔日福原貞俊書状写(「閩閩録」巻115〈湯原文左衛門〉26)。

(19) 五月二十一日天野隆重書状写(「閩閩録」巻115〈湯原文左衛門〉124)。
 (20) 普請役以外に富田城主が賦課したものは、杵築大社社内からの供出を求めた「旗棹」があり(「富家文書」『大社』二一五七)、やはり軍事目的と考えられる。

(21) 永禄十二年十二月十九日毛利元就・同輝元連署一行状写(「閩閩録」巻3〈毛利大蔵〉2)。

(22) 島根県立図書館所蔵「島根県神社資料」所収棟札銘写。

(23) 次の史料は、天正十四年当時の富田城主末次元康の家臣から、揖屋社別火に宛てたものである。

末次元康家臣連署書(「揖夜神社文書」『意宇六社文書』一一)

就今度揖屋宮分定、此以後被遂御分別条々之事、

一年中御祭校量次第第二可被相勤事、

一諸役御免許之事、

一杵築出米不能御調之事、

以上、

右、自然出入等候者、堅可被加御下知之由候、此由可申之旨候矣、

天正十四

熊谷

八月廿一日

内蔵助(花押)

井上

主水助(花押)

石田

周防守(花押)

揖屋

別火殿

元康がどのような立場で揖屋社に対するこのような保護政策を打ち出したのか定かでないが、元秋領の揖屋を継承した元康が、自らの意志で判断(「御分別」)し行ったものである可能性が高い。従って、元龜三年

の元秋の機能を継承したものは即断できない。

(24) 毛利元秋は、杵築大社の社家とも個別的なつながりを持っていた。千家氏上官の長谷左衛門尉に対する官途の吹挙を行ったり(「上官卜証跡」『大社』二一〇一)、北島氏上官の富氏と富田入城以前から親交を持ち(「富家文書」『大社』一六七五)、偏諱を与えた可能性があること(「千家家文書」『大社』二二四八)などである。しかし、これらは杵築大社上官が元秋をはじめとする毛利氏一族と接触し、毛利氏との結び付きを形成・確保しようとした結果であって、毛利氏の地域支配を富田城主が分掌したものとはいない。

元康についても、当然のことながら同様な個別的な人脈が存在する。

天正十六年には、上官の別火弥四郎を式部太輔に任じている(「別火家文書」『大社』二二三〇)。また、次の史料は、元康家臣の熊谷秋忠が、杵築大社上官佐草氏に宛てた書状である。

熊谷秋忠書状(「佐草家文書」『大社』二二八八)

出西栖雲寺抱之内出入申候之処、御理令承知候、兎角彼坊主并北右百姓被成御尋、双方有体之御究可然存候、御家中之儀候之条、無紛之様御分別專一候、御双方御宏者之儀候之条、世間儀御批判肝要之儀候、右之趣元康被申事候、恐々謹言、

九月廿五日

熊谷内蔵助

秋忠(花押)

佐草殿 御返報

この史料は、一見、神門郡内の權益をめぐる相論の裁定に、富田城主が関わったものであるかのように見えるが、実際には、国造北島氏家中の問題を上官佐草氏が裁定する際に、相論当事者の一方が北島重孝(「北右」)抱分の「百姓」であったことよっている。文禄三年の秋上久国覚書写(「佐草家文書」)によれば、北島重孝と元康が格別に緊密な関係にあったことが知られる。佐草氏が裁定に先立って元康に「御理」をした

理由は、元康と北島重孝との個別的結び付きに配慮せざるをえなかったためと推測される。

(25) 例えば、塩冶・朝山郷代官の小田就宗は、永禄十一年にはそのまま在職していると思われる(「富家文書」『大社』一六五五など)が、元龜四年十月六日大東之内針江八幡領検地辻(「諏訪文書」『新修島根県史料篇』)に、三田元徳らとともに署判している(署名は「小田出雲守」のみであるが、小田就宗の花押と一致する)ように、立場の変化が認められる。杵築の代官も、元龜三年以降は福井景吉の活動が見られなくなる。小倉元悦・井上就重・平佐就之は、元就とともに安芸国吉田へ帰陣したと考えられる。

(26) このことは、天正七年の徳政令の実施、天正八年の杵築大社造管段銭の徴集、天正十三年の八重垣社造管棟別銭の徴集が、いずれも毛利氏本宗家から派遣された検使衆によって行われた事実からも窺うことができる。天正十三年頃の日御崎社造管棟別銭の徴集は、本宗家と吉川氏双方から検使衆が派遣されたが、これも、毛利氏が徴集への協力を求めた国衆について、吉川氏が仲介役を果たすためと考えられる。

(27) 天正五年、吉川元春次男の仁保元棟は、秋上氏知行分を毛利氏から与えられ(「関閩録」巻5「毛利宇右衛門」16)、境水道を扼する要衝森山城を委ねられた(「久利家文書」『石見久利文書の研究』三十三)ほか、天正七年には国府地域の大庭保を与えられた(「秋上家文書」『大社』一九七八)。天正十四年の仁保元棟領付立には、天正五〜七年に成立したこれらの權益を含む出雲国北東部における元棟の給地が確認できる(「厳島野坂家文書」『広島県史 古代中世資料編II』二二九八)。特に、美保関・安来などの要衝が含まれている点が注目される。しかし、これらは永禄十二年に滅びた周防国仁保氏の跡を継いだ元棟が、毛利氏から与えられたものであって、吉川氏の出自ではあっても、吉川氏の権力基盤とは区別して位置づけるべきものである。

毛利氏の山陰地域支配と因伯の諸階層

長谷川 博史

はじめに

戦国期毛利氏領国における吉川氏の位置づけに関する研究として、因幡・伯耆を素材とする館鼻誠氏や日置兼左エ門氏の見解がある。それによれば、天正八年以降、因伯の「吉川氏の所領的性格」化が進行し、これにより「戦国期山陰吉川領の一つの到達点」に達したこと⁽¹⁾（館鼻氏）、毛利氏による天正初年の伯耆支配はなお不十分であり、「吉川氏による再度の鎮撫と経営を経て領国化がすすめられ」、「因伯については、天正八年後の吉川氏の領国経営を重視して考えるべきであろう」⁽²⁾（日置氏）とされている。このように、天正八年以降の因幡・伯耆両国においては、毛利氏の存在を前提としながらも、吉川氏によって領国支配が実現・強化されたことが指摘されている。因幡・伯耆両国は、毛利氏領国における吉川氏の位置づけとその展開を考える際に、最も重要な鍵を握る地域と思われる。

元龜二年（一五七一）八月、尼子勝久が出雲国を去った後、山陰地域における毛利氏領国の最前線は、因幡・但馬へと移動した。その「北表」戦線において、吉川元春は軍事指揮官として従来以上に重要な役割を果たしはじめた。この後、毛利氏が羽柴秀吉と和睦する天正十年（一五八二）までの十年余の間に、この方面において毛利氏が直面した大きな危機は、二回あったと考えられる。一つは、元龜四年（一五七三）～四年の因幡国における尼子勝久との戦争、二つは、天正七～九年の伯耆国南条氏との

戦争及び羽柴秀吉の因幡国侵攻である。

本稿では、これら二つの時期における、因幡・伯耆国内の国衆や在地勢力の政治的動向を明らかにし、そのことから、彼らの存在形態の特徴について考察する。それを踏まえて、天正八年以後に領国支配の実現・強化を遂げたとされている両国における吉川氏の位置づけについて、再検討する⁽³⁾。

一 武田高信の死去と尼子勝久の因幡国乱入

武田高信は、永祿六年（一五六三）に山名氏へ反旗をひるがえし、以後、安芸国毛利氏と連携しながら、鳥取城を本拠として因幡国に大きな勢力をふるった人物として知られている。この人物の死没年については、古来より諸説があつて、小坂博之氏は天正二年（一五七四）天正六年五月の間⁽⁴⁾、日置兼左エ門氏は天正三年⁽⁵⁾、高橋正弘氏は天正四年五月四日以前と推定されている⁽⁶⁾。のちに高橋氏は、天正三年九月二十五日までには確実に生存するが、これ以後は厳密には断言できない、と若干の修正をされている⁽⁷⁾。

しかし、高信の死没年については、なお検討の余地が残されていると考えられる。この点に注目するのは、山陰東部の政治過程を考える際に、この問題が特に重要と考えられるからである。この点について、可能な範囲での事実確認を試みたい。

武田高信が殺害されたことを窺わせる唯一の徴証は、次の史料

である。『萩藩閥閥録』において、元龜三年に比定されている文書である。

小早川隆景書状写（「閥閥録」巻115（湯原文左衛門）25）

去月廿四日の御状、今月四日到來披見候、

一北浦野波之内沖泊^江船五艘盪掛、地下人式人取候而札を立罷退之由示預候、委細承知候、

一湯原右京進申分之儀、尤馳走之儀候、置兵糧玉粟百矢之事、

從吉田可被仰付候、自船中見へ候条、普請之事是又尤候、急度

一人被差上候様ニ可申候、野^{（春綱）}信^{（安芸）}吉田逗留之条、奉行衆可被

申談候、

一湯三・湯^{（春綱）}右所^江彼御番被頼思召之通、御一通之事可被指上候、

彼衆中申分等曾而不被付手、使等^{（春綱）}機嫌惡候而罷上候間笑止存候、

一因州武田事不慮ニ被相果之由候間、彼国不可有正体之条、伯州

之可為破候、左候へハ雲伯諸牢人可相集之条、其国之御弓矢ニ

可罷成候、此時吉田宿老中輕々と短息候わてハ可為大事之段、

五日以來追々吉田へ^{（春綱）}新庄^{（吉川元春）}申遣候、

一從多賀・長屋方之一通等披見候、是又尤存候、委細調之趣、從

吉田・新庄可被申登候、恐々謹言、

五月四日

隆景 御判

元秋

隆重 御返報

この史料は、以下のような複数の事実によつて、元龜四年（一五七三）のものであることが、確認できる。

まず、第一条「北浦野波之内沖泊^江船五艘盪掛、地下人式人取

候而札を立罷退之由示預候」と、第二条「湯原右京進申分之儀、

尤馳走之儀候、置兵糧玉粟百矢之事、從吉田可被仰付候、自船中

見へ候条、普請之事是又尤候」は、五月朔日付け毛利元秋・天野

隆重宛て福原貞俊書状写（「閥閥録」巻115（湯原文左衛門）26）

の「去九日夜北浦野波内沖泊^{（出雲）}へ船五艘盪來、地下之者式人取候而

札を立罷退之由、其趣蒙仰候、則令披露候、如仰隠州表牢人共罷

居候之条、折節者左様之認者可仕と存候」と「仍湯原右京進加賀要

害在番等無緩馳走之由尤可然肝要之御事候、（中略）長々之儀候

条、自身在番侘言被申度之由候哉、無余儀存候、雖然（中略）加

賀要害之儀^{（湯原春綱）}右乍辛勞、如今睨可有在番事簡要之由候」に對

応している。ここからは、湯原氏の出雲国加賀在番が長期に及ん

でいることに関して、富田城の毛利元秋・天野隆重を介して、毛

利氏へ愁訴したことが知られるが、これは、これに先立つ三月十

二日付け天野隆重書状写（「閥閥録」巻115（湯原文左衛門）123）

において、毛利氏の奉行人に對して「湯原右京進參上候、去々年

之春以來加賀御要害御番被遂其節候、於彼人者少^{（春綱）}無休息馳走被

申候、（中略）御普請被仰付可被下之由候、殊ニ隠州二牢人衆在

島候之間、渡口之事候、御兵糧玉粟之事申上度之由被申候、若又

御普請不被仰付候者、御暇可被下之由候」と述べていることと全

く対応している。この書状の日付には「天正三年之由」との傍注（後

筆であると考えられる）があるが、これら一連の史料に現れる、

三月〜五月にかけての湯原春綱の愁訴（自身の加賀在城免除〓子

息元綱のみの在城要請、加賀城の普請要請、兵糧玉粟矢の追加要

請）において、春綱は富田城には「參上」しているものの、安芸

国吉田には毛利元秋・天野隆重からの使者が行つたのみである。

これに對して天正二年四〜五月の春綱は石見諸浦勘過免許を求め

はないことを確認できる。また、種々の史料から明らかな当時の戦況からみて、湯原氏が加賀城への番衆派遣を命じられたのは、少なくとも元龜二年二月以降と考えられるので、「去々年之春以来加賀御要害御番被遂其節候」とあることから、これら一連の史料は元龜四年以降のものであると推定される。さらに、「隠州二牢人衆在島」以下の文言等は、この書状が尼子勝久が隠岐に在島していた元龜二年後半～元龜四年前半の時期に該当する可能性が高いことを窺わせている。従って、これらはいずれも元龜四年（＝天正元年）のものであると推定できる。

さらに、第二条に「野信（野村士地）吉田逗留之条、奉行衆可被申談候」とあることについては、四月三日付け毛利元秋・天野隆重重書状写（「閔閱録」巻123〈野村作兵衛〉31）において、毛利氏の吉田奉行人に対して「三刀屋方・野村信濃守申結候久木之儀、去年信濃守致参上申上候處、右之地之内百五拾貫三刀屋（被遣）、信濃所へも七拾五貫可被遣之通、以御奉書被仰上候、則其旨三刀屋（申届候處無分別候）、左候へハ信濃守事（色々存分深々と申候つれ共、去年之儀者備中表御在陣之刻候条、為兩人礮申留候、只今致参上候間、彼申分之儀何分にも被作落着候様可預御披露候、於趣者信濃守可申上候」と述べていることから、元龜三年の毛利輝元による備中国出張の翌年、すなわち元龜四年四月三日にこの書状を受け取った野村士悦が、その後これを持って吉田を訪れたことを確認できる。従って、やはり元龜四年のものであると推定できる。

肝心の四条目「因州武田」が、高信を指す確証はないが、この表記のみによって当事者同士は人物を特定できたと考えられることや、隆景が「彼国不可有正体之条、伯州之可為破候」と述べるほどの影響を及ぼす人物は、高信を置いて他には考えがたい。

以上により、武田高信の死去は、元龜四年五月四日をそれほど遡らない時期と考えられる。⁹⁰⁾ 天正三・四年まで高信が生存したとする従来の説によると、天正元年以降の高信の、政治的・軍事的影響力の著しい後退や、存在感の希薄さは、まるで別人格かと思われるような変貌ぶりであり、その原因・理由もよくわからず、やや奇異の感を否めなかった。高信の死去が元龜四年であったことにより、このような違和感は全て解消される。

ところで、前掲書状において、隆景が、因幡国は「正体」を失い、伯耆国も「破」れ、「左候へハ雲伯諸牢人可相集之条、其国（出雲国）之御弓矢ニ可罷成候」と予測した通り、尼子勝久配下の「諸牢人」が隠岐国から因幡国へ侵攻したのは、わずか一ヶ月後の元龜四年六月初旬である。間もなく勝久も渡海し⁹¹⁾、前年以來但馬に潜伏していた山中幸盛と結束して、因幡国内各所を次々と攻略した。

このように、元龜四年の勝久の因幡国侵攻は、おそらく武田高信の死去にともなう同国における毛利氏勢力の弱体化をとらえ、その間隙について行われたものと考えられる。このように考えて、はじめ、尼子氏が何故この時期に因幡を目指したのかを、説明することが可能となるものと思われる。さらに言えば、「不慮」と表現された武田高信の死去には、山名氏の策謀、あるいは同氏や織田信長（具体的には柴田勝家）との連携を図り但馬国において調略に余念がなかったと推測される山中幸盛の何らかの関与を、否定することができないと思われる。その背後には、備前国浦上宗景、美作国三浦貞広、伊予国能島村上武吉ら、豊後国大友氏と結び付いた反毛利方諸勢力との連携があったと推測される。従って、元龜四年に毛利氏が山陰東部方面において直面した危機は、武田高信の死去によってもたらされたものであり、このこ

とは、この時期に至るまでの毛利氏が、山名氏との対立関係の中で、出雲・伯耆・因幡における軍事的優位と相対的安定を維持するため、高信との連携にいかにも大きく依拠していたかを、あらためて裏づけるものと言えよう。

高信死去後の武田氏は、おそらく後継者未確定により、「老中」「家中衆」が主導した⁽¹²⁾。尼子勝久の攻撃を受けた鳥取城は、天正元年九月二十七日以前に武田氏「家中衆」の「毛利氏に対する」別心⁽¹³⁾によって落城した。これによって、因幡国以東において毛利氏は完全に孤立化したのであり、武田高信の死去が毛利氏にもたらした危機の深刻さを窺わせている。

このような事態に対する毛利氏の打開策は、因幡国守護山名豊国との連携であった。武田氏との抗争に苦しめられてきた豊国は、その関係から毛利氏とは敵対関係にあったので、当初は尼子勝久の侵攻を支援したと考えられる。しかし、武田氏が投降して鳥取城を開城すると、今度は毛利氏に接近した⁽¹⁴⁾。十月十八日頃によりやく因幡国に着陣したと考えられる吉川元春は、豊国と結んで十一月十二日以前に鳥取城を奪回した⁽¹⁵⁾。豊国にとって、尼子氏は次なる脅威となりつつあり、因幡国の統治という点からみれば、豊国の選択は至極現実的な判断と考えられる。

さらに毛利氏は、この約一年後には豊国を介して山名本宗家山名祐豊との同盟関係形成（「芸但和睦」）を画策し、天正三年正月にこれを実現しており、ついに山陰方面において尼子氏を孤立化させた⁽¹⁶⁾。

こうして毛利氏は、山名氏との連携によって、元龜四年五月に直面した危機を、基本的に克服したのである。天正二年三月には山中幸盛が私部城を拠点として因幡国中に種々調略を行い、天正三年六月には調略によって若桜鬼ヶ城を奪取するなど⁽¹⁷⁾、尼子氏

は根強く戦鬪を継続していく。しかし、私部城は天正三年十月、鬼ヶ城は天正四年五月に毛利氏方によって攻略され、同年八月に但馬国七美郡菟東城も落城して、この方面の尼子氏勢力は一掃された⁽¹⁸⁾。

天正元年十一月の鳥取城奪回によって、因幡国における毛利氏の軍事的影響力は一段と強まった。毛利氏本宗家は、山名豊国から人質を取り⁽¹⁹⁾、在番衆を派遣して因幡国内の要所（鹿野城番の野村士悦、鳥取城番の牛尾春信、徳吉・鶴尾在番の山田出雲守など）⁽²⁰⁾に配置するとともに、吉川元春や小早川隆景らを介して、毛利方の因幡国衆（武田氏・吉岡氏・田公氏・中村氏など⁽²¹⁾）を個別に掌握し、軍事拠点と軍事力の確保に努めている。ただし、これ以後天正八年六月に至る約七年間にわたり、毛利氏は山名豊国の存在を前提に因幡国の確保を図っている。

この時期における豊国の因幡国支配の実態はほとんど不明であるが、後年、豊国を見限り「一揆」を結んで秀吉に対抗した者が出現した（天正八年十月六日羽柴秀吉捷書（旧）八上郡弓河内村北村六郎左衛門所蔵文書『鳥取県史』112）ように、因幡国内領主層の実力と結束を前提に、彼らに推戴されてはじめて守護としての立場を維持できる存在であったと推測される。にもかかわらず、毛利氏は因幡国を山名豊国の管国とする位置づけを残し続けた。これは、豊国による因幡国支配の内実に関わらず、毛利氏が直面した軍事情勢全般に規定されて因幡国の統治権全般を吸収・再構築するような余裕を持たず、従って極力既存の権威や由緒を利用しようとしたことによると考えられる。

二 羽柴秀吉の因幡國侵攻と因伯の諸領主

山陰東部方面において毛利氏が直面した二度目の危機は、天正七年の伯耆国南条元統の離反、天正八・九年の羽柴秀吉率いる織田軍の侵攻である。毛利氏本宗家は、織田氏との戦争にあたり、戦力の分散を恐れ、山陽道方面に主力を集める戦略をとっていた。そのため、因幡・但馬方面は山名豊国、垣屋豊統、古志重信などわずかな勢力のみで維持せざるをえない状況であった。戦力の分散を恐れたのは元春も同様であったが、豊国離反の雑説も流れた。天正七年七月には、垣屋豊統からの強い訴えを受け、本宗家が但馬国方面を軽視したままであることに危機感を募らせた⁽²²⁾。当時の山陰地域は、毛利氏本宗家の意図により、明らかに手薄な状況におかれていた。

天正七年十一月に決定的となった南条氏離反は、毛利氏にとって大きな打撃を与え、山陰東部方面の前線が一举に伯耆国中部まで後退した。天正八年五月、羽柴秀吉は初めて因幡国へ侵攻し、鳥取城を開城させると、六月には姫路に帰還している。山名豊国は、ついに織田氏方へ投降した。元春は、九月に鳥取城を奪回するが、毛利氏は備前国宇喜多直家との戦争に戦力を集中せざるをえず、相変わらず山陽筋重視の方針を変更できなかったし、吉川氏も伯耆国南条氏の羽衣石城攻撃に戦力を費やしていた。そのような中、天正九年三月十八日、石見の吉川経家が決死の覚悟を以て鳥取城に入城した。再度の秀吉の襲来は、時間の問題となっていた。

次の新出史料は、このような緊迫した状況下におけるものである。

杉原盛重書状（「岩国徴古館所蔵文書」）

尚々、中村より之案文披見申候、吉岡之書中にも同前之由、得其意候く、

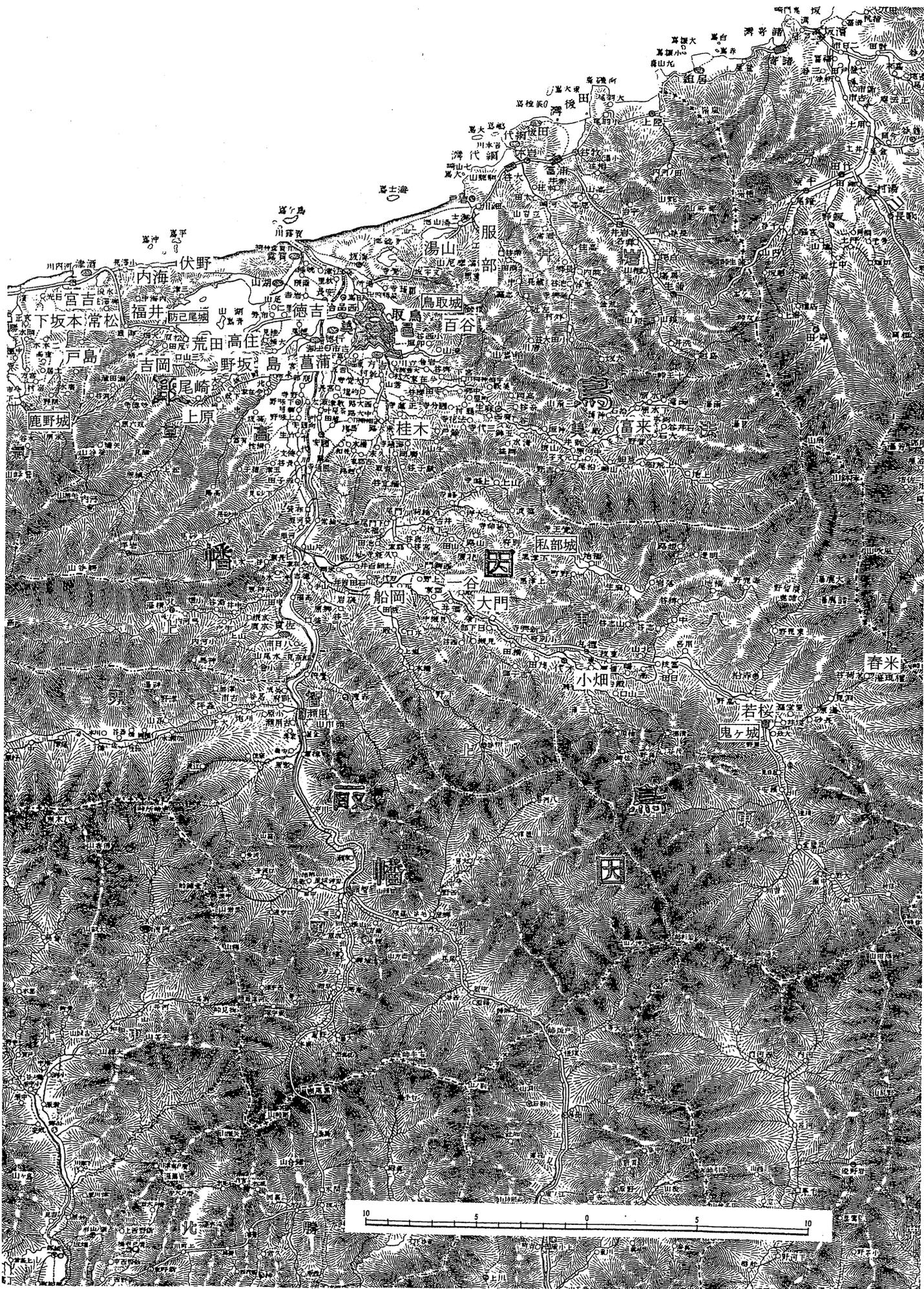
御使者畏入候、毎事申後及御報候事、無沙汰非本意候、如仰吾等気相之儀、此砌炎天之時分申、土用之事候間、此比細々起氣二候而、何共迷惑申候、乍去さのミ不相煩候間、可御心安候、弥養生非緩候、誠被付御心、御懇ニ被仰聞候段、畏入候く、一上衆因伯可罷下之由、御到来候哉、就夫、吉岡・中村被申入書中、為披見、被懸御意候、毎事如此申狂候間、雖不可有正儀候、兎角被成其御心得候ハねハ、不可然候之間、至芸州追々被仰下之、元春御出張之儀被成御急候様ニ御注進之由、承候之間、肝要存知候、

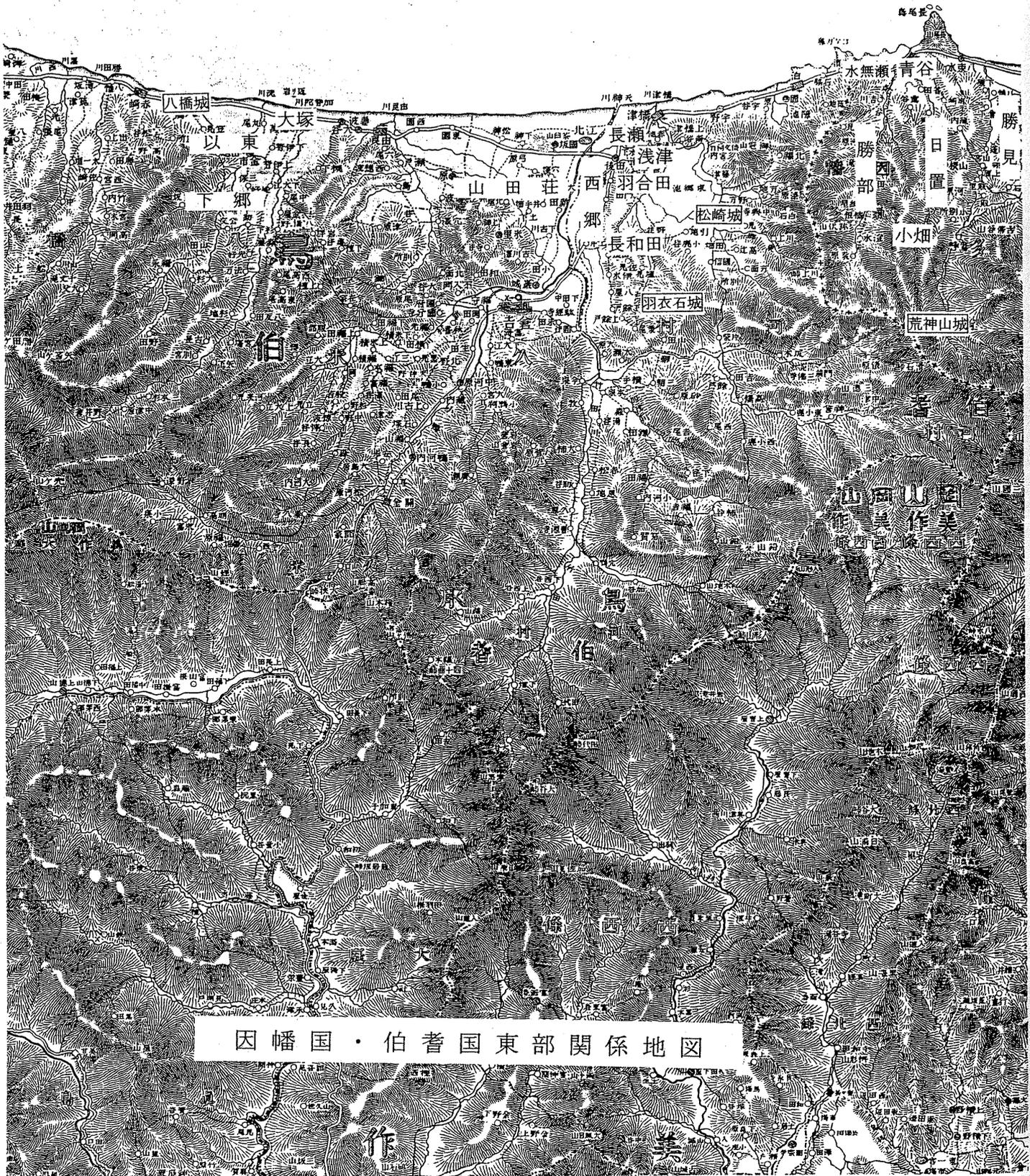
一上勢打下候儀、於事実者、息兄弟三人ニ悉人数相副差出可申之由、蒙仰候、得其意候、罷下候者、不限夜中子共二人数悉相副可進置候、聊以緩有間敷候、随分可致短息候間、可御心安候、上口之御到来之趣、弥被仰知、御行等彼是可申談候、

一諸城御抱様肝要ニ被思召之由、尤無御余儀候、所々無御緩被仰付之由承候、専用ニ存知候、

一荒神山之儀、兵粮如形差籠之通、可然被思食之由、得其心候、然者少人数之儀候間、早々人数差上せ候而可然之由承候、人数賦申付候間、一廉荒神山へ可差籠候間、可御心安候、仰之様普請之儀有之間敷候、旧冬俄ニ為申付普請之事候間、可為左様候、人数差上せ、普請可申付候間、此以前日置・勝部之普請仕口御座候間、彼両村へ被仰付候而可然存知候、何自是可得御意候、

一松崎之儀、人数者如形有之儀候間、至于時之御加勢等者可被仰付之由、尤可然存候、兵粮さへ於有之儀者、松崎之事者御心遣





因幡国・伯耆国東部關係地図

無之由尤候、就夫小鹿・山田江之月俸二ヶ月分、相渡候而可然候する之由、示預候、来月分之儀者、御約諾為申事候間、急度奉行之者差出相渡させ可申候、半納之儀被破候時者、境目諸城兵糧之儀、頓被差籠候而可然御事候、上勢罷下候者、付城之御番衆中之兵糧可為迷惑候間、弥追々芸州被仰下候する事肝要存迄候、此条を社、半納被破候時互二申談候ツ、勿論元春も可被仰付之由候キ、弥被仰下可然候、何茂自是可得御意候、恐々謹言、

(天正九年)
六月廿二日

元長 参 御返報

盛重 (花押)

備後国神辺城主の杉原盛重は、永禄五年の毛利氏による出雲国侵攻にともない、永禄七年頃に伯耆国尾高城へ派遣された人物である。盛重は天正九年十二月二十五日に死去したと考えられる⁽²³⁾ので、その半年前のものである。「吾等気相之儀、此砌炎天之時分与申、土用之事候間、此比細々起気二候而、何共迷惑申候」と述べているように、既に体調を崩しており、折からの炎天に苦しんでいた様子も窺える。このわずか一通の史料から、以下のような重要な事実を確認することができる。

まず、きわめて基本的なことではあるが、この段階の因幡・伯耆両国における、毛利氏方と織田氏方の戦力配置を確認できることである。具体的には、この段階の毛利氏方にとって、因幡国荒神山城(現気高郡鹿野町)と伯耆国松崎城(現東伯郡東郷町)が、戦略上特に重要な「付城」であったことを窺うことができる。そもそも、この時期に荒神山城や松崎城が毛利氏方の城として機能していたという事実そのものが、この史料以外では確認できなかったことである。

天正九年五月十六日に鳥取城の吉川経家が把握していた情勢は、「羽衣石より節々落人共御座候由申候、兵糧無之由申候」「鹿野にも一円兵糧無之由申候⁽²⁴⁾」というもので、毛利氏方に取り囲まれて、織田氏方の伯耆国羽衣石城と因幡国鹿野城は、共に補給線の確保に苦しんでいたことを確認できる。鹿野城には、亀井茲矩が在城していたと思われる。また、同六月十七日の経家の書状には、「私部・鹿野・羽衣石、兵糧一円無之候」「先以上勢可罷下儀者案中候(中略)八橋・鳥取さへ堅固候ハ、終二ハ御弓矢御勝利眼前候(中略)両城之間一城落去候ハ、芸州之御弓矢御めつきやくたるへく候⁽²⁵⁾」とあって、織田氏方の因幡国私部城・鹿野城・伯耆国羽衣石城が兵糧欠乏に苦しんでいたこと、両国における毛利氏の最重要拠点八橋城と鳥取城であったことが知られる。八橋城には、吉川元長がこの方面の指揮官として在陣していたと考えられる⁽²⁶⁾。

荒神山城は、因幡・伯耆国境に位置し、羽衣石・鹿野両城を分断する役割を果たしうる要衝である。また、松崎城は東郷湖東畔に位置し、陸路では因幡・伯耆国境に近く、また羽衣石城と日本海を結ぶ水上補給線を分断する、恰好の地理的条件を備えた城であったと考えられる。杉原盛重書状の書かれた六月二十二日段階においても、羽衣石・鹿野両城の補給線をめぐる毛利氏と南条氏等織田方勢力との戦闘が繰り返されていたと考えられる。秀吉の来攻は時間の問題であるものの、未だ毛利氏方が優勢であった。そして、秀吉による鳥取城攻城戦が繰り返されられていた同年十月に至っても、羽衣石城攻撃中の吉川元長が「因州堺仕切之要害等、猶以申付、上衆・南条半可差留行候⁽²⁷⁾」と明言しているように、荒神山城をはじめとする「因州堺仕切之要害」は、織田軍と南条氏を分断する重要な役割を果たしたことを確認できる。毛利氏方

にとつて、荒神山城と松崎城が重要であったのは、以上のような毛利・織田両勢力の戦力配置によるものである。

前掲の六月二十二日杉原盛重書状によれば、秀吉の因幡国襲来が目前に迫っているとの情報を、吉川元長の許にもたらしたのは、中村氏と吉岡氏が送った二通の書状であったことが知られる。元長は、その情報を安芸国吉田の毛利輝元へ通報し、元春の出陣を要請したが、同時に杉原盛重に対して、中村氏からの書状の案文を添えて連絡し、盛重子息三人に率いられた軍勢の派遣を求め、併せて荒神山城への増員派遣要請、松崎城在番衆への月俸支払い要請を行ったことが確認できる。盛重は、これらの要請を大筋で受け入れるとともに、荒神山の普請を申し出て、その際には日置・勝部両郷へも命令を出すよう求め、また境目諸付城へ早急に兵糧を指し籠める必要性を強調し、その旨毛利氏へ進言するよう求めている。これが、この書状の要旨である。

秀吉軍の先鋒が私部城に入ったのは、この書状の書かれた七日後の六月二十九日である⁽²⁸⁾。以後、十月二十五日の鳥取城の落城に至るまで、壮絶な鳥取城籠城戦が開始されることとなる。

この時期、因幡・伯耆両国の毛利氏方の領主たちが、どのような性格を有し、どのような動向を示したのかについて、杉原盛重書状に現れる名前を手がかりに概観すれば、以下のようなものである。

「中村」氏 この書状に現れる中村氏は、当時吉川経家とともに鳥取城に在城していた中村春統⁽²⁹⁾であると思われる。この中村氏は、因幡国守護山名氏家臣の中村氏であると考えられる。中村春統は、天正八年九月に、主家山名豊国を離れて毛利氏方へ転じ、吉川元春による鳥取城奪回を実現させた⁽³⁰⁾。

山名豊数安堵状（東京大学史料編纂所影写本「中村文書」）

因幡国八東郡日理大門卅石、同郡日理之内海老名分五十石、百谷十八石、高草郡野坂之内きう国寺老町六段、同郡上原伊賀分卅石、同郡尾崎卅石、同郡福井百廿石、気多郡勝部之内きぬミ中島分式町、同郡内海之内老町五段、同郡勝部之内草屋弥左衛門尉分式町、法美郡富来之内参町、何⁽³¹⁾跡色前々判形之筋目不可有相違候、恐々謹言、

永禄七年

正月十九日

豊数（花押）

中村鍋法師丸殿

これらの權益が、天正九年段階の中村春統の基盤とどの程度関連するものかわからないが、中村鍋法師丸が相続した權益は、総計三百石余ほどであり、領主権力としての規模は決して大きくない。しかし、その分布状況は特徴的であり、高草・気多両郡を中心に、八東郡や法美郡など、因幡国内の各地に散在している。

天正三年に、薩摩国島津家久一行が、伊勢参宮の帰路、因幡国内を通過して、伯耆国へと進んだ経路は、六月十六日に「ひほの山（氷ノ山）」を越えて但馬国から入国し、「つくよね（春米）」に宿泊、十七日は「若狭（若桜）」を通過して「舟岡（船岡）」に宿泊、十八日は「吉岡」を通過して「下坂本」に宿泊、十九日は、「あをや（青谷）」を通過して因幡国西端の「水無瀬」から船出し、伯耆国「大つか（大塚）」に着船・宿泊となっている⁽³¹⁾。家久のとった行程は、当時いくつか存在したと思われる幹線道路の一つと考えられ、上方から陸路因幡国へ至る基本的なコースの一つであったと思われる。

中村鍋法師丸の所領をみると、ほとんどの權益が、この島津家

久の通った道に近接していることが知られる。中村春統は、播磨から侵攻してくる織田軍の情報をいち早く把握し、それを元長へ通報したことが知られるが、このことは、権益の分布からも窺える中村氏の情報収集力を示す事実ではないかと考えられる。

中村春統は、鳥取城落城にあたり吉川経家とともに切腹した。⁽³²⁾

「吉岡」氏 吉岡氏は、「因幡志」では赤松氏の一族とされ、

因幡国高草郡吉岡荘を本拠とする領主である。吉岡氏は、天正元年の毛利氏による鳥取城奪回時に毛利氏方に一味したと考えられ、自ら「本地」と主張する一四〇〇石の地を、毛利氏から安堵されている。

吉川元春・口羽通良・福原元俊連署書状写（「藩中諸家古文書纂」五〈善岡甚平〉）

吉岡・一谷・日置之内岩本分共千石足、并長瀬南北参百六拾石足、戸島七拾石足、以上合千四百参拾石足事、御本地之由令承知候、全可有御知行候、弥御馳走肝要候、猶（南条）従宗勝可有御演説候、恐々謹言、

十一月十日

元春公御黒判

通良 同 断

元俊 同 断

吉岡左近将監殿 御宿所

これらの知行地は、いずれも播磨方面や伯耆方面の双方へ抜ける交通路上に点在していることが知られる。もちろん、これらが全て吉岡氏「本地」であったかどうかはわからなすが、このような権益の主張は、吉岡氏の家としての性格を窺わせる事実であると

考えられる。さらに、東郷湖と日本海の間に位置する長瀬の領有を主張して安堵されていることや、湖山池に面する防己尾城の位置などを勘案すれば、吉岡氏は、陸路のみならず水上勢力としての基盤を併せ持っていたと推測される。吉岡氏は、播磨から侵攻してくる織田軍の情報をいち早く把握し、それを元長へ通報したことが知られるが、このことも、交通路上の権益と無関係ではないと考えられる。

吉岡氏は、この後、七月と九月の二度にわたって防己尾城に來襲した秀吉の軍勢を撃退しており⁽³³⁾、因幡国における強力な毛利方勢力であったことが知られる。

「山田」氏 天正九年六月に松崎城に在城し、羽衣石城包圍戦の最前線に位置した人物である。同時に記された「小鹿」もやはり松崎在番衆と考えられる。「小鹿」は羽衣石城に程近い地名であるので、毛利氏方について伯耆国河村郡内土着の家と推測されるが、詳細は未詳である。

この「山田」については、人物を特定することは簡単ではない。補論において述べたように、当時の伯耆国内には二人の「山田出雲守」がいたと考えられるからである。ただ、毛利氏直屬家臣の山田氏に対する月俸の支払いを杉原氏に求めるのは、次節において述べるように不自然であり、この「山田」は、伯耆国衆の山田氏である可能性が高い。

伯耆国山田重直は、永禄年間以来毛利氏との結び付きを強め、永禄十一〜十二年の対大友氏戦争では、南条宗勝と同陣で出張し、永禄十二年に尼子勝久の出雲国乱入に対応するため、宗勝に先立つて帰国し、羽衣石城を死守した。その後、八橋在番を経て、南条氏家臣として活動するが、天正四年七月に織田方へ内通した南

条氏家臣の福山氏を討つなど、明らかに毛利氏との強い結び付きをもつて独自の動きを示している。その結果、天正七年九月には毛利氏から離反を決意していた南条元統によって居宅を襲撃されることとなり、危うく難を逃れると、以後は毛利氏による南条氏攻撃の最前線に位置した（以上については、補論参照）。

重直は、天正八年七月に、吉川氏から、総計二千石にのぼる知行分を安堵・給与されている。

山田重直知行分坪付注文写（「山田家古文書」卷四）

坪付注文

久米郡北条之内

一五百石

八幡領

（吉川元春）
裏花押写

元就一行之前

河村郡

一五拾石

福王寺分

元就一行之前

上分共申

八橋郡

一百七拾石

以東之内

奉書之前

八橋郡

一卅石

下郷之内

奉書之前

以上、七百五拾石

河村郡羽合田内越振遠江守給

売地共

一三百七拾石

田尻分

同郡長和田之内

一貳百石

浅津

同郡同所

一五拾石

由木分

同郡西郷之内越振九郎左衛門給

一六拾石

有田分

同郡同郷越振大和守給

一四拾石

田尻

同郡松尾領内小鴨弾正左衛門尉分

一貳百五拾石

長和田内

同郡越振大和守給

一五拾石

同前

久米郡建部分

一六拾石

小田

同郡北条之内

一五拾石

龍光院分

八橋郡下郷内のり本種久徳長

一百廿石

進藤弥左衛門尉分

合二千石

因州日置・勝部替地共二

右、御付立之前、令承知候、只今無案内之儀候間、自然差合之

儀候者、以代所可申談候也、

七月八日

山田出雲守殿

これらの権益は、羽衣石城内にとどまっていた南条氏家臣等の闕所地を含んでいると考えられ⁽³⁴⁾、すべて山田氏によって知行可能であったとは言えない。しかし、吉川氏の安堵・給与した権益は、伯耆国東部の海岸線沿い（＝同国の陸路・海路の幹線）の広

い面積を占めている。特に、天神川下流の両岸と東郷湖沿岸、及び大塚・八橋近辺の權益を与えられており、山田氏がこの方面の毛利氏方の中心的存在として、いかに重視されていたかを窺わせている。

この当時の山田重直が、どこに在城して南条氏との戦闘を続けていたのか、明示する史料は、従来は存在しなかった。「山田家古文書」等に残された重直の動向を正確に把握するうえで、杉原盛重書状は重要な手がかりを提供するものと考えられる。

田公氏 杉原盛重書状にはあらわれないが、この時期、毛利氏方であったと思われる因幡国の有力領主に、田公氏がある。田公氏は、但馬国二方郡田公郷を名字の地とする山名氏の家臣であり、因幡国守護代を務めたと伝えられる家である。

田公又三郎領地書立写（「吉川家中并寺社文書」五（田公家））

惣領又三郎領地

ひやうき之内

又野分 百石

同谷之内

新田 卅五石

同谷之内

ひれ野分 十八石

宮吉 百石

つね松 五十石

ふし野 百石

しやうふ 五十石

高すみ 貳百五拾石

あら田（荒） 十八石

以上

三月廿六日

田公次郎左衛門尉殿

本書之裏ニ

元春公御判有之

田公高次所領書立写（「吉川家中并寺社文書」五（田公家））

千石

五十石

百石

百八十石

廿五石

十石

五石

十六石

以上

天正元年

六月十日

是ハ本書之裏ニアリ

天正八拾月廿八日

元春公御判

田次

高次判

かち山（勝見）

ゆやま（湯山）

てさいれんか（服部領家）

八鳥りやうけ（小畑）

おはた（島）

しま

新田（桂木）

かつらき水

田公高次は、天正元年十一月の毛利氏による鳥取城奪回時に、山名豊国が毛利氏へ転ずる際の仲介役を果たした人物である。⁽³⁵⁾ 早くから毛利氏と直接的結び付きを有する人物と思われる。高次の申請によって吉川元春の承認を得たと思われる、田公氏惣領家所領は七二一石、天正二年に高次が自ら書き上げ、天正八年十月に元春の承認をえた高次所領は、一三八六石である。このような

所領規模の格差を生じた理由は未詳であるが、毛利氏との結び付きによる可能性を指摘できよう。

注目されるのは、田公氏惣領家所領が全て因幡国高草・気多両郡内に集中しており、また明らかに伯耆へ抜ける幹線道路沿いと湖岸・海岸に散在している点である。また、田公高次領は、勝見郷・服部荘という因幡国東西の海岸部に主要な所領を持ち、気多・高草・法美三郡中に散在する他の権益が、惣領家の権益群を包み込むような形で配置されている⁽³⁶⁾。

以上のように、天正年間前半の因幡・伯耆国衆は、史料に残された事例からみる限り、点と点を線で結ぶような散在型の所領構造を持ち、共通した性格を有していると考えられる。このような所領形態をもたらした原因は、幹線交通路が海岸部近くに集中するという、両国の地形に規定された条件によっている側面を指摘できるが、さらに大きな原因としては、当該地域を巻き込んだ戦国期の戦乱が、所有権を流動化させ、権益を複雑化・細分化させたことが挙げられよう。

因幡・伯耆両国は、大永年間以降の尼子氏による侵攻にはじまり、天正年間前半の毛利・織田戦争に至るまで、ほぼ一貫して外部勢力による支配をうけ、また戦場となり、ほぼ全ての国人たちが一度は本領を失い、滅亡していった家もきわめて多い。

そのような中で、毛利氏は、因幡国の武田高信・山名豊国や伯耆国の南条宗勝と結び、その支援と連携によって両国確保の足がかりとした。武田高信とその勢力後退後の山名豊国は因幡一国に、南条氏は毛利氏の梃子入れによって伯耆国東半において、いずれも領域的支配を担いうる立場や論拠を持ち、毛利氏方の重要な一翼をなした⁽³⁷⁾。しかし、元亀四年に武田高信が死去し、天正七年

に南条氏が離反し、天正八年に山名豊国が投降すると、毛利氏による両国の確保はきわめて厳しい局面を迎えた。そのような状況下において、なお毛利氏が、中村氏・吉岡氏・山田氏など、両国の陸路・海路の幹線沿いに基盤を有する国衆たちを確保していたことは重要であると思われる。毛利氏領国の外縁部に位置し、危機的状況に陥っていった山陰東部地域において、毛利氏が情報網と補給線を確保するに際し、さらには地域経済の脈管体系を掌握する足がかりとして、これらの領主の果たした役割はきわめて大きかったと推測される。とりわけ、天正八年に、毛利氏方因幡国衆が、山名豊国を追放して秀吉と対抗する「一揆」を形成したことは、毛利氏による国衆掌握の強化を示している。国衆と毛利氏との結び付きを支えた吉川元春の役割の大きさを、あらためて裏づける事実と言える。

その一方で、武田高信・山名豊国や南条宗勝が毛利氏方として果たしていた役割を、何らかの形で継承しうる存在は、緊迫した軍事情勢に規定され、吉川氏以外に見出せなかったと考えられる。これは、吉川氏が、現実に、武田高信・山名豊国・南条宗勝の機能や権限をどの程度継承しえたかどうかとは別次元の問題であり、毛利氏側の断片的史料から「領国経営」が進展したと結論づけることはできない。

三 「半納」と因伯の在地社会

前掲杉原盛重書状の最後の箇条に見られる、「兵糧」、「月俸」、「半納」は、文脈からみて、相互に相関連するものとして記されている可能性が高い。特に注目されるのは、「半納」の語が現れ

ることである。これらの言葉は、戦時における地域社会と戦国期大名権力との関係を知る鍵となるものと思われる。関連史料は限られており、杉原盛重書状の解釈も一様ではないが、以下、これらについて検討したい。

(一)「半納」

「半納」という言葉は、秋山伸隆氏によって、敵対する二つの戦国大名の「境目」において、それぞれが年貢を折半しあう行為であるとされている。秋山氏は、その成立の背景や条件として、①全面戦争の持続が困難な戦国大名の軍事編成の脆弱性、②中間地域が形成する両属関係の広範な展開、③戦国大名双方が外部勢力である地域においては「何れか一方への従属から比較的自由な勢力の広汎な存在を可能とし、そのような在地の一定度の自立性（逆にいえば戦国大名の在地掌握の弱さ）が、戦国大名をして「半納」という妥協的解決を選択せしめた」こと、④「折中」を正義とする中世の思考様式が存在を指摘している⁽³⁸⁾。因幡・伯耆方面において「半納」の語が現れる事例として、次の史料が知られている。

吉川元春書状（「山田家文書」Ⅱ「閩閩録」31（山田吉兵衛）31）

爰元出張付而、自類方半納可相切之由申候哉、可有左様候、此表明日廿日長瀬陣替候、急度至其表可為上着候、追々可申候、恐々謹言、

七月十九日

元春（花押）

山田出雲守殿

森脇左馬允殿

寺本玄蕃允殿 進之候

この史料の年代については、元龜二年とする『萩藩閩閩録』の傍注、天正三年のものとする高橋正弘氏の説があるが、このたび木村信幸氏の緻密な検討により、この吉川元春花押は、天正二三年のものである可能性がきわめて高いことが明らかとなり、高橋氏の説をあらためて裏づけている。

宛先の三名は、因幡国高草郡徳吉の在番衆と考えられる⁽³⁹⁾。天正三年初頭に成立したと考えられる「芸但和睦」（「吉川家文書」五九一）により、毛利氏は、豊後国大友氏と連携していた因幡国尼子勝久・美作国三浦貞広・備前国浦上宗景・備中国三村元親ら、反毛利氏方に対する大規模な攻勢に転じた。前掲史料の元春「出張」はその一環であり、一ヶ月前の六月中旬に若桜鬼ヶ城が山中幸盛の調略によって奪取されたことも相俟って、因幡国の尼子氏勢力掃討のため出陣したものである。

秋山氏は、この史料を、「半納」が軍事力の均衡と不可分であり、年貢の折半を意味するものであることを裏づける史料の一つとして引用している。それによれば、『類方』については不詳であるが、ここでいう『半納』が毛利方と尼子方による年貢の折半を意味することは容易に推測しうる。そして、元春が『半納』破棄の通告を予想された事態と受けとめているのは、『半納』が伯耆（天正三年の情勢をふまえると、伯耆ではなく因幡とする方が正しい―筆者注）における両者の勢力の均衡の上のみ成立しうるものであることを認識していたからであろう」としている。

ところで、秋山氏がいくつかの事例を挙げながら指摘したように、「半納」という一つの言葉で表される実態の全身は、かなり多様であったと考えられる。本研究は、「半納」の全体を検討することを目的としてはいないが、前掲杉原盛重書状にみられる「半

納」は、その存廃が軍事的緊張度と不可分であることをあらためて裏づけるとともに、いわゆる「折半」という意味ではない可能性が高い。

盛重は、兵糧を差し籠めるべき時期を「半納」破棄直後のできる限り早い時期と述べている。これは、「半納」の状態が、「兵糧」の追加搬入を必要としない条件を備えていたことを窺わせている。

「兵糧」の追加調達を必要としない条件としてまず想定されるのは、部分的停戦・休戦状態⇨軍事力の均衡である。しかし、この当時の戦況は、とてもそのような状況ではなく、既述のように、すでに五月段階において、羽衣石・鹿野・私部各城は、補給線を絶たれて兵糧欠乏の危機に瀕し、落人の数も増えている⁽⁴⁰⁾。当時の両勢力の境界は、おそらくは複雑に入り組みながらも、上記三城それぞれを取り囲むように存在したと考えられ、長期にわたる特定の両勢力拮抗地帯が広範に展開していたわけではないと推測される。南条氏やその家臣団など羽衣石城衆、あるいは鹿野・私部城衆が、毛利氏と合意された「半納」の在所から年貢を受け取れるような状況ではなかったと考えられる。この「半納」は、それが破棄される以前の段階において、織田方に「半分」が渡ることを毛利氏が容認したとは考えがたい。これらの状況から見て、この場合の「半納」は、毛利氏方・織田氏方の年貢の折半ではない可能性が高いと考えられる。

敵方との最前線に近い地域に成立した、折半でない「半納」とは、毛利氏が延々と続く最前線の防衛を在地勢力にも依存して実現せざるをえず、年貢半減という免除特権を設けて郷村を味方として確保し、郷村の協力を仰ぎ、彼らにも普請（日置・勝部郷の事例など）や兵糧調達を求めざるをえなかったため、採用した特

例であった可能性を想定できる。

天正三年の因幡国における事例、天正九年の伯耆・因幡国における事例は、いずれも毛利氏がこの方面において直面した最も重要な軍事的局面（尼子勝久との決戦、及び羽柴秀吉との決戦）と不可分であり、またいずれの場合も、秋山氏が「半納」成立の条件・背景の③として指摘したように、在地の主体性・自立性の強さ、大名権力の在地掌握の弱さ、を浮き彫りにしている。因幡・伯耆は、毛利氏・尼子氏・織田氏のいずれからみても、全く新たに侵攻した地域であり、戦乱に明け暮れた元龜・天正年間前半のわずか十年余の間では、在地を強力に圧伏できるような機会ほとんどなかったと考えられる。「半納」というものが、折半であるか否かに関わらず、軍事的境界領域に出現する可能性の高いものであったこと、高度な軍事的緊張が「半納」の維持を妨げる要因であること、「半納」成立の条件には郷村側の政治的自立性があつたことを、あらためて裏づけている。

(二)「月俸」

杉原盛重書状において注目されるもう一点は、松崎在番衆に「月俸」が支払われているという事実である。すなわち、吉川元長は「小鹿・山田」への「月俸二ヶ月分」の支払いを盛重に依頼し、盛重は既に「約諾」済みの「来月分」のみについて、調達を受諾している。

毛利氏による「月俸」の支払いが確認できる事例には、次のようなものがある。

元龜・天正年間初頭の六月五日毛利元秋書状（「閩閩録」巻115〈湯原文左衛門〉102）において、在番中と思われる湯原春綱が、所領（出雲国島根郡古曾志）が新山城に近いことを、尼子勝久との

戦乱によって「数年不作」であることを理由に、前年に引き続いて「月保」の支払いを申請している。

天正九年正月二十五日毛利輝元袖判奉行入連署書状（「閥閥録」卷55〈国司与一右衛門〉51）において、毛利氏による長門国大津郡渋木銅山の採掘にあたり、「かね堀貳十人分月俸」を、大津郡「反銭」の内から支払っている。

天正九年十月二十四日山県就慶・朝枝春元連署書状（「石見吉川家文書」一四八）において、籠城中の吉川経家以下鳥取城衆に届ける資金の一つに「五十人月俸十五日分」計四石を確認できる。一人当たりの月俸が一斗六升、一日当たりにすれば一人五合三勺余となる。

天正十四年八月十一日毛利輝元袖判奉行入連署書状（「閥閥録」卷55〈国司与一右衛門〉53）において、豊臣政権による島津氏攻撃にともない豊前国門司に立て籠もった「原田喜三」ら六名に対して、「月俸」が遣わされている。その理由は、「依為無足」とある。

従って、毛利氏の「月俸」とは、毛利氏からの給地などを持たない職人や「無足」衆、あるいは在番（さらには籠城）などによって通常の年貢収納が困難な状況に置かれている在番衆に対して給与されたものと考えられる。その際、「不作」「無足」という理由を明記した湯原氏や門司城の事例は、「月俸」が、在番・籠城すれば給与されるといふようなものではなかったことを示している。鳥取城の「五十人」についても、これが籠城衆全体であるとは言いがたい。在番・籠城衆への「月俸」給与には、一定の条件が必要であったと思われる。

また、渋木の事例は、「月俸」の財源が、「反銭」であることを示すものとして貴重である。公役を財源とするものが存在した

事実は、「月俸」の性格を考える上でも示唆的である。すなわち、天正九年に吉川氏からの要請を受けて、杉原氏が「月俸」負担を「約諾」した必然性や根拠は、この「月俸」が、杉原領を含む伯耆国内などに領域的に賦課される公役としての性格を有したからではないかと推測される⁴¹。毛利氏が、「月俸」を、境界領域の後背地域全体の利害に関わる問題であるという論拠を以て、地域防衛の目的を根拠に公役から支出した可能性を想定できる。

なお、補論のように当時の因伯には二人の「山田出雲守」が存在したが、以上のような「月俸」の性格を勘案すれば、他地域に給地を持つ毛利氏家臣の山田氏に対し、杉原氏が「月俸」を支払わなければならない理由は乏しいので、盛重書状の「山田」はやはり伯耆国の山田氏Ⅱ山田重直であると考えられる。

それでは、天正九年に松崎在番中と思われる「小鹿・山田」に「月俸」が支払われたのは、どのような条件をふまえたものであったのだろうか。

従来あまり注意されていないが、敵対する二つの広域権力の境界領域に存在する村々は、当然の事ながら広域権力の直轄領ばかりではなく、どちらかに味方した現地の領主の権益を含んでいるケースの方が支配的であり、そのような場合、「半納」によって彼らの年貢収入が半減したり、戦闘の激化によって年貢収入の可能性は著しく低下したと考えなければならぬ。特に広域権力にとって深刻であるのは、彼ら現地の諸領主に、最前線の防衛を委ねなければならぬ場合である。実質的な財政補填なくしては、彼らの離反は必至である。その補填の具体的方法としては、他地域における給地宛行が考えられるが、当時の毛利氏は給地不足・給地差合問題に悩まされており、次善策の一つとして「月俸」が採用された可能性が高いと考えられる。

「小鹿・山田」による松崎在番は、まさにそのような事例ではなかったかと思われる。山田重直が天正八年七月に吉川氏から安堵・給与された権益は、羽衣石城近辺にも所在したり、南条氏家臣の権益を含んでいたりするまさに対南条氏戦争の最前線に位置している。従って、これらの中に「半納」によって年貢が半減した権益があった可能性や、実質的支配が困難な権益が含まれていた可能性は高い。「小鹿・山田」へ「月俸」が支払われた条件としては、以上のような点を想定することができる。

杉原盛重書状は、毛利氏の「月俸」が「半納」と連動する場合があった可能性を示すものである。

おわりに

毛利氏領国の東端に位置する山陰東部地域は、絶えざる戦乱の継続によって、毛利氏支配下に安定的に組み込まれることなく、天正十三年の「国分」を迎え、豊臣政権との国境画定協定により、伯耆国東半国以東を失った。吉岡氏や山田氏は、この時点において旧来の所領が全て毛利氏領国外に位置することとなり、毛利氏に随従せざるをえなかったと考えられる。そして、「半納」の語から窺えるように、この間を通じ、因伯の諸郷村は、度重なる外部勢力の大規模な武力侵攻にもかかわらず、他地域以上に強い自立性を維持したと考えられる。地域社会の蒙った損害を軽視してはならないが、このような自立性を支えた要因の一つが、領主権益の細分化・散在性、及びそれらを統括する安定的統一的権力の不在にあることは、容易に推測されるところである。

元龜〜天正年間前半の山陰東部は、当時の毛利氏が直面した、

以上のような状況によって、毛利氏が地域支配を展開しうる条件を十分に持たなかった。毛利氏方にとって毛利氏の軍事的影響力は重要な拠り所であったが、毛利氏も武田高信・山名豊国・南条氏・杉原氏に依存した部分が多かったと考えられる。

吉川氏は、この因幡・伯耆方面の軍事指揮官として一貫して中心的役割を果たし、また、天正三年〜四年に南条氏・小鴨氏・山田氏と吉川氏の起請文が残されているように、吉川氏と有力な地域権力や国衆との同盟関係の形成は、毛利氏にとって両国の掌握を実現する最も主要な足がかりであったと考えられる。吉川氏は、これらの領主と毛利氏を結び付ける重要な役割を果たしたのであって、因伯の地域支配全体に直接携わったのではなく、また知行宛行権などは基本的に輝元へ一元化されていた。毛利氏は、軍事情勢に規定され、武田氏・山名氏・南条氏・杉原氏への領域的支配権の分掌・委任によって山陰地域支配の基本的枠組みを構成しようとしていたと推測される。

ところが、天正七年の南条氏の離反によって状況は一変し、吉川氏は国衆に対して、広大な南条氏闕所地の権益を自ら宛行いはじめた。館鼻誠氏は、この事実を以て「織田軍の来攻という非常事態を契機として生じたものであり、輝元はかかる事態に対処するため、国衆に対する動員権と南条氏をはじめとする離反者などの欠所地処分権を吉川に付与し、その権限を強化したのである。ここに吉川の山陰支配は、外圧のなかでより強化され、とりわけ因伯は、吉川の所領的性格を有することになった」と位置づけた。さらに「但しそれは吉川が本宗支配から独立してゆくものではなく（中略）あくまで本宗支配の維持・強化を前提としたものであった。ここに戦国期山陰吉川領の一つの到達点をみることで「きよう」とした。

このうち、南条氏・杉原氏に対する吉川氏による軍事動員権の行使は、天正二年にはすでに確認でき⁽⁴²⁾、これは吉川氏の軍事指揮権に付随するものであつて新たな権限拡大ではない。

ただ、天正七・八年以降、伯耆において吉川氏に委ねられた關所地処分権が、給人への宛行を前提に毛利氏から承認された広大な吉川領を生み出したことは、事実である。

しかしこれは、毛利氏が危機的状況の深刻化にともない山陰方面にますます手が回せなくなったための措置であり、むしろ本宗家による山陰方面の軍事情勢に対する消極的対応の延長線上に位置づけられるので、これによって毛利氏による山陰支配が強化されたとは考えられない。この時期の毛利氏本宗家は、織田方の攻勢に押され、宇喜多氏の離反と相俟つて特に山陽道方面を重視せざるをえず、とても伯耆方面の軍事情勢の急変に対応し、また關所地処分を実施できるような余裕などなかったからである。権限の委任や移動は、基本的には支配の強化とは別の次元の問題である。織田方の攻勢によって、毛利氏にとつて、かつてない程にきわめて不安定な状態に陥つた天正七・十年の伯耆国の政治・軍事情勢は、吉川氏の権限を拡大しても、それだけでは毛利氏の領国支配の強化に結びつく保証のない状況にあつたことを示すものである。その意味では、そもそも「吉川氏の山陰支配」の「強化」という言葉自体に、問題があるように思われる。

なお、因幡国が「吉川氏の所領的性格」を有したという点についても、問題が残される。この場合にも、「所領的性格」という言葉の意味が問題となるが、おそらくは吉川領の拡大と宛行権行使による国衆と吉川氏の個別的結び付きの形成などを想定されているように見受けられる。既述のように、毛利氏による毛利氏方国衆の掌握が強まっていく過程において、中村春統の偏諱が示す

ように、吉川氏と個別的に結びつく存在が現れたことも事実であるが、因幡国衆が毛利氏ではなく吉川氏のみ直接主從制的に従属した事例は、確認できない。また、出雲国三沢氏に対して「七百石之儀者、於因但可調進之候」と約束したり、鳥取入城を承諾した吉川経家に対して「弓箭以一着之上、於因州六百石⁽⁴³⁾」宛行を約束した事例はあるものの、場所を特定しているわけではなく、いずれも履行されたことを確認できない。前出の田公高次領も、天正二年に高次自身が記した権益を天正八年に元春が承認・安堵したものであつて、吉川領からの給与ではない。因幡国内において吉川氏が独自に宛行つた事例は、天正八年七月の天野隆重に対する気多郡勝見郷内五〇〇石の給与⁽⁴⁴⁾が確認できる程度であつて、史料制約を勘案しても事例が少ない。以上のように、国衆との個別的結び付きや、吉川領化と宛行権掌握といった、吉川氏の独自の裁量権の拡大は、史料的にはほとんど確認できない。とりわけ、天正九年末以降、織田方に制圧された因幡国に吉川氏の「所領的性格」を見出すことは困難である。

次に、日置衆左エ門氏は、「後年、天正十三年境目（領国の）決定の後、吉川氏に臣従した伯耆国衆は多いが、毛利氏に従つた因伯の国衆はほとんど知られていない（『萩藩閥閥録』）。恐らく毛利氏の東端の領国伯耆の支配は、天正初年はなお不十分で、七年以降毛利・織田両勢力の抗争のなかで、吉川氏による再度の鎮撫と経営を経て領国化がすすめられたと見るべきで、因伯については、天正八年後の吉川氏の領国経営を重視して考えるべきであろう⁽⁴⁵⁾」と述べて、言わば吉川氏による独自の領国経営の指標として、因伯国衆出身の吉川氏家臣に着目している。しかし、岩国吉川氏家臣団のなかで、因伯国衆当主（もしくはそれに準じる者）の家であることが確実と思われるのは、山田氏・吉岡氏・田公氏

のみである。⁽⁴⁶⁾ しかも、例えば天正十九年十一月十五日の打渡坪付（「山田家古文書」巻一）によれば、山田氏は毛利氏から出雲国楯縫郡内に知行分を与えられており、天正十三年以降、吉川氏家臣となるまでには、なお紆余曲折があったと考えられる。たび重なる戦乱を切り抜けてわずかに生き残ったこれら因伯土着の国衆たちは、豊臣政権下において旧来の所領をすべて失ったのであり、自ずから毛利氏への従属性も強くならざるをえないきわめて特異な事例と位置づけるべきではなからうか。

そもそも吉川氏が、出雲国以東の山陰地域において、国衆を家臣化した事例はほとんど見られない。岩国吉川氏家臣団は、吉川氏一族、安芸国以来の吉川氏家臣、及び毛利氏旧臣が圧倒的部分を占めており、これに石見国中東部の中小勢力や尼子氏旧臣（いわゆる富田衆の子孫）、さらに若干の小早川氏旧臣（真田氏）などが加わることによって成り立っており、出雲以東の国衆出身者は、まさに例外的存在であったことが知られる。このこと自体、吉川氏が独自の領域的権力としての側面を拡大しようとした可能性が乏しいことを裏づけている。

既述のように、因伯における毛利氏は、永祿五年からの出雲国遠征時以来、領域的支配の分掌のために、武田氏・山名氏との連携、南条氏・杉原氏への支援・擁護によって、両国の確保を実現しようとした。しかし、尼子氏・織田氏・羽柴氏との戦争の過程において、毛利氏の意図しない形でこれら諸氏が滅亡・離反していった時、これら諸氏の基盤やその機能をとりあえず早急に継承・再構築しうる可能性をもつ存在は、この方面の軍事指揮官であった吉川氏以外に見出せなかった。そのような経緯を見る限り、事実としての吉川氏の権限拡大を、「戦国期山陰吉川領」の到達点とみたり、「吉川氏の領国経営」ととらえることは、正確では

ない。

そのような困難な情勢下において、吉川氏が重要な窓口となつて、因幡・伯耆の中村・吉岡・田公・山田といった各国衆を、現実に毛利氏方として確保していたという事実こそ、毛利氏領国における吉川氏の役割の大きさを裏づけている。ただ、それをさらに、因幡・伯耆両国の領域的支配の深化に結びつけていくことは、容易ではなかったと考えられる。同じ山陰地域ではあつても、出雲・石見両国と因幡・伯耆両国では、時期的にも地域的にも毛利氏の直面した政治情勢・軍事情勢が全く異なっていたのであり、毛利氏の領国支配を規定する条件の地域差を、正確に位置づけることが、何よりも重要と考えられる。

補論 「山田出雲守」考

はじめに

近世の毛利家と吉川家には、それぞれ山田氏という家臣が存在していた。以下、萩山田家と岩国山田家と略称する。⁽⁴⁷⁾

萩山田家の伝来文書は、「閩閩録」巻31〈山田吉兵衛〉・「譜録」〈山田五左衛門直賢〉に収録され、現在はそれらの原本が、「山田家文書」として山口県文書館に所蔵されている。

岩国山田家の伝来文書は、いずれも原本が確認されておらず、「藩中諸家古文書纂」巻10〈山田平次右衛門〉と「山田家古文書」巻一七に、写文書として残されている。前者には後者にはない文書が十六通収められ、逆に前者には後者の巻七収載文書が含まれていないが、多くの文書は重複している。いずれも岩国徴古館所蔵である。

これら二つの文書群は、元龜〜天正年間を中心に、伯耆・因幡方面の毛利氏方として活動した「山田出雲守」宛の文書を多数伝来している。二つの文書群相互には、写などにおいて重複する文書は存在しない。岩国山田家の文書に現れる「山田出雲守」は、当時の文書の中に記されていることから「重直」という実名であったことが確認できるが、萩山田家の文書に現れる「山田出雲守」は、「閩閩録」の系譜に従って「重正」という実名であったとされたり、またこれらの「山田出雲守」は同一人物「重直」であるとされたりしている。⁽⁴⁸⁾

ここでは、因幡・伯耆戦国時代史の希有な基本史料である両山田家文書の位置づけについて、現段階における整理を試みたい。

一 萩山田家と岩国山田家

萩山田家の出自は不明である。⁽⁴⁹⁾ 初見は、天文二十三年六月十一日の毛利元就・隆元連署感状（「山田家文書」II「閩閩録」巻31〈山田吉兵衛〉1）において、安芸国佐西郡蔵重屋（広島市佐伯区五日市）合戦の戦功を賞された、「山田民部丞」である。民部丞は、「閩閩録」の系譜に従って「満重」という実名であったとされているが、一次史料では確認できない。同年十一月二日には安芸国大田川下流域の北庄・温科・温井の田島六町余を、弘治四年閏六月四日には周防国佐波郡富海保内二町三段分を、永禄九年五月十七日には周防国山代郷符谷の内三十貫足を、毛利元就から宛行われている（同上56・57・62）。従って民部丞は、毛利氏本宗家臣ではなく、基本的には元就直属の家臣であったことが知られ、所領規模からみても地位が高いとは言いがたく、元就への帰属性が強い中級家臣と推測される。民部丞は、少なくとも永禄元年以降、毛利氏中枢の使者として対大友氏戦争の最前線に派遣され、赤間関から九州北部方面における大友方勢力切り崩しに重要な役割を果たすと、永禄六年七月頃から、对尼子氏戦争の最前線である伯耆国西部に派遣された。交渉能力・戦術ともに優れ、元就からの信頼度もきわめて高い存在であったと言える。そして、永禄十年と推定される三月十四日吉川元春書状（同上27）を最後に、民部丞関係史料は見られなくなる。

これに対して、岩国山田家は、「山田家古文書」巻五に残された天文年間の山名氏・因幡武田氏発給文書の存在などによって、伯耆国久米郡山田荘（山田別宮・山田八幡領）を名字の地とする一族であることが知られる。現在は遺構を確認できないが、堤城跡（東伯郡北条町島）が山田氏の居城であったと言われている。山田平三左衛門尉（「重直」と考えられる）は、毛利元就から「八

幡領五百石地」「福王寺五十石」を安堵され（「山田家古文書」卷三）、永祿九年正月二十五日に「出雲守」に任じられており（「藩中諸家古文書纂」十）、毛利氏による出雲国侵攻当初から、毛利氏と結び付いて活動した存在である。天正年間初頭頃の山田重直は、南条氏の家臣として活動するが、首尾一貫して毛利氏方に与した。南条氏による毛利氏からの離反後、天正八年七月八日に吉川元春より宛行われた権益は、南条氏領を含めた伯耆国東部一帯二千石にのぼり（「山田家古文書」卷四）、当該地域の土着勢力であったことを窺わせている。しかし、天正十一年の豊臣政権による南条氏の復帰、天正十三年の豊臣・毛利領土境界画定にもなつて、伯耆国東部に所在した山田氏の本領や広大な給地はずべて失われ、天正十九年十一月十五日、出雲国楯縫郡内の宍道氏旧領百三十三石余を毛利氏から打ち渡されたことが知られる⁽⁵⁰⁾（「山田家古文書」卷一）。

問題となるのは、萩山田家の文書に現れる、元龜・天正年間の文書の宛名が「山田出雲守」であることである。

そこで、あらためて、この時期前後において、萩山田家の文書に現れる「山田出雲守」と、岩国山田家の文書に現れる「山田出雲守」について、その動向を整理しておきたい。以下、煩雑となるので前者を「山田出雲守A」、後者を「山田出雲守B」と表記する。

二 「山田出雲守」の立場と動向

元龜二年当時、「山田出雲守A」が、毛利氏家臣の小寺元武と同じ場所において、同じ軍事行動を担っていたことは、同年八月二十七日付けで兩名それぞれに宛てて発給された、ほぼ同文の吉川元春書状（「山田家文書」Ⅱ「閔閱録」卷31〈山田吉兵衛〉12、

同卷46〈小寺忠右衛門〉48）によって裏づけられる。これらの書状には、いずれも「去年以来伯州在国候て、長々御辛勞申も疎候、殊今度八橋之儀、以勞氣遣被引成候、誠祝着之至候」とあつて、伯耆国において最後まで尼子勝久方の手にあつた八橋城を、二人の調略によつて開城させたことが知られる。天正二年閏十一月十六日の山田出雲守宛て吉川元春書状（「山田家文書」Ⅱ「閔閱録」卷31〈山田吉兵衛〉36）によれば、「御方之儀、從九州陣御上来、至伯州羽衣石、小寺同前二被差籠、数年有氣遣、辛勞之段更無申討候」と記されており、この時期、小寺元武と「山田出雲守A」は、基本的には南条氏居城の羽衣石城内に在番していたと思われる。

この「山田出雲守A」が、伯耆に派遣された時期や経緯についてみてみると、前掲史料に「去年以来伯州在国」「從九州御陣御上」とあることから、元龜元年に、毛利氏が対大友氏戦争から撤退を完了し、尼子勝久勢力の一掃を図るため、九州から派遣されたと考えられる。その元龜元年と推測される四月九日付け山田出雲守宛て吉川元春・小早川隆景連署書状（「山田家文書」Ⅱ「閔閱録」卷31〈山田吉兵衛〉10）によれば、「今度其方事宗勝二相副、伯州表差上候」とあるので、南条宗勝と同道して伯耆へ入つたことが知られる。

その後、「山田出雲守A」は、因幡国大坪一之の石見国河本下向と因幡国帰国に同道を命じられ、引き続き鳥取城の西正面に位置する徳吉城に「檢使」として在番を命じられる（「山田家文書」Ⅱ「閔閱録」卷31〈山田吉兵衛〉13）が、これは天正三年と考えられる。「山田出雲守A」は、伯耆国のみならず、因幡国における尼子氏掃討戦においても最前線に位置して重要な役割を果たした。

ところが、同じ「山田出雲守」であっても、岩国山田家の文書に現れる「山田出雲守B」は、以上の「山田出雲守A」とは、微妙に異なる動向を示している。

例えば、元龜二年の七月九日付け吉川元春書状（「山田家古文書」巻一）によれば、「对小佐御状披見候、御書中之趣尤候、（中略）芸州へも具可申聞候、当国之儀新山能程可為一着候間、左候者其表之儀も勿論可為静謐候（中略）誠去々年之儀ハ御方頓御下候而、羽衣石之事被持拔、種々御行付而、於于今如此某許被任存分由」とある。「山田出雲守B」は、小寺元武を窓口として毛利氏に（具体的には吉川氏を介して）訴えたのであり、小寺氏と同等な立場で在番していた「山田出雲守A」とは、立場が異なっている。さらに注目されるのは、「山田出雲守B」は、「去々年」すなわち永祿十二年に伯耆国羽衣石城に入り、これを「持拔」いたことである。元龜三年の閏正月二十二日付け毛利輝元書状（「山田家古文書」巻三）によれば、「九州表宗勝同前御辛勞之儀者不及申、上国候て其表無緩御短息之故、早速静謐候事大慶候、殊去年八橋在番之儀元春被申候処、于今被相届候（中略）猶小寺佐渡守可申候」とあるので、永祿十二年の伯耆国への派遣は、対大友氏戦争から対尼子勝久戦争への転陣であったこと、九州陣においては南条宗勝と同陣であったこと、元龜二年八月に開城した八橋城の在番を命じられ、この時点まで引き続き在番していることが知られる。

その後、「山田出雲守B」は、天正三年十月十四日の南条氏家臣連署起請文（「吉川家文書」六一四）に血判署判、天正四年七月には織田方へ内通したとされる南条氏家臣福山氏を討ち（「山田家古文書」巻二・三・六）、同年十月十六日南条氏家臣連署起請文（「閩閩録」巻46〈小寺忠右衛門〉49）に名を連れ、天正七

年五月十一日南条氏家臣連署副状（「中津村区有文書」『鳥取県史 中世』181）に署判しているので、南条氏家臣として、ほぼ一貫して羽衣石城もしくはその近辺にいたと考えられる。天正七年九月一日、毛利氏から離反した南条元統は、「山田出雲守B」の「宅所」を襲撃し、「山田出雲守B」は、かろうじて切り抜け因幡国鹿野城へ逃れた（「山田家古文書」巻三）。以後、「山田出雲守B」は、羽衣石城攻略を目指す毛利氏方の最前線に位置して、南条氏攻撃の重要な一翼を担った。

このように、「山田出雲守A」と「山田出雲守B」の動向は明らかに異なっているが、長期間にわたってかなり近接した場所や状況下であり、実際には見分けることの容易でないケースが多い。例えば、元龜二年五月の因幡国荒神山城（羽衣石城から東約一〇kmに位置する因伯国境の城）の攻撃に際しては、同十六日付けの元春感状が、「山田出雲守A」宛てのもの（「山田家文書」II「閩閩録」巻31〈山田吉兵衛〉11、文言は「今度荒神山落去之時、於退口敵一人被討取之由候」と、「山田出雲守B」の子息の「山田又五郎」宛てのもの（「山田家古文書」巻二、文言は「今度荒神山落去之時、於退口山崎十兵衛尉被討取之由候」）の、二通存在する。この合戦に「山田出雲守B」が参加していたことは、前日五月十五日付け吉川元春書状（「山田家古文書」巻二）によって明らかである。別人と考えるには、余りに動向が近接しすぎているようにも思われる。

そこで、この点をもう少し別の角度から検討してみたい。

三 山田方宗と山田重直

「山田出雲守A」と「山田出雲守B」が別人であるかどうかを定める際に注目されるのが、次の史料である。

吉川元春書状写（「山田家古文書」巻一）

先度於岩倉合戦之時、敵宗徒之者三人御方御人数被討捕之由候、
毎事御心懸御馳走無比類候、寔御粉骨之至候、殊頃者淀山□□被
仰付候哉、御方御籠之由、御辛勞候、□□之儀者、不能申候、併
芸州御馳走候、猶（小寺元武）小佐・山出迄申上せ候之間、可有演説候、恐々
謹言、

五月八日

元春 花押

山田出雲守殿 御宿所

この史料によれば、宛先の「山田出雲守B」の戦功を賞する元
春の意を伝達する役割を担った人物が「小佐（小寺元武）」と
「山出」であったことが知られる。従って、文中の「山出」が、
宛先の「山田出雲守B」と別人であることは言うまでもない。

元龜年間の「山田出雲守A」は、既述のように、小寺元武とと
もに活動していたと考えられる。従って、この書状に現れる「山
出」は、「山田出雲守A」である可能性がきわめて高い。この史
料は、当該期の伯耆国内に、二人の「山田出雲守」が存在したこ
とを裏づけるものと考えられる。

前出の、元龜二年五月荒神山合戦についても、五月十五日付け
「山田出雲守B」宛て吉川元春書状（「山田家古文書」巻二）に、
「要害被仕取候事、太利迄候、数人被討果候条、可然候、殊御方
息又五郎□□敵四兵衛と申者被討捕之由候、御心懸無比類候、
其外御方手へ類四ツ□□被討捕之由候、御粉骨之至候」とある
ように、岩国山田家に「山田又五郎」宛ての感状しか残らなかつ
たのは、「山田出雲守B」は、攻城戦の指揮官として大きな功績
を挙げたのであって、自身が頸を討ち捕ったわけではないからで

あると思われる。従って、「山田出雲守A」が、「山田又五郎」
と同様に、敵一人の首級を挙げて感状を受け取っていることは、
この攻城戦に二人の「山田出雲守」が参加していたことをむしろ
裏づける事実と考えられる。

ところで、天正十年霜月十六日河野春頼・山田方宗連署書状
（「方見神社神主池本正頼（上伊勢郡所蔵文書）」鳥取県史 中世』七六
六頁図版）によれば、「八橋普請」を免除する「先奉書」を追認
した二名の人物の一人が、「山田出雲守方宗」と署判している。
河野春頼は未詳であるが、「春」の字は吉川元春の偏諱と思われ、
同年に南条氏の居城羽衣石城が落城した直後に、毛利配下の在
番衆が発給したものと考えられる。

岩国山田家の文書によれば、天正十年の六月十二日段階では、
「山田出雲守B」の実名は「重直」であった⁽⁵¹⁾。また、「方宗」
の花押は、天正七年五月十一日南条信正他四名連署副状（「三朝
町中津区有文書」『鳥取県史 中世』七五五頁図版）に据えられ
た「出雲守重直」の花押と、全く異なる形状のものである。重直
は、天正十一年六月に子息の「山田次郎五郎」に所々知行分を譲
与し、それを吉川氏から承認されている⁽⁵²⁾ので、その前年に「山
田出雲守重直」から「山田出雲守方宗」へ家督の移動があったと
は考えられず、「重直」と「方宗」が同一人物とするならば、実
名と花押をともに改変した可能性を探るしかない。

しかし、この「方宗」という実名は、改名の理由を推測しがた
いものである。この実名は、むしろ、萩山田家の文書に現れる山
田元宗（与十郎・吉兵衛）の実名と相通じるものである。

山田元宗は、天正四年正月九日に毛利輝元による加冠、天正十
年正月九日には輝元の偏諱を受け、天正十三年十月二十八日にか
つて山田民部丞が元就から宛行われた権益（「佐東・山城・富海

三ヶ所、合而五十石」を輝元から安堵されている（「山田家文書」Ⅱ「閥閥録」巻31〈山田吉兵衛〉79・80・67）。元宗は、その後、毛利氏による文禄再檢にあたり、国司元武・少林寺とともに檢地奉行を務めたことで、とりわけよく知られている。この他、毛利氏公領の安芸国己斐代官を務めるなど（同上78）、実務官僚として優れた手腕を發揮した人物である。

さらに推測するならば、「方宗」は、毛利氏直屬水軍の將で、毛利元就直臣の、児玉就方の実名を想起させるものである。山田民部丞が早い時期から児玉就方に従って、水軍の一翼を担う存在であったことは、弘治二年の四月二十七日に周防国室津における警固衆の戦功を賞した就方宛て毛利元就書状（同上16）が、萩山田家に伝来していることから窺える。そもそも敵島合戦や、九州北部方面、伯耆・因幡方面において、きわめて重要な政治的・軍事的役割を果たした山田民部丞の動向を勘案すれば、水上勢力等として広範な活動を支える基盤を有する存在であった可能性は高い。山田氏が、児玉就方の偏諱を受けることは、十分想定可能であると言えよう。

以上の点は、「山田出雲守方宗」こそが、「山田出雲守A」に相当する人物であり、しかも「山田出雲守重直」とは別人であることを窺わせている。

「山田民部丞」宛て文書は永禄十年以降突如として見られなくなるが、民部丞が永禄九年に杉原盛重を介して毛利氏・吉川氏から宛行われた伯耆国相見郡榎原中馬場分二十五石（「山田家文書」Ⅱ「閥閥録」巻31〈山田吉兵衛〉69）は、元龜二年頃に毛利氏から、天正十六〜十九年の間に吉川広家から、いずれも「山田出雲守A」が安堵され（同63・64）、天正十九年十一月十日には、惣国檢地後の同じ権益と思われる榎原三十六石余が吉川氏から山田

元宗に安堵されている（「山田家文書」）。山田元宗は、山田方宗の後継者と考えられ、天正十三年に元宗が家督を相承した後も、伯耆国榎原の内の権益のみはしばらく方宗が保持し、天正十九年に至るまでの間に元宗へ相続されたものと考えられる。

毛利氏・吉川氏が伯耆国榎原の権益を安堵した文言の中には、「山田民部丞」が「山田出雲守A」と別人であることを示すような徴証は見られない。また、天正年間前半の「山田出雲守A」は、すでに吉川元春から「老足」⁽⁵³⁾と述べられていて、年齢的にみても山田民部丞と世代も近い可能性があり、同一人物である可能性も十分想定できる。ただし、史料の制約により、「山田出雲守A」が各時期を通じて「方宗」を名乗る人物であったと断定はできず、また「山田民部丞」と同一人物であったと断定もできないので、「山田民部丞」や史料に現れる全ての「山田出雲守A」の実名が「方宗」であるかどうかについては、判断を留保しておきたい。

おわりに

以上の検討により、元龜・天正年間の伯耆・因幡方面の毛利氏配下に、二人の「山田出雲守」が存在したことを確認できた。これによって、萩山田家の文書と、岩国山田家の文書は、全く別の家の伝来文書と位置づけてよいことが、確認できたと考えられる。このことは、これら二つの家が、系譜的に全く無関係であることを示すものではないが、戦国期の両山田家については、基盤・性格・立場ともに大きく異なっており、系譜関係が問題とされるべき必要性は乏しい。

もちろん、本稿の考察は、両家に伝来した文書に現れた同名の人物を、便宜的に伝来した家によって区別した上で、家の基本的性格の違いを明らかにし、二人の人物が存在したことを確認した

のみである。すなわち、個々の史料についてみれば、両家間に文書の移動が全くなかったことを証明できたわけではない。

この点について付言しておくならば、享保年間に成立の「閥閥録」巻31は、現在の「山田家文書」の配列との相似性が高く、「譜録」(山田直賢)についても同様である。「山田家文書」は、基本的に、「閥閥録」編纂時点の姿を保っていると考えられる。このことは、仮に萩山田家と岩国山田家の間に文書の移動があったとしても、十七世紀以前のきわめて早い時期に完了していたと考えなければならぬことを意味している。しかし、冒頭にも述べたように、萩山田家と岩国山田家伝来の文書に、写を含めて重複するものが全く存在しないことは、文書移動の痕跡をとどめていないことを示している。

もともと毛利元就家臣であった萩山田氏が、そのまま毛利本藩の家臣となったのに対して、伯耆の国衆であった山田氏は岩国吉川氏の家臣となった。この両家間においては、伯耆国在国時、またそれ以降についても、文書の移動を生じるような契機を想定することは難しいし、その痕跡も見いだせない。残された両家伝来文書は、いずれも両家が戦国期以来それぞれ相伝した文書である可能性が高い(ただし、「山田家文書」所収の他家文書は除く)というのが、現時点における結論である。

註

- (1) 館鼻誠「戦国期山陰吉川領の成立と構造」(『史苑』第四六巻第一・二号、一九八七年)。
- (2) 日置桑左エ門「天正十年高松講和前後の因伯」(『古文書研究』七・八、一九七五年)。

(3) 本稿は、因幡・伯耆両国の政治過程を詳細に復元することを目的としていないため、先行研究についても批判・修正が必要と判断される部分を中心に取り上げるようになった。あらためて言うまでもないが、本研究が、実際には本稿において引用した先行研究に大きく依拠していることを付言しておきたい。

(4) 小坂博之『山名豊国』(一九七三年)九五頁。

(5) 日置桑左エ門「山中鹿介と因幡路」(米原正義編『山中鹿介のすべて』一九八九年)八八頁。日置氏が同書において整理された武田高信死没年に関する諸説は、「稲葉民談記」の天正六年説、「覚書草苅将監」の天正三年説、『萩藩閥閥録』の元龜二年説(ただし、『萩藩閥閥録』は実際には元龜三年に比定している)、「毛利家文庫・湯原軍記」の天正二年説である。

(6) 高橋正弘『因伯の戦国城郭―通史編―』(一九八六年)一四〇頁。

(7) 高橋正弘『山陰戦国史の諸問題』(一九九三年)七二頁。

(8) これら一連の愁訴の結果を春綱に伝えた五月二十一日天野隆重書状写(「閥閥録」巻115(湯原文左衛門)124)に、「元秋申談芸州江以使者令申候處」と記されていることに等による。これは、通常愁訴者自身が開係者を訪ねて保証を取り付けていく給地の要求や相論の際の愁訴とは異なり、毛利氏の加賀城整備の遅れを抗議する内容の訴えであることよっている。

(9) 加賀小城への番衆派遣を命じた二月十三日毛利氏輝元書状写(「閥閥録」巻115(湯原文左衛門)113)は、永禄十三年(元龜元年)の三月三日吉川元春書状写(「閥閥録」巻115(湯原文左衛門)30)に「御親父右京亮殿(春綱)・大谷平三兵衛方事、自高瀬正月廿日比至赤穴被取退此表被出候、只今者湯ノ要害差籠申、堅固覚悟候」とあることから窺えるように、戦況からみて元龜二年以降である。ただし、元龜二年の春綱は満願寺城在城中である(「閥閥録」巻115(湯原文左衛門)100)が、当初は子息の元綱が

加賀に在城したものと考えられる（「閥閥録」巻115〈湯原文左衛門〉9）。

元龜四年当時は春綱・元綱が共に加賀に在城していたと思われ、春綱の「自身番伴言」（「閥閥録」巻115〈湯原文左衛門〉26）という文言は、元綱の加賀に在城については免除を求めていないことを示している。

(10) この結論が従来諸説のいずれとも異なる点について、詳しく述べるのが本稿の目的ではない。ただ、多くの一次史料を示して論じられている小坂氏・高橋氏の説については、この五月四日小早川隆景書状以外に根拠として挙げられた史料に関して、位置づけを明示しておく必要があると思われるので、以下に簡単に触れることにする。

高橋氏が、天正三年九月二十五日まで高信が確実に生存するとされた根拠は、次の文書である。

小早川隆景書状（「山田家文書」）

自武田又五郎殿、為音信預使札候、遙々之儀候、能々可被相心得候、彼身体之儀、從武丹・西因被申越候、承知候、然間、此方内証之通、具此使者申渡候、分別肝要候、能々被心得候て可給候、恐々謹言、

九月廿五日

隆景（花押）

山田出雲守殿 進之候

この「武田又五郎」を「高信」に比定した根拠は、八月二十八日小早川隆景書状（「山田家文書」）に「就爰許主張、自武田又五郎殿、被仰越候、祝着候、今度被任本意候、祝儀頓從是可申之處、延引候、高信別而申談筋目候間、彼安堵之儀、本望候」とあることによっている。しかし、高橋氏自身も前掲著書『山陰戦国史の諸問題』において注目したように、「真継文書」（『中世鑄物師史料』一七八・一七九号）より、元龜二年当時の高信が自ら「刑部少輔」と称していたことを確認でき、また右の隆景書状は、高信と毛利氏の入魂な関係をふまえて毛利氏から跡目を安堵されたことを祝福した文面と思われ、いずれもこの時期の「武田又五郎」が「高信」ではないことを裏付ける事実と考えられる。高橋氏は、高信

は元龜二年以後「又五郎」に復したものと判断しているが、当時の通例からみればその可能性はきわめて低いと言わざるをえない。従って、但馬の塩冶高清が匿い毛利氏に「御引立」を依頼した「武田又五郎」（「吉川家文書」一二六一）は、高信ではなく、高信死去後に塩冶氏の許へ逃れた武田氏家督の有資格者の一人であったと考えられる。垣屋豊統は、毛利氏に対して、高信死去後に家督を継いだと思われる「武田助五郎」が「不慮」に死去した際、高信子息の「武田徳充丸」を武田氏家督に据えるよう要請したが、「彼家之儀、別仁論手無之」と述べている。家督をめぐる対抗者が武田家にはもういないという豊統の言葉が事実であれば、この「武田徳充丸」が後に「武田又五郎」と名乗った可能性を指摘できる。

吉川元春書状写（「閥閥録」巻115〈湯原文左衛門〉37）

因州表之儀、取々申候哉、就其示給候、令承知候、武田右衛門方事、内々京儀取操歴然之由候て、（山名）豊国生涯被申付之由候、於事実者無余儀候、对此方聊以非等閑之由、重疊被申越候、将又先度者御宿申請候、種々御懇之儀、畏悦候、猶期来音候、恐々謹言、

五月十八日

元春 御判

湯原右京進殿

同弾正忠殿 御返報

小坂氏は、前掲著書『武田豊国』において、この史料を武田高信殺害の経緯を窺わせるものとして取り上げられている。そして、高橋氏は、前掲著書『因伯の戦国城郭―通史編―』において、「武田右衛門」について「（高信は死の直前、「右衛門」と称したらしい）」とされ、この史料も天正四年に比定された。この点について高橋氏は、前掲著書『山陰戦国史の諸問題』において、「全く別人だった可能性も残っている」と修正されている。高橋氏の指摘のように、この人物は高信ではないと考えられ、天正四年七月に毛利氏の求めに応じて出雲国鱒淵寺本堂造営材木を供出

した、武田豊信である可能性が高い（『鰐淵寺文書』『大社町史料編』一九五〇〜一九五二）。従って、右の五月十八日吉川元春書状は、少なくとも天正五年以降のものであり、湯原春綱の官途名から天正七年以前のものである。高信と豊信の関係は定かでないが、高信の跡を継いだ武田又五郎が、その後「右衛門尉」を称した可能性も十分考えられよう。

以上のように、小坂氏や高橋氏を取り上げられた天正元年よりも以後の諸史料に現れる因幡武田氏は、いずれも高信とは別人（おそらく高信の子息）であると考えられる。

(11) 八月二十二日立原久綱書状（『米井家文書』〈岡山県古文書集三三〉）。この史料も、年代比定に諸説があるようであるが、勝久が隠岐国から因幡国へ渡海したのは、元亀四年を以て他に想定できない。

(12) 六月十二日毛利元秋書状（『山田家文書』Ⅱ「閔閱録」巻31〈山田吉兵衛〉38）、九月二十七日吉川元春書状写（『閔閱録』巻117〈久芳五郎右衛門〉27）。

(13) 九月二十七日吉川元春書状写（『閔閱録』巻117〈久芳五郎右衛門〉27）。

(14) 三月二十六日吉川元春書状写（『吉川家中并寺社文書』五〈田公家〉）。

(15) 十月十六日吉川元春書状（『山田家文書』Ⅱ「閔閱録」巻31〈山田吉兵衛〉33）、十一月十二日毛利輝元書状（『井原家文書』Ⅱ「閔閱録」巻40〈井原藤兵衛〉26）。

(16) 正月二十四日太田垣輝延書状（『吉川家文書』五九一）、天正三年五月二十八日山名祐豊・同氏政連署起請文（『吉川家文書』五七七）。

(17) 三月二十六日吉川元春書状写（『吉川家中并寺社文書』五〈田公家〉）、『島津家久上京日記』（九州史料刊行会『近世初頭九州紀行記集』（一九六七年）所収「中書家久公御上京日記」など）。

(18) 十月十三日山名韶熙書状（『吉川家文書』五八四）、五月七日八木豊信書状（『吉川家文書』一八〇七）、十月七日吉川元春書状（『石見小笠原文書』『山陰地域研究』二二五）。

(19) 天正七年七月二十七日吉川元春他四名連署書状案（『吉川家文書』一三三九）に、「豊国人質重而可被指出之由申遣候」とあることなど。

(20) 天正元年十二月十一日吉川元春・福原元俊・口羽通良連署書状写（『閔閱録』巻123〈野村作兵衛〉29）、天正二年九月二十一日山名豊国感状写（『集古文書』）、天正二年の三月二十七日吉川元春書状（『山田家文書』Ⅱ「閔閱録」巻31〈山田吉兵衛〉34）。

(21) 武田氏については、前掲註（10）を参照。吉岡氏・田公氏・中村氏については、次章を参照。

(22) 古志公民館・古志史探会『出雲古志氏の歴史とその性格』（一九九九年）一〇七〜一二五頁参照。天正七年七月二十七日吉川元春他四名連署書状案（『吉川家文書』一三三九）。

(23) 「伯耆志」所収小鷹山観音寺位牌銘（高橋正弘『因伯の戦国城郭―通史編―』一九一頁）。

(24) 天正九年の五月十六日吉川経家自筆書状（『石見吉川家文書』『大日本古文書』家わけ第九 吉川家文書別集』一四五）。

(25) 天正九年の六月十七日吉川経家書状（『石見吉川家文書』一四七）。

(26) 天正九年の七月四日吉川元春書状（『吉川家文書』一二四）。

(27) 天正九年の十月八日吉川元長書状（『西禅永興両寺旧藏文書』『吉川家文書別集』八八）。

(28) 天正九年の六月晦日吉川経家外六名連署書状（『石見吉川家文書』一四二）。

(29) 六月晦日吉川経家他六名連署書状（『石見吉川家文書』一四二）。

(30) 十月二十二日真木島昭光奉書（『吉川家文書』八〇）。

(31) 『島津家久上京日記』（九州史料刊行会『近世初頭九州紀行記集』（一九六七年）所収「中書家久公御上京日記」など）。

(32) 山県長茂覚書（『石見吉川家文書』一五一）。

(33) 七月二十一日吉川元長書状写（『山田家古文書』巻六）、七月晦日吉

川経家自筆書状（「石見吉川家文書」一三六）、九月九日森脇春親・香川春継連署書状写（「山田家古文書」巻七）。

(34) 例えば、長和田に所在した「由木分」は、油木氏の權益であったことを意味すると思われる。油木氏は、天正三年十月十四日南条信正外四名連署起請文（「吉川家文書」六一四）に、「油木々工助清次」の署判がある。河村郡内の松尾社領内「小鴨彈正左衛門尉分」も同様である。

また、二月十日付け南条宗勝書状（「山田家文書」Ⅱ「閥閥録」巻31（山田吉兵衛）70）において、毛利氏家臣の山田出雲守に対し「契約」した權益が「八橋郡下郷之内三拾石」であったように、下郷に南条氏の領有權益が及んでいたことは史料的にも確認できる。

(35) 三月二十六日吉川元春書状写（「吉川家中并寺社文書」五（田公家））。

(36) ただし、「かちミ山」の「山」、「かつらき水」の「水」については未詳。「てさいれんか」については誤写の可能性もあり未詳。「おはた」については気多郡小畑か八東郡小幡か不明、「新田」についてもどこの「新田」か特定できない。

(37) このうちの南条氏については、日置籙左エ門「戦国末期伯耆南条氏の本拠と伯州衆」（『山陰史談』二五、一九九二年）によって、毛利氏の支援を得ながら、東伯耆国衆たちとの婚姻関係を通じた同族的意識に基づく合議による結束が、南条氏惣領を支えた実態が明らかにされている。

(38) 秋山伸隆「戦国期の半納について」（『芸備地方史研究』一二五・一二六、一九八〇年、のち同氏著『戦国大名毛利氏の研究』（一九九八年）に収載）。

(39) 同年と思われる五月十七日吉川元春書状（「山田家文書」Ⅱ「閥閥録」巻31（山田吉兵衛）13）において、山田出雲守に対して「打統徳吉為檢使在番之儀申候処、則有同心之」と述べていることによる。この「山田出雲守」が、山田重直とは別人であることは、補論を参照のこと。

(40) 織田勢の侵攻にともなう「半納」破棄の時期については、文言上二

つの可能性があり、一つは、「此条を社、半納被破候時互ニ申談候ツ」（a）が過去完了形であることから、「半納之儀被破候時者、境目諸城兵糧之儀、頓被差籠候而可然御事候」（b）という盛重の言葉は、一般論であり、この書状が書かれた時点ではすでに破棄されていた可能性、もう一つは、（a）は過去の別の「半納」破棄の際の合意を再確認したものの、（b）は文言通りこの書状直後に破棄されるであろう「半納」をめぐる必要措置を毛利氏に求めたものである可能性である。ただ、毛利氏による羽衣石・鹿野・私部城包圍網の形成は、織田方が兵糧欠乏に苦しんでいる五月よりかなり早い段階から始められており、「半納」破棄が問題とされるような戦局の変化は、秀吉の襲来以外には想定できない。従って、前者の場合も、「半納」破棄の時期は、六月二十二日をそれほど遡らない日であると考えられる。

(41) この杉原氏による負担が、杉原領のみの一領主としての負担分であるのか、伯耆西半国全体に及ぶ公役徴集権に関わる性格のものであるかは、特定はできない。しかし、この「月俸」の財源は、前述の長門国渋木の事例と同様に公役としての領域的賦課によっていると考えられ、一ヶ月単位を取りまとめて杉原氏奉行が在番衆へ渡していることから、毛利氏領国下における杉原氏による領域的支配の委任・分掌を示すものである可能性が高い。

(42) 三月二十六日吉川元春書状写（「吉川家中并寺社文書」五（田公家））に、「盛重・南条急出張之儀申遣候」と述べている。

(43) 九月十四日吉川元春書状（「三沢文書」）、天正九年正月十四日吉川元春・同元長連署書状（「石見吉川家文書」一三四）。

(44) 七月八日吉川元春書状写（「閥閥録」巻73（天野求馬）4）。

(45) 日置籙左エ門「天正十年高松講和前後の因伯」（『古文書研究』七八、一九七五年）。

(46) 岩国吉川氏の家臣には、この他にも伯耆・因幡出身の人物の子孫が

含まれている。「分限帳」から窺える範囲では、岩国吉川氏家臣には、山名氏一族といわれる細矢氏、南条氏一族、南条氏旧臣といわれる河上氏、因幡・伯耆にも権益を持っていた但馬塩冶氏の子孫、伯耆国日野郡出身の多里氏・太田氏などが存在したが、多くは傍流ではなかったかと思われる。

(47) 萩藩には、複数の毛利家家臣山田氏が存在している。ここで取り上げようとする山田氏は、「閥閥録」編纂時の山田吉兵衛元信家、その直系の子孫である「譜録」編纂時の山田五左衛門直賢家である。「閥閥録」巻86の山田長兵衛親常家・山田忠左衛門重勝家や、「譜録」山田半左衛門忠好家も、「閥閥録」編纂時以前に分家した同じ系統の子孫である。

系譜関係がよくわからないものとして、「閥閥録」巻162の山田惣右衛門家（長門国通津惣年寄）・山田平左衛門家（長門国美祿郡於福村百姓）がある。

この内、山田惣右衛門家の最古の文書は、天文二十三年の安芸国蔵重固屋攻略に戦功を挙げた「緑井目代内之者」に対する毛利元就・隆元連署感状であるが、この合戦には、「閥閥録」山田吉兵衛家最古の文書によって、山田民部丞も戦功を挙げて元就・隆元から感状を受け取ったことが知られる。ただ、前者は毛利氏の緑井（現広島市安佐南区）目代の内の者であって、感状の宛名も毛利氏奉行人であることからすれば、山田民部丞に比べてはるかに地位の低い存在であったことは間違いない。山田惣右衛門家の文書を伝来した山田氏と、山田民部丞の子孫の山田氏の、毛利氏内部における家格の差は、戦国期〜近世前期を通じて一貫しており、現状では、両家を直接結び付けて理解すべき徴証は見出せない。

山田平左衛門家は、弘治四年に山田実勝が毛利氏から周防国吉敷郡賀川村を宛行われた史料が最も古く、出自を示す史料は残されていない。山田実勝は、永祿三年に毛利氏から同国佐波郡五ヶ中山村を宛行われ、永祿十年時点における給地の総計は十石にすぎない。天正十六年の打渡

坪付により、惣国検地後には長門国美祿郡於福西村の田分米十石五升・皇屋敷分錢二百二十三文を所持、そのまま土着したと考えられる。従って、おそらくもともと周防国内の在地小勢力ではないかと思われる。「閥閥録」提出時の先祖覚書に「大内御家頼」とあるのも、それを反映した伝承と考えられる。

(48) 『萩藩閥閥録』の傍注は、すべて「重正」としている。「山田出雲守」を同一人物とみている事例は、『角川日本地名大辞典31 鳥取県』、『日本歴史地名大系32 鳥取県の地名』、日置桑左エ門「南条宗勝」、『続山陰の武将』一九七五年）、高橋正弘『因伯の戦国城郭―通史編―』（一九八六年）、館鼻誠『戦国期山陰吉川領の成立と構造』（『史苑』第四六巻第一・二号、一九八七年）など。

(49) 高橋正弘氏は、尼子氏の侵攻にもなつて没落した伯耆国山田氏の一族が、天文末年以前に毛利氏の許に逃れて家臣化したものと推測している（『因伯の戦国城郭―通史編―』（一九八六年）五八頁）。また荒木清二氏は、毛利氏直属水軍「佐東衆」の出身と推測している（『毛利氏の北九州経略と国人領主の動向』、『九州史学』九八（一九九〇年）、三〇頁）。

(50) 「八箇国御時代分限帳」によれば、これと全く同じ石高の楯縫郡内の所領を「山田喜兵衛」が知行している。

(51) 六月十二日杉原元盛書状写（『山田家古文書』巻七）。

(52) 天正十一年六月四日吉川元春・同元長連署一行状写（『山田家古文書』巻一）。

(53) 天正三年の五月十七日吉川元春書状（『山田家文書』Ⅱ「閥閥録」巻

31〈山田吉兵衛〉13、年末詳二月二十七日吉川元春書状（『山田家文書』

Ⅱ「閥閥録」巻31〈山田吉兵衛〉65）。

豊臣期山陰吉川領の形成と展開

長谷川 博史

はじめに

館鼻誠氏は、対織田戦争における毛利氏の危機的状况の中で、天正八・九年頃に「とりわけ因伯は、吉川の所領的性格を有することになり、「ここに戦国期山陰吉川領の一つの到達点をみることできよう」とした。そして、天正十九年の豊臣秀吉による吉川氏の富田入城と知行替えについて、吉川氏と富田城主との「二元的支配」を克服したものと見通しを示し、「伯耆半国（東伯は南条に安堵）・隠岐・出雲にて伯耆半国相当分を所領として安堵されるが、その原形は既にこの外庄の中で作られていたのである」と述べている^①。館鼻氏は、天正十九年以降の吉川氏の所領・諸権限を「山陰吉川領」の支配強化・発展の帰結ととらえ、その意味において天正十九年の画期性を重視している。天正十九年以降の吉川氏所領の原形が毛利・織田戦争下の外庄の中で作られたという推測も、そのような文脈の中に位置づけられる。

しかし、こうした視角が裏づけられるためには、豊臣政権との国境画定により大きな変更を余儀なくされた天正十三年から十九年間の吉川領の分析が不可欠であると思われる。天正八年頃以降、伯耆における吉川氏の権限拡大が、その後の吉川氏の基盤や権限にどのような影響を及ぼしているかを検討しなければ、豊臣政権の強い意向を反映した広家の富田入城と伯耆西半国・出雲国二郡・隠岐国の一円的領有について、正確に位置づけることが困難であるからである。

豊臣期吉川領については、惣国検地による知行制の変換を論じる重要な素材として度々取り上げられてきている^②。その際、当該期吉川領の全体像を示す基本史料として、惣国検地直前の状況を示す吉川広家領地付立（「吉川家文書」『大日本古文書 家わけ九』六九四、以下「付立」と略す）、惣国検地後の状況を示す「八箇国御時代分限帳」（岸浩編『資料毛利氏八箇国御時代分限帳』一九八七年、以下「分限帳」と略す）、周防移封直前の状況を示すとされる吉川氏知行目録（「吉川家文書」一三四一、以下「知行目録」と略す）が利用されてきている。

これら三点の史料は、その重要性にも関わらず、史料の性格上、留意しなければならないいくつかの問題点を抱えている。それは、これらの内ほぼ確実に同時代史料と考えられるのは「付立」のみであり、その「付立」についても正確な位置づけが不明であることよっている。また、例えば「分限帳」の毛利氏蔵入地伯耆国西半国について、実際には吉川領であることが度々指摘されてきたように、百年を経て作成された「分限帳」がいくつかの過誤を抱え込んでいることは、周知の事実である。「知行目録」に至っては、作成の時期や目的が最も不明であり、後世の岩国吉川氏内部における一部の認識を示すものでしかない可能性が高く、史料の質から言えば前二者との落差が大きい^③。本稿では、この史料を吉川領の変遷を確認する史料として使うことには問題が多いと判断し、「知行目録」をひとまず用いないで考察を進めたい。

本稿では、これらの史料的性格に留意しながら、毛利氏領国に

おける吉川氏の経済基盤の歴史的格と変遷について、吉川氏が独自の役割を果たした山陰地域を対象に検討したい。その際、最も重視したいのは、中世の吉川氏が歴史的に形成し積み重ねてきた基盤の全体像を、最も色濃く反映していると考えられる、「付立」である。⁴⁾ ここには、吉川氏のたどった歴史的営みが凝縮されていると言っても過言ではなく、吉川氏の歴史的格や志向性すらも読み取ることが可能であると考えられる。天正十九年の知行替えの歴史的格づけは、この「付立」の正確な格づけなしには困難であると考えられる。

なお、実態とその格づけに混乱を生じないため、本稿における「吉川領」という言葉は、館鼻氏のような広義の概念として使用せず、吉川氏の所領を表す言葉として使用する。

一 「吉川広家領地付立」に見る吉川領の構成

ここでは、まず「付立」に現れる吉川領のそれぞれについて、吉川領化の歴史的格緯を明らかにする。

もちろん、この「付立」には詳細未詳の格益も多く含まれているが、吉川領全体の格を明らかにする観点から、可能な限り推測を試みた。国については「付立」の記載順、個々の格益については必要に応じて順序を変えて取り上げた。本稿の主旨に則り、安芸・周防・備中三ヶ国については、概要のみを記した。

また、「付立」からでは、それぞれの格益名の全体か一部かを判断できないものが多い。そのような限界を十分認識したうえで、全体を指す可能性の高いものはその旨を記す。特に明記していないものについては、全体か一部かの格を留保しているものであ

る。

安芸国

安芸国の吉川領は、十八ヶ所、総計三三五八貫。一部を除き、ほとんどが山県郡内であり、その大部分が古くからの吉川氏の本領である。このほか、天文十九年に毛利元就・隆元より宛行われた「吉木」(「吉川家文書」四五〇)に関わると思われる山県郡「吉木五ヶ村」三七五貫、天文二十四年の野間氏滅亡後に隆元から宛行われた「吉浦」(「吉川家文書」四五七)に相当すると考えられる安南郡「吉浦」七〇貫をはじめ、山県郡「上本地」一〇〇貫、佐西郡「美濃地」一〇〇貫、山県郡「大田」三八貫、「神領」一五〇貫は、いずれも毛利氏からの給地と思われる。⁵⁾ 安芸国については、元春が吉川氏を相続して間もない頃に吉川領であったものが、ほとんどであると考えられる。⁶⁾

石見国

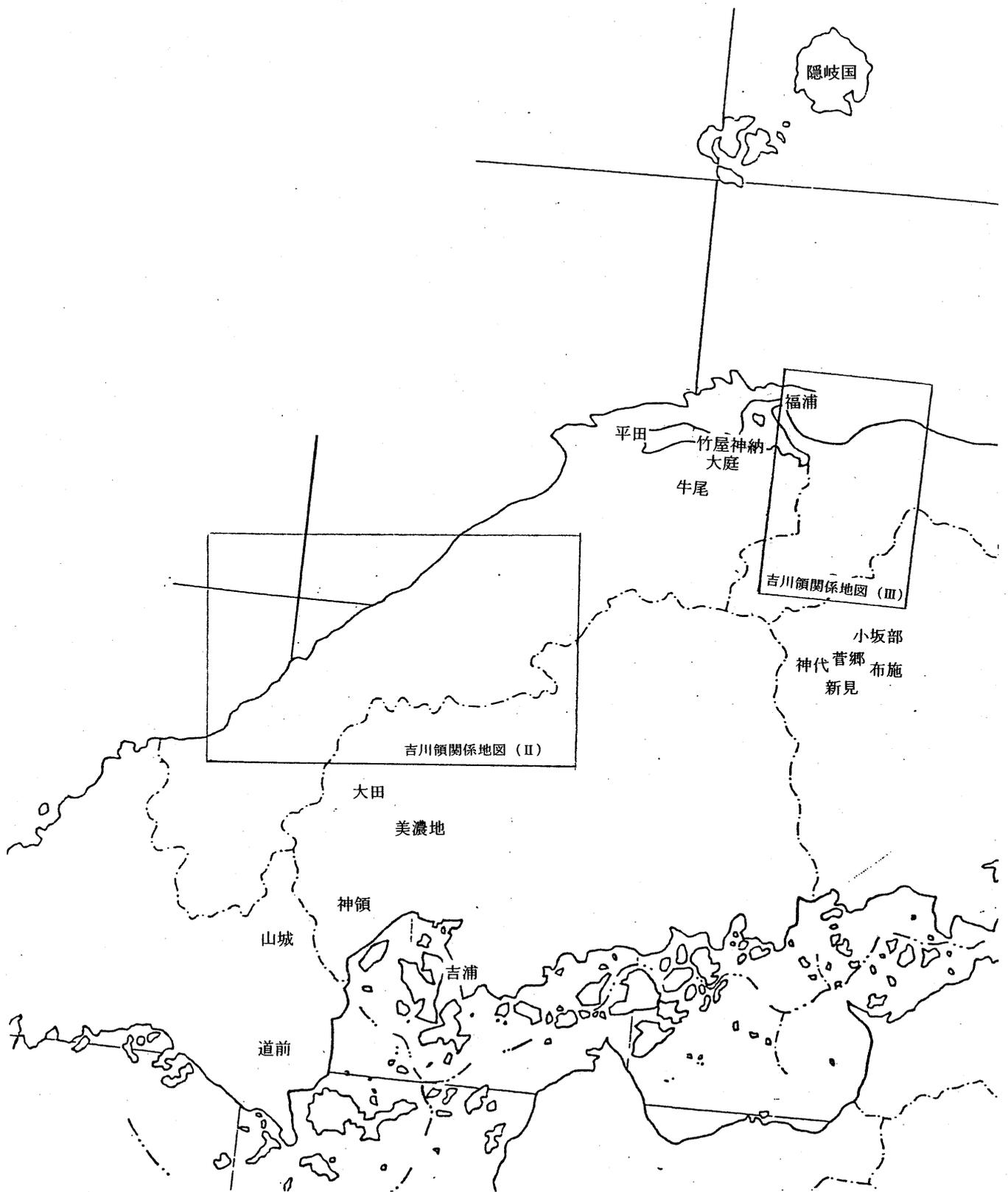
石見国の吉川領は、二十ヶ所、計四一八〇貫。また「付立」末尾に記された「はしの浦」一〇〇貫も、石見国那賀郡波子浦であると思われるので、これを合わせると、二十一ヶ所、総計四二八〇貫となる。このうち、邑智郡「山南」一〇〇貫が石見国衆出羽氏に、那賀郡「はしの浦」一〇〇貫が口羽氏に与えられているので、実際の吉川領は総計四〇八〇貫であり、「付立」の合計額と一致する。

なお、「付立」末尾に記された「長屋」一〇〇貫は、安芸国高田郡の長屋である可能性を否定することはできないが、石見国那賀郡の長屋である可能性が最も高い。石見国衆佐波氏に給与されているので、石見国吉川領の総計に変わりはない。

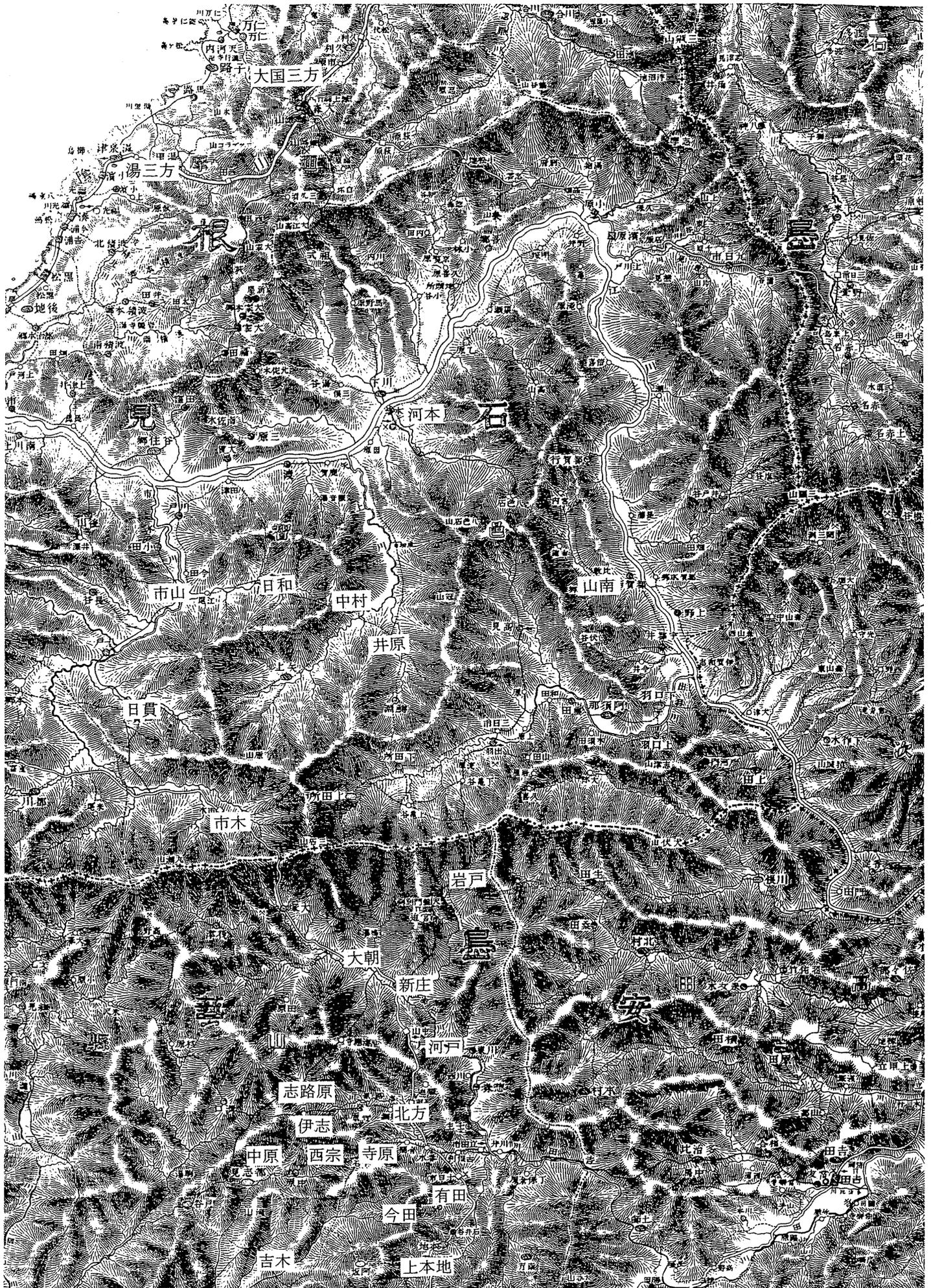
吉川広家領地付立(「吉川家文書」694号)

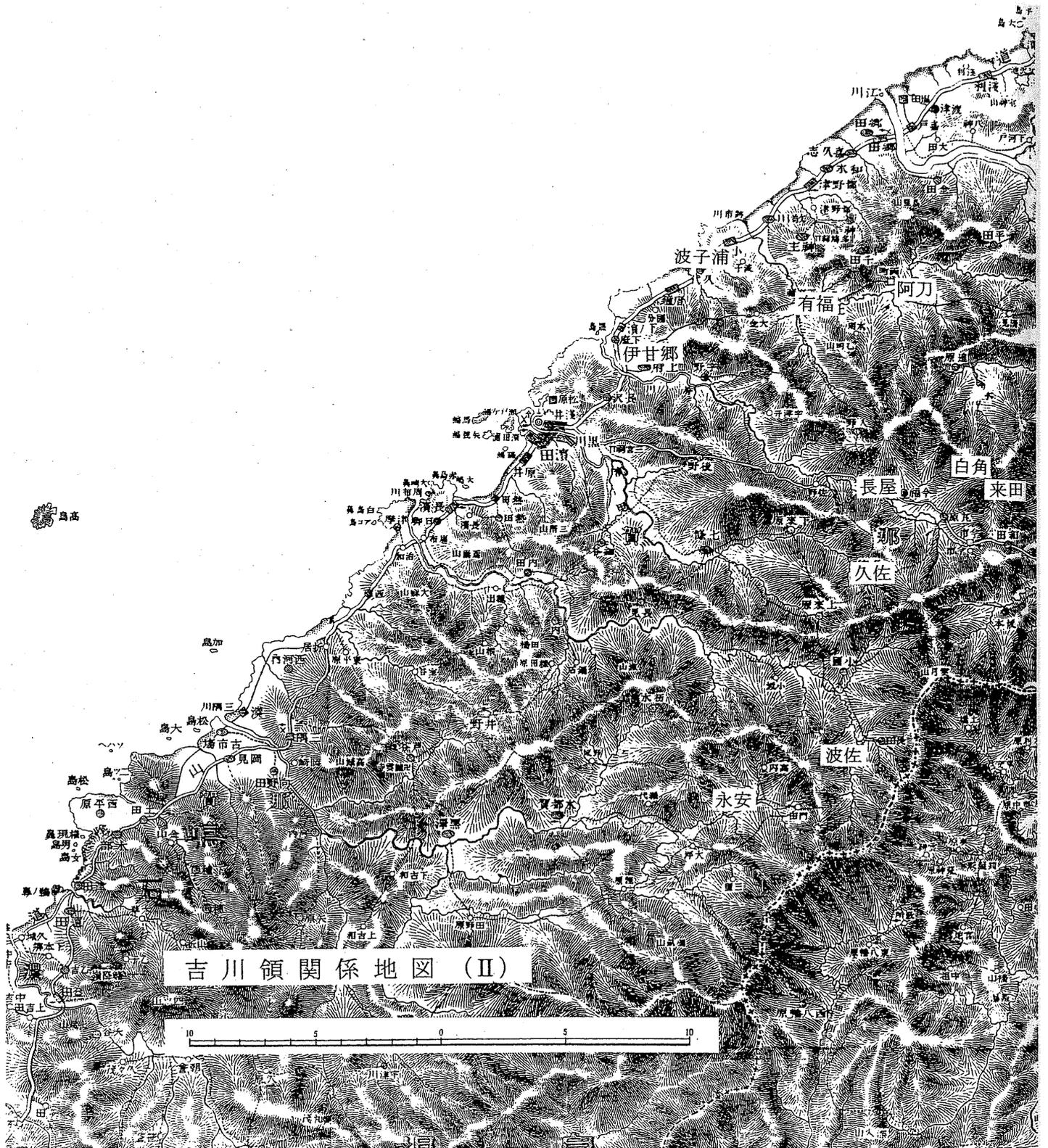
国名	所在	貫高	注記
安芸国	新庄	200	
安芸国	岩戸	300	
安芸国	大朝	500	
安芸国	河戸	300	
安芸国	北方	150	
安芸国	有田	300	
安芸国	寺原	400	
安芸国	今田	200	
安芸国	上本地	100	検地
安芸国	志路原	70	
安芸国	伊志	35	
安芸国	西宗	35	
安芸国	中原	35	
安芸国	吉木	375	但五ヶ村
安芸国	美濃地	100	検地
安芸国	大田	38	但殿場内
安芸国	吉浦	70	
安芸国	神領	150	
石見国	永安	300	
石見国	井原	300	
石見国	河本	200	
石見国	山南	300	但内十名100貫と申来出羽へ抜出候、
石見国	中村	200	
石見国	市木	300	
石見国	奥郷	700	
石見国	奥山	200	
石見国	波佐	70	
石見国	久佐	100	
石見国	伊甘郷	150	
石見国	有福	100	
石見国	阿刀	300	
石見国	市山	300	
石見国	来田	70	
石見国	白角	70	
石見国	日和	70	
石見国	日貫	70	
石見国	湯三方	180	
石見国	大国三方	200	
周防国	道前	500	内100貫久代殿 50貫完道殿
出雲国	平田	300	
出雲国	宇屋神庭	50	高勢ノ山下 安房守給
出雲国	大庭	200	
出雲国	牛尾	700	内100貫新庄分三澤へ抜之
出雲国	竹屋神納	38	
出雲国	福浦	12	
出雲国	持田	300	但小石見之代所、当時元康へ參之
出雲国	森山	100	小川裁判也
出雲国	立原	100	但持田分代所元康より、内70貫井上豊前 30石桂左馬存之
出雲国	末次	50	但森山之代所也、小石見衆十人被遣之
出雲国	安来有之	50俵尻	但森山之代所也、里田善内被遣之
伯耆国	外江	18	奈佐久介給之
出雲国	原手三有之	100	同人給之
出雲国	大草村	18	安達十兵衛給之

国名	所在	貫高	注記
備中国	新見	700	新見之内国ノさくらと申候て18貫之在所あれ申候、付立ニ存之、
備中国	神代	450	
備中国	菅郷	70	
備中国	小坂部	80	
備中国	布施	18	
備中国	岡分	18	
備中国	徳光分	70	
備中国	そに分	18	
備中国	はつ田	18	
伯耆国	八幡	800	
伯耆国	大塚	300	
伯耆国	小松	300	
伯耆国	新庄	200	
伯耆国	蚊屋・新原・黒政分・藤女	500	
伯耆国	福萬	125	
伯耆国	兼久	35	
伯耆国	岸本	50	
伯耆国	細見	50	
伯耆国	上細見	25	
伯耆国	柏尾	300	
伯耆国	天満	775	
伯耆国	阿賀	150	中分共ニ
伯耆国	星川	125	
伯耆国	漆地分	25	
伯耆国	西新庄	25	
伯耆国	端城分・狩野分・四日市分・吉持分・山口分	150	
伯耆国	細屋分	50	
伯耆国	久坂	300	
伯耆国	小波	35	
伯耆国	繩庄	170	
伯耆国	今津	18	
伯耆国	西庄	25	
伯耆国	西庄之内	40	40石分
伯耆国	稻吉	75	
伯耆国	大坂	500	
伯耆国	橋本	75	
伯耆国	境村	200	
伯耆国	堺村之内 堺村	300	内200貫福田給 100貫池上給之
石見国	長屋	100	佐波隆秀被進之候也
石見国	はしの浦	100	口羽殿被進之候也
周防国	山城之内	100	益田殿被進之と申候、委事不存
隠岐国			内100貫三澤領

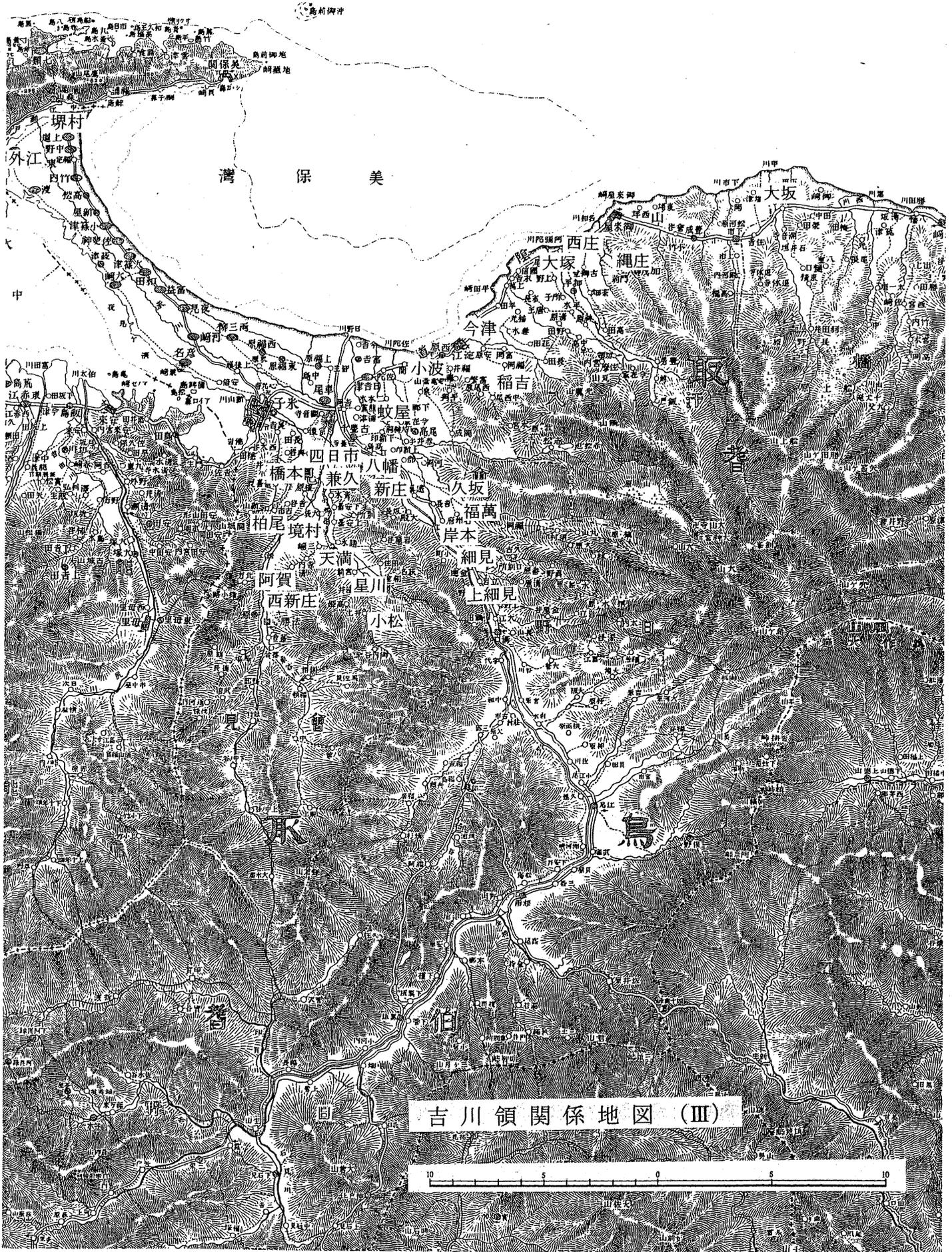


吉川領関係地図 (I)

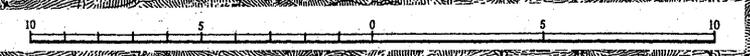




吉川領関係地図 (II)



吉川領関係地図 (III)



従来、弘治二年、吉川元春に率いられた毛利軍の石見国侵攻は、毛利氏による積極的な領国化を企図したものと理解されてきている。舘鼻誠氏の整理によれば、毛利氏は天文二十三年から元春を介して石見国衆の帰属工作を開始し、天文二十四年に福屋氏への加勢として元春を石見に侵攻させ、さらに弘治二年には大規模な軍勢を派遣して、弘治三年までには小笠原氏以外の国衆を服属させ、石見銀山も占領した、とされている。

しかし、近年の研究では、尼子氏による石見銀山吹城攻略は、永祿元年ではなく、弘治二年であることが明らかにされており、弘治二年の元春率いる毛利軍の石見国派遣は、尼子晴久の石見国侵攻に対応するものであったことが知られる。従って、元春の石見国派遣は当初から積極的に石見国制圧を志向したものと考えがたく、しかも結果的に石見銀山は尼子氏によって掌握されたしまったことがわかる。毛利氏は、天文二十三年四月には、小笠原氏と福屋氏の抗争について、陶氏家臣江良房榮や備後国衆三吉氏とともに調停に乗り出し、その際に福屋氏との取次役を元春に命じている。⁸⁾ さらに天文二十四年には、元春が元就の命によって福屋氏と永安・三隅氏との抗争に介入し、三月二十三日に永安要害を落去させた。⁹⁾ しかし、元春が福屋氏加勢のため、より東に位置する都治表へ一族今田氏を派遣したことについて、元就は、「余二粗忽」であり防長制圧を優先すべきとの考えを述べて、元春を叱責している。¹⁰⁾ 元就にとつて、陶晴賢との戦争中に、石見国へ必要以上の軍勢力を割いたり、尼子氏を刺激するようなことは、できる限りさけたい事態であったことが明らかである。

従って、毛利氏の石見国侵攻は、尼子氏の侵攻という不可抗力によって本格的に着手され、その過程において一貫して中心的役割を果たしたのが、吉川元春であった。毛利氏による石見国の軍

事的制圧は、大部分の石見国衆の毛利氏一味、永祿二年の小笠原氏の降伏、永祿四年の福屋氏離反と翌年の同氏滅亡、永祿五年の石見銀山の占領によって、おむね達成され、以後、石見国が対立抗争の舞台となることはなくなった。

石見国における吉川領は、こうした経過を裏づけるように、永祿年間初期に急速に拡大し、その形を天正年間まで基本的に維持したと考えられる。その成立の契機からみて、石見国吉川領はおむね以下の三つに区分される。

まず第一に、南北朝期以来の吉川領であった那賀郡「永安」の存在である。

鎌倉後期に三隅氏庶子の永安氏の娘（のちの尼良海）と結婚した吉川経茂（安芸吉川氏庶流）の子孫が、永安別符半分（のちの「永安下分」）を伝領したことはじまる石見吉川氏は、室町初期に勢力を拡大し、応永二十二年の足利義持安堵状により、経茂の孫経見が吉川氏惣領の地位を公認された。¹¹⁾ この室町期吉川氏惣領家が、南北朝期以来の基盤であった永安別符半分の、向氏など複数の一分地頭職の補任権を保持する形で引き続き確保した。¹²⁾ もう一方の永安別符半分（のちの「永安上分」）は永安氏が伝領したが、十五世紀末には、永安氏が永安別符全体（「永安上下」）の知行権を主張していたことが窺われ、大内氏の承認を得ている。¹³⁾ 「永安上分」については、天文二十一年にも、永安治部少輔の当知行を確認できる。¹⁴⁾

天文十年十二月二十五日吉川經典議状并置文（石見吉川家文書「二五」）によれば、「永安別符三百貫文足半分地頭職百五十貫文足之内九町代」が不知行であると記されている。断定はできないものの、「永安別符」は総計三百貫の地であり、ここでいう「半分地頭職百五十貫文足」が「下分」に当たることは、ほぼ確実と

思われる。不知行分の存在は、永安氏との領有権の争奪に関わる事態と推定される。また、少なくともこの時期以前より、永安別符の知行権が、吉川氏惣領家から戦国期石見吉川氏に移管されていたことが知られる。戦国期石見吉川氏による「永安別符」の知行は、天正二年四月五日吉川経安讓状（「石見吉川家文書」二六）にはすでに見られない。

天文二十四年三月に永安要害が落城すると、福屋隆兼が「永安」を知行し、さらに同年十一月十五日に、隆兼は「御指南」の札と吉川氏の「近年之御存念」に配慮して、「上分百五十貫地」を吉川元春に譲与した。⁽¹⁵⁾「下分」については、永安氏が石見吉川氏から奪取していたものを福屋氏が占領・知行し、福屋氏が滅亡した際に吉川元春が獲得した可能性が最も高いと思われる。⁽¹⁶⁾

従って、「付立」に見られる「永安 三百貫」は、以上のような古い由緒とその後の激しい争奪の歴史を経て、永禄五年に吉川元春が永安別符全体の知行権を獲得したものを指していると推測される。⁽¹⁷⁾

第二に、永禄二年の小笠原氏降伏に伴って、毛利氏によって収公され、毛利氏から吉川氏へ宛行われたと思われる小笠原氏旧領である。邑智郡「井原」三〇〇貫「河本」二〇〇貫がこれに相当する。邑智郡「山南」については、小笠原氏の権益も存在したが、元春以下毛利軍が石見国へ派遣された弘治二年には毛利氏から出羽氏に「山南半分」が与えられており、吉川領となった時期や契機が定かでない。⁽¹⁸⁾

第三に、永禄五年に滅亡した福屋氏の闕所地である。福屋氏は、天文年間以降、急速な拡大を遂げ、天文二十四年からは毛利氏と手を組んで強大化していく⁽¹⁹⁾が、永禄四年に毛利氏から離反し、翌年二月に滅亡した。元春は、その福屋氏旧領を引き継いだと考

えられる。

邑智郡「中村」は、旧小笠原領を福屋氏が占拠したもので、永禄四年十二月に中村要害が陥落して毛利氏支配下に入った。

邑智・那賀両郡をまたぐ「市木」は、康暦元年に大内氏から石見吉川氏の経見に対して預けられた経緯を持ち、至徳二年にもあらためて預け置かれている⁽²⁰⁾。しかし、安定的な知行権であったとは考えがたく、石見吉川氏が吉川氏惣領家を継いで以降は讓状等にも見られない。貞応二年石見国田数注文に「ふくや知行」との後筆書が付されていることから、古くからの福屋氏本領の一部と考えられており、福屋氏滅亡に伴って吉川領となったと推測されている。永禄十一年に、元春から家臣の井上次郎右衛門尉に三町八反分が宛行われた⁽²¹⁾ほか、天正七年には宮庄次郎五郎（吉川経言）に対して「麦尾給分山縣越前守裁判之地」が宛行われている。⁽²²⁾

那賀郡「波佐」は、久佐郷波佐村にあたり、三隅氏領であったが天文二十一年には不知行となっている。⁽²³⁾不知行の理由はわからないが、福屋氏の拡大に関わる可能性が高い。従って、福屋氏の闕所地である可能性を指摘できる。

那賀郡「久佐」は、貞応二年石見国田数注文に「ふくや知行」その後筆書が付されているように、福屋氏本領の一部と考えられる。⁽²⁴⁾福屋氏滅亡直後に石見国衆佐波氏に「久佐之内」二〇〇貫が宛行われている。惣国検地直後にその直前の佐波氏知行分（毛利氏給与分のみ）を記した佐波隆秀覚書（「閩閩録」巻71「佐波庄三郎」30）によれば、「九十貳貫五十文足 福屋久佐之内」と記されており、一〇〇貫余が減少している。「付立」の吉川領一〇〇貫については、佐波氏への給地二〇〇貫が「久佐」の全体ではないこと、市山衆井下氏の吉川氏からの給田が早くから存在し

ていたと考えられること⁽²⁵⁾より、佐波氏給地とは別の一〇〇貫が、福屋氏滅亡後に吉川氏へ与えられたものと考えて差し支えないと思われる。

那賀郡「伊甘郷」は、益田氏領であったが、天文十六年には「福屋当知行」⁽²⁶⁾とあつて、福屋氏の拡大に伴つて、福屋氏領に組み込まれたことが知られる。従つて、やはり福屋氏の闕所地と考えられる。元龜二年に、元春が家臣の森脇市郎右衛門に対して、「石見府中上分」の内の田六町分を宛行つてゐる。⁽²⁷⁾

那賀郡「有福」は、周布氏領とされるが、長祿四年に周布和兼に安堵された「有福内四町号生越分」は、延徳二年の安堵状や大永三年の讓状に見られる「有福五分生越」に相当しており、周布氏知行分は有福の一部分のみであつたことがわかる。福屋氏の本城である本明城（乙明城）の城下と言ふべき場所に位置しており、福屋氏の権益が含まれた可能性はきわめて高い。「有福」一〇〇貫分が吉川領となつた経緯は未詳であるが、福屋氏の闕所地である可能性が高い。

那賀郡「阿刀」は、貞応二年石見国田数注文に「ふくや知行」との後筆書が付されているように、福屋氏本領の一部である。従つて、やはり福屋氏の闕所地と考えられる。天正十年以前より、市山衆井下氏の吉川氏からの給田が存在している。⁽²⁸⁾

邑智郡「市山」は、南北朝期以来の小笠原領であつたが、福屋氏との抗争を経て弘治年間頃に福屋領になつたと推測される。福屋氏が毛利氏から離反した永祿四年十二月には、吉川氏が市山衆の掌握に成功している。⁽²⁹⁾

那賀郡「来田」は、貞応二年石見国田数注文に「ふくや知行」との後筆書が付されており、福屋氏本領の一部と考えられる。従つて、やはり福屋氏の闕所地と考えられる。

邑智郡「日和」は、小笠原氏領であつたが、天文二十二年からの福屋氏との抗争の主要な舞台の一つとなつた。永祿四年十二月に、福屋氏から離反した市山衆井下氏に対して「日和之内板屋名」が宛行われた際や、永祿五年三月に「日和之内五拾貫」が石見吉川氏に宛行われた際には、毛利氏と吉川元春の連署で宛行状が遣わされているので、吉川領化は、永祿五年の福屋氏滅亡以後であると思われる。天正七年には、吉川氏奉行人から吉川氏家臣の野上右兵衛門尉に給田が打ち渡されている。⁽³¹⁾

「奥山」は、『角川日本地名大辞典32島根県』『日本歴史地名大系33島根県の地名』ともに、佐波氏家臣奥山氏の本拠であつた邑智郡佐波郷奥山村に比定している。しかし、永祿二年十月十一日奥山惣百姓脇中書状写（島根県立図書館架蔵謄写本「岡本文書」）が、小石見三宮口の通行権に関する福屋氏の裁定を受諾したものである。従つて、那賀郡の山間部に「奥山」と称される場所が存在したと考えられる。これが「付立」の「奥山」である可能性が高いが、場所は特定できない。⁽³²⁾これが正しければ、先の奥山惣百姓脇中書状から永祿二年の「奥山」が福屋領であつたことを確認できるので、やはり福屋氏闕所地が吉川領となつた事例と思われる。天正十年には、市山衆井下氏の吉川氏からの給田の存在を確認できる。⁽³³⁾

那賀郡「白角」・邑智郡「日貫」については、確証はないものの、位置関係からみて滅亡前の福屋氏領であつた可能性が高い。また、既述のように、「永安下分」についても、福屋氏領がその滅亡後に吉川領化した一例（正確には知行権の回復）であると推測される。「日貫」については、永祿十一年に、吉川氏家臣の井上次郎右衛門尉に三町二分が宛行われている。⁽³⁴⁾最後に、上記の三つの分類に属さないもの、詳細が未詳である

ものを挙げる。

「奥郷」七〇〇貫については未詳。永祿四年六月に家臣の市川春俊に「於奥郷之内百貫地」を宛行っている⁽³⁵⁾ので、吉川領化はこれ以前と思われる。

邇摩郡「湯三方」は「温泉三方」は、温泉津を除く残りの部分の温泉郷であり、温泉氏所領であった。毛利氏は弘治二年以降、石見国における最重要拠点として、温泉津の確保に努め、尼子方との争奪を繰り返したが、毛利元就は、永祿五年に温泉英永を撃退して温泉津を掌握し直轄化するとともに、温泉三方については吉川元春に委ねたものと思われる。天正五年には、石見吉川経安に対する毛利氏からの給地が闕所地不足によって滞っていたため、吉川氏が「温泉三方」の内の三十貫分を石見吉川氏に与えている⁽³⁶⁾。

邇摩郡「大国三方」が吉川領となった経緯は未詳である。

以上のように、吉川領化の契機を特定できないものもあるが、推定通りとすれば、小笠原氏・福屋氏の旧領が十五ヶ所、合計二四五〇貫に達しており、経緯未詳の「山南」三〇〇貫・「奥郷」七〇〇貫を勘案すれば、石見国吉川領の中で特に大きな比重を占めていたことがわかる。中でも福屋氏旧領は、最も大きな位置を占めていたと考えられる。

なお、天正十年前後に、吉川元春は「小石見村」を次男の仁保元棟に遣わしている⁽³⁷⁾。「付立」の出雲国の部分に見られる「小石見之代所」「小石見衆」は、このことに対応するものと思われる、実際には元春と元棟の所領の交換であったこと、また元春に付き従った在地勢力が存在したことを窺わせている。この「小石見村」も、滅亡直前までの福屋氏領であり、元春が福屋氏旧領のほとんどを引き継いだことを裏づけている。

さらに、天正十五年九月六日に、毛利輝元は、仁保元棟に対して「石州福屋式部少輔先知三千貫地」を宛行っている⁽³⁸⁾。この権益は、「付立」の福屋氏旧領と基本的に対応するものであり、少なくとも「付立」作成時点の吉川領が大きな比重を占めて含まれていた可能性が高い⁽³⁹⁾。当然のことながら、「小石見」もこれに含まれていた⁽⁴⁰⁾。「付立」の成立が、天正十五年九月を下ることはない。

また、二十五年も前に滅亡した福屋氏の旧領が「福屋式部少輔先知」としてまとめて給与される背景には、このようなまとまりが実際に基本的に維持されてきたこと、すなわちこの間に福屋氏旧領が多数の給地に分割されなかった結果ではないかと推測される。「付立」作成時の石見国吉川領の主要な部分が「福屋式部少輔先知」によって構成されていたことを、間接的に裏づける事実である。

周防国

周防国の吉川領は、「道前」（玖珂・熊毛郡域）における五〇〇貫とあり、この内、一〇〇貫が備後国久代氏、五〇貫が出雲国宍道氏に給与されている。また、「付立」末尾に記された「山城之内 百貫」も周防国玖珂郡山代郷と考えられるが、これは石見国益田領とされている⁽⁴¹⁾。この結果、吉川領は総計三五〇貫となっている。

周防国の吉川領は、いずれも弘治二・三年の防長侵攻後に毛利氏が掌握した玖珂・熊毛郡内において、毛利氏から宛行われたものと考えられる。永祿三年に、元春は毛利氏から「於防州山代五箇之内、下畑貳百五十貫、阿賀百五十貫、志不前百貫、都合五百貫之地」⁽⁴²⁾を宛行われた。「道前」五〇〇貫は基本的にはこれに

相当すると思われるが、天正九年に元春から野上右衛門尉に「国防国道前美和村之内弘中彦兵給田八町貳反半三十歩」を宛行っており、⁽⁴³⁾この時期には熊毛郡美和郷にも吉川領が存在したことが確認できる。また、「阿賀百五十貫」について、山代郷五ヶの阿賀村の地侍三分一氏に対する毛利氏の給地賦に際し、その抱分八町四段余の内、二町四段余が「吉河殿⁽⁴⁴⁾渡」されたことが知られるように、この地域で国衆等に宛行われた給地は、既存の權益から切り出された断片の集積によつて構成されていたと考えられる。従つて、「付立」作成時の「道前」五〇〇貫の構成は、細かな給地替えなどを経て、かなり散在的な部分を含む複雑な構造を持つていた可能性が高い。これは、大名直轄領から宛行われる給地に共通する性格のものであると考えられる。

出雲国

出雲国の吉川領は、「付立」には十四ヶ所、計一九八六貫と五〇俵尻が記されているが、この中には、すでに吉川領でないことを示す注記を付したものが多数含まれている。実際の吉川領は、五ヶ所、総計一一五〇貫である。なお、この総計には後述するような問題が含まれている。

「付立」の総計「貳千三貫⁽⁴⁵⁾」という数字がどこから出てきたのかは判然としないが、五〇俵尻⁽⁴⁵⁾約一七貫として換算して、旧吉川領を含めた総計を記したものである可能性が高い。しかしこれは、「付立」の他国の総計が、実際の吉川領の総計のみを記していることと異なっており、統一性を欠いている。このことも、「付立」の性格を窺わせる事実である。

出雲国吉川領の特徴は、他国とは異なり、それぞれの權益毎にほとんど別々の経緯を有しており、具体的な経緯のわかりづら

ものが多い点にある。以下、順を追つて、経緯を知る手がかりとなる事実を確認していききたい。

桶縫郡「平田」⁽⁴⁶⁾が吉川領であったことは、天正十六年の平田保熊野権現社造営棟札銘⁽⁴⁷⁾によつて明らかであるが、吉川領となつた具体的な時期は明らかでない。⁽⁴⁸⁾

永禄五年に出雲国へ侵攻した毛利氏は、いくつかの兵站基地を設けたが、「平田」もそのような戦略拠点として毛利氏に掌握された。⁽⁴⁹⁾元亀元年の尼子勝久との戦争に際しても、「平田」は引き続き重要な戦略拠点となり、高瀬城の米原綱寛による攻撃を受けていく。⁽⁵⁰⁾

「平田」と吉川氏との結び付きは、元亀元年十一月十八日、吉川元春の神西からの陣替⁽⁵¹⁾以降、特に強められたと推測される。同年九月五日、毛利元就の病状悪化の報を受けた毛利輝元と小早川隆景は出雲国から帰陣し、⁽⁵²⁾出雲国方面における毛利氏方の軍事指揮権を、元春（及び羽羽通良・宍戸隆家）に委ねた。以後、「平田」は山陰方面の軍事指揮官たる吉川氏の最重要拠点となつていく。

例えば、天正三年に因幡の尼子氏勢力の掃討に出陣した吉川元春・元長父子は、まず「平田」に駐留し、出雲国衆の三刀屋氏が出頭したように、⁽⁵³⁾ここで軍勢を整えている。また、天正八年には、出雲国古志氏が吉川元長に「御供」して「平田」へ罷り出ていくように、⁽⁵⁴⁾伯耆国南条氏の攻撃に向かう吉川元長が「平田」に駐留し、軍勢を整えたものと考えられる。

これらの事実は、「平田」の吉川領化が、吉川氏の軍事拠点化を前提になされたものであることを窺わせている。ただし、その時期については、元亀元年十一月前後もしくはそれをあまり下らない時期である可能性を窺わせてはいるものの、決め手となる史

料を欠いている。⁽⁵⁵⁾

出東郡「うやかんは(宇屋神庭)」は、「高勢ノ山下」とあるように高瀬城下に位置する。吉川領化の経緯は未詳。元龜二年三月十九日の高瀬城落城後に、毛利氏が接收した米原氏旧領などの中から吉川氏に宛行われた給地と推測される。「安房守給」とあり、一族の吉川安房守へ宛行われたものと思われる。

意宇郡「大庭」は、古くからの神魂社領大庭保であり、鎌倉期以降は杵築大社国造家が地頭職を獲得し、同社国造・上官や秋上氏(戦国期の神魂社神主一族)らの細分化された知行分が存在し、「守護不入」を認められていた。天正七年八月に仁保元棟(元春の次男)の所領となり、⁽⁵⁶⁾天正十四年六月の元棟領付立にはすでに「不知行」と記されているが、この高二〇〇貫は、吉川領「付立」の高敷と一致している。

天正十六年に吉川広家が「領分寺社共ニ」賦課した「新庄」の普請役は、当初は大庭にも課せられ、神魂社神主秋上良忠の訴えにより「守護不入」として免除された。⁽⁵⁸⁾この普請役は吉川氏「領分」に賦課されたものであるが、他の国衆・有力寺社領に課せられた形跡は見られないので、「大庭」がすでに仁保元棟(この時期には繁沢元氏と改名)領ではなく、弟の吉川広家領となっていたことによると考えられる。「大庭」が、仁保元棟領から吉川領へと受け継がれた契機や時期は、未詳である。

大原郡「牛尾」(≡淀本庄・淀新庄)は、「出雲州衆」牛尾氏の本拠である。「牛尾」の吉川領化の時期や契機は未詳である。永祿五年に出雲国へ侵攻した毛利氏は、尼子氏方にとどまった出雲国衆の所領を闕所地としたが、「牛尾七百貫」についても、⁽⁵⁹⁾侵攻後間もない七月十八日には備後国山内氏に宛行われている。

永祿六年四月には、「牛尾半分」が山内氏に宛行われているが、⁽⁶⁰⁾

前年に宛行われた「七百貫」の半分が再度宛行われたものと考えられ、戦争継続中の様々な情勢・戦略の変化の中で、出雲国内の闕所地はなおきわめて流動的であったことが窺われる。

毛利氏によって本拠「牛尾」を闕所地にされた牛尾氏惣領家(信濃守・弾正忠ら)は、永祿九年十一月の富田城落城まで城内にとどまり、一貫して尼子氏方であった。⁽⁶¹⁾

問題となるのは、牛尾氏の庶流出身と思われる、牛尾幸清(次郎右衛門尉・遠江守)・久清(太郎左衛門尉)・家寿(宗次郎・豊前守)ら尼子氏家臣の牛尾氏が、永祿八年に次々と毛利氏方へ投降したことである。彼らは、尼子氏当主の意を奉じる文書に署名した尼子氏当主直屬家臣であり、幸清などは天文年間初頭以来の重臣であり、⁽⁶²⁾いずれも本来ならば惣領家よりも尼子氏への帰属性が強いはずの存在である。この内の牛尾家寿が毛利氏に投降する際、毛利氏は毛利元就・輝元宛行状と毛利元就宛行状を発給して「牛尾」を宛行ったが、元就宛行状と同日付けの吉川元春添状に「牛尾之事、悉被進置候、長久御知行肝要候」とあることから、これは「牛尾」全体の宛行であったと考えられる。⁽⁶³⁾闕所地の知行権が流動的である要因の一つがこのような勸降策にあったことが知られるとともに、元春が牛尾家寿との交渉の前面に出ていると思われることが注目される。

永祿十二年に尼子勝久が出雲国へ乱入すると、牛尾氏惣領家の弾正忠は再びこれに与して本拠を奪回したと考えられる。毛利氏は、同年十月には、「百貫新庄」を出雲国衆三沢為清に宛行っているが、⁽⁶⁴⁾これも牛尾氏の復活に対抗する措置と考えられる。しかし、元龜元年四月、毛利氏の猛攻によって牛尾要害は落城し、弾正忠以下は討死した。

その後、天正三年には、牛尾氏本領内の諏訪社(現須賀神社)

拝殿鳥居が、「牛尾豊前守家寿・同大蔵左衛門春信」によって造立されたことが知られる（『雲陽誌』）。また、天正五年七月二十日牛尾春信袖判・牛尾家寿証判家臣連署奉書（『諏訪家文書』『新島史』四六一頁）によれば、牛尾氏家臣の署判の上部（日付の横）に「家寿」が署判して、諏訪社の諸祭祀に関する指示を与えている。牛尾大蔵左衛門尉春信は、家寿の子息であり、この時期には因幡国において毛利方の最前線に在番し、尼子方や織田方の軍勢と戦っている。従って、元龜元年以降、少なくとも天正五年までは、「牛尾」の内六〇〇貫分については、基本的には牛尾家寿・春信父子によって知行されたと考えられる。牛尾春信の実名は元春の偏諱と考えられ、家寿・春信父子の存立には、富田城からの投降以来、吉川元春の存在が特に重要であったものと推測される。

「牛尾」の内「新庄」一〇〇貫については、天正十九年十月に、毛利氏家臣兎玉元信に対して「伯州給地代所」として「三沢先地新庄村」二二七石余が宛行われている。⁽⁶⁶⁾従って、三沢氏は永禄十二年から天正十九年までの二十年余にわたり、「新庄」を知行していたことが知られ、これが「付立」に記された「新庄分」一〇〇貫に相当している。

以上のように、「牛尾」六〇〇貫の吉川領化は、少なくとも天正五年七月よりも後のことであり、その直接の契機も未詳である。春信は、天正十四年十一月の豊前国宇龍津城の攻防戦において討死し、その一跡は吉川元長より牛尾源五郎が安堵されている。⁽⁶⁷⁾

意宇郡「竹屋神納」と島根郡「福浦」についても、吉川領化の経緯や時期が未詳であるが、この両所の合計高がちょうど五〇貫であることから、毛利氏から同時に宛行われた給地である可能性があり、それぞれの在所の一部について得分権を得たものと推測

される。「竹屋（＝竹矢）」は尼子氏直轄領であった。⁽⁶⁸⁾所で、天正七年には仁保元棟（元春次男）領も存在している。⁽⁶⁹⁾天正十四年六月の元棟領付立⁽⁷⁰⁾に記された「山代」大津之内「三二貫がそれにあたるが、これは、もちろん吉川領三八貫とは別の権益である。国府地域の「竹屋」は「大草村」と同様に所有関係が複雑であり、秋上氏、六所社、浄音寺などの多数の抱分が錯綜していたと思われる。「福浦」は美保郷に属するかつての守護領である。断定はできないが、以上のような歴史的背景を勘案すれば、やはり毛利氏直轄領から宛行われた給地である可能性が高い。

島根郡「持田」は、少なくとも天正六年三月二十日以前から仁保元棟領（元春次男）であった。⁽⁷¹⁾天正十四年六月の元棟領付立には「不知行」と記されているが、この高数三〇〇貫は、吉川領「付立」の高数と一致している。「持田」の右傍に付された「但小石見之代所」という注記によれば、「持田」は、天正九十年頃に「小石見村」が元春から元棟に与えられた際、⁽⁷²⁾交換されて吉川領となったものと考えられる。同様に、「付立」作成時点では末次元康（元就八男）領となつていても、「但持田分代所元康より」との注記が「立原」の右傍に付されていることより、「持田」と「立原」が交換されたことが知られる。

島根郡「森山」は、元龜元年五月当時、秋上幸益・宗信父子が在番していた森山城の所在地であり、秋上父子は野村士悦の調略によって尼子勝久方から毛利方へ現形した。境水道を扼する森山城は、以後毛利水軍の重要な拠点となったが、天正五年には「秋上知行分一円」が毛利輝元から仁保元棟（元春次男）に宛行われたのに伴い、「肝要之在所」であるとして「森山」は元棟に預けられた。⁽⁷⁴⁾天正十四年六月の元棟領付立にはすでに「不知行」と記されているが、この高一〇〇貫は、吉川領「付立」の高数と

一致している。「森山」が、仁保氏から吉川氏へと受け継がれた可能性を窺わせているが、その契機や時期は未詳である。「付立」作成時点では、「小川」が「裁判」しているとある。「小川」については、人物を特定できないが、毛利氏本宗家臣の小川就秀ではないかと思われる。⁷⁶⁾

大原郡「立原」は、元龜元年には末次城番を引き請けた野村士悦に対して、吉川元春ら毛利氏の「御四人」から「立原百貫」などが宛行われている。⁷⁷⁾ 既述のように、「付立」の「但持田分代所元康より」との注記より、「持田」と交換される以前の「立原」は、末次元康領であったと考えられる。「付立」によれば、その後「立原」は、井上豊前守と吉川氏家臣の桂春房に与えられたとされている。

島根郡「末次」は、「付立」によれば、小川氏が「森山」を与えられた際に、替地として吉川領になったと記されている。天正九年には、毛利輝元から「末次・黒田百貫之内五拾貫」が湯原春綱に宛行われており、⁷⁸⁾ 毛利氏直轄領と考えられるので、吉川領化はそれ以降である可能性が高い。「小石見衆十人被遣之」とあるのは、石見国「小石見」が吉川元春から仁保元棟に遣わされた後も元春に付き従った、小石見在地勢力と考えられる。

能義郡「安来」は、五〇俵尻という高数から、おそらく毛利氏から与えられた給分と思われる。「付立」の「安来」の右傍に付された「但森山之代所也」という注記により、小川氏に与えられた「森山」の替地として、吉川氏に与えられた権益であると考えられる。天正十四年六月の仁保元棟領付立⁷⁹⁾には、「安来」二二五貫が記されているが、これとは別の権益であると考えられる。

「付立」作成時には、すでに能義郡の在地勢力と思われる⁸⁰⁾「里田善内」に遣わされていたことが知られる。

「原手」は、おおむね意宇・出東・神門三郡に相当する地域の総称。おそらく毛利氏から宛行われた散在給地と思われる。これは、「付立」作成時点では、伯耆国会見郡「外江」とともに、奈佐久介に与えられている。

意宇郡「大草村」についても、吉川領化の契機や時期が不明。高からみて、吉川領はその一部であることが明らかである。大草郷は、出雲国府所在地にあたる国衙領であり、鎌倉期に杵築大社国造家領となり、秋上氏ら神官の知行分が存在した。大草をはじめとする国府周辺部には、同地域に所在する多数の寺社領が散在しており、知行関係はきわめて複雑である。戦国期に尼子氏から牛尾氏惣領家に宛行われ⁸¹⁾、尼子氏討滅直前の毛利氏は「大草内神宮寺・同六所宮・宗雲庵并名藏名・中大名」「大草之内天満分」を鰐淵寺和多坊に与え、⁸²⁾ 元龜元年には和多坊に与えた「大草」の権益を尼子氏から寝返った秋上宗信に与えた。⁸³⁾ 「大草村」の吉川領は、「竹屋」と同様に、毛利氏直轄領から宛行われた給分であって、得分権を有するのみの権益と推測される。「付立」作成時に、毛利氏配下に属していた安達十兵衛の給地となっていることは、そのことを裏づけている。⁸⁴⁾

以上のように、出雲国部分の表記は、「付立」作成時にはすでに吉川領でないものを多数含んでいる。他国と同様、注記に従って他者の知行分を差し引くと、「付立」作成時点の出雲国吉川領は、「平田」三〇〇貫、「大庭」二〇〇貫、「牛尾」六〇〇貫、「竹屋神納」三八貫、「福浦」一二貫の、一一五〇貫のみである。これが、冒頭に掲げた出雲国吉川領の総計である。しかし問題となるのは、出雲国部分の注記には、吉川氏一族・家臣と思われる者（「安房守」「桂左馬（桂春房）」「小石見衆」）の給地が含まれていることであり、それが毛利氏から宛行われたものか吉川氏が宛

行ったものか、判別できないことである。これらは吉川氏が宛行ったもの（すなわち他国と同様の基準では吉川領内）である可能性がきわめて高いが、そうであれば「付立」の記載は著しく統一性を欠くものと言わざるをえず、吉川氏との関係を特定できない人物（「井上豊前」「里田善内」）の給地の位置づけもわからなくなる。ただし、仮にこれらを全て吉川領に含めたとしても、二〇貫と五〇俵分が加算されるにすぎない。

出雲国の吉川領については、他国のそれとは異なり、個々の所領ごとに吉川領化の経緯が異なる複雑な構造をもち、安定した経済基盤が少ないという特徴を持っていたと考えられる。

備中国

備中国の吉川領は、九ヶ所、総計一四四二石。確認できる限りでは、哲多郡と英賀郡に集中している。「新見」七〇〇貫、「神代」四五〇貫が大半を占める。

『新見市史 史料編』（一九九〇年）では「菅江」は新見市菅生、「岡分」は菅生字千原に比定している。「そこに分」については、永祿元年の新見荘曾尔分代方算用状（竹田家文書）二七（岡山県史 編年史料）のように、新見荘内の権益であると思われる。「岡分」「徳光分」「はつ田」の場所を特定することはできないが、ほとんどが新見荘に関わるものであった可能性が高い。

哲多郡・英賀郡の吉川領は、天正三年の三村氏滅亡後、その遺領北部の中心部分が吉川氏に与えられたことよっていと推測される。特に、英賀郡の「小坂部」「布施」が美作との国境に位置していたことは、吉川領化の目的に関わって注目される。新見荘杠城は、天正三年十一月六日以前に落城したと思われ、翌天正四年二月二十五日以前より、吉川氏一族で重臣の今田経高が新見

在番として同城に在城したことが知られている⁽⁸⁵⁾。天正五年には吉川氏家臣の井上神兵衛に対して「新見ノ内」一一貫が打ち渡されている⁽⁸⁶⁾。

伯耆国

伯耆国の吉川領は、二十九ヶ所、計五七二三貫。この内、「堺村之内」三〇〇貫が、福田氏・池上氏に給与されているので、総計五四二三貫である。また、「付立」では出雲国として記されている「外江」一八貫は、伯耆国会見郡の外江と思われるが、奈佐久介に給与されている⁽⁸⁷⁾ので、伯耆国吉川領の総計に変わりはない。

備後国神辺城を本拠とする杉原氏は、永祿年間以来、伯耆国に在国して毛利氏による山陰支配の一翼を担った。天正九年十二月に杉原盛重が死去すると子息の元盛が跡を継いだ⁽⁸⁸⁾が、天正十一年五月、元盛が弟の景盛に殺害されるという事件が起きた。当時の伯耆国東部には南条氏が復帰しており、長引く京芸国境画定交渉の中で、秀吉が、境界領域の伯耆国西部に在国していた杉原景盛を取り込もうとした結果であると考えられる。景盛に宛てた秀吉の密書は、毛利氏家臣岡伯耆守の縁類「金尾」によって奪取され⁽⁸⁹⁾、景盛が離反するとの情報は毛利氏も把握していた。これは、毛利氏にとつて、難航する国境画定交渉に重大な影響を及ぼすものであるがゆえに、一層深刻であったと考えられる。

天正十二年の八月初旬、毛利輝元や小早川隆景は「杉原景盛事、元盛生害以来、無道之企候条」「杉原兵庫頭方之事、近年無道不及是非候条⁽⁹⁰⁾」と、景盛を強く非難し、出雲・石見の国衆を先勢として天満要害を落城させた。隆景は、景盛居城の「里城」も間もなく落城するであろうと予測し、もしも「相支候者、輝元可為

出張候」と述べているように、毛利氏は全力を挙げて杉原景盛を討つたことがわかる。景盛は、吉川氏によって出雲国平田へ連行され、八月十六日に殺害された。⁹¹この時期に毛利氏が杉原景盛を一挙に討滅した理由は、秀吉が小牧・長久手の戦いに苦戦を強いられた戦力を割けない状況にあったこと、伊予方面において毛利氏・河野氏と長曾我部氏との戦争が深刻化し、杉原氏の問題を早期に決着させる必要があると判断したためと推測される。

「付立」に現れる吉川領は、この杉原氏の旧領が大部分を占めていると推測される。伯耆国の杉原領は、行松氏の所領を引き継いだものとされている。残念ながら、伯耆国杉原領の分布や実態を窺わせる史料はほとんど残されていないが、まず旧杉原領を引き継いだ可能性を史料から窺える吉川領について、概観したい。

会見郡「八幡」は、永禄十年に杉原盛重が坂中弥六に「相見郡於八幡之内三拾五貫目」を宛行つた⁹²ように、杉原氏の伯耆入部当初からの杉原領と思われる。天正十四年六月二日伯州相見郡八幡庄内安国寺領坪付⁹³は、吉川氏家臣の森脇春親が署判しており、吉川氏が安芸国新庄西禅寺に遣わしたものである。

会見郡「小松」については、天正五年に雲光寺に宛てた「会見郡小松村之内寺領分坪付」がある。⁹⁴この坪付の差出には、「入江隠岐守」「長左衛門大夫」「山根三郎右衛門」「梅原藤左衛門」「壇上監物」の五名が連署している。これらの人物の位置づけは困難であるが、杉原氏家臣である可能性を指摘できる。「陰徳太平記」に杉原元盛家臣の「入江左衛門進」、「安西軍策」、「陰徳太平記」に山名理興（杉原盛重が跡を継いだ人物）家臣の「壇上監物」が見られる。いずれも明らかかな後世の叙述であり記述内容の根拠は乏しいが、天正五年の寺領分坪付は雲光寺が後に作成した可能性の低い文書と判断され（「伯耆志」所収の写ではあるが、

内容的には後世の作為を見出しがたい）、人物名や名字の一致が意図的なものとは考えがたい。また、長氏は、備後国人の名字と同じであり、少なくともその庶流・傍流である可能性は高い。いずれも、これら五名が杉原氏家臣である可能性を、間接的に窺わせる事実である。仮にこれが正しいとすれば、この時に小松村内の雲光寺領は一〇貫ほどであるので、「小松」の大部分は杉原氏領であった可能性がある。

会見郡「蚊屋・新原・黒政分・藤女分」の内、蚊屋については、天文十四年に「相見郡蚊屋庄日江津」とあり、日吉津を含んでいたことがわかるが、永禄十年には杉原盛重が比江津神主職を預け置いていること⁹⁵から、杉原領であったと考えられる。

会見郡「天満」に所在する大安寺には、杉原盛重のものと伝えられる宝篋印塔があり、「伯耆志」所収の盛重の位牌銘には「大安宗江大居士」との法名がみられる。同じく「伯耆志」所収の天正十一年三月二十日の「天万村大安寺領坪付断簡」の五名の差出人は、杉原氏家臣であるとされている。天正十二年の毛利氏・杉原氏戦争において天満要害落城によってほぼ決着がついたことから窺われるように、天満要害は杉原氏の軍事拠点として、特に重要な位置を占めていたと考えられる。天満は天満要害の麓に位置している。以上のような天満と杉原氏の結び付きの強さは、天満が杉原氏領であったことを窺わせている。

会見郡「久坂」に所在する瑞仙寺は、伯耆守護山名氏の歴代、尼子氏歴代によって、安堵・寄進を受けてきた寺であるが、永禄十年に杉原盛重がその寺領を安堵している。⁹⁶また、天正四年には、杉原氏家臣連署による久坂の内の瑞仙寺領二十七貫九〇〇文分の坪付が作成されている。⁹⁷久坂は杉原領であったと思われる、その一部が瑞仙寺領であったと考えられる。

汗入郡「繩庄」について、『日本歴史地名大系32 鳥取県の地名』(平凡社) 六〇五頁によれば、元龜四年五月三日杉原盛重寄進状(「光源院文書」)に見られる「汗入郡桑和庄」は「名和庄」を指すとも考えられるとしている。

以上が、杉原氏旧領を吉川氏が継承した事例、もしくはその可能性の高い事例である。

この他、吉川領化の経緯が未詳であるものも多い。例えば、会見郡「福萬」は、永禄十二年に出雲の湯原春綱へ毛利氏から「福万内せきせう分」が宛行われている⁽⁹⁸⁾ので、当時は毛利氏直轄領であったと思われる。同じく会見郡の「阿賀」「星川」「柏尾」「境村」(現西伯町境)、汗入郡の「西庄」「西庄之内」「稻吉」「大坂」なども、吉川領化の経緯は未詳である。

さらに、伯耆・因幡地域の中世文書が極端に少ない現状を反映して、そもそもこの「付立」以前には史料に現れないものも多い。例えば、「大塚」(汗入郡の大塚と思われる)、会見郡の「新庄」(八幡新庄を指すと思われる)、「兼久」「岸本」「細見」(和名抄郷名であるが中世では初見)、「上細見」「西新庄」(阿賀新庄を指すと思われる)、「小波」「橋本」「塚村之内」(現境港市)、「今津」などは、この史料が初見である。

この他、「漆地分」「端城分・狩野分・四日市分・吉持分・山口分」「細屋分」は、抱分を表しているもので、これだけでは所在地を特定できない。ただし「端城分・狩野分・四日市分・吉持分・山口分」については、四日市分が会見郡四日市の市場權益であると考えられ、吉持分は近世に大庄屋を勤めた吉持氏につながる有力な在地勢力の抱分と思われるので、会見郡内と推測される。細屋村は日野郡日南町茶屋にあるが、関連は未詳である。

以上のように、伯耆国の吉川領のうち、吉川領化した経緯を確

認できるものは、すべて天正十二年後半以降に、杉原氏旧領を引き継いだ可能性の高いものばかりである。換言すれば、伯耆国の吉川領については、杉原氏旧領の継承ではないと判断できるものがほとんど見られない。わずかに、「塚村」「外江」について、他者へ給与されている事実から見て、杉原景盛討滅以前に吉川領となった可能性が高いと考えられるのみである。それ以外の伯耆国吉川領に、他の国衆等への給与分が見られないのは、これらが吉川領となった時期が、「付立」作成時点からそれほど遡らないことを窺わせている。

隠岐国

隠岐国は、一国全体が吉川領とされており、その内一〇〇貫分のみが出雲国三沢氏領となっている。この三沢氏領とは、永禄十二年十月二十二日毛利元就・輝元連署宛行状(「三沢文書」)によつて、三沢為清に給与された、「隠州之内重栖北方・同国大求」に相当すると考えられる。

隠岐国が吉川領となった時期は定かでないが、天正十三年に吉川氏が国府尾八幡宮を造営している⁽⁹⁹⁾のが、確認できる最も早い時期である。国府尾八幡宮は、隠岐国支配の拠点国府尾城の鎮守であり、その造営主体は隠岐国の統括者であることを示す。一方、天正十年八月には隠岐氏が隠岐国惣社(玉若酢命神社)造営の奉加を募っており⁽¹⁰⁰⁾、守護代隠岐氏による統治が続いていた。吉川領化の時期は、「付立」の作成時期をそれほど遡らないものと考えられる⁽¹⁰¹⁾。

二 豊臣期吉川領の構造と展開

(一) 「吉川広家領地付立」の史料性格

従来、「付立」は天正十五・十六年頃あるいは天正十九年の吉川広家所領を示すとする記述をしばしばみかける。この「付立」が、「藤家吉川正統紋目第十一 広家公」の中に収められており、『大日本古文書』も「吉川広家領地付立」という文書名を付した事によっている。しかし、加藤益幹氏が「天正十四年頃」と推定した⁽¹⁰²⁾ように、この「付立」の成立は、広家による家督継承以前である可能性が高い。

既述のように、「付立」は、天正十二年後半に毛利氏に討滅された杉原景盛旧領が伯耆国の大部分を占めているので、これ以降の成立であることは間違いない。一方、これも既述のように、天正十五年九月六日に仁保元棟が「石州福屋式部少輔先知三千貫地」を宛行われた事実によって、「付立」の成立は、これ以前であることが確実である。これは、吉川広家が元長の急死によって家督を継承してから、わずか三ヶ月後のことである。⁽¹⁰³⁾

木村信幸氏の研究⁽¹⁰⁴⁾によれば、吉川元春から元長への家督の継承は、天正十一年九月以降、天正十二年十二月以前であると推定されている。元長の死去は、天正十五年六月である。従って、「付立」の作成時期はしばらく措くとしても、そこに記されている内容は、吉川元長が家督であった時期のものであると考えられる。木村氏が作成した目録において、この文書に「吉川元長領地付立」との文書名が付されている⁽¹⁰⁵⁾のは、このような理由によっている。

ところで、秋山伸隆氏の作成した目録によれば、毛利氏領国の惣国検地に先立って各国衆等から提出された所領付立は、天正十四年前半に集中している。そして、「付立」もその一例として、

目録に掲げられている⁽¹⁰⁶⁾。「付立」が、毛利氏が惣国検地に先立って国衆らに提出させた、これら一連の所領付立に深く関わる史料であると考えられていることが知られる。

その際、特に注意しておかなければならないことは、「付立」が、他の所領付立と同等には論じられない特殊な性格を持つ点である。年月日・差出・宛名を欠いている点は、案文のみ省略した可能性を残すものの、権益の所在する国名を誤記したり、総計に著しい誤差を生じたりしていることなどは、一見してこの「付立」が、内々の覚書に類するものであることを示している。このことを、出雲国の所領について重複したり近接したものが多く、「付立」と仁保元棟領付立との関係に触れながら、確認しておきたい。まず基本的なこととして、元棟は、吉川元春の次男ではあるが、毛利氏との関係においては、あくまでも周防仁保氏の当主であることである。そのことは、「付立」との重複が、「不知行」分の「持田」「森山」「大庭」の三ヶ所のみで、天正十四年時点で元棟が知行できている十一ヶ所については重複が見られないことより、明らかである。

次に、元棟領付立には、吉川元春から与えられた「小石見」が含まれておらず、あくまでも毛利氏との関係において給与・安堵された所領を書き立てたものであることを窺わせている。「小石見」は、元棟が「領分聊於隱置申者、可罷蒙 日本国中大小神祇神罰冥罰悉者也」と記しているにもかかわらず、当時元棟領であったことが確実である。「小石見」は、石見国中部の要地であり、元棟が知行していることを「隱置」くことなど到底困難と推測される。これは元棟が、元春からの私的な譲渡権益は、所領付立に記載する必要のないものと考えていたことを示している。

これに対して、「付立」の記載権益の選択基準は明らかに広く、

また不統一である。両者の単純な対比によって、各権益の位置づけを明らかにしづらい理由は、この点にある。「付立」には、実際には吉川氏の知行分ではないものが含まれているが、これらのうち、特に毛利氏によって他人に宛行われたものについては、正式な付立から除外されるべきはずのものである。また、仮にこのような過去の吉川領に遡って記す原則に則るのであれば、「小石見」はもとより、伯耆国東部などの権益も記されるはずであるが、実際には記されていない。

以上のように、仁保元棟領付立との対比から見ても、「付立」は、列挙された権益の選択基準すら確定されていない内々の覚書であると考えられる。中でも、そのような性格は出雲国の部分において顕著である。その結果、例えば吉川領の中には吉川氏自身が吉川氏家臣等に宛行った部分が数多く存在し、「付立」においては基本的にそれらを含めて「御領」として記しているにもかかわらず、出雲国の部分では、既述のように、一族や家臣への給与分が記されるという不統一を生じている。従って、「付立」からは、他国と同じ基準での出雲国の吉川領の合計は、算出が困難である。

「付立」が、天正十四年の一連の所領付立と深く関わるものであるとしても、提出される付立の下書き・素案に類するものであったと考えられる。このことは、「付立」の取り扱いの難しさを示すとともに、ある意味では、吉川氏の認識を率直に反映したものととも考えられる。安芸・石見・周防・出雲・備中・伯耆・隠岐という、一見無作為かとも思われる「付立」の国の配列が、吉川領形成の年代順をほぼ反映したものであることは、個々の権益の経緯を見れば明らかであり、まさに吉川氏自身による吉川領に対する認識を垣間見せる事実と推測される。

(二) 元長期吉川領の構造

「付立」に記された天文十三・十四年当時の吉川氏家督の知行する領地の総合計は、高の記されていない隠岐国を除く六ヶ国において一五八〇三貫となっている。

当該期吉川領の構成は、おおむね①元春が家督を継承する以前の吉川氏本領に相当すると推測されるもの、②毛利氏から宛行われた給地や替地、③毛利氏の侵攻によって降伏もしくは滅亡した有力領主家の旧領を引き継いだもの、という三つの性格を各々色濃く有した権益に類別される。これらは、いずれも基本的には毛利氏による承認（宛行・安堵・委任）を前提とするものであり、三者各々（とりわけ②と③）を区別する明確な基準があるわけではなく、中間的な性格の権益も存在するうえ、性格を特定できない権益も多い。

まず①の、元春が家督を継承する以前の吉川氏本領に相当すると推測されるのは、安芸国山県郡の吉川領の大部分であり、これに本領に準ずる石見国永安別符下分を加えた部分と考えられる。これらの総計は、二七〇〇貫を下回っている。前掲吉川領総計の一七％を下回っており、隠岐国を計算に含めるとさらに割合は低くなる。

また②は、多くは、安芸国の①以外の権益、周防国、出雲国において見られたものである。前節の推測に従えば、安芸国では八二三貫、周防国は三五〇貫、出雲国の「付立」作成時の吉川領においては五〇貫、計一二二三貫ほどがおおむねこれに該当する。出雲国の場合には、過去の吉川領についても、宇屋神庭、立原、末次、安来、原手郡、大草村に所在した権益は、②に該当すると考えられるが、それらの合計が三一八貫と五〇俵であるように、いずれも小規模である。

これに対して③は、石見国の福屋隆兼・小笠原長雄、備中国の三村元親、伯耆国の杉原景盛、隠岐国の隠岐氏という、これら四ヶ国においてきわめて大きな勢力を有し、毛利氏によって滅ぼされたり、毛利氏に降伏した有力領主家の旧領である。前節における推測（可能性を論じたものを含む）によれば、吉川領化の経緯がわからないものを除いて、少なくとも六九〇〇貫余ののぼっている。これに隠岐国を計算に含めるとさらに割合は高くなり、吉川領全体において最も大きな比重を占めていたことが知られる。

石見国の場合には、吉川元春は福屋氏の政治的・経済的基盤を継承し、かつ小笠原氏の本拠を押さえ、それらを基本的に維持したまま天正年間に至っており、これによって石見国最大級の国衆としての側面を確立したと考えられる。これは、おそらく吉川氏の本領に準じる意味を持ったと思われる、領主権力としての吉川氏の実態的拡大を意味した。永祿五年から天正十五年に至るまで、これらの所領から（吉川氏家臣を除き）吉川氏以外の毛利氏家臣・国衆等にほとんど給与されていないと思われることは、そのためと考えられるし、仁保元棟に対する「小石見」の宛行（正確には交換）が毛利氏本宗家の関知しないものと位置づけられていたことは、毛利氏が福屋氏旧領全体が基本的には吉川領であると位置づけていた可能性を示している。

備中国の場合も、やはり他に給与した権益が記されていないので、経済基盤として本領に準ずる側面があったことは認められるが、この場合には三村氏旧領の一部である。備中国北部の吉川領化は、三村氏の政治的基盤の継承が目的というより、対織田氏戦争における補給線や軍勢派遣ルートとして、陰陽を結び、安芸と美作・播磨を陸路で結ぶ戦略的拠点としての側面が最も大きかったと思われる。とりわけ天正七年の備前国宇喜多氏・伯耆国南条

氏の離反によって、備中国の吉川領は、最前線の軍事拠点の一つとしてその重要性を飛躍的に増したと考えられる。たとえば、天正七年十二月に出雲国富田から伯耆国へ進んだ吉川元春は、そこから南下して備中国へ入り、毛利氏本隊と合流して備前・備中・美作国境地帯一帯における戦争指揮に参画している。また天正八年九月三日に安芸国吉田を發した毛利輝元は、備後国山中から備中国新見を経て、美作国祝山の救援に向かった¹⁰⁷うえ、十月には元春の南下を待たため暫く新見に滞陣している。戦力の分散を効率的に防ぐためにも、山陰方面の軍事指揮官である吉川氏の拠点が、備中国北部に確保されていることの意味は大きかったと推測される。美作国境に吉川領を配していること（前節参照）も、このことに関連しており、今田經高の杠城在番から明らかのように、備中国北部の吉川領化はすぐれて戦略的目的を持った毛利氏の施策であったと考えられる。

「付立」記載の伯耆国の場合は、吉川領化した時期が遅いため、その性格を定めづらいが、毛利氏が吉川氏をして旧杉原領を継承させることによつて、豊臣政権との国境線を確保・守備する最前線の防衛を吉川氏に委ねたことは、容易に推測される。天正十年代の吉川領は、伯耆国から備中国の中央を南北に連なる豊臣政権との境界領域のうち、北半分に相当する部分を占めており、まさに防波堤として毛利氏から厚い信頼を寄せられていたことを示している。

なお、出雲国の「牛尾」についても、領主家旧領のまとまった吉川領化の一例と言えるが、牛尾氏の出雲国における位置が、福屋・小笠原・三村・杉原・隠岐各氏に比べれば限定されたものにはすぎず、吉川氏が引き継いだ旧領の規模も小さい。石見国温泉氏旧領の温泉三方などとともに、③の類型とは、一応区別して考え

るべきものと考えられる。

ところで、天正十一年以前の伯耆国の南条氏闕所地については、豊臣政権によつて南条氏が復帰して毛利氏領国外に位置したため、「付立」に見られないが、天正八年以降、吉川氏による国衆等への独自の給地宛行を確認できることが注目されてきており、有力領主家の旧領がまとまって吉川領化したという点において、石見・備中・伯耆西部・隠岐の事例と共通する性格を持つているとも言える。しかし、南条氏の闕所地については、他国の事例と異なり、吉川氏による宛行権を毛利氏が公認して、積極的な宛行約束により山陰方面の国衆の確保・掌握に努めざるをえないきわめて緊迫した軍事情勢（羽柴秀吉の因幡侵攻）に規定されたものである。従つて、吉川氏の本領に準じるといふよりも、限られた給地の配給源として毛利氏に利用された権益であつて、支配の実効性も不確定であるとともに、天正十年初頭には、すでに明所のない状態であつたと考えられる¹⁰⁸。特殊なケースと考えるべきである。

以上のように、元長期の山陰吉川領は、石見国福屋・小笠原氏旧領が本領に準じる大きな意味と比重を占めており、これに天正十年代に入つて急遽吉川領化した伯耆国西半と隠岐国が加わることによつて、基本的な枠組みが構成されていた。「付立」に見られる出雲国の吉川領の削減は、これに対応する毛利氏による知行替の結果と考えられるが、同国はそれ以前から一貫して、吉川氏の安定的な基盤となる部分が限られていた。

また、伯耆国西部・隠岐国の吉川領は、備中国北部の吉川領と併せたその配置からみる限り、豊臣政権との境界地域を確実に確保するための毛利氏の施策であつたと考えられる。天正十五年九月に、吉川広家の家督継承とほぼ同時に、それまで吉川領の中

核部分を構成していた石見国福屋氏旧領が仁保元棟（広家の兄）に宛行われたことは、伯耆国西部・隠岐国の吉川領化によつて、吉川氏の経済基盤が一举に拡大したことに対する調整を、広家の家督継承を機に実行したものと推測される。いわば、元春の時代の吉川氏自身にとつて山陰地域において最も大きな意味を持つたと思われる部分を、毛利氏は的確に吸収し、吉川氏の役割を領国東端北部の境界線確保に特化していったものと考えられる。

（三）天正十九年の吉川領再編

豊臣政権は、天正十九年三月に毛利氏に対する知行目録を遣わし、吉川領を、十一万石と隠岐一国と定めた。豊臣政権が指示した吉川領の所在は、「安芸」国内の輝元「近所」において無役にて一万石、伯耆三郡全体と伯耆に隣接する出雲国内で十萬石、及び隠岐国であり、富田城への居城を併せて指示した。同年五月、毛利輝元は、これを惣国検地による「減得之辻」にて換算し、「別之志」五万石を加えた八万石を吉川領と定めた¹⁰⁹。毛利氏が用意しようとした「別之志」五万石について、加藤益幹氏は「現実には与えられなかつたか、他の一族に廻されたものと思われる」としている¹¹⁰。

この大規模な配置替え後の吉川領を示すものが「分限帳」であるとされている。「分限帳」と「付立」を比較すると、以下のような点を指摘できる。

まず、安芸国は、豊臣政権の指示した「無役」一万石に相当する部分にあたるが、「付立」と「分限帳」では、吉川領の所在する郡が一致し、安芸国内吉川領総計に対する各郡の知行高の比率が近似しており、天正十九年の豊臣政権による措置は、基本的には旧領の安堵であつたことを窺わせている。

豊臣期吉川領の変遷

天正13・14(吉川家文書694)				天正19以降(分限帳)			慶長5(吉川家文書1341)	
国	郡	貫	記載計	国	郡	石	国	高概数
安芸国	山県郡 安南郡 佐西郡	3038 70 250		安芸国	山県郡 安南郡 佐西郡	4492.936 175.2047 389.383	安芸国	
	計	3358	1358		計	5057.5237	計	3000石余
石見国	那賀郡 邑智郡 瀬摩郡 未詳	1360 1640 380 700					石見国	
	計	4080	4080				計	1000石
周防国	道前	350						
	計	350	省略					
出雲国	楠縫郡 大原郡 意宇郡 島根郡	300 600 238 12		出雲国	意宇郡全郡 能義郡全郡	14983 14943	出雲国	
	計	1150	2003		計	29926	計	66000石
備中国	哲多郡 哲多・英賀郡 英賀郡 未詳	450 700 168 124		備中国	哲多郡	1181.953		
	計	1442	1442		計	1181.953		
伯耆国	会見郡 汗入郡 未詳	4238 1110 75		伯耆国	会見郡全郡 汗入郡全郡 日野郡全郡	18784 8414 9462	伯耆国	
	計	5423	5423		計	36660	計	60000石余
隠岐国	?			隠岐国	?		隠岐国	12000石
総計		15803	15853	総計		72825.477	総計	142000石余歟

煩雑となるので、「市木」は邑智郡に含めて計算した。
「記載計」=吉川広家領地付立に記された合計額

石見国・周防国については、「分限帳」には吉川領が存在しない。特に、吉川氏が最も早くから確保し、本領に準じる意味を持ったと考えられ、「付立」において吉川領総計の四分の一を占めた、石見国が全く見られないことは、注目される。しかし、これは天正十九年に一挙に行われたものではなく、天正十五年の福屋氏旧領三千貫の仁保元棟領化が最大の画期であることに留意しておく必要がある。

出雲国については、それまでほとんど吉川領の存在しなかった意宇郡・能義郡が、一円吉川領化されており、吉川氏の富田城入

城と併せて、豊臣政権独自の判断が最も色濃く現れている部分である。

備中国については、豊臣政権からの指示に全く見られない点がありわけ注目される。これは、「別之志」として毛利氏から与えられた部分に含まれる可能性を示している。また、「付立」では哲多・英賀両郡に及んでいた知行地が、哲多郡内のみとなり、高数も減少しており、実際には半減に近いものと推測される。

伯耆国については、「付立」の吉川領全体に占める割合が最も高かったが、それでも、天正十九年以降の西三郡全郡支配に比べると遠く及ばない。杉原氏旧領を継承したと推測される伯耆国の吉川領は、西三郡の中の一部にすぎず、出雲国と同様に、豊臣政権の独自の判断が色濃く反映された部分と考えられる。ただ、吉川領が伯耆国西半国と出雲国東端二郡という場所に設定された背景には、天正十二年以降の吉川領において、伯耆国会見郡・汗入郡内の占める割合が高く、毛利氏領国の東端北部を押さえる役割を担わされていた事実があったものと推測される。

隠岐国については、天正十年代に入ってから、すでに吉川領化していたものであるため、実質的には、天正十九年にそれを安堵されたものと言える。

以上のように、天正十九年の吉川領再編成について、豊臣政権の意思が最も強く反映されている点は、伯耆国西三郡と出雲国東端二郡というまとまった領域において一円領を作り出したところに尽きると言っても過言ではない。そして、この点こそが、天正十九年の吉川領再編を特徴づける最も重要な部分であると考えられる。

その一方で、その一円領が何故この場所に設定されたのかについては、おそらく天正十年代の毛利氏による境界線確保策の一翼

を吉川氏が担い、そのための拠点経営にすでに着手していたことによる可能性を指摘できる。さらに、安芸国・隠岐国のようにほぼ旧領を安堵された部分、石見国のように毛利氏による措置を継承・徹底化した部分が存在している。これに、毛利氏が独自に「別之志」として安堵したと思われる備中国哲多郡内を併せて、吉川領が再構成されたものと推測される。

おわりに

冒頭にも触れたように、館鼻誠氏は、天正十九年の吉川領再編を、「戦国段階で形成された毛利領国の領域構造をそのまま掌握し、これを豊臣政権のもとに編成しようとした」ものにとらえ、それを戦国期段階以来の「吉川領支配の強化」の延長線上に位置づけようとしている。

しかし、天正十九年の吉川領再編は、従来の毛利氏の領国構造とは、一線を画すきわめて大きな変革を含む改編であると考えられる。その変革とは、豊臣政権の意志による毛利氏領国から相対的に独立した一円領の創出（＝準領国化）である。これは、一国五郡という限定された領域ではあっても、従来の「吉川領」の内部分構成や吉川氏が担った諸権限の及ぶ領域とは、別次元の問題と言ってもよいほど異質なものと考えられる。

もちろん、その成立に際して、戦国期吉川氏の基盤・機能・権限が少なからぬ影響や条件を与えたことは否定できない。しかし、天正十九年以降の吉川氏が、吉川領以外の山陰地域諸領主に對する軍事動員権を保持した形跡はみられない。また、豊臣期吉川領の所在地についての基本的枠組みは、天正十年代の毛利氏による

吉川領再編（伯耆国西部・隠岐国の追加、石見国福屋氏旧領の削除）によって成立したものであり、天正十九年の再編が伯耆国西部など山陰地域中部においてなされたのは、それを前提とするものであつて、天正十年以前の戦国段階の継承とは考えがたい。

従つて、戦国期以来の吉川氏による支配の強化・拡大の延長線上に、天正十九年の再編を位置づけることは、正確ではないと考えられる。この再編は、吉川氏に従来に比して毛利氏からの独立性の強い一円的支配領域をもたらしたが、戦国期吉川氏が有した諸権限の及ぶ範囲・領域（館鼻氏のいう「山陰吉川領」）に比べれば、大きな後退・縮小と言わざるをえない。

以上の事實は、毛利氏領国下における吉川氏の位置づけが、天正十年代前半の元長期と広家初期に大きな転換を遂げたことを窺わせている。天正十九年の吉川領再編とは、それを直接の前提として実施された、毛利氏領国全体の構造に関わる大変革であつたと位置づけられる。

その際、特に重視しておく必要があるのは、戦国・豊臣期を通じて、吉川氏が毛利氏から付与された権限を越えて独自の権力拡大を図った形跡がみられないことである。領国化に準じる一円的支配領域の獲得についても、あくまで豊臣政権の指令にもとづくものであつて、吉川氏の意思による毛利氏からの相対的自立を窺わせる事實は確認できない。

戦国期大名権力の地域支配を考える場合には、このような権力と権限の厳密な区別に努めなければ、理解に混乱を招くと考えられる。この点がきわめて不鮮明な「吉川領」「吉川領の強化」「吉川氏の領国経営」等の概念や言葉は、少なくとも戦国・豊臣期毛利氏領国下においては適切なものとは言えない。本稿において、「吉川領」という言葉を、当時の史料上の用法と一致する、吉川

氏の独自の権力基盤たる吉川氏の所領について用いたのは、そのような理由にも拠っている。吉川氏の行った様々な権限の行使は、毛利氏による領国支配の一環であったことを再確認しておきたい。そして、天正十九年の吉川領の再編と富田城入城が、富田城主との「二元的支配」の克服などではなく、毛利氏領国の地域支配という観点から見れば、吉川氏の権限と管轄範囲の相対的縮小に他ならなかったことは、そのことを裏付ける事実であると考えられる。

注

(1) 館鼻誠「戦国大名毛利の地域支配体制―出雲『富田』の検討―」(『歴史学研究月報』二四六、一九八〇年)、同「戦国期山陰吉川領の成立と構造」(『史苑』第四六巻第一・二号、一九八七年)。

(2) 加藤益幹「豊臣政権下毛利氏の領国編成と軍役」(『年報中世史研究』九、一九八四年)、『千代田町史 通史編(上)』(二〇〇二年)三一九頁以下(河村昭一氏執筆担当部分)など。

(3) この「吉川氏知行目録」は、「藩中諸家古文書纂」巻十一(松浦三介)に同じものが収載されており、これは『広島県史 古代中世資料編V』にも翻刻されている(一一二頁)。また、「吉川家中并寺社文書」巻十では、「吉川領高付」という題を目次に記して、やはり同じものが掲載されているが、これには「松浦三介より差出内」との注記がある。「吉川家文書」の「文久追加七巻之内五」には、松浦家から吉川氏に提出されたと思われる一連の文書が含まれており(一三四一〜一三四九号)、「吉川氏知行目録」もその一つである。従って、「吉川家中并寺社文書」は、提出後の同史料を採録したものと考えられ、この史料は、岩国吉川氏家臣の松浦家において作成され伝来したものであることが知られる。

なお、『広島県史 古代中世資料編V』では、「藩中諸家古文書纂」から翻刻した「吉川氏知行目録」の後ろに「〇」「一」内ハ「吉川家中并寺社文書」ニヨリ補フとの注記を付して、五月七日付け吉川広家書状を翻刻している。しかし、これは、「藩中諸家古文書纂」にも収載されている別の史料であり、「吉川氏知行目録」と同時に松浦家から提出されたものである。「吉川家文書」一三四二号に、吉川広家自筆書状として収められている文書である。

(4) 「吉川広家領地付立」について、原本(吉川史料館)によって対校すると、以下のような点に気づく。

本文は、全体が十五枚の小切紙様の小紙によって成り立っており、一紙ごとに末尾下部に何枚目かを記した後筆と思われる数字がある。これらが、上段に奇数枚目、下段に偶数枚目の紙がくるような上下二段に貼り継がれて表装されている。冒頭の表題「御領付立」のみは、小切紙様の小紙とは別の紙に書かれている。表題は、後から追加されたものと思われる。本文と同筆と断定することは留保したいが、書体を見る限り、表題・本文ともに、天正期に書かれたものと考えて問題ないと思われる。「御領」とあるように、少なくとも表題は吉川氏家臣による筆記であることが知られる。

明らかな翻刻の誤りと思われるのは、安芸国「吉浦」の「七十貫」を「六十貫」としていることである。たしかに一見「六」のようにも見えるのは、「七」にしては縦線が左側へ流れすぎているためであるが、この「付立」の他の「七」をみると、筆者の癖であることが知られる。また、子細に見れば筆順が「七」であることが明らかである。これによって、『大日本古文書』が、「付立」に記された安芸国の合計額「千三百五十八貫」を修正した部分にも、再度修正が必要である。「付立」の合計額の誤りは、「三千三百五十八貫」とすべきところを、最初の「三」を書きもらしたことのみである。

「雲州之内」に記された「拾八貫 外江」は、伯耆国外江と思われるが、「桑佐久介給之」という注記は、「奈佐久介給之」が正しい。

次に、『大日本古文書』において「奥江」「伊甘江」「阿■(■)凸版による影印翻刻」「菅江」「新原」「君政分」と翻刻されている文字について。まず草体の酷似によって実際には「江」と「郷」の区別が困難であるため書体のみでは判断できない「奥江」「伊甘江」については、「奥郷」「伊甘郷」である可能性が高い。「菅江」についても「菅郷」と記したものである可能性があるが、これが菅生を指すとした場合、どちらとも推定しがたい。凸版影印で示された「阿■」は、確かに判読困難な文字であり凸版は適切な判断と思われるが、前後の権益の所在地から「付立」の筆者が「阿刀」と記そうとしたことは明らかであると判断される。「新原」の「原」については、左下の点を欠いており、書き損じか、もしくは別の字である可能性も考えられる。「君政分」の「君」は、「君」よりも「黒」「忌」「着」などのくずしに近い文字である(人名か権益名であるので「忌」「着」の可能性は低い)。

最後に、出雲国の吉川領のうち、「但小石見之代所」「但持田分代所元康より」「但森山之代所也」「但森山之代所也」の四ヶ所の注記について。『大日本古文書』の翻刻では、左右どちら側の権益にかかる但書であるのか確定できないが、原本によれば明らかに左行の権益に添えて記されていることが知られる。従って、「但小石見之代所」は「持田」、「但持田分代所元康より」は「立原」、「但森山之代所也」は「末次」、「但森山之代所也」は「安来之内」に、それぞれかかる注記であることが確認できる。全体の字配りから判断して、これら四つの注記は、一度全体を書き上げた後で加筆されたものであると推測される。なお、「立原」と「末次」の間に記された三行の注記「内七貫井上豊前」「五十石 桂左馬存之」「但森山之代所也」のうち、二行までが第七紙に書かれ、「但森山之代所也」のみが第八紙に記されていることは、上記の点を裏づけている。

(5) このうちの「大田」については、永禄十二年閏五月二十八日筑前国立花城合戦敵射伏人数注文(『吉川家文書』五一三)に、吉川領から徴発されたと思われる鉄炮射手として、「大田」新二郎、「大田」六郎衛門を認める。大田の吉川領化が、少なくとも永禄十二年以前であることを示している。

(6) 山県郡内の吉川領の変遷と構造については、『千代田町史 通史編(上)』(二〇〇二年)二九九頁以下(河村昭一氏執筆担当部分)において、千代田町域を中心に詳述されている。

(7) 原慶三「尼子氏の石見国進出をめぐって―石見銀山、吉川・小笠原氏との関係を中心に―」(『山陰史談』二八、二〇〇〇年)。

(8) 年月日未詳毛利元就自筆書状(大阪城天守閣蔵文書) Ⅱ「関関録遺漏」巻5(毛利隠岐家臣松岡良哉家蔵) 1。

(9) 三月二十四日毛利元就書状(山田家文書) Ⅱ「関関録」巻31(山田吉兵衛) 23。

(10) 八月晦日毛利元就書状(『黄薇古簡集』藤野町土佐屋乘易所蔵)。

(11) 錦織勤「吉川氏の歴史」(『史跡吉川氏城館跡保存管理計画策定報告書』一九九〇年)、木村信幸「国人領主吉川氏の権力編成」(『史学研究』二二五、一九九九年)、『千代田町史 通史編(上)』(二〇〇二年) 古代

・中世Ⅱ国人の成長(河村昭一氏執筆部分)。

(12) 康正二年七月十四日吉川之経安堵状影写(石見吉川家文書一〇)、明応四年六月九日吉川国経安堵状影写(同上二一)。

(13) 明応六年六月永安知行分注文(『益田家文書』巻八三)。

(14) 天文二十一年六月二十八日三隅分不知行地注文(『益田家文書』巻二八『大日本古文書』二八四)。

(15) 天文二十四年十一月十五日福屋隆兼書状(『吉川家文書』四五二)。

(16) もちろん、天文十年以降、「下分」が石見吉川氏によって一貫して知行され、天正二年より以前に吉川元春に移譲された可能性も想定でき

るが、福屋隆兼が「上分」と特定していること、そもそも福屋・永安両氏の抗争に吉川氏が介入したことは、永安別符をめぐる長年の永安氏との抗争が直接の原因と思われること、隆兼が述べている吉川氏の「御存念」とは永安氏の侵略による知行権の後退に関わるものである可能性が高いことなどより、吉川氏は福屋氏滅亡後によく「下分」を奪回した可能性が高いと判断した。

(17) なお、端書に天正十三年八月の日付のある小笠原長旌所領目録(『島根県史』七(一九二八年)、七四二頁)に、「長安七ヶ所」一一九貫が挙げられている。しかし、この目録は、『江津市誌』などにおいて従来から指摘されてきているように、小笠原氏領全体の規模があまりにも大きく、小笠原領ではないことがほぼ確実な所領が多いこと、この段階の毛利氏領国において田積・分米高を細かく表記することはありえないことより、明らかに後世の作であると考えられる。

(18) 永正九年六月一日小笠原長隆安堵状(『庵原家文書』)、弘治二年四月七日毛利元就・隆元連署宛行状写(『閩関録』巻43(『出羽源八』)6)。なお、年未詳二月二十四日毛利元就・同隆元連署書状写(『吉川家中并寺社文書』四(『東崇三郎』)によれば、出羽氏が宛行われた「山南半分」に当たると思われる「山南之内百五拾貫」は、永祿年間前半に「相違」による不知行のため、あらためて代所(周防国山代郷内)を宛行われている。このことが「付立」に「出羽へ抜申候」と記された「百貫」とどのように関わるのか、未詳である。

(19) 佐伯徳哉「戦国期石見国における在地領支配と地域経済秩序―(益田氏庶流)福屋氏の発展・滅亡過程を中心に―」(『ヒストリア』一三五、一九九二年)。

(20) 康暦元年八月二十三日大内氏奉行連署奉書(『吉川家文書』二二〇)、至徳二年十月十九日大内弘茂預け状(『吉川家文書』二二二)。

(21) 永祿十一年六月二十二日吉川元春宛行状写(『藩中諸家古文書纂』

一(井上佐大夫))。

(22) 天正七年二月十三日吉川元春自筆知行判物(『吉川家文書』六九三)。

(23) 天文二十一年六月二十八日三隅分不知行地注文(『益田家文書』巻二八『大日本古文書』二八四)。

(24) 永祿五年二月二十六日毛利元就・同隆元・吉川元春連署一行状写(『閩関録』巻71(『佐波庄三郎』)14)。

(25) 天正十年十一月十四日吉川元春袖判奉行人連署打渡状写(『藩中諸家古文書纂』二(井下孫左衛門))。

(26) 天文十六年八月八日益田藤兼知行注文(『益田家文書』巻七五『史料集』益田藤兼・元祥とその時代』一九九九年、四)。

(27) 元龜二年四月四日吉川元春宛行状写(『藩中諸家古文書纂』十五(『森脇繁生』))。

(28) 天正十年十一月十四日吉川元春袖判奉行人連署打渡状写(『藩中諸家古文書纂』二(井下孫左衛門))。

(29) 十二月一日吉川元春起請文写(『藩中諸家古文書纂』二(井下孫左衛門))。

(30) 永祿四年十二月五日毛利元就・吉川元春連署宛行状写(『御書感状写』二(井下孫左衛門))。天正十年十一月十四日吉川元春袖判奉行人連署打渡状写(『藩中諸家古文書纂』二(井下孫左衛門))より、井下氏給分の板屋名は田二町七段であったことが知られる。永祿五年三月二十六日毛利元就・同隆元・吉川元春連署宛行状影写(『石見吉川家文書』五)。

(31) 天正七年三月十七日吉川氏奉行人連署打渡状写(『吉川家中并寺社文書』二(『野上家御書』))。

(32) 松村建氏は、年未詳十二月十二日福屋隆兼・杉宗長・龍崎隆輔連署書状写(『岡本文書』)に、「奥山十八ヶ郷」と記されていることから、「特定の土地に冠せられた地名ではなく、ある領域を慣習的に言い表したる」と推測し、三宮神社の氏子領域十八村との関連に言及している

〔中世後期の村落と土豪〕『山陰史談』二三（一九八八年）六六頁。佐伯徳哉氏は、この書状の宛名の一人に「小国和泉守」が見られることから、那賀郡山間部の「現在の那賀郡金城町小国を中心にした地域」と推定している（『戦国期石見国における在地領主支配と地域経済秩序―益田氏庶流〕福屋氏の発展・滅亡過程を中心に―』『ヒストリア』一三五（一九九二年）五三頁）。

(33) 天正十年十一月十四日吉川元春袖判奉行入連署打渡状写（『藩中諸家古文書纂』二一〔井下孫左衛門〕）。

(34) 永禄十一年六月二十二日吉川元春宛行状写（『藩中諸家古文書纂』一〔井上佐大夫〕）。

(35) 永禄七年六月二十七日吉川元春宛行状写（『藩中諸家古文書纂』二〔境孫七・市川家御書写〕）。

(36) 天正五年二月二十八日吉川元春宛行状影写（『石見吉川家文書』一四）。

(37) 年末詳二月十五日吉川元春書状（『山縣家文書』長沢洋「山縣家文書について」『広島県立文書館紀要』二、一九九〇年）一。天正十年十一月十四日吉川元春袖判奉行入連署打渡状写（『藩中諸家古文書纂』二〔井下孫左衛門〕）は、市山衆の井下氏に対する紛失状であるが、吉川氏の確認・安堵した井下氏給分の中に「小石見湊大とい付懸反」が見られる。

この「湊」は浜田のこと、「大とい」は「大問」であると思われるので、小石見郷の経済的中心機能を吉川元春が掌握していることを窺わせている。従って、元春から元棟への「小石見」の譲渡は、天正十一年以降である可能性が高い。

(38) 天正十五年九月六日毛利輝元宛行状写（『関閩録』巻5〔毛利宇右衛門〕17）。

(39) 天正十七年二月十五日吉川広家宛行状写（『藩中諸家古文書纂』四〔大草藤右衛門〕、同十一〔松浦三介〕）によれば、「中村」「市木村」は

依然として吉川領であったことが知られる。「石州福屋式部少輔先知三千貫地」に属さないと認識されていたためか、もしくは吉川氏の本拠から石見銀山方面へ抜ける主要幹線であったため吉川氏が確保する必要性があったためか、どちらかの理由によると思われる。

(40) 天正二十年十二月九日玉林庵領打渡坪付写（島根県立図書館蔵写本「肥塚文書」）。これは、花押の写し方が正確なものではないため、袖判の人物を特定できないが、連署している「繁沢次郎兵衛」「井上肥前守」「繁沢助兵衛」は、繁沢元氏（仁保元棟）の家臣である。

(41) 益田氏の山代における所領については、永禄十三年二月九日益田藤兼讓状（『益田家文書』巻三四）に「三百貫文 藤兼代より知行」とあり、天正十四年と思われる正月七日益田元祥領付立（『益田家文書』巻七五）にも「三百貫」とあるので、藤兼が毛利氏から宛行われ、天正十四年に至るまで知行してきたことが知られる。

(42) 永禄三年十月二十一日毛利元就・同隆元連署宛行状（『吉川家文書』四六〇）。

(43) 天正九年六月十三日吉川元春宛行状写（『吉川家中井寺社文書』二〔野上家御書〕）。

(44) 十一月十一日渡辺就国書状写（『関閩録』巻165〔山代裁判 三分一惣三郎〕23）。

(45) 一俵≡三四〇文の計算となる。一石一貫の換算に従えば、一俵≡三斗四升の計算となる。

(46) 「付立」に記された「三百貫」については、永禄十二年八月十二日尼子勝久宛行状（『松原家文書』）において、いち早く毛利氏から現形した米原綱寛に「平田三百貫」が宛行われているが、当時の尼子氏の状況からみて、これは「平田」の全体の知行高と考えて差し支えない。

(47) 天正十六年九月熊野神社棟札（『平田市誌』一四三頁）。

(48) 中世の平田については、井上寛司「中世の都市・平田」（平田郷土

史研究会『郷土史ひらた』二、一九九一年）に、関係史料が掲載されている。当時は、宍道湖西岸に面していた水上交通の要衝である。もともと出雲多賀氏の所領であったが、特に天文十年代以降の領有関係が明らかでない。

(49) 永禄六年と思われる五月九日吉川元春書状（『益田家文書』巻二九『大日本古文書』三二七）。

(50) 元亀元年の十月二十日毛利元就・輝元連署書状（『岡家文書』『史学研究』二〇三）、同年八月十六日毛利輝元書状写（『関関録』巻107〔赤川次郎左衛門〕13）。

(51) 十一月二十二日吉川元春・口羽通良・宍戸隆家連署書状写（『関関録』巻100〔児玉惣兵衛〕59）。

(52) 九月五日毛利輝元・小早川隆景連署書状写（『関関録』巻55〔国司与一右衛門〕13）。

(53) 天正三年四月二十四日三刀屋久扶起請文（『吉川家文書』六一一）。

(54) 天正八年の十二月十四日古志重信書状（『坪内家文書』『大社町史史料編』二〇一六）。

(55) 永禄十二年閏五月二十八日筑前国立花城合戦敵射伏人数注文（『吉川家文書』五一三）は、吉川領から徴発されたと思われる鉄炮射手の戦功を列記して、元春から毛利氏に提出された軍忠状であるが、この中に「^{平田}彦八」を確認できる。しかし、この「平田」は、安芸国寺原荘内の地名である可能性が高く、永禄十二年以前に出雲国平田が吉川領であったことを示すものとは言いえない。

(56) 大庭保覚書（『秋上家文書』『大社町史 史料編』一九七八）。

(57) 天正十四年六月二十二日仁保元棟領地付立案（『厳島野坂文書』『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』七九五頁）。

(58) 八月二十六日小坂春信他二名連署書状（『秋上家文書』『大社』二三八七）。

(59) 永禄五年七月十八日毛利元就・隆元連署判物（『山内家文書』二二二一）。

(60) 永禄六年四月二十八日毛利元就判物（『山内家文書』二二二四）。

(61) 富田下城衆付立（『佐々木文書』〔島根県古代文化センター編〕『戦国大名尼子氏の伝えた古文書―佐々木文書―』一九九九年、二三七号）。

(62) なお、幸清は天文十三年頃以前、家寿も永禄二年頃には「湯原」を名乗って史料上に登場する。いずれも花押の一致によって、湯原幸清と牛尾幸清、湯原家寿と牛尾家寿は、それぞれ同一人物であることが確認できる。

(63) 永禄八年六月一日毛利元就・輝元連署宛行状写（『集古文書』）、永禄八年六月十一日毛利元就宛行状写（同上）、永禄八年六月十一日吉川元春書状写（同上）。「集古文書」所収の牛尾茂左衛門家文書とは、牛尾氏惣領家の子孫の伝来文書ではなく、牛尾氏本領を引き継いだ家寿系統の子孫の伝来文書である。

(64) 永禄十二年十月二十二日毛利元就・輝元連署宛行状（『三沢文書』）。

(65) 年月日未詳吉川元春書状写（『吉川家中并寺社文書』四）。

(66) 天正十九年十月十日毛利氏奉行人連署打渡状写（『関関録』巻104〔児玉伝右衛門〕14）。

(67) 十一月八日吉川元長書状写（『集古文書』）。

(68) 神魂社関係記録断簡（『秋上家文書』『大社町史 史料編』二四三四）。

(69) 天正七年八月十日六所社領書立（『秋上家文書』『大社町史 史料編』一九八〇）。

(70) 天正十四年六月二十二日仁保元棟領地付立案（『厳島野坂文書』『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』七九五頁）。

(71) 年末詳三月二十日仁保元棟書状（『厳島野坂文書』『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』七九七頁）において、「持田」から厳島社へ神田を寄進

している。「仁保少輔三郎」との署名より、元棟が「宮内大輔」に任じられた天正七年正月二十六日（「閔閔録」巻5〈毛利宇右衛門〉55）より以前の書状であることが知られる。

(72) 天正十四年六月二十二日仁保元棟領地付立案（「嚴島野坂文書」『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』七九五頁）。

(73) 年未詳二月十五日吉川元春書状（「山縣家文書」〈長沢洋「山縣家文書について」『広島県立文書館紀要』二、一九九〇年一））。

(74) 天正五年二月十四日毛利輝元宛行状写（「閔閔録」巻5〈毛利宇右衛門〉16）、天正五年四月三日吉川元春書状（「久利家文書」『石見久利文書の研究』三十四号）、天正五年四月五日吉川元長書状（同上三十三号）。

(75) 天正十四年六月二十二日仁保元棟領地付立案（「嚴島野坂文書」『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』七九五頁）。

(76) 小川就秀は、天正十三年の日御崎社造宮棟別銭の催促に応じる旨、毛利氏奉行の妙寿寺周泉に伝えて輝元への披露を依頼している（九月二十六日小川就秀書状（「日御崎神社文書」『大社町史 史料編』二〇六二））ので、出雲・伯耆・石見国内に所領を有したことが知られる。「閔閔録」

巻51（小川右衛門兵衛）は、就秀の子孫の伝来文書と思われ、それらが多くに宛名として現れる「小川右衛門兵衛尉」は、いずれも「就秀」であると考えられる。この人物が、天正十三年の五月一日吉川元春・元長連署書状写（「閔閔録」巻51〈小川右衛門兵衛〉3）において、「雲伯石衆」の一員として四国出兵に動員されていることは、上記の棟別銭賦課の対象範囲と一致しており、また就秀が毛利氏によって山陰側に本拠を与えられていたことを窺わせている。就秀は、実名よりみて、もとは毛利元就直臣であったと考えられ、侵攻当初の永祿年間後半に出雲国支配の中心的役割を果たした元就直臣層の一人と推測される。子孫が記した「閔閔録」収載系譜書に、元就から「於雲州知行三千石拜領」したと記されていることも、その高はともかく、何らかの事実を反映した記述と

思われる。

一方、「閔閔録」完成の十年前、地元「森山」に伝えられていた伝承によれば、（「雲陽誌」『大日本地誌大系42』一九七七年）の「森山」の項には、「古城 城主秋場伊織小川右衛門といひつたふ」と記されている。「秋場伊織」は秋上庵介宗信ことを指していると思われる誤記であるが、「小川右衛門」は、「小川右衛門兵衛尉」の略記である可能性が高く、天

正十年代から約百三十年を経た後の伝承とはいえ、後世の作為の余地は乏しく、森山城に小川就秀が在番した可能性を裏づけている。

(77) 八月十四日吉川元春他三名連署書状写（「閔閔録」巻123〈野村作兵衛〉30）。

(78) 天正九年の四月二十二日吉川元春書状写（「閔閔録」巻115〈湯原文左衛門〉53）。

(79) 天正十四年六月二十二日仁保元棟領地付立案（「嚴島野坂文書」『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』七九五頁）。

(80) 永祿七年十二月二十六日里田綱貞売券状（「雲樹寺文書」『新修島根県史 史料篇1』四一八頁）。

(81) 永祿五年二月十七日多胡久盛讓状写（「毛利家文庫諸臣証文・多胡家」）。

(82) 永祿九年五月九日毛利輝元宛行状（「鰐淵寺文書」『大社町史 史料編』一五八五）。

(83) 元龜二年の四月三日毛利輝元書状（「鰐淵寺文書」『大社町史 史料編』一八一二）。

(84) 安達氏は、近世には岩国吉川氏家臣となった家であるが、安立十兵衛尉は、永祿〜天正年間前半にかけて、美作国などにおいて毛利氏方として活躍した人物であり、戦国期に直接吉川氏のみとの主従関係が存在した徴証はみられない。十兵衛尉は天正十一年には子息の弥三郎に家督を譲っているので、「大草村」が吉川氏の手を離れたのは、それ以前で

ある可能性が高い（「吉川家中并寺社文書」四（安達十郎右衛門尉）所収の諸文書による）。

(85) 十一月六日毛利輝元書状写（「閩閩録」巻53〈榑崎与兵衛〉13）、二月二十五日吉川元春書状写（「藩中諸家古文書纂」一（今田））。

(86) 天正五年二月二十六日吉川氏奉行人連署打渡状写（「藩中諸家古文書纂」一（井上又六））。

(87) 九月二十日吉川元春書状写（「閩閩録」巻107（井上宇兵衛）5）は、毛利元就直臣出身の毛利氏奉行井上就重に対して、就重の給地「どの江」を奈佐日本介の宿所とするため、毛利氏が就重に代所を宛行つた際に、元春が仲介役となったものである。外江の中に吉川領が存在した時期は不明であるが、天正十年代に至っても、ここに日本海の海上勢力奈佐氏の拠点が存在し、それが毛利氏から与えられたものであったことが窺われる。

(88) 高橋正弘『因伯の戦国城郭―通史編―』（一九八六年）。

(89) 年月日未詳毛利輝元書状写（「譜録」二宮太郎右衛門辰相（『広島県史 古代中世資料編V』三〇九頁））。

(90) 八月三日毛利輝元書状（「湯浅家文書」Ⅱ「萩藩閩閩録」巻104〈湯浅権兵衛〉46）、八月七日小早川隆景書状（「湯浅家文書」Ⅱ「萩藩閩閩録」巻104〈湯浅権兵衛〉79）。

(91) 八月二十日小早川隆景書状（「吉川家文書」九八七）。

(92) 永祿十年九月十六日杉原盛重宛行状（「中曾治雄所蔵文書」〔『鳥取県史 中世』263〕）。

(93) 「西禅永興両寺旧蔵文書」『大日本古文書 家わけ九 吉川家文書別集』二五。

(94) 天正五年十一月七日雲光寺領坪付写（「伯耆志」〔『鳥取県史 中世』319〕）。

(95) 天文十四年十一月七日豊信安堵状（「蚊屋島神社所蔵文書」〔『鳥取

県史 中世』250）、永祿十年三月二十六日杉原盛重預ケ状（同上（同上251））。

(96) 永祿十年三月二十二日杉原盛重寄進状（「瑞仙寺文書」〔『鳥取県史 中世』288〕）。

(97) 天正四年十一月三日久坂之内瑞仙寺御寺領分坪付（「瑞仙寺文書」〔『鳥取県史 中世』290〕）。

(98) 十月五日毛利元就・同輝元連署書状写（「閩閩録」巻115〈湯原文左衛門』15）。

(99) 「国代考証」〔「隠岐の文化財」一〕。

(100) 「国代考証」〔「隠岐の文化財」一〕。

(101) 「国代考証」は、隠岐氏の滅亡を天正十一年のこととしている。確証となる史料はない。

(102) 加藤益幹「豊臣政権下毛利氏の領国編成と軍役」（『年報中世史研究』九、一九八四年）。

(103) 「付立」の成立時期に関わって注目される史料に、天正十四年六月晦日吉川元長寄進状（「神護寺文書」〔『山口県史 史料編中世2』二二二頁〕）がある。これは、周防国熊毛郡の龍生寺長俊坊に対して、「伯州

会见郡阿賀村之内善定寺領貳貫之地」を寄付したものであるが、「付立」の「阿賀」にこの記載が見られないことは、「付立」の成立が天正十四年前半以前である可能性を窺わせているとも考えられる。しかし、「付立」には寺社領への寄付についての記載はなく、また後述のような「付立」の史料性格にも規定されて、ほとんど論拠たりえない。

(104) 木村信幸「判物から見た吉川元春の家督譲り」（『芸備地方史研究』二二四、一九九九年）。

(105) 『中世遺跡調査研究報告 第4集 史跡吉川氏城館跡に係る中世文書目録』（広島県教育委員会、二〇〇二年二月）。

(106) 秋山伸隆「毛利氏惣国検地関係文書目録（その1）」（岸田裕之『平

成6年度科学研究費補助金(一般研究B)(研究代表者 岸田裕之)研究成果報告書 戦国大名毛利氏関係史料の調査と研究(一九九五年)。吉川氏「付立」の同目録への採録は、他の所領付立と同じ性格のものであると考えられた結果ではなく、関係史料を広く採用して利用に供する目的であると推察される。

(107) 『毛利輝元卿伝』(一九八二年) 参照。

(108) 二月二十七日吉川元春書状(「山田家文書」Ⅱ「閩閩録」巻31(山田吉兵衛)65)。

(109) 豊臣政権からの指示については、天正十九年三月十三日付けの毛利輝元宛て豊臣秀吉朱印知行目録(「毛利家文書」九五七)において、

一 拾老万石 羽柴吉川侍従

此内老万石無役、輝元於近所、伯耆国三郡有次第、其外出雲国

富田城、はうきのかたへかた付、都合拾万石相渡、とた居城ニ

可然哉之事、

一 隠岐国 羽柴吉川侍従

とあるほか、翌日付けの吉川広家宛て黒田孝高自筆書状(「吉川家文書」

一二二)に「貴所之儀者、伯耆半国、出雲ニ而伯州之たかヲ被仰付、以上拾万石、又老万石於安芸無役ニ被仰付候、隠岐国も同前ニ候、戸田之城可有御抱之通 御意ニ候」とあることによる。

これに対する毛利氏の対応については、同年五月十四日付けの吉川広家宛て毛利輝元書状(「吉川家文書」六九六)に、「就今度 御朱印成下之儀、諸国檢地減得之辻令糺明、七万五千石之地引合候、然者、為別之志、五千石相副之、八万石之地ニ相定候、在所付之事者、以隆景一談之上、可申定候」とあることによる。

(110) 加藤益幹「豊臣政権下毛利氏の領国編成と軍役」(『年報中世史研究』九、一九八四年)。

吉川氏関係史料目録

凡例

- 一、本目録は、おおむね十七世紀初頭以前の吉川氏関係史料を採録した。具体的には、文言等に吉川氏当主・一族・家臣の名前、及び吉川氏の本拠地（大朝・新庄・日山・富田など）が現れるものを、採用の基準とした。
- 一、仁保元棟（繁沢元氏）とその家臣、戦国期の石見吉川氏の関係史料についても、吉川氏と密接な関わりがあるので採用した。また、江戸期の吉川氏家臣が伝来した中世文書については、中世段階において吉川氏と直接関係のない文書についても、参考のため採用したことがある。なお、『大日本古文書 家わけ第九 吉川家文書』『大日本古文書 家わけ第九 吉川家文書別集』の計三冊に掲載されているものは全て採用した。
- 一、年号の記された文書については、「吉川氏関係史料目録（記年文書）」に年代順に配列した。年号の記されていない文書については、年代が特定できるものも含めて「吉川氏関係史料目録（無年号文書）」に、日付順に配列した。無年号文書のこのような配列は、特に写文書の中などに日付を誤写したものが含まれるため、必ずしも望ましいものとは言えないが、推定年代に幅のある史料を編年順の目録上に位置づけることは容易でなく、利用にも不便であるので、ひとまず日付順とした。
- 一、年号については、元年を「1」と表記した。また、無年号文書目録の年次比定は、あくまでも大体の目安を示すものにすぎず、確実なものから、推定年次に近い年代という程度のものまでを含む。
- 一、便宜的に西暦を付して参考に供したが、ユリウス暦・グレゴリオ暦との正確な対比を示したものではない。
- 一、月日については、原則として算用数字にあらためて表記した。ただし、「晦日」については「晦」、「吉日」は「吉」と表記するなど、適宜適切と思われる表記を採用した。閏月は丸数字で示した。
- 一、文書名は、刊本を引き継いだものを含み、必ずしも統一したものではない。宛名については、文書上の表記をそのまま記したものと、人物比定の結果、名字と実名のみを記したものとが混在している。
- 一、文書群名については、以下のように略記したものがあある。

〔御書〕 〓 岩国徴古館蔵「御書感状写」

〔藩中〕 〓 岩国徴古館蔵「藩中諸家古文書纂」

〔家中〕 〓 岩国徴古館蔵「吉川家中并寺社文書」

〔閥〕 〓 山口県文書館蔵「閥閲録」

〔閥遺〕 〓 山口県文書館蔵「閥閲録遺漏」

一、刊本名については、以下のように略記したものがある。

「吉川家文書」 「吉川」 Ⅱ 『大日本古文書 家わけ九 吉川家文書』

「吉川家文書別集」 「石見吉川」 Ⅱ 『大日本古文書 家わけ九 吉川家文書別集』

「毛利家文書」 Ⅱ 『大日本古文書 家わけ八 毛利家文書』

「小早川家文書」 Ⅱ 『大日本古文書 家わけ十一 小早川家文書』

「閔」 Ⅱ 『萩藩閔閔録』

「閔遺漏」 Ⅱ 『萩藩閔閔録遺漏』

「広島県史」 Ⅱ 『広島県史 古代中世資料編』

「山口県史」 Ⅱ 『山口県史 史料編 中世』

「鳥取県史」 Ⅱ 『鳥取県史 中世』

「愛媛県史」 Ⅱ 『愛媛県史 資料編 中世』

「兵庫県史」 Ⅱ 『兵庫県史 史料編 中世』

「千代田町史」 Ⅱ 『千代田町史 史料編』

「大社町史」 Ⅱ 『大社町史 史料編 古代・中世』

「遺文」 Ⅱ 『南北朝遺文 中国・四国編』

「石見久利文書の研究」 Ⅱ 『立命館大学人文学研究所紀要』 十六

「大分県先哲叢書」 Ⅱ 『大分県先哲叢書 大友宗麟 資料集』

「中世の益田」 Ⅱ 『史料集 益田藤兼・元祥とその時代―益田家文書の語る中世の益田(三)―』

「意字六社」 Ⅱ 『出雲意字六社文書』

「早稲田下巻」 Ⅱ 『早稲田大学所蔵萩野研究室収集文書』 下巻

一、刊本の文書番号と収載ページについては、刊本を一つのみ記載した場合、及び原文書を翻刻した刊本を一つのみ記載した場合に、記入した。複数の刊本を採録した場合には、「刊本名」欄に、必要な情報を盛り込んでこれに代えた。また、原文書が活字化されていて、活字化されている近世の編纂物等に掲載された同じ文書も併せて記載した場合には、原文書を活字化したものについて「番号」「頁数」欄に記入し、編纂物の刊本情報は「文書群名」欄に必要最低限の情報を加えてこれに代えた。ただし、これらはいくまで原則であり実際には活字化の状況に応じて様々な表記が混在しているが、「文書群名」「刊本名」欄を通して刊本の情報を提示した。一、本目録は、なお整備されたものではなく、かつ内容の摘記などを省略したため、あくまでも史料の存在を確認することを目的としている。より詳細な内容については、別の形で公表を考えている。

吉川氏関係史料目録(記年文書)

Table with columns: 西暦, 月日, 文書名, 署名, 文書種別, 印本名(及び巻数), 番号, 頁数. Contains a detailed list of historical documents from the Yoshikawa family, including dates, titles, authors, and page counts.

Table with columns for accession numbers (e.g., 607, 608), dates (e.g., 1561.12), titles (e.g., 毛利元就、吉川元春知行行状), authors (e.g., 森脇助六), subjects (e.g., 薩中16 森脇策介), and counts (e.g., 1, 128). The table lists a large number of historical documents, their descriptions, and their archival locations and counts.

1090	天正14	1586	11	吉川元長官途書出	總貫新六	藩中4 總貫新六				
1091	天正14	1586	13	吉川元長官途書出	佐々木孫十郎	藩中13(佐々木九兵衛) 家中6(佐々木孫兵衛)				
1092	天正14	1586	2	吉川元長奉行入大目録并御守行取請取書	正權寺	嚴島野原文書	広島県史II	1464	947	
1093	天正14	1586	2	吉川元長加賀状	河上藤春	藩中4 河上喜代太				
1094	天正14	1586	2	仁保元長書状	手兵衛和尙	防長寺社秘文(櫻葉光寺)	關4		1	451
1095	天正14	1586	3	吉川元長奉安御状	神太夫	国造千家所持古書類写	大社町史		2202	575
1096	天正14	1586	6	仁保元長書状	西澤寺	西澤永興御前日記文書	吉川家文書別集		26	18
1097	天正14	1586	6	仁保元長御前御状	国司宗武	嚴島野原文書	広島県史II		1298	795
1098	天正14	1586	6	時 吉川元長寄進状	龍性寺長俊坊	神護寺文書、防長風土注進案第15塩田村	山口県史II 6、防長風土注進案 7s296			
1099	天正14	1586	7	吉川元長加賀状	長谷川新彦	藩中2 長谷川藤右衛門				
1100	天正14	1586	7	時 玉手養子御前御状	吉川経安	石見吉川家文書	吉川家文書別集		45	52
1101	天正14	1586	8	吉川経安判物	村上卯前守	村上家文書	新修鳥根史			527
1102	天正14	1586	8	吉 千生八幡宮やまぐさ文	幸未紀行	幸未紀行			371	
1103	天正14	1586	10	吉川元長御状	増殖委助	御書1 堀上右衛門				
1104	天正14	1586	10	増殖委助 寶尊書家	御書 堀上左衛門		広島県史V		1	146
1105	天正14	1586	11	吉川元長書状	今田春信	藩中1(今田右衛門) 御書1(吉川九郎兵衛)				
1106	天正14	1586	11	吉川元長書状	吉川経安・経安	石見吉川家文書	吉川家文書別集		96	89
1107	天正14	1586	11	吉川元長書状	入江九兵衛尉	入江家文書・山口県史編纂所史料				
1108	天正14	1586	12	2 豊后赤松御状	小早川隆尚	關4 毛利伊守	關1		4	41
1109	天正14	1586	12	吉川元長・小早川隆景連署書状	山縣平右衛門	三野村金剛山清照寺法界院所藏文書	香齋古蹟集巻第七		4	164
1110	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	中村善右衛門尉	藩中4 桂平八				
1111	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利隆元・吉川元長・小早川隆景	藩中2(中村善右衛門) 家中5(中村榮三郎)				
1112	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1113	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1114	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1115	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1116	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1117	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1118	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1119	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1120	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1121	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1122	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1123	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1124	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1125	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1126	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1127	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1128	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1129	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1130	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1131	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1132	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1133	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1134	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1135	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1136	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1137	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1138	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1139	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1140	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1141	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1142	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1143	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1144	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1145	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1146	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1147	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1148	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1149	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1150	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1151	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1152	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1153	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1154	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1155	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1156	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1157	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1158	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1159	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1160	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1161	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1162	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1163	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1164	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1165	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1166	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1167	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1168	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1169	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1170	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1171	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1172	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1173	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1174	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1175	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1176	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1177	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1178	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1179	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1180	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1181	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1182	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1183	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1184	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1185	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1186	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1187	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1188	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1189	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1190	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1191	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1192	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1193	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1194	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1195	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1196	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1197	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1198	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1199	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1200	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1201	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1202	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1203	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1204	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1205	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1206	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1207	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1208	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1209	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1210	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1211	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				
1212	天正14	1586	12	吉川元長知行御行状	毛利吉房	關4 山県平八				

1331	慶長6	1601	8	7	吉川広家書状	瀧原寺	家中9 洞泉寺				
1332	慶長7	1602	11	13	吉川広家書状	香山助六	家中9 香山氏什書				
1333	慶長8	1603	5	1	吉川広家書上ノ影写	今田平右衛門尉・桂左馬助(泰庵)	右見吉川家文書	吉川家文書別集	159	172	
1334	慶長8	1603	5	16	吉川広家書状	播磨忠右衛門尉	御書				
1335	慶長8	1603	9	3	二宮嘉次郎(家康)	所司三郎	家中11 河瀬氏家範御書				
1336	慶長8	1603	19	18	吉川広家加印状	佐々木宗直三世	藩中13(佐々木九兵衛) 家中6(佐々木権兵衛家)				
1337	慶長9	1604	2	3	吉川広家書状	今田久三郎	藩中1 今田孫左衛門				
1338	慶長9	1604	7	5	吉川広家書状	原孫(右衛門)様御内小野道介	吉川家文書	吉川家文書2	1344	563	
1339	慶長9	1604	8	26	大洞源海法住持状		吉川家文書	吉川家文書2	1287	500	
1340	慶長9	1604	12	8	吉川広家加印状	二宮才次郎(家康)	一宮恒夫什書	吉川家文書別集	397	285	
1341	慶長10	1605	7	8	佐波忠貞自安状	井原四郎右衛門・榎本中務大輔・佐世長門守	毛利家文書	毛利家文書4	1278	94	
1342	慶長10	1605	7	12	毛利秀勝・同元就連署書	海防舟藤守・山縣重安	三野村金剛山(遍照寺)法界院所藏文書	吉川家文書別集	9	166	
1343	慶長10	1605	12	26	毛利秀元吉川広家連署状	秀就・宗瑞	毛利家文書	毛利家文書4	1254	37	
1344	慶長10	1605	12	26	毛利秀元吉川広家連署状	毛利秀元	毛利家文書	毛利家文書4	1255	38	
1345	慶長10	1605	12	26	毛利秀元吉川広家連署状	秀就・宗瑞	長府毛利家文書二	下関市史IV	1	57	
1346	慶長11	1606	1	13	毛利宗瑞元書状	今田十左守・香川又左衛門・桂田孫守	毛利家文書	毛利家文書4	1256	40	
1347	慶長11	1606	1	16	吉川広家老臣連署起請文	佐世長門守・井原四郎右衛門・榎本中務少輔	毛利家文書	毛利家文書4	1261	45	
1348	慶長11	1606	1	24	吉川広家書状	原五郎三郎	藩中11 原五郎三郎				
1349	慶長11	1606	1	28	吉川広家書状	森脇金彌	藩中16 森脇金彌				
1350	慶長12	1607	6	3	吉川広家自筆起請文	原孫(右衛門)・原田忠政	吉川家文書	吉川家文書2	955	120	
1351	慶長12	1607	6	28	吉川広家自筆起請文	松井出右衛門	藩中14(松井台介) 御書(松井)				
1352	慶長12	1607	16	16	吉川広家書状	權藤玄	藩中5 權藤玄郎兵衛				
1353	慶長12	1607	12	28	吉川広家書状	吉川助六	家中9 香山氏什書				
1354	慶長12	1607	12	28	吉川広家書状	吉川助六	家中3(石澤十郎) 家中3(石家御書類写)				
1355	慶長15	1610	6	21	吉川広家加印状影写	吉川忠次郎(正家)	右見吉川家文書	吉川家文書別集	179	188	
1356	慶長15	1610	7	26	毛利秀元・同元就連署書	毛利秀元	吉川家文書	吉川家文書2	910	59	
1357	慶長15	1610	11	16	福原重親功書	福原重親	吉川家文書	毛利家文書4	1273	69	
1358	慶長15	1610	11	8	吉川広家一文字書出	二宮才次郎	一宮恒夫什書	吉川家文書別集	461	336	
1359	慶長15	1610	11	28	吉川広家書状	松井出右衛門	藩中11 松井出右衛門				
1360	慶長17	1612	8	28	吉川広家再議文書目録	吉見彦次郎	吉川家文書	吉川家文書2	1363	588	
1361	慶長17	1612	13	13	毛利秀勝・同元就連署書	吉見彦次郎	關6 毛利秀勝	關1	32	76	
1362	慶長17	1612	13	13	毛利秀勝・同元就連署書	吉見彦次郎	關6 毛利秀勝	關1	33	76	
1363	慶長17	1612	13	13	吉川広家・正・吉見彦次郎連署起請文	吉見彦次郎	家譜加録・山口県史編纂所史料				
1364	慶長17	1612	25	25	吉川広家加印状	吉川忠次郎(正家)	大野毛利家文書類録・山口県史編纂所史料	吉川家文書別集	180	188	
1365	慶長18	1613	4	24	吉川広家書状	少少将	大野毛利家文書類録・山口県史編纂所史料				
1366	慶長18	1613	10	21	井上宗廉書	一安・松出右衛門・下野	家中1 關原喜介				
1367	慶長19	1614	11	11	吉川広家御書	一康・宗太・松浦源成	吉川家文書 藩中11(松浦三介) 家中10	吉川家文書2	1347	566	
1368	慶長19	1614	11	11	吉川氏城中書状	一康・宗太・松浦源成	吉川家文書 藩中11(松浦三介) 家中10	吉川家文書2	1349	571	
1369	慶長19	1614	11	11	吉川広家御書	留守屋中	吉川家文書 藩中11(松浦三介) 家中10	吉川家文書2	1348	569	
1370	慶長19	1614	11	11	吉川広家書状		吉川家文書	吉川家文書2	918	85	
1371	慶長20	1615	1	7	吉川広家書状	名柄孫太郎	藩中16 森脇金彌				
1372	慶長20	1615	4	4	毛利宗瑞元書状		毛利家文書	毛利家文書3	1038	317	
1373	慶長20	1615	8	1	吉川広家書状	二宮才次郎	一宮恒夫什書	吉川家文書別集	462	336	
1374	慶長20	1615	8	18	吉川広家書状	松井出右衛門	大野毛利家文書類録・山口県史編纂所史料				
1375	慶長21	1616	1	1	吉川広家書状	松谷善勝	藩中9 松谷善勝				
1376	元和2	1616	2	26	吉川広家書状	今田久三郎	藩中4 水谷六郎				
1377	元和2	1616	6	4	吉川広家書状	吉川六左衛門尉	御書 吉川九郎兵衛				
1378	元和2	1616	6	4	吉川広家同名書状	吉川源兵衛(家好)	御書 吉川九郎兵衛				
1379	元和2	1616	6	8	吉川広家自筆書状	右九衛門尉(祖式長好)・藤政守(松浦家季)	祖式若太郎什書	吉川家文書別集	314	246	
1380	元和2	1616	6	16	吉川広家自筆書目録	広正	吉川家文書	吉川家文書2	1360	584	
1381	元和2	1616	7	1	吉川広家書状	吉川忠次郎(正家)	右見吉川家文書	吉川家文書別集	181	189	
1382	元和2	1616	7	16	吉川広家自筆起請文	井原四郎右衛門尉 榎本伊豆守	毛利家文書	毛利家文書3	1183	510	
1383	元和2	1616	7	18	毛利宗瑞(備元)・同親就連署状	おむめ(吉川広正室備元女)	吉川家文書	毛利家文書2	1374	600	
1384	元和2	1616	7	17	毛利宗瑞元書状	広家	毛利家文書	毛利家文書3	1184	511	
1385	元和2	1617	4	24	吉川広家加印状		吉川家文書追加	吉川家文書2	2	787	
1386	元和3	1617	4	28	吉川広家自筆書状		吉川家文書追加				
1387	元和3	1617	4	28	吉川広家自筆書状	多田長介	藩中11 竹田孫介				
1388	元和3	1617	5	3	吉川広家書状	吉川左介・吉見彦次郎	家中6	吉川家文書2	3	870	
1389	元和3	1617	5	17	吉川広家書状	今助左	藩中3 今田孫左衛門				
1390	元和3	1617	6	1	神尾守世・安藤重信連署書状	生室中	福原家文書	福原家文書 上	9	88	
1391	元和3	1617	8	22	吉川広家書状	原田又兵衛	藩中3 原田割左衛門				
1392	元和4	1618	2	8	吉川広家自筆書状	吉川兵衛少輔(正家)	右見吉川家文書	吉川家文書別集	162	189	
1393	元和4	1618	3	24	吉川広家御書	原玉壽前守(兼唯)	吉川家文書	吉川家文書1	726	671	
1394	元和4	1618	10	12	吉川如兼(房家)自筆起請文	但馬守(桂春房)・右九衛門尉(祖式長好)	祖式若太郎什書 藩中3(祖式善雄)	吉川家文書別集	672	488	
1395	元和5	1619	5	1	吉川広家書状		藩中3 二宮禮八				
1396	元和5	1619	6	23	吉川広家正人教書		毛利家文書	毛利家文書3	1166	471	
1397	元和5	1619	8	28	毛利宗元書		毛利家文書	毛利家文書3	776	536	
1398	元和7	1621	6	2	吉川広家御書	吉川十兵衛	吉川家文書	吉川家文書別集	732	538	
1399	元和8	1622	1	2	吉川広家御書	吉川寛兵衛尉・吉川六左衛門尉	御書 吉川九郎兵衛				
1400	元和8	1622	3	6	毛利宗瑞元書状	松井出右衛門	關6 毛利宗瑞	關1	56	84	
1401	寛永2	1625	6	23	吉川広家書状	關六左	關6 毛利宗瑞	關1	1	412	
1402	寛永11	1634	7	24	吉川広家正身上曾書	關六左	關6 毛利宗瑞	關1	265	174	
1403	寛永2	1625	8	13	毛利秀勝・同元就連署書状	立前源次郎(正家)	關6 毛利宗瑞	關1	324	60	
1404	寛永2	1625	9	7	吉川広家書状	森脇十左衛門	藩中16 森脇金彌				
1405	寛永2	1625	9	14	吉川広家書状	吉川十左守	家中10 本宗今田氏什書				
1406	寛永2	1625	9	14	吉川広家書状	作間謙兵衛尉	家中4(作間家御書) 藩中13(作間資之進)				
1407	寛永2	1625	9	14	吉川広家書状	松井出右衛門	御書 松井				
1408	寛永2	1625	9	14	吉川広家御書	山崎大郎右	藩中10 山崎梅三				
1409	寛永2	1625	9	14	吉川広家御書	山崎梅三	藩中10 山崎梅三				
1410	寛永2	1625	9	14	吉川如兼(房家)書状影写	吉川勤左衛門尉(正家)	右見吉川家文書	吉川家文書別集	168	181	
1411	寛永3	1626	3	1	吉川広家書状	祖式善雄(正良)	祖式若太郎什書	吉川家文書別集	654	477	
1412	寛永3	1626	8	28	毛利宗元書	原玉壽前守	關1 26 原玉吉兵衛	關3	8	676	
1413	寛永11	1634	11	2	毛利宗元書	吉川長秋(房家)	吉川家文書	吉川家文書2	1397	678	
1414	寛永12	1635	5	1	吉川広家一文字書出		一宮恒夫什書	吉川家文書別集	463	337	
1415	寛永19	1642	10	1	毛利宗元書	毛利宗元	關6 宗玄尾九郎右衛門				
1416	寛永21	1644	11	11	山崎長茂書	吉川主馬右	右見吉川家文書	吉川家文書別集	151	158	
1417	正保3	1646	1	7	吉川広家一文字書出	祖式善雄(正良)	祖式若太郎什書	吉川家文書別集	661	480	
1418	慶安1	1648	7	19	香川久兵衛書	河上久左衛門	吉川家文書	吉川家文書別集	731	536	
1419	寛文5	1665	2	28	吉川広家正人教書	吉川監物(房家)	吉川家文書	吉川家文書2	1361	585	
1420	寛文5	1665	2	28	吉川広家書目録		吉川家文書	吉川家文書2	1366	589	
1421	寛文10	1670	3	13	吉川広家書目録		吉川家文書	吉川家文書2	1367	614	
1422	延享7	1679	4	11	毛利宗元書	木梨頼右衛門	吉川家文書	吉川家文書2	1287	483	
1423	延享7	1679	4	13	毛利宗元書	吉川式部・山田三郎左衛門	吉川家文書	吉川家文書2	1288	484	
1424	享永1	1704	12	26	毛利宗元書	毛利宗元	關6 毛利宗元	關1	66	66	
1425	明和12	1679	6	14	福原重親書	吉川公御家令	吉川家文書	吉川家文書2	1465	746	

Table with columns for document number, year, volume, title, author, location, and page number. It lists various historical documents from the Edo period, including military records, family registers, and local histories.

1673(慶長20)	1615	5	17	吉川元春書狀	三野村金剛山照照寺法界院所藏文書	吉備古蹟集第17	10	166	
1674		5	17	吉川元春書狀	家5 棟弁之介				
1675(天文19)	1550	5	18	吉川元春書狀	藩中(井上喜右衛門)・御書2(井上喜右衛門)	広島県史V	2	85	
1676(元禄3)	1572	5	18	高田元秋・天野隆重連署書狀	關115 湯原左衛門	關3	109	458	
1677(天正9)	1580	5	18	吉川元春書狀	關115 湯原左衛門	關3	37	437	
1678(天正9)	1581	5	18	吉川元春書狀	山田重直				
1679(天正10)	1582	5	18	吉川元春書狀	藩中2 市川彌兵衛 輝孫十				
1680(天正13)	1585	5	18	吉川元春書狀	藩中10 山田平次右衛門				
1681(天正13)	1585	5	18	吉川元春書狀	關10 寺部次右衛門	大社町史	2132	547	
1682		5	18	吉川元春書狀	山田家文書	大社町史	2133	547	
1683		5	18	小早川隆景書狀	山田家文書・藩中10(山田彦兵衛)	広島県立文書館紀要2	6	81	
1684(文禄5)	1596	5	18	吉川元春書狀	藩中13 吉田小左衛門				
1685		5	18	吉川元春書狀	家中2 野上家				
1686		5	18	吉川元春書狀	二宮兵介(三宮長家)	吉川家文書別集	352	268	
1687(万治1)	1658	5	18	吉川元春書狀	二宮兵介(長家)	吉川家文書別集	542	378	
1688		5	18	神尾元龍書狀	松大隆大夫(毛利綱広)	吉川家文書	208	178	
1689		5	18	毛利隆元書狀	吉川(経基)	毛利家文書1	188		
1690(天正4)	1576	5	19	石川勝書狀	東經前守・左衛門尉	家中5(須子栄)・御書2(須子市介)			
1691(天正9)	1581	5	19	吉川隆景書狀	吉川家文書	吉川家文書1	88	60	
1692(天正10)	1582	5	19	毛利隆元書狀	單富新五郎	石見吉川家文書	143	137	
1693(天正11)	1583	5	19	毛利隆元書狀	山田元光	關129 山田彦兵衛	關3	8	749
1694(天正12)	1584	5	19	吉川元春書狀	山田元春	吉川家文書			
1695		5	19	吉川元春書狀	市川	戸御除如文書	大社町史	563	505
1696		5	19	吉川元春書狀	吉川隆景書	御書2 森脇十郎右衛門	大社町史	2073	515
1697		5	19	吉川元春書狀	森脇春秀・永友	藩中15 森脇春生			
1698		5	19	吉川元春書狀	森脇春秀・永友	藩中16 森脇春生			
1699		5	19	吉川元春書狀	二宮俊成	藩中3 二宮俊左衛門			
1700(天正15)	1587	5	19	吉川元春書狀	伊志兼成	石家文書・藩中2(石十郎兵衛)・家中3(石家御書類寫)			
1701(天正16)	1588	5	19	吉川元春書狀	小早川隆景	小早川家文書・關10(聖田安房)155			
1702(文禄4)	1595	5	19	吉川元春書狀	吉川元春	小早川家文書1	497	469	
1703(文禄4)	1595	5	19	吉川元春書狀	吉川元春	吉川家文書1	788	745	
1704(慶長2)	1597	5	19	吉川元春書狀	羽柴吉川侍侍	吉川家文書	777	744	
1705(元禄3)	1617	5	19	吉川元春書狀	吉川元春	吉川家文書1	778	745	
1706		5	19	吉川元春書狀	二宮長左衛門	吉川家文書	201	169	
1707(天正23)	1554	5	20	毛利隆元書狀	一宮長左衛門	吉川家文書別集	436	320	
1708(天正5)	1577	5	20	吉川元春書狀	一宮長左衛門	藩中9 二宮兵介			
1709(天正13)	1585	5	20	吉川元春書狀	福原兼隆	藩中7 中村孫三	關3	5	764
1710(文禄5)	1596	5	20	吉川元春書狀	關造千家	關130 福原忠兵衛			
1711		5	20	吉川元春書狀	永興・洞泉・新巖	千家家文書			
1712		5	20	吉川元春書狀	伊志兼成	家中10 本宗今田氏仕書	大社町史	2136	548
1713		5	20	吉川元春書狀	山田元春	西澤永興寺日記文書			
1714		5	20	吉川元春書狀	山田元春	家6 佐々木権兵衛家	吉川家文書別集	271	217
1715		5	20	吉川元春書狀	山田元春	山田家古文書4・藩中10(山田平次右衛門)			
1716		5	20	吉川元春書狀	伊志兼成	藩中16 森脇春生			
1717(元禄3)	1572	5	21	天野隆重書狀	湯原春綱・同宗綱	藩中2 野中平			
1718(天正9)	1581	5	21	松田元春書狀	湯原春綱・同宗綱	吉川家文書2	1444	722	
1719(天正9)	1581	5	21	松田元春書狀	湯原春綱・同宗綱	關116 湯原左衛門	關3	124	462
1720(天正5)	1577	5	21	松田元春書狀	吉川元春	吉川家文書			
1721(天正8)	1580	5	21	吉川元春書狀	吉川元春	吉川家文書1	602	537	
1722		5	21	小早川隆景・福原貞俊・口羽通良・吉川元春連署書狀	浄音寺	吉川家文書1	603	538	
1723(天正11)	1583	5	21	吉川元春書狀	藤谷伊賀守	吉川家文書1	604	539	
1724(天正12)	1584	5	21	吉川元春書狀	藤谷春秀・森脇一郎右衛門	石見國本文書			
1725(文禄2)	1593	5	21	吉川元春書狀	羽柴吉川侍侍	關48 宇部昌六右衛門			
1726		5	21	吉川元春書狀	山田元春	關8 宇部昌六右衛門			
1727(万治1)	1658	5	21	毛利隆元書狀	吉川元春	關8 宇部昌六右衛門			
1728(万治1)	1658	5	21	毛利隆元書狀	吉川元春	關8 宇部昌六右衛門			
1729		5	21	吉川元春書狀	吉川元春	關8 宇部昌六右衛門			
1730		5	21	吉川元春書狀	吉川元春	關8 宇部昌六右衛門			
1731		5	21	吉川元春書狀	吉川元春	關8 宇部昌六右衛門			
1732		5	21	吉川元春書狀	吉川元春	關8 宇部昌六右衛門			
1733(天正9)	1581	5	22	吉川元春書狀	關本泰徳	藩中16 森脇春生			
1734(天正10)	1582	5	22	吉川元春書狀	藤谷	右見園文書			
1735(天正10)	1582	5	22	吉川元春書狀	桂左衛門大夫	廣島野坂文書			
1736(天正16)	1588	5	22	吉川元春書狀	藤谷	家3 藤原氏御書	広島県史II	1052	632
1737(慶長2)	1597	5	22	毛利隆元書狀	關澤元氏	家5 毛利宇右衛門	史学研究203	28	76
1738		5	22	毛利隆元書狀	關澤元氏	關5 毛利宇右衛門	關1	21	56
1739		5	22	毛利隆元書狀	關澤元氏	關5 毛利宇右衛門	吉川家文書2	953	119
1740		5	22	毛利隆元書狀	關澤元氏	關5 毛利宇右衛門			
1741		5	22	毛利隆元書狀	關澤元氏	關5 毛利宇右衛門			
1742(天文23)	1554	5	23	吉川元春書狀	關澤元氏	關5 毛利宇右衛門			
1743(天正4)	1576	5	23	吉川元春書狀	關澤元氏	關5 毛利宇右衛門			
1744(天正8)	1580	5	23	吉川元春書狀	關澤元氏	關5 毛利宇右衛門			
1745(天正10)	1582	5	23	吉川元春書狀	關澤元氏	關5 毛利宇右衛門			
1746		5	23	吉川元春書狀	關澤元氏	關5 毛利宇右衛門			
1747		5	23	吉川元春書狀	關澤元氏	關5 毛利宇右衛門			
1748(天正18)	1590	5	23	吉川元春書狀	關澤元氏	關5 毛利宇右衛門			
1749		5	23	吉川元春書狀	關澤元氏	關5 毛利宇右衛門			
1750		5	23	吉川元春書狀	關澤元氏	關5 毛利宇右衛門			
1751		5	23	吉川元春書狀	關澤元氏	關5 毛利宇右衛門			
1752		5	23	吉川元春書狀	關澤元氏	關5 毛利宇右衛門			
1753(文安5)	1448	5	24	伊勢貞親(貞國)書狀	吉川経信	吉川家文書別集	482	346	
1754(天文23)	1554	5	24	毛利隆元書狀	吉川元春	吉川家文書	276	234	
1755(永祿7)	1564	5	24	小早川隆景・福原貞俊・毛利元就連署書狀	吉川元春	廣島県史III	120	721	
1756(元禄1)	1570	5	24	吉川元春書狀	連近宗久・小寺元吉・謙経俊	關2	39	225	
1757		5	24	吉川元春書狀	大野高直・大垣秀康	關2 小寺元吉右衛門			
1758(天正4)	1576	5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書	新編香川叢書	19	644
1759(天正4)	1576	5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1760(天正6)	1578	5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1761(天正10)	1582	5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1762		5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1763		5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1764		5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1765(天正18)	1590	5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1766		5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1767(文禄4)	1595	5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1768(文禄5)	1596	5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1769(文禄5)	1596	5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1770		5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1771		5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1772		5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1773		5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1774		5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1775		5	24	吉川元春書狀	大野高直	三木家大野文書			
1776(天文8)	1539	5	25	内田泰家書狀	吉川経世・森脇祐有	吉川家文書1	378	338	
1777(元禄2)	1571	5	25	吉川元春書狀	吉川元春	關澤301 重孫右衛門	關澤	82	147
1778		5	25	吉川元春書狀	吉川元春	關澤301 重孫右衛門			
1779(天正16)	1588	5	25	吉川元春書狀	吉川元春	關澤301 重孫右衛門			
1780(慶長2)	1597	5	25	吉川元春書狀	吉川元春	關澤301 重孫右衛門			
1781		5	25	吉川元春書狀	吉川元春	關澤301 重孫右衛門			
1782		5	25	吉川元春書狀	吉川元春	關澤301 重孫右衛門			
1783		5	25	吉川元春書狀	吉川元春	關澤301 重孫右衛門			
1784(天文8)	1539	5	26	石種信安・内田泰家連署書狀	吉川経世・森脇祐有	吉川家文書	379	340	
1785(天文23)	1554	5	26	毛利隆元書狀	吉川元春	關澤7 中村孫三			
1786		5	26	吉川元春書狀	吉川元春	關澤7 中村孫三			
1787(天正13)	1585	5	26	吉川元春書狀	吉川元春	關澤7 中村孫三			
1788(天正13)	1585	5	26	吉川元春書狀	吉川元春	關澤7 中村孫三			
1789(天正13)	1585	5	26	吉川元春書狀	吉川元春	關澤7 中村孫三			
1790		5	26	吉川元春書狀	吉川元春	關澤7 中村孫三			
1791(天正15)	1587	5	26	吉川元春書狀	吉川元春	關澤7 中村孫三			
1792		5	26	吉川元春書狀	吉川元春	關澤7 中村孫三			
1793		5	26	吉川元春書狀	吉川元春	關澤7 中村孫三			

2258		7	1	吉川元春書状	二宮恒夫什書	吉川家文書別集	459	335	
2259		7	1	吉川元春書状	二宮恒夫什書	吉川家文書別集	549	381	
2260(永禄5)	1562	7	2	吉川元春書状	西神水興寺旧藏文書	吉川家文書別集	23	17	
2261(永禄12)	1569	7	2	小早川隆景・吉川元春連署書状	關39 鎌倉左衛門	關2	14	69	
2262(天文6)	1578	7	2	吉川元春書・小早川隆景連署書状	關17 堀三右衛門	關1	10	477	
2263(天文9)	1581	7	2	吉川元春書状	關116 湯原左衛門	關3	60	444	
2264		7	2	吉川元春書状	關15 吉川元春(鳥居影写)				
2265		7	2	吉川元春自筆書状	西神水興寺旧藏文書	吉川家文書別集	60	46	
2266		7	2	吉川元春自筆書状	毛利家文書	毛利家文書2	782	543	
2267		7	2	吉川元春書状	澤中6(祖式嘉禰) 御書(祖式)				
2268(天文23)	1554	7	3	吉川元春書状	關56 赤木九郎左衛門	關2	4		
2269(天文3)	1575	7	3	吉川元春書状	福原政理	關2	13	571	
2270(天文10)	1582	7	3	毛利輝元書状	井原元尚・熊谷就真	井原家文書 關40(井原康兵衛)21	43	122	
2271		7	3	吉川元春書状	智次	江田家文書			
2272		7	3	吉川元春書状	金子家文書(鳥居影写)				
2273		7	3	吉川元春書状	吉川家文書 澤中5(永永書介)	吉川家文書別集	734	542	
2274		7	3	吉川元春書状	關31 山田吉兵衛	關1	51	744	
2275		7	3	吉川元春書状	澤中2 市川家御書写 棟孫十				
2276		7	3	吉川元春書状	澤中8 宇都宮六左衛門				
2277		7	3	吉川元春書状	澤中6 宇都宮兵衛家				
2278		7	3	吉川元春書状	澤中10 山田吉兵衛				
2279		7	3	吉川元春書状	澤中6 森殿朝之能				
2280		7	3	吉川元春書状	澤中2 池八郎右衛門				
2281		7	3	吉川元春書状	澤中9 熊谷助左衛門				
2282		7	3	吉川元春書状	澤中9 熊谷又兵衛				
2283(弘治2)	1556	7	4	毛利元就書状	澤中13 佐渡謙五郎				
2284(永禄12)	1569	7	4	吉川元春書状	家中10 本宗今田氏什書				
2285(元禄3)	1572	7	4	山内隆盛書状	山内首藤家文書	大日本古文書15	398		
2286(天文3)	1575	7	4	一角藤長書状	吉川家文書	吉川家文書1	560	502	
2287		7	4	吉川元春書状	吉川家文書	大社町史	1950	435	
2288		7	4	吉川元春書状	關淵寺文書	大社町史	1951	435	
2289(天文8)	1580	7	4	吉川元春書状	關116 湯原左衛門	關5	61	445	
2290(天文9)	1581	7	4	吉川元春書状	吉川家文書	吉川家文書2	1241	433	
2291		7	4	吉川元春書状	澤中2 市川家御書写 棟孫十				
2292		7	4	吉川元春書状	二宮恒夫什書	吉川家文書別集	380	285	
2293		7	4	吉川元春書状	澤中2 池八郎右衛門				
2294		7	4	吉川元春書状	澤中8 宇都宮六左衛門				
2295		7	4	吉川元春書状	澤中14 丸瀨二兵衛				
2296(永正15)	1518	7	5	間田彌之書状	石見吉川家文書	吉川家文書別集	73	72	
2297(天文23)	1554	7	5	毛利輝元書状	澤中7 中村孫三				
2298(永禄12)	1569	7	5	毛利輝元書状	山田家文書 澤中10(山田平次右衛門)				
2299(天文6)	1578	7	5	吉川元春・小早川隆景・口羽春好・穴戸隆家連署書状	日野五郎・立原源太兵衛・山中鹿助	右田毛利譜録		754	
2300(天文7)	1579	7	5	吉川元春・口羽通良・福原貞俊・小早川隆景連署書状		神門家旧藏文書			
2301(天文8)	1580	7	5	吉川元春書状	關158 飯田昌一左衛門組 木原平藏	關4	11	257	
2302(天文8)	1580	7	5	吉川元春書状	澤中5 森脇繁生				
2303		7	5	吉川元春書状	山田家文書	吉川家文書			
2304		7	5	吉川元春書状	澤中2 市川家御書写 棟孫十	吉川家文書	9	82	
2305		7	5	吉川元春書状	關淵	石見國本文書			
2306(天文18)	1590	7	5	吉川元春書状	澤中8 宇都宮六左衛門	小早川家文書1	369		
2307(天文18)	1590	7	5	吉川元春書状	小早川隆景・吉川元春	小早川家文書1	370	325	
2308(天文18)	1590	7	5	吉川元春書状	小早川隆景・吉川元春	小早川家文書1	461	400	
2309		7	5	吉川元春書状	美濃(吉川元春)	吉川家文書	1322	536	
2310		7	5	吉川元春書状	澤中13(佐々木松助)・家中4(小早川隆景)・御書(小早川隆景)				
2311		7	5	吉川元春書状	澤中14 二浦集介				
2312		7	5	吉川元春書状	澤中6 森脇繁生				
2313(天文8)	1581	7	6	吉川元春書状	山田家文書				
2314(天文9)	1581	7	6	吉川元春書状	澤中10 山田平次右衛門				
2315(天文9)	1581	7	6	吉川元春書状	關淵	別家文書	大社町史	2022	484
2316		7	6	吉川元春書状	吉川家文書	澤中4 岩室龍	吉川家文書		
2317		7	6	吉川元春書状	澤中2 市川家御書写 棟孫十	吉川家文書	1	119	
2318(天文15)	1587	7	6	吉川元春書状	吉川家文書	吉川家文書	932	99	
2319		7	6	吉川元春書状	村上右京亮	村上家文書(鳥居影写) 關5			
2320		7	6	吉川元春書状	祖九右	澤中6 祖式嘉禰			
2321		7	6	吉川元春書状	二宮恒夫(長末)	二宮恒夫什書	吉川家文書別集	545	380
2322(永禄9)	1566	7	7	吉川元春・小早川隆景・福原貞俊・口羽通良連署書状	内藤元泰	内藤家文書	吉川家文書	99	60
2323(天文13)	1565	7	7	吉川元春書状	吉田元勝・權道春重・井上春住・大鏡寺連	澤中5(權道春重)・御書1(權道又右衛門)			
2324		7	7	吉川元春書状	市川家御書写 棟孫十				
2325		7	7	吉川元春書状	關淵	石見國本文書			
2326		7	7	吉川元春書状	關淵寺(鳥居影写)	吉川家文書	29	21	
2327		7	7	吉川元春書状	關淵寺(鳥居影写)	吉川家文書	3	142	
2328		7	7	吉川元春書状	關淵寺(鳥居影写)	吉川家文書	1332	546	
2329		7	7	吉川元春書状	關淵寺(鳥居影写)	吉川家文書	69	279	
2330		7	7	吉川元春書状	二宮恒夫(長末)	二宮恒夫什書	吉川家文書別集	389	290
2331		7	7	吉川元春書状	澤中8 宇都宮六左衛門				
2332		7	7	吉川元春書状	澤中8 宇都宮六左衛門				
2333(元和5)	1619	7	7	吉川元春書状	祖式并太田氏書 澤中6(祖式嘉禰)	吉川家文書別集	645	470	
2334		7	7	吉川元春書状	吉川家文書	吉川家文書2	1478	754	
2335(天文8)	1580	7	8	吉川元春書状	關淵	關2	4	681	
2336(天文8)	1580	7	8	吉川元春書状	澤中10 山田平次右衛門				
2337(天文8)	1580	7	8	吉川元春書状	澤中10 山田平次右衛門				
2338(天文8)	1580	7	8	吉川元春書状	澤中10 山田平次右衛門				
2339(天文8)	1580	7	8	吉川元春書状	澤中15 森脇繁生				
2340(天文9)	1581	7	8	吉川元春書状	山田家文書				
2341(天文9)	1581	7	8	吉川元春書状	山田家文書 澤中10(山田平次右衛門)				
2342		7	8	吉川元春書状	小早川左衛門佐(隆景)	吉川家文書	1267	470	
2343		7	8	吉川元春書状	森脇一郎右衛門				
2344		7	8	吉川元春書状	澤中8 宇都宮六左衛門				
2345		7	8	吉川元春書状	澤中8 宇都宮六左衛門				
2346(天文10)	1582	7	8	吉川元春書状	家中2 野上家/御書并補口家御書				
2347(天文18)	1590	7	8	吉川元春書状	吉川家文書	吉川家文書1	737	708	
2348		7	8	吉川元春書状	關淵				
2349		7	8	吉川元春書状	澤中13 佐伯吉兵衛				
2350		7	8	吉川元春書状	澤中13 島田小左衛門				
2351		7	8	吉川元春書状	澤中2 池八郎右衛門				
2352		7	8	吉川元春書状	澤中2 池八郎右衛門				
2353		7	8	吉川元春書状	澤中3 二宮恒夫左衛門				
2354(永禄11)	1568	7	9	小早川隆景・吉川元春連署書状	關淵	山口県史II	9		
2355		7	9	毛利輝元書状	浄音寺・別火	大社町史	2473	751	
2356(元禄1)	1570	7	9	吉川元春書状	關淵	關遺蹟	2	42	
2357(元禄2)	1571	7	9	吉川元春書状	關淵				
2358(元禄3)	1572	7	9	吉川元春書状	關淵				
2359		7	9	吉川元春書状	關淵				
2360		7	9	吉川元春書状	關淵				
2361		7	9	吉川元春書状	關淵				
2362		7	10	吉川元春書状	關淵				
2363		7	10	吉川元春書状	關淵				
2364(元禄2)	1571	7	10	吉川元春書状	關淵				
2365(天文8)	1580	7	10	吉川元春書状	關淵				
2366		7	10	吉川元春書状	關淵				
2367		7	10	吉川元春書状	關淵				
2368		7	10	吉川元春書状	關淵				
2369(天文15)	1587	7	10	吉川元春書状	關淵				
2370(天文15)	1587	7	10	吉川元春書状	關淵				
2371(天文18)	1590	7	10	吉川元春書状	關淵				
2372(天文18)	1590	7	10	吉川元春書状	關淵				
2373(文禄3)	1594	7	10	吉川元春書状	關淵				
2374(文禄4)	1595	7	10	吉川元春書状	關淵				
2375(文禄4)	1595	7	10	吉川元春書状	關淵				

2735(天文22)	1553	8	6	吉川元春書状	源法師	長文書、藩中1(井上又六)、同(井上甚兵衛)	山口貞史II	1
2736(天文23)	1554	8	6	毛利隆元書状	中村次郎左衛門	藩中7 中村孫三		
2737(永祿6)	1563	8	6	吉川元春書状	森脇春雄	御書1 森脇春兵衛		
2738(天正5)	1577	8	6	上野秀政書状	吉本新十郎		広島県史IV	7 871
2739(天正6)	1578	8	6	真木島昭光書状	吉川治部少輔(元長)	御書2 森脇春兵衛	吉川家文書1	95 67
2740(天正7)	1579	8	6	吉川元長書状	佐々木弥七郎	藩中13(佐々木九兵衛)、家中6(佐々木権兵衛)、御書1(佐々木孫右衛門)		
2741(天正7)	1579	8	6	吉川元長書状	吉川元長	吉川家文書1		
2742(天正13)	1585	8	6	毛利隆元書状	伊家	家中3 栗原氏御書	吉川家文書1	649 582
2743(天正19)	1593	8	6	毛利隆元書状	吉川元長	關121 周布吉兵衛	關3	217 594
2744(文祿2)	1593	8	6	安部宗重書状	吉川元長	關121 周布吉兵衛	吉川家文書別集	596 433
2745(文祿5)	1596	8	6	吉川元春書状	今孫左・有右右・相九右(祖式長好)	關96 關田權左衛門	關3	4 99
2746(慶長4)	1599	8	6	毛利隆元書状	毛利秀元	藩中6 祖式嘉織		
2747		8	6	吉川元春書状	吉川元春	二宮恒夫什書		
2748		8	6	吉見(毛利)政泰(就緒)書状	吉見(毛利)政泰	吉川家文書別集		
2749(永祿12)	1569	8	7	毛利隆元書状	長次郎左衛門、三宅内藏助	山口貞文書類所載文書(毛利家文庫)	吉川家文書V	527 370
2750(元龜3)	1572	8	7	吉川元春書状	關田千家	千家家文書	大社町史	7 214
2751(天正9)	1581	8	7	吉川元春書状	山原重右衛門尉	山原重右衛門、藩中10(山原彦兵衛)	大社町史	1848 388
2752(天正12)	1584	8	7	毛利隆元書状	香川春雄、森脇一郎右衛門尉、渡辺長・森脇右近・栗原就光	吉川家文書、藩中10(山原彦兵衛)	広島県立文書館紀要2	4 81
2753		8	7	吉川元春自筆書状	吉川元春	小早川家文書		
2754		8	7	伊藤田泰法書状	石田彦兵衛尉	坪内家文書	小早川家文書1	390 339
2755(慶長7)	1602	8	7	吉川元春自筆書状	相九右(祖式長好)	祖式長好、藩中6(祖式嘉織)	大社町史	2363 686
2756		8	7	吉川元春書状	宇都宮備前守	藩中8 宇都宮六左衛門	吉川家文書別集	615 446
2757		8	7	吉川元春書状	新藤左衛門	藩中9 野村奥右衛門		
2758(永祿3)	1560	8	8	上野信泰書状	吉川隆河守(元春)	吉川家文書	吉川家文書1	413 376
2759(永祿3)	1560	8	8	上野信泰書状	吉川隆河守(元春)	吉川家文書	吉川家文書1	414 377
2760(永祿3)	1560	8	8	上野信泰書状	吉川隆河守(元春)	吉川家文書	吉川家文書1	415 377
2761(元龜3)	1572	8	8	毛利隆元書状	同徳寺	北島家文書	大社町史	1847 389
2762(天正3)	1575	8	8	吉川元春・仁保元運書状	關安守尉	阿川利次郎書、防長寺社証文(福瑞光寺)	關4	2 452
2763(天正3)	1575	8	8	上野秀政・真木島昭光連署書	吉川隆河守	本家文書	吉川家文書1	506 449
2764(天正7)	1579	8	8	吉川元春書状	橋本備前守	橋本備前守	兵庫歴史区	2
2765(天正11)	1583	8	8	毛利隆元書状	安立孫三郎	家中4(安達家御書)、御書1(安達十兵衛)		
2766		8	8	吉川元春書状	堀立孝政守	堀立孝政守	内閣文化研究紀要第16号	66 103
2767		8	8	吉川元春書状	児玉市佐(元春)	毛利家文書	手利家文書3	797 12
2768		8	8	吉川元春書状	森脇春雄	藩中16 森脇繼江		
2769		8	8	毛利隆元書状	元春	江田家文書		
2770		8	8	毛利隆元書状	吉川元春	吉川家文書	吉川家文書1	526 479
2771		8	8	毛利隆元書状	吉川元春	吉川家文書	吉川家文書1	527 480
2772(文祿2)	1593	8	8	安部宗重・林就長・相田元清連署書状	關田千家	關121 周布吉兵衛	關3	218 585
2773(慶長5)	1600	8	8	徳川家康書状	黒田元徳守(長政)	吉川家文書	吉川家文書1	146 110
2774		8	8	吉川如兼(元春)書状	一兵介(二宮長義)	二宮恒夫什書	吉川家文書別集	396 294
2775		8	8	吉川元春書状	一兵介(二宮長義)	二宮恒夫什書	吉川家文書別集	440 324
2776		8	8	吉川元春書状	松三介	藩中1(松浦三介)、家中2(松浦秀太郎)		
2777		8	8	吉川元春書状	竹徳	藩中4 大塚新兵衛		
2778		8	8	吉川元春書状	有新一、有八右	藩中4 大塚新兵衛		
2779		8	8	吉川元春書状	相九右	藩中4 大塚新兵衛		
2780		8	8	吉川元春書状	桑平右	藩中6 祖式嘉織		
2781		8	8	吉川元春書状	二兵介(二宮家)	藩中9 桑原太厚	吉川家文書別集	485 348
2782		8	8	吉川元春書状	桑原伊守	藩中9 桑原太厚		
2783		8	8	吉川元春書状	田辺徳太郎	竹安家文書(高岡影写)		
2784		8	8	吉川元春書状	矢野守	西神永興寺(高岡影写)		
2785		8	8	吉川元春書状	矢野守	西神永興寺(高岡影写)	吉川家文書別集	258 209
2786		8	8	吉川元春書状	矢野守	藩中6 森脇繼江		
2787(永祿12)	1569	8	10	小早川隆景・吉川元春連署書状	關田千家	關192 關田千家右衛門	關3	17 803
2788(元龜3)	1572	8	10	毛利隆元書状	關田千家	關192 關田千家右衛門	大社町史	1849 390
2789		8	10	市川春政書状	細守	藤原家文書	広島県史II	964 563
2790		8	10	山名顯隆(祐喜)書状	吉川元春	吉川家文書	吉川家文書1	582 518
2791		8	10	山名政政書状	吉川元春	吉川家文書	吉川家文書別集	587 521
2792(天正19)	1591	8	10	吉川元春書状	祖式長好	祖式長好、藩中6(祖式嘉織)	吉川家文書別集	619 448
2793(永祿5)	1596	8	10	増田長盛書状	伊家	吉川家文書	吉川家文書2	933 108
2794(慶長6)	1603	8	10	吉川元春自筆書状	子九(祖式長好)・三介(杉浦家)	祖式長好、藩中6(祖式嘉織)	吉川家文書別集	610 443
2795		8	10	吉川如兼(元春)書状	相九右(祖式長好)	祖式長好、藩中6(祖式嘉織)	吉川家文書別集	642 466
2796		8	10	吉川如兼(元春)書状	相九右(祖式長好)	祖式長好、藩中6(祖式嘉織)	吉川家文書別集	393 292
2797		8	10	吉川元春書状	一兵介(二宮長義)	二宮恒夫什書		
2798		8	10	吉川元春書状	松三介	藩中13 松浦三		
2799		8	10	吉川元春書状	真田兵衛	藩中13 真田小左衛門		
2800		8	10	吉川元春書状	二兵介(二宮長義)	藩中9 森脇助左衛門		
2801(寛正6)	1465	8	11	細川隆元書状	吉川元春	二宮恒夫什書	吉川家文書別集	443 326
2802(永祿5)	1562	8	11	吉川元春書状	井下三郎兵衛・同新兵衛・寺本玄蕃允・岡本大藏	吉川家文書	吉川家文書1	313 266
2803(元龜3)	1572	8	11	吉川元春書状	關田千家	藩中2(井下三郎兵衛)、藩中11(寺本助右衛門)		
2804(天正9)	1581	8	11	吉川元春・同元春連署書状	關田千家所持古書類写	關田千家所持古書類写	大社町史	1850 390
2805(天正9)	1581	8	11	吉川元春・同元春連署書状	湯原春綱	關115 湯原文左衛門	關3	66 447
2806(天正11)	1583	8	11	多野等清口書状	湯原元綱	關115 湯原文左衛門	關3	67 447
2807(天正12)	1584	8	11	吉川元春自筆書状	瑞雲寺・村上長門守・同左衛門尉	村上家文書	大社町史	2057 505
2808		8	11	吉川元春書状	唐伯康	西神永興寺(高岡影写)	吉川家文書別集	65 50
2809		8	11	吉川元春書状	林泉軒山内元綱	關111 山内長五郎	關3	6 378
2810		8	11	吉川元春書状	佐真兵衛少輔	伊原家文書	大社町史	2027 486
2811		8	11	吉川元春書状	桂元忠	藩中5 田中源兵衛		
2812		8	11	吉川元春書状	井喜兵	藩中7 中村孫三		
2813		8	11	吉川元春書状	三信右・二四兵・山吉兵	藩中1(井上善兵衛)、御書1(井上平太夫)、家中5(井上)		
2814		8	11	吉川元春書状	孫兵衛尉	藩中10 山風方之進		
2815		8	12	足利直冬自筆書状	吉川明阿(経兼)	藩中13 真田小左衛門		
2816(永祿12)	1569	8	12	足利直冬自筆書状	吉川明阿(経兼)	吉川家文書	吉川家文書2	1023 192
2817(永祿12)	1569	8	12	足利直冬自筆書状	米原平内兵衛尉(綱實)	米原家文書、家中4(米原家御書)	大社町史	1684
2818(天正2)	1574	8	12	毛利隆元書状	米原平内兵衛尉(綱實)	米原家文書、家中4(米原家御書)	大社町史	1683
2819(慶長4)	1599	8	12	黒田長政書状	毛利長義	關34 毛利元春左衛門	關1	5 802
2820		8	12	吉川元春書状	松三介	吉川家文書	吉川家文書2	908 57
2821		8	12	吉川元春書状	池太左	家中2 松浦家		
2822		8	12	吉川元春書状	久利又次郎	藩中2 浦八郎右衛門		
2823		8	12	吉川元春書状	久利又次郎	藩中4 河上重代太		
2824(天文8)	1539	8	13	松田光清書状	吉川元春	久利家文書、御書2(久利又一右衛門)	石見久利文書の研究	26
2825(天文8)	1539	8 </tr						

3341		9	16	吉川元春書狀	久芳元時	關117 久芳五郎右衛門	關3	44	496
3342	(天文9)	1540	9	17	大内義隆願狀	石見吉川家文書	吉川家文書別集	58	62
3343	(天文9)	1540	9	17	大内義隆願狀	久利久文書、御書2(久利与一右衛門)	石見久利文書の研究	27	27
3344	(天文9)	1540	9	17	大内義隆願狀	久利久文書、御書2(久利与一右衛門)	石見久利文書の研究	28	28
3345	(天正2)	1574	9	17	毛利輝元書狀	關46 小寺忠右衛門	關2	1885	405
3346	(天正7)	1579	9	17	毛利輝元書狀	關46 小寺忠右衛門	關2	54	229
3347	(天正8)	1580	9	17	吉川元春書狀	關46 小寺忠右衛門	關2	2003	468
3348	(天正8)	1580	9	17	吉川元春書狀	關46 小寺忠右衛門	關2		
3349			9	17	吉川元春書狀	關46 小寺忠右衛門	關2		
3350			9	17	吉川元春書狀	關46 小寺忠右衛門	關2		
3351			9	17	吉川元春書狀	關46 小寺忠右衛門	關2		
3352			9	17	吉川元春書狀	關46 小寺忠右衛門	關2		
3353	(慶長2)	1597	9	17	早川長政書狀	吉川家文書	吉川家文書1	721	665
3354	(慶長5)	1600	9	17	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書2	913	64
3355	(慶長5)	1600	9	17	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書3	2	122
3356			9	17	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書4	252	206
3357			9	17	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書5	690	504
3358			9	17	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書6		
3359			9	17	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書7		
3360			9	17	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書8		
3361			9	17	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書9		
3362			9	17	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書10		
3363			9	17	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書11		
3364	(寛正2)	1461	9	18	武田信玄書狀	吉川家文書	吉川家文書1	58	35
3365	(永祿3)	1560	9	18	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書1	575	513
3366	(天正14)	1586	9	18	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書1	462	401
3367			9	18	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書1		
3368			9	18	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書1		
3369			9	18	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書1		
3370			9	18	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書1		
3371			9	18	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書1		
3372			9	18	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書1		
3373			9	18	吉川元春書狀	吉川家文書	吉川家文書1		
3374	(元龜1)	1570	9	19	毛利輝元書狀	關37 中川右衛門	關2	35	21
3375	(天正8)	1580	9	19	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3376	(天正12)	1584	9	19	毛利輝元書狀	關37 中川右衛門	關2		
3377			9	19	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3378	(慶長5)	1600	9	19	毛利輝元書狀	關37 中川右衛門	關2		
3379	(慶長5)	1600	9	19	毛利輝元書狀	關37 中川右衛門	關2		
3380			9	19	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3381	(永祿11)	1568	9	20	毛利輝元書狀	關37 中川右衛門	關2		
3382	(永祿11)	1568	9	20	毛利輝元書狀	關37 中川右衛門	關2		
3383	(元龜1)	1570	9	20	毛利輝元書狀	關37 中川右衛門	關2		
3384	(天正2)	1574	9	20	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3385	(天正9)	1581	9	20	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3386	(天正9)	1581	9	20	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3387	(天正12)	1584	9	20	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3388			9	20	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3389			9	20	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3390			9	20	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3391			9	20	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3392			9	20	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3393			9	20	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3394	(天文9)	1540	9	21	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3395	(永祿7)	1564	9	21	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3396	(永祿11)	1568	9	21	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3397	(永祿11)	1568	9	21	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3398	(天正7)	1579	9	21	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3399			9	21	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3400			9	21	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3401			9	21	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3402			9	21	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3403			9	21	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3404			9	21	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3405			9	21	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3406			9	21	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3407			9	21	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3408	(永祿11)	1568	9	22	毛利輝元書狀	關37 中川右衛門	關2		
3409	(天正7)	1579	9	22	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3410	(天正9)	1580	9	22	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3411	(慶長5)	1600	9	22	毛利輝元書狀	關37 中川右衛門	關2		
3412	(慶長5)	1600	9	22	毛利輝元書狀	關37 中川右衛門	關2		
3413			9	22	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3414			9	22	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3415	(明和8)	1499	9	23	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3416			9	23	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3417	(天正8)	1580	9	23	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3418	(天正9)	1581	9	23	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3419			9	23	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3420	(天正15)	1587	9	23	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3421	(天正15)	1587	9	23	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3422			9	23	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3423	(文祿2)	1593	9	23	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3424			9	23	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3425			9	23	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3426	(長享2)	1488	9	24	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3427	(天正14)	1586	9	24	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3428			9	24	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3429	(文祿2)	1593	9	24	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3430			9	24	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3431			9	24	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3432			9	24	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3433			9	24	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3434	(天文24)	1555	9	25	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3435	(天正14)	1586	9	25	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3436	(天正15)	1587	9	25	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3437			9	25	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3438			9	25	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3439			9	25	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3440			9	25	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3441			9	25	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3442			9	25	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3443			9	25	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3444	(天文24)	1555	9	26	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3445	(永祿5)	1562	9	26	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3446	(天正4)	1576	9	26	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3447	(天正8)	1580	9	26	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3448			9	26	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3449			9	26	吉川元春書狀	關37 中川右衛門	關2		
3450	(慶長2)	1597	9	26	早川長政外二名連書狀	吉川家文書	吉川家文書1	722	666
3451	(天正1)	1573	9	27	吉川元春書狀	關117 久芳五郎右衛門	關3	27	492
3452	(天正14)	1586	9	27	吉川元春書狀	關117 久芳五郎右衛門	關3		
3453			9	27	吉川元春書狀	關117 久芳五郎右衛門	關3		
3454			9	27	吉川元春書狀	關117 久芳五郎右衛門	關3		
3455			9	27	吉川元春書狀	關117 久芳五郎右衛門	關3		
3456			9	27	吉川元春書狀	關117 久芳五郎右衛門	關3		
3457			9	27	吉川元春書狀	關117 久芳五郎右衛門	關3		
3458			9	27	吉川元春書狀	關117 久芳五郎右衛門	關3		

4652		12	28	尾良田(永安兼祐後家)家文書	主之元(孫夜叉)	吉川家文書	吉川家文書2	1126	293	
4653		12	28	尾手経久自筆書状	吉川元経	吉川家文書	吉川家文書2	1477	753	
4654(永禄4)	1561	12	28	毛利元春書状	隆	毛利家文書	毛利家文書2	481	182	
4655(元禄2)	1571	12	28	吉川元春書状	今田経忠	家中10 本家今田氏仕書				
4656(天正5)	1577	12	28	吉川元春・口羽通良・福原貞俊・小早川隆景運書状	湯浅特宗	關104 湯浅権兵衛	關3	85	268	
4657(天正8)	1580	12	28	吉川元春書状	原玉元實	關115 湯原文左衛門	關3	78	450	
4658(天正8)	1580	12	28	吉川元春自筆書状	吉川元長	吉川家文書	吉川家文書2	1222	386	
4659(天正9)	1581	12	28	吉川元春書状	山田重直	藩中10 山田平次右衛門				
4660(天正13)	1585	12	28	吉川元春書状	薬門郎	藩中16 森脇徳江	広島県史V	3	125	
4661		12	28	吉川元春書状	今田経高	家中10 本家今田氏仕書	吉川家文書別集	157	135	
4662		12	28	吉川元春自筆書状	越原隆	西條水鏡向寺旧藏文書				
4663		12	28	吉川経言書状	宇都宮善依	藩中8 宇都宮六左衛門				
4664		12	28	善兵衛書状	羽柴吉川傳信	吉川家文書	吉川家文書1	804	764	
4665		12	28	善兵衛書状	吉川蔵人(伝家)	吉川家文書	吉川家文書1	805	764	
4666		12	28	善兵衛書状	吉川侍従	吉川家文書	吉川家文書1	806	765	
4667		12	28	善兵衛書状	羽柴新成傳信(吉川伝家)	吉川家文書	吉川家文書1	807	765	
4668		12	28	善兵衛書状	羽柴戸田傳信(吉川伝家)	吉川家文書	吉川家文書1	831	783	
4669		12	28	徳川家康御内書	吉川蔵人(伝家)	吉川家文書	吉川家文書2	880	35	
4670		12	28	徳川家康御内書	吉川蔵人(伝家)	吉川家文書	吉川家文書2	881	36	
4671		12	28	徳川家康御内書	吉川蔵人(伝家)	吉川家文書	吉川家文書2	882	36	
4672		12	28	徳川家康書状	吉川侍従(伝家)	吉川家文書	吉川家文書2	877	39	
4673		12	28	吉川伝家書状	野村時十郎	關123 野村作兵衛	關3	24	821	
4674(慶長19)	1614	12	28	毛利秀雄書状	三好正統	關5 毛利守右衛門	關3	30	60	
4675(慶長19)	1614	12	28	吉川伝家自筆書状	祖九右(祖式長好)・三兵衛(三宮長美)	祖式在太郎仕書	吉川家文書別集	578	417	
4676		12	28	吉川(毛利)政保(就輔)書状	三宮長介(長美)	二宮恒夫仕書	吉川家文書別集	539	376	
4677		12	28	本多正信書状	吉川蔵人(伝家)	二宮恒夫仕書	吉川家文書1	166	129	
4678		12	28	本多正統書状	吉川蔵人(伝家)	吉川家文書	吉川家文書2	884	37	
4679		12	28	本多正統書状	吉川蔵人	吉川家文書	吉川家文書2	948	111	
4680		12	28	毛利(吉川)経言書状	永興寺	西條水鏡向寺旧藏文書	吉川家文書別集	300	236	
4681		12	28	徳川家康御内書	吉川善濃守(伝正)	吉川家文書	吉川家文書2	1293	498	
4682		12	28	吉川伝正書状	二宮長介(長美)	二宮恒夫仕書	吉川家文書別集	478	345	
4683		12	28	吉川伝正書状	二宮長介(長美)	二宮恒夫仕書	吉川家文書別集	495	352	
4684		12	28	吉川伝正書状	二宮長介(長美)	二宮恒夫仕書	吉川家文書別集	510	358	
4685		12	28	吉川伝正書状	二宮長介(長美)	二宮恒夫仕書	吉川家文書別集	446	327	
4686		12	28	吉川伝正書状	二宮長介(長美)	二宮恒夫仕書	吉川家文書別集	548	381	
4687		12	28	吉川就親書状	二宮長介(長美)	二宮恒夫仕書	吉川家文書1	659	600	
4688		12	28	城井宗永書状	吉川	吉川家文書	吉川家文書1	355	312	
4689		12	28	尾手経久自筆書状	吉川経基	毛利家文書	毛利家文書2	663	392	
4690(天文22)	1553	12	29	毛利隆元自筆書状	元澄	福田家文書	大日本古文書22	328	291	
4691(永禄7)	1564	12	29	吉川元春書状	麗華	福原家文書	福原家文書E6-5、広島県史V「羽仁」42			
4692(永禄10)	1567	12	29	福原貞俊書状	平佐就之	福原家文書				
4693(天正8)	1580	12	29	吉川元春書状	山田蔵人	藩中10 山田平次右衛門	關清瀬	5	100	
4694		12	29	吉川元春書状	湯原善綱	關清瀬2-3 湯原文左衛門	吉川家文書別集	338	260	
4695		12	29	吉川元春自筆書状	粟屋元俊	二宮恒夫仕書				
4696		12	29	吉川元春書状	山中家信・佐々木時十郎	家中6 佐々木権兵衛	吉川家文書1	174	134	
4697(文禄1)	1592	12	29	湯野長吉(長政)外四名運書状	山形九左衛門尉・尾坂經中守	吉川家文書	吉川家文書1	786	752	
4698		12	29	吉川伝家書状	有新兵衛	藩中4 大坂新兵衛				
4699		12	29	徳川家光御内書	吉川美濃守(伝正)	吉川家文書	吉川家文書1	945	109	
4700		12	29	本多正信書状	吉川蔵人	吉川家文書	吉川1017、清文2427			
4701		1352	12	30	足利直冬遺物破付状	吉川経兼	吉川家文書	1188	350	
4702(天正7)	1579	12	30	毛利輝元自筆書状	吉川経言	吉川家文書	吉川家文書2	853	13	
4703		12	30	阿茶局(徳川家康御内書)消息	とくを(吉川伝家)	吉川家文書	毛利家文書1	324	359	
4704(永禄12)	1569	12	31	吉川元春巻紙文書	経邦	吉川家文書	吉川家文書1	356	313	
4705		12	31	尾手経久書状	吉川経基	吉川家文書				
4706(天正7)	1579	12	時	宇喜多直家書状	沼元新右衛門尉	沼元家文書				
4707(天正13)	1588	12	時	新修寺經書状	吉川元長	吉川家文書	吉川家文書1	670	600	
4708		12	時	吉川元春書状	森脇春頼	藩中16 森脇権兵衛				
4709		12	時	吉川経言書状	吉川元春	吉川家文書	吉川家文書2	307	241	
4710		12	時	小早川隆景自筆書状	吉川蔵人(伝家)	吉川家文書	吉川家文書2	893	36	
4711		12	時	徳川家康御内書	吉川蔵人(伝家)	吉川家文書	吉川家文書2	1169	327	
4712(天文22)	1553	12	時	毛利元就自筆書状	(吉川元春)	吉川家文書				
4713(天正10)	1582	12	時	吉川元春書状	山田重直	藩中10 山田平次右衛門	毛利家文書3	1157	430	
4714(慶長18)	1613	12	時	毛利宗隆臨元書状案	秀久・伝俊	家中6 佐々木権兵衛				
4715		12	時	吉川元春書状	佐々木時十郎	藩中16 森脇徳江				
4716		12	時	吉川元春書状	森脇四郎兵衛尉(春貞)	毛利家文書	毛利家文書1	191	165	
4717		12	時	毛利氏元子系図書	弘正備子	秋上家文書	大社町史・八東郡史「神魂神社文書」31	1962	440	
4718			時	神魂社宝物覽書			広島県史V	4	125	
4719			時	吉川元春書状	森脇春貞	藩中16 森脇徳江				
4720			時	吉川経言書状	山尾重右衛門尉	藩中8 宇都宮六左衛門				
4721			時	吉川元春書状	湯原善綱	藩中10 山尾十介	關清瀬	2	44	
4722(天正11)	1583	①	時	吉川元春書状	湯原善綱	關清瀬2-1 湯原文左衛門				
4723(天正11)	1583	①	時	吉川元春書状	井上家案	藩中1(井上重兵衛)御書(井上重太夫)				
4724		①	時	吉川元春書状	信実	森脇春頼・山口県史編纂所史料	吉川家文書別集	117	111	
4725(元禄3)	1572	①	時	小早川隆景書状	吉川元春	藩中5 武安衛				
4726(天正19)	1591	①	時	吉川伝家書状	徳十兵衛	關15 毛利守右衛門	關1	25	57	
4727(天正19)	1591	①	時	小早川隆景書状	江田徳博	江田家文書				
4728		①	時	吉川元春書状	金子右衛門大夫	金子家文書(鳥園影写)				
4729(元禄3)	1572	②	時	吉川元春書状	鹿島野坂文書	鹿島野坂文書	広島県史II	839	483	
4730(天正11)	1583	②	時	吉川元春書状	西條水鏡向寺旧藏文書	西條水鏡向寺旧藏文書	吉川家文書別集	900	85	
4731(天正11)	1583	②	時	吉川元春書状	風伯重雄	石見吉川家文書	吉川家文書1	118	112	
4732(元禄3)	1572	③	時	小早川隆景書状	吉川経安	石見吉川家文書	吉川家文書1	99	92	
4733(元禄3)	1572	③	時	小早川隆景書状	兼拙源・内藤元榮	石見吉川家文書	広島県史II	1332	834	
4734(天正11)	1583	③	時	徳田元清書状	兼守元行	鹿島野坂文書	広島県史V	1	113	
4735(天正11)	1583	④	時	吉川元春書状	原小次(原玉元兼)	藩中11(小林三郎権)・家中4(小林五郎七)				
4736(元禄3)	1572	④	時	吉川元春書状	山田出羽守	山田家文書(山田文書部)	關2	10	136	
4737(元禄3)	1572	④	時	毛利輝元書状	出羽元祐	家中43 出羽八				
4738(天正11)	1583	④	時	吉川元春書状	野上右衛門尉	家中22 野上家・御書并種口家御書				
4739(天正11)	1583	④	時	吉川元春書状	矢上助次郎	藩中10 山尾十介	吉川家文書別集	90	84	
4740(元禄3)	1572	④	時	吉川元春書状	以敷	西條水鏡向寺旧藏文書	吉川家文書別集	101	86	
4741(天正11)	1583	④	時	吉川元春自筆書状	吉川経安	石見吉川家文書	吉川家文書別集	68	88	
4742(天文22)	1553	④	時	間田孫三書状	小田大和守	大坪家文書	大分県赤松遺書4	1451	230	
4743(元禄3)	1572	④	時	本友宗隆書状	吉川経安	石見吉川家文書	吉川家文書別集	69	68	
4744(天文22)	1553	④	時	岡川経言書状	雑務御房	吉川家文書	吉川家文書2	1467	748	
4745(天正11)	1583	④	時	小早川隆景書状	山尾重右衛門尉	藩中10 山尾十介				
4746(天正11)	1583	④	時	吉川元春書状	山田重直	藩中10 山田平次右衛門	關3	9	20	
4747(元禄3)	1572	④	時	毛利輝元書状	吉川元春・福原貞俊・小早川隆景	關92 天野九郎左衛門	關2	43		
4748(天正11)	1583	④	時	毛利輝元書状	南方就昌	藩中10 山田平次右衛門				
4749(元禄3)	1572	④	時	吉川元春書状	山田重直	大坪家文書	大分県赤松遺書4	1451	230	
4750(天正11)	1583	④	時	毛利輝元書状	小田大和守	西條水鏡向寺旧藏文書	吉川家文書別集	97	83	
4751(元禄3)	1572	④	時	大友宗隆書状	原小次郎	吉川家文書	吉川1021、清文2223	206	177	
4752(天正11)	1583	④	時	吉川元春自筆書状	吉川経安	吉川家文書	広島大学文芸部紀要49	211	199	
4753		1352	④	仁科盛宗書状	三浦元忠	吉川家文書	吉川家文書別集	735	545	
4754(寛永6)	1629	④	時	毛利秀就自筆書状	三浦元忠	藩中14 三浦元忠				
4755(天正8)	1580	④	時	仁保元永書状	吉川元春	吉川家文書	小早川家文書1	387	336	
4756(永禄4)	1561	④	時	吉川元春書状	三浦元忠	吉川家文書	關2	43		
4757		④	時	吉川元春書状	兼重元言	兼重元言・元経	關52 兼重元龍兵衛	關3	213	583
4758(天正8)	1580	④	時	吉川元春書状	周布元盛	關121 周布元兵衛	關3	214	583	
4759(天正8)	1580	④	時	吉川元春書状	周布元盛	關121 周布元兵衛	吉川家文書別集	310	242	
4760(天正8)	1580	④	時	吉川元春書状	吉川経言	吉川家文書				
4761(天正8)	1580	④	時	吉川元春書状	吉川経言	吉川家文書				
4762(天正8)	1580	④	時	吉川元春自筆書状	吉川経言	家中9 坂本格印差出				
4763(天正8)	1580	④	時	吉川元春書状	吉川経言	藩中15 森脇徳生				
4764(天正8)	1580	④	時	吉川元春書状	祖九右(祖式長好)・福与右(福富春昌)・桂右(家好)	祖式在太郎仕書・藩中6(祖式嘉綱)	吉川家文書別集	680	496	
4765(慶長4)	1599	④	時	吉川伝家書状	二宮俊成	二宮恒夫仕書	吉川家文書別集	345	263	
4766(永禄4)	1561	④	時	吉川元春書状	又左・彦右・九左衛・安田・兵介	家中3 粟屋氏書	吉川家文書1	67	42	
4767(慶長4)	1599	④	時	吉川伝家書状	吉川元春	吉川家文書	吉川家文書1	466	418	
4768(永禄4)	1561	④	時	上新橋藩御内書	吉川元春	吉川家文書				
4769(永禄4)	1561	④	時	吉川元春書状	湯原春綱	關115 湯原文左衛門	關3	81	451	
4770(天正8)	1580	④	時	吉川元春書状	森脇春秀	藩中15 森脇徳生				
4771(天正8)	1580	④	時	吉川元春書状	森脇春秀	藩中15 森脇徳生				

4772(天正8)	1580	⑧	12	吉川元春書状	森脇春秀	藩中15 森脇春秀			
4773(天正8)	1580	⑧	14	吉川元春書状	森脇春秀	藩中15 森脇春秀			
4774(天正8)	1580	⑧	15	吉川元春書状	今田長高	家中10 森脇春秀			
4775(天正8)	1580	⑧	15	吉川元春書状	森脇春秀	藩中6 森脇春秀			
4776(元和4)	1580	⑧	16	吉川元春書状	永興寺	西澤永興寺旧藏文書			
4777(天和3)	1580	⑧	18	吉川元春書状	森脇春秀	藩中15 森脇春秀			
4778(元和4)	1580	⑧	20	吉川元春書状	二兵介(二宮長実)	二宮相夫手書			
4779(天正8)	1580	⑧	21	吉川元春書状	竹内幸十郎	兼作古簡集注解			449 329
4780(天正8)	1580	⑧	21	吉川元春書状	西条寺	西条寺文書			49
4781(天正8)	1580	⑧	21	吉川元春書状	西条寺	西条寺文書			516
4782(天正8)	1580	⑧	21	吉川元春・福原貞俊・口羽通良・小早川隆景連署書状	益田元祥	関7 益田越中			
4783(天正8)	1580	⑧	21	吉川元春書状	益田元祥	益田家文書37			22 91
4784(天正8)	1580	⑧	21	吉川元春書状	竹内孫三郎	兼作古簡集注解			
4785(天正8)	1580	⑧	21	吉川元春書状	森脇春秀	藩中15 森脇春秀			
4786(天正8)	1580	⑧	22	足利利就御内書	吉川元長	藩中15 森脇春秀			51
4787(天正8)	1580	⑧	22	毛利輝元書状	栗屋就光	関110(小川源右衛門)5 関110(小川助右衛門)2			653 587
4788(天正8)	1580	⑧	23	吉川元春・小早川隆景連署書状	湯原春綱	関115 湯原文左衛門			
4789(天正8)	1580	⑧	25	下間頼広書状	小早川隆景・福原貞俊・口羽通良・吉川元春	関9 桂善左衛門			82 451
4790(慶長12)	1607	④	26	吉川元春書状	越後・松平次	藩中16 森脇春秀			
4791(元禄3)	1572	⑧	8	吉川元春書状	国司元忠・児玉元良	関123 野村作兵衛			
4792(水禄12)	1569	⑥	7	毛利輝元書状	備中福次文書	関3			15 619
4793(水禄12)	1569	⑥	7	毛利輝元書状	備中福次文書	関3			201
4794(天正16)	1588	⑥	25	足利利就御内書	赤六右京丞	関37 中川与右衛門			11 17
4795(水禄12)	1569	⑥	28	吉川元春親前国立花城合戦注文	吉川元春	吉川家文書			729 701
4796(元和1)	1615	⑧	3	吉川元春書状	(毛利輝元・元就連署親到)	吉川家文書			513 463
4797(元和1)	1615	⑧	8	吉川元春書状	安右衛門尉・久右衛門尉・備前守・左京下野守・宗玄・内記・勘左衛門尉・単人	家中9 香川氏什書			
4798(慶長10)	1605	⑧	9	吉川元春書状	松安右・二兵介	藩中3 二宮新左衛門			
4799(水禄1)	1558	⑧	12	吉川元春書状	黒柳内蔵左	藩中9 黒柳惣左衛門			466 339
4800(慶長4)	1463	⑧	14	山名尊書状	吉川元春	吉川家文書			
4801(慶長20)	1615	⑦	16	吉川元春書状	伊原・棟謙	藩中2 松平平			63 39
4802(天正5)	1577	⑦	3	吉川元春書状	以儀	西澤永興寺旧藏文書			
4803(慶長1)	1596	⑦	9	吉川元春書状	松安右	藩中1 今田長兵衛			159 136
4804(慶長1)	1596	⑦	10	吉川元春書状	松安右・二兵介	藩中1 今田長兵衛			
4805(天正5)	1577	⑦	20	吉川元春書状	多賀元忠	多賀文書・関連1の1(多賀兵右衛門)67・防長風土注進案第12神田下村p335			773 61
4806(寛永11)	1634	⑦	20	吉川元春書状	二宮兵介(長実)	二宮相夫手書			506 357
4807(慶長1)	1596	⑦	25	吉川元春書状	桂去馬(兼房)・山九(山崎春信)・松安右(松岡長佳)・二兵(二宮長実)・祖九(祖式長好)	祖式在太郎什書・藩中6(祖式嘉織)			620 448
4808(天正13)	1585	⑧	2	国司元就書状	御崎	日御崎神社文書			
4809		⑧	5	吉川元春書状	伊豆馬守	藩中2 松平平			大社町史 2159 557
4810(天正13)	1585	⑧	7	吉川元春書状	日御崎	日御崎神社文書			
4811(元和9)	1623	⑧	10	吉川元春書状	美濃守(吉川元正)	吉川家文書			2160 557
4812		⑧	10	吉川元春書状	ひく	藩中8 宇都宮六左衛門			1326 541
4813(元和9)	1623	⑧	11	吉川元春書状	美濃(吉川元正)	吉川家文書			吉川家文書2 1325 540
4814(元和9)	1623	⑧	14	吉川元春書状	美濃(吉川元正)	吉川家文書			吉川家文書2 1327 541
4815(文明3)	1471	③	15	吉川元春書状	高橋命千代	吉川家文書			381 346
4816		③	15	吉川元春書状	洞泉寺	家中8 洞泉寺			
4817(天正13)	1585	⑧	17	吉川元春書状	日御崎	日御崎神社文書			
4818(慶長9)	1604	⑧	18	毛利輝元書状	吉川	吉川家文書			大社町史 2161 558
4819(延徳)	1490	⑧	19	吉川元春書状	吉川	吉川家文書			2109 368
4820(天正13)	1585	⑧	19	吉川元春書状	吉川	吉川家文書			354 310
4821		⑧	20	毛利輝元書状	吉川元春	藩中5 山中源兵衛			吉川家文書別集 95 88
4822		⑧	23	吉川元春書状	山口・李之介	藩中8 宇都宮六左衛門			
4823		⑧	25	吉川元春書状	河田徳左衛門	家中1 餅田四郎兵衛			
4824(慶長9)	1604	⑧	27	吉川元春書状	雲光寺	西澤永興寺旧藏文書			
4825(天正13)	1585	⑧	28	吉川元春書状	森脇春秀	藩中16 森脇春秀			吉川家文書別集 209 176
4826(元和)	1623	⑧	28	吉川元春書状	森脇春秀	藩中16 森脇春秀			
4827(文禄2)	1593	⑧	9	長尾景虎書状	羽楽吉川侍從	吉川家文書			
4828(文禄2)	1593	⑧	9	長尾景虎書状	羽楽吉川侍從	吉川家文書			755 725
4829(寛永19)	1642	⑧	25	吉川元春書状	一福兵介(長実)	吉川家文書			756 726
4830(文禄2)	1593	⑧	28	吉川元春書状	羽楽吉川侍從	吉川家文書			560 396
4831		⑧	18	今田助右衛門書状	山島長兵衛	吉川家文書			757 727
4832(慶長17)	1612	⑧	28	吉川元春書状	二兵介(二宮長実)	吉川家文書			26 86
4833(慶長17)	1612	⑧	28	吉川元春書状	松平藩	藩中10 松平三介			吉川家文書別集 433 318
4834(慶長6)	1601	⑧	7	吉川元春書状	祖九(祖式長好)・二兵(二宮長実)	二宮相夫手書			
4835(天正2)	1574	⑧	14	吉川元春書状	御崎	日御崎神社文書			422 312
4836(天正2)	1574	⑧	14	毛利輝元書状	榑崎三河守・榑崎信康	大社町史 1895 409			
4837(天正2)	1574	⑧	16	吉川元春書状	山田出守	関53 榑崎与兵衛			関2 14 940
4838(天正2)	1574	⑧	19	大龍寺丹海書状	榑守左近将監	関31 山田吉兵衛			36 742
4839(慶長6)	1601	⑧	29	吉川元春書状	松安兵	關5 藤谷文兵衛			1628 1135
4840(水禄6)	1563	⑧	5	毛利元就書状	矢島治郎少輔	兼宗寺文書・防長寺社証文(香山常宗寺)・防長風土注進案第25上宇野寺之6			関4・防長風土注進案 13p139 島根風土8p348
4841(水禄6)	1563	⑧	5	吉川元春書状	東屋元俊	家中3 栗原長衛			2 131
4842(元和6)	1620	⑧	15	吉川元春書状	久左衛門尉・勘介	西澤永興寺旧藏文書			吉川家文書別集 229 192
4843(元和6)	1620	⑧	17	吉川元春書状	池太左	藩中3 二宮新左衛門			
4844(元和6)	1620	⑧	17	吉川元春書状	池太左	藩中3 二宮新左衛門			
4845(元和6)	1620	⑧	19	吉川元春書状	二兵介(二宮長実)	二宮相夫手書			
4846(水禄6)	1563	⑧	24	小早川隆景書状	策雲	長府毛利家文書一四(元就公其他御與禪寺へ当り御書類其他)			吉川家文書別集 465 338
4847			20	吉川元春書状	横孫右	藩中5 横道十郎兵衛			下関市史IV・広島風土V 19 63
4848			1	毛利元就書状	吉川元春	関連5の1(二宮兵左衛門)1・防長風土注進案1(第3西方村)p138			関連瀬・防長風土注進案1
4849			4	毛利元就書状	渡辺長・児玉元兼	関連5の1 山鹿半七			
4850(天正19)	1591		5	吉川元春書状	〇〇〇〇・〇〇〇〇	大阪城天守閣所蔵文書・藩中4(河上嘉代六)			関連瀬 2 288
4851			5	吉川元春書状	〇〇〇〇・〇〇〇〇	大阪城天守閣所蔵文書			
4852			5	吉川元春書状	李	藩中3 二宮六左衛門			
4853			5	吉川元春書状	李	藩中8 宇都宮六左衛門			
4854(天正20)	1592		6	羽楽秀吉朱印状	小早川侍從・吉川元春・柳川侍從・高橋主	小早川家文書・関10(堅田安房)167			小早川家文書1 322 290
4855			7	吉川元春書状	藤元・筑紫左馬頭	関連3の1 重目孫右衛門			
4856			7	吉川元春書状	松四郎左・祖九右	藩中6 祖式嘉織			関連瀬 7 140
4857			10	吉川元春書状	太左衛門尉	藩中2 池八郎右衛門			
4858			13	吉川元春書状	岡本松右衛門	家中6 御書 岡本			
4859			13	吉川元春書状	池太郎左	藩中2 池八郎右衛門			
4860			13	吉川元春書状	祖九右(祖式長好)	祖式在太郎什書・藩中6(祖式嘉織) 御書(祖式)			吉川家文書別集 692 505
4861			14	吉川元春書状	平川孫兵衛	関連4の2 平川孫兵衛			関連瀬 20 272
4862			14	吉川元春書状	李	藩中8 宇都宮六左衛門			
4863			16	吉川元春書状	藤谷信直	関42 藤谷与右衛門			関2 5 128
4864(天正11)	1583		17	吉川元春書状	原玉四郎兵衛尉	関19 原玉四郎兵衛			関1 65 527
4865(天正12)	1584		18	吉川元春書状	榑守・児小次	千家文書			2104 533
4866			19	吉川元春書状	山田助右衛門	御書 山田			
4867			19	吉川元春書状	益田元祥	藩中2 池八郎右衛門			
4868			22	吉川元春書状	香川兵衛	藩中13 香川兵左衛門			
4869			23	佐世元就書状	香川春隆	関123 野村作兵衛			関9 25 621
4870			24	吉川元春書状	宇奈	藩中8 宇都宮六左衛門			
4871			25	吉川元春書状	榑守房頭	藤谷野坂文書			広島風土II 837 482
4872(天正7)	1579		25	吉川元春書状	榑守房頭	藩中2 池八郎右衛門			
4873			25	吉川元春書状	榑守房頭	藤谷野坂文書			
4874			27	毛利輝元書状	多賀元忠	多賀文書・関144(洞玄寺)17・注進案18(第12神田下村)p336			早稲田下巻 779 63
4875(天正15)	1587		28	毛利輝元書状	吉原右・今安右・二兵介・松三介・中津?	藩中1 今田長兵衛			
4876			28	吉川元春書状	榑守	藩中8 宇都宮六左衛門			広島風土V 3 108
4877			2	吉川元春書状	池太左	藩中2 池八郎右衛門			
4878			12	吉川元春書状	池太左	藩中2 池八郎右衛門			
4879			19	吉川元春書状	池太郎左衛門尉	藩中2 池八郎右衛門			
4880			1	吉川元春書状	池太郎左衛門尉	藩中2 池八郎右衛門			
4881			1	吉川元春書状	池太郎左衛門尉	藩中2 池八郎右衛門			

4882		1	吉川広家書状		藩中8 内板申左衛門			
4883		2	吉川広家書状		藩中8 宇都宮六左衛門			
4884		4	吉川広家書状	中村彦	藩中7 中村純平			
4885		5	大觀應意(大野治長母)消息	まつ川くら人(吉川広家)	吉川家文書	吉川家文書2	848	10
4886		5	吉川如兼(広家)自筆書状	永興	西澤永興寺旧藏文書	吉川家文書別集	253	206
4887		5	吉川広家書状	坂根權右衛門	藩中13 坂根十郎左衛門			
4888		5	吉川広家書状	李之允	藩中8 宇都宮六左衛門			
4889		6	吉川広家書状	松四郎左衛門・祖九右衛門	藩中6 祖式嘉徳			
4890		8	吉川元長自筆書状	西澤寺	西澤永興寺旧藏文書	吉川家文書別集	154	132
4891		8	吉川広家書状	松原崎	藩中11 松浦三介			
4892		9	福原広俊自筆書状	香文(香川家系)	吉川家文書	吉川家文書2	978	141
4893		9	吉川元長自筆書状	何有斎	西澤永興寺旧藏文書	吉川家文書別集	102	87
4894		9	吉川経直書状	山県重右	藩中10 山県重右衛門	広島県史V	3	111
4895		9	吉川広家書状	山五兵衛	藩中10 山県重右衛門			
4896		9	吉川広家書状	広瀬石見守	藩中14 広瀬二兵衛			
4897		10	吉川広家書状	宇備	藩中8 宇都宮六左衛門			
4898		11	吉川広家書状	松三介	藩中11 松浦三介			
4899		11	吉川広家書状	等康・泰庵	藩中5 竹下權大夫			
4900		12	吉川広家書状	新介	家中4 武田新左衛門			
4901		12	吉川広家書状	口右・口左	藩中6 祖式嘉徳			
4902		12	吉川広家書状	松安・祖九右	藩中6 祖式嘉徳			
4903		12	吉川広家書状	土佐守・里人・四郎兵衛・丞介	藩中8 宇都宮六左衛門			
4904		13	吉川元長書状	武永松三郎	藩中8 武永書			
4905		13	吉川元長自筆書状	李之允	藩中8 宇都宮六左衛門			
4906		13	吉川如兼(広家)自筆書状	永興寺	西澤永興寺旧藏文書	吉川家文書別集	295	233
4907		14	吉川如兼(広家)自筆書状	安国寺侍者	西澤永興寺旧藏文書	吉川家文書別集	265	213
4908		14	吉川広家書状	松三介	不働除文書	広島県史IV	10	10
4909		14	吉川広家書状	少左	藩中11 松浦三介			
4910		16	吉川如兼(広家)自筆書状	齋堂(惠庵)	藩中2 池八郎右衛門	吉川家文書別集	231	193
4912		16	吉川広家書状	彦右	家中3 栗屋氏御書			
4913	甲ノ	16	吉川元長・元春連署書状	香田源四郎	譜録 第15 種殊勝道?			
4914		17	吉川元長自筆書状	何有斎	西澤永興寺旧藏文書	吉川家文書別集	177	151
4915		17	吉川広家書状	十右	藩中6 祖式嘉徳			
4916		17	吉川元長自筆書状	福伯重輝	藩中9 福伯重輝			
4917		18	吉川元長自筆書状	尾伯重輝	西澤永興寺旧藏文書	吉川家文書別集	185	157
4918		18	吉川広家書状	そ九右(祖式長好)	祖式荘太郎什書・藩中6(祖式嘉徳)	吉川家文書別集	590	425
4919		18	吉川広家書状	そ九右(祖式長好)	祖式荘太郎什書	吉川家文書別集	622	450
4920		18	吉川元長自筆書状	そ九右(祖式長好)	吉川家文書	吉川家文書2	1195	357
4921		19	吉川広家書状	祖九(祖式長好)	祖式荘太郎什書・藩中6(祖式嘉徳)	吉川家文書別集	697	508
4922		19	吉川広家書状	あて切てなし	藩中11 今田重兵衛			
4923		19	吉川広家書状	池本左	藩中2 池八郎右衛門			
4924		19	吉川広家書状	池本左	藩中2 池八郎右衛門			
4925		19	吉川広家書状	李之允	藩中8 宇都宮六左衛門			
4926		19	吉川広家書状	李之允	藩中8 宇都宮六左衛門			
4927		19	吉川広家書状	新村權左衛門	藩中9 新村權左衛門			
4928		21	系圖書状	藤藏寺	西澤永興寺旧藏文書	吉川家文書別集	31	23
4929		21	吉川広家書状	藤藏寺	西澤永興寺旧藏文書			
4930		21	吉川広家書状	藤藏寺	西澤永興寺旧藏文書			
4931		21	吉川広家書状	藤藏寺	西澤永興寺旧藏文書			
4932		22	吉川元長自筆書状	藤藏寺	西澤永興寺旧藏文書	吉川家文書別集	49	39
4933		22	吉川元長自筆書状	藤藏寺	西澤永興寺旧藏文書			
4934		22	吉川経直書状	山重右	藩中10 山県重右衛門	広島県史V	2	111
4935		22	吉川広家書状	孫兵衛	藩中13 真田小左衛門			
4936		22	吉川広家書状	池本左	藩中2 池八郎右衛門			
4937		22	吉川広家書状	池本左	藩中8 宇都宮六左衛門			
4938		23	吉川如兼(広家)自筆書状	永興寺	西澤永興寺旧藏文書	吉川家文書別集	226	190
4939		23	吉川元長書状	栗屋重光・森昭一郎右衛門尉	藩中5 森昭一郎			
4940		23	吉川広家書状	四郎兵衛・むく右	藩中8 宇都宮六左衛門	吉川家文書別集	582	419
4941		24	吉川広家自筆書状	そ九右(祖式長好)	祖式荘太郎什書			
4942		24	吉川広家書状	そ九右	西澤永興寺旧藏文書	吉川家文書別集	274	218
4943		26	吉川如兼(広家)自筆書状	西堂(惠庵)	藩中13 佐藤隆五郎			
4944		26	吉川広家書状	森作右	藩中16 森綱徳江			
4945		26	吉川広家書状	宇左	藩中8 宇都宮六左衛門			
4946		26	吉川広家書状	宇左	藩中8 宇都宮六左衛門			
4947		27	毛利隆元書状	平休就言	關2 櫻井半左衛門	關2	3	389
4948		27	吉川広家書状	池本左	藩中2 池八郎右衛門			
4949		27	吉川広家書状	池本左	藩中2 池八郎右衛門			
4950		27	吉川広家書状	池本左	藩中8 宇都宮六左衛門			
4951		27	吉川広家書状	道久	藩中9 龍谷玄瑞			
4952		28	吉川広家書状	九右衛門	藩中6 祖式嘉徳			
4953		29	吉川広家書状	李	藩中8 宇都宮六左衛門			
4954		29	吉川広家書状	吉川経直	家中9 坂本坂田(?)差出			
4955		1	吉川元長書状	松	藩中11 松浦三介			
4956		1	吉川元長書状	山県越後守	藩中10 山県奎	広島県史V	1	112
4957	即刻		吉川元春・元長連署書状	洞泉寺	家中8 洞泉寺			
4958	即刻		吉川広家書状	洞泉寺	家中8 洞泉寺			
4959	即刻		吉川広家書状	洞泉寺	家中8 洞泉寺			
4960	即刻		吉川広家書状	むく	藩中5 竹下權大夫			
4961	即刻		吉川広家書状	李之允	藩中8 宇都宮六左衛門			
4962	即刻		吉川広家書状	李之允	藩中8 宇都宮六左衛門			
4963	即刻		吉川広家自筆書状	そ九右(祖式長好)	祖式荘太郎什書・藩中6(祖式嘉徳)	吉川家文書別集	616	446
4964	照		吉川広家書状	宇左	藩中8 宇都宮六左衛門			
4965			藩中(福福先序)名注文		吉川家文書	吉川家文書1	306	258
4966			尾山(永安)後家)申状案		吉川家文書	吉川家文書2	1128	284
4967			吉川経直書状	法華御前	吉川家文書	吉川1060 遺文1357		
4968			吉川経直書状	ちやうまつ丸(長松丸)	吉川家文書	吉川家文書2	1116	271
4969			吉川経直書状	二宮恒夫什書	吉川家文書	吉川家文書別集	323	252
4970			吉川経直書状	吉川家文書	吉川家文書	吉川家文書2	1422	686
4971			吉川経直書状	吉川家文書	吉川家文書	吉川家文書2	1420	685
4972			吉川経直書状	吉川家文書	吉川家文書	吉川家文書別集	1421	685
4973(永正13)	1516		石見国久利郷市原村半分田地押付帳	石見吉川家文書	石見吉川家文書	吉川家文書別集	44	45
4974			吉川興隆書状	連丹州	藩中8 宇都宮六左衛門	広島県史V	1	108
4975(天文12)	1543		毛利元就知行文案	毛利家文書	毛利家文書	毛利家文書1	251	222
4976(天文12)	1543		毛利元就知行文案	毛利家文書	毛利家文書	毛利家文書1	252	226
4977(天文17)	1548		吉川元春合戦注文	吉川家文書	吉川家文書	毛利家文書1	507	450
4978(天文22)	1553		毛利元就書状	大坂城天守閣所藏文書・關渡5の1(毛利隆元家臣松岡良助)	關渡湖	毛利家文書2	1	275
4979(天文23)	1554		毛利元就自筆書状	毛利家文書	毛利家文書	毛利家文書2	595	292
4980(天文23)	1554		毛利元就自筆書状	毛利家文書	毛利家文書	毛利家文書2	667	407
4981(天文23)	1554		毛利元就自筆書状	毛利家文書	毛利家文書	毛利家文書2	668	410
4982(天文23)	1554		毛利元就自筆書状	左太	毛利家文書	毛利家文書2	704	447
4983(天文23)	1554		毛利元就自筆書状	東露	毛利家文書	毛利家文書2	669	
4984(弘治1)	1555		福原隆兼・隆	(吉川元春)	吉川家文書	吉川家文書1	453	407
4985(弘治2)	1556		毛利元就書状	吉川元春	徳山毛利家文書	山口県史	8	
4986(弘治3)	1557		毛利元就自筆書状	毛利隆元	吉川家文書	吉川家文書1	190	150
4987(弘治3)	1557		毛利元就自筆書状	御三人	毛利家文書	毛利家文書2	408	103
4988(弘治3)	1557		氏名未詳書状	藤元	關2 原 彌十郎	關2	14	861
4989(永禄1)	1558		毛利元就自筆書状	藤元	毛利家文書	毛利家文書2	429	141
4990(永禄1)	1558		毛利隆元(吉川)元春小早川隆義連署状案	藤十郎	毛利家文書	毛利家文書2	546	233
4991(永禄1)	1558		毛利隆元自筆書状	左太	毛利家文書	毛利家文書2	701	442
4992(永禄1)	1558		毛利隆元自筆書状	元春	毛利隆元二郎(田家)有之証文	新編通記	577	
4993(永禄1)	1558		毛利隆元自筆書状	隆元	毛利家文書	毛利家文書2	476	178
4994(永禄1)	1558		毛利隆元自筆書状	隆元	毛利家文書	毛利家文書2	477	180
4995(永禄1)	1558		毛利隆元自筆書状	隆元	毛利家文書	毛利家文書2	479	181
4996(永禄1)	1558		毛利隆元自筆書状	尾崎	毛利家文書	毛利家文書2	691	431
4997(永禄1)	1558		毛利隆元自筆書状	左太	毛利家文書	毛利家文書2	780	540
4998(永禄1)	1558		毛利隆元自筆書状	隆元	毛利家文書	毛利家文書2	478	
4999			東書状	福原藤輪	藩中11(福原國右衛門?)			

5122	(天正13)	1585	吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	162	139
5123	(天正13)	1585	吉川元長書狀	香川春輝・森脇一郎右衛門尉	澤中15 義路繁生			
5124	(天正13)	1585	来(吉川元長) 条書		澤中5 權道紹介			
5125	(天正14)	1586	吉川元長領地付立		吉川家文書	吉川家文書1	694	626
5126			吉川元長	原玉小次郎	澤中10 山真孝	關1	29	481
5127			吉川元長	山原經後守	吉川家文書			
5128			吉川元長自筆書狀		原玉元兼 關17(原玉三郎右衛門)29	吉川家文書2	1236	412
5129			吉川元長書狀	吉川経言	家中9 坂本利通(差出)	山口風史II	47	
5130			吉川元長書狀	森脇次郎四郎(春貞)	澤中15 森路繁生			
5131			吉川元長書狀	森脇次郎四郎(春貞)	澤中16 森路輝江			
5132			吉川元長書狀	森脇次郎四郎(春貞)	澤中16 森路輝江			
5133			吉川元長書狀	森脇次郎四郎(春貞)	澤中16 森路輝江			
5134			吉川元長書狀	森脇次郎四郎(春貞)	澤中16 森路輝江			
5135			吉川元長書狀	森脇次郎四郎(春貞)	澤中16 森路輝江			
5136			吉川元長書狀	森脇次郎四郎(春貞)	澤中16 森路輝江			
5137			吉川元長書狀	森脇次郎四郎(春貞)	澤中16 森路輝江			
5138			吉川元長書狀	森脇次郎四郎(春貞)	澤中16 森路輝江			
5139			吉川元長書狀	宇都宮泰依	澤中8 宇都宮六左衛門			
5140			来(吉川元長)書狀		澤中9 井上(左衛門)			
5141			毛利輝元自筆書狀	人々	三原城壁文書(創立三原高等学校所蔵)	広島県史IV	2	490
5142			毛利輝元書狀	隆景	檜崎文書	広島県史IV	6	524
5143			小早川隆景自筆書狀	吉川元春	吉川家文書	吉川家文書別集	738	547
5144			小早川隆景書狀		三原城壁文書(創立三原高等学校所蔵)	広島県史IV	18	500
5145			山内海清書案		山内首藤家文書	大日本古文書15	289	232
5146			李若碧画			広島県史I	109	855
5147			李若碧(吉川元長)書狀	おひとへ	江田家文書、家中2(江田家所蔵御書)			
5148			来々々					
5149			来書状	吉川殿河守	吉川家文書(写文書)	鳥根真史8		131
5150			来書状		吉川史料館所蔵文書	山口風史II	24	138
5151			来書状		三原城壁文書(創立三原高等学校所蔵)	山口風史II	6	143
5152			和多坊頼知行分書立		鶴瀬寺文書	広島県史IV	4	491
5153			和多坊頼知行分書立		鶴瀬寺文書	鶴瀬寺文書の研究	252	
5154			味岩自筆下火目録		千手寺印類番用	鶴瀬寺文書の研究	251	
5155	(天正15)	1587	吉川元長書状・元長任復書状		吉川家文書	吉川家文書2	1251	456
5156			吉川元長自筆書狀		西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	151	130
5157			吉川元長自筆書狀		西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	172	147
5158			吉川元長自筆書狀	吉川経言	吉川家文書	吉川家文書2	1250	455
5159			吉川元長自筆書狀	何有	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	41	33
5160			吉川元長自筆書狀	以徹	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	44	35
5161			吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	47	38
5162			吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	69	63
5163			吉川元長自筆書狀	又	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	74	56
5164			吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	81	64
5165			吉川元長自筆書狀	以徹	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	95	82
5166			吉川元長自筆書狀	又	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	98	84
5167			吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	99	85
5168			吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	123	106
5169			吉川元長自筆書狀	又	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	126	108
5170			吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	129	110
5171			吉川元長自筆書狀	何有	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	132	114
5172			吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	134	115
5173			吉川元長自筆書狀	何有	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	140	119
5174			吉川元長自筆書狀	亦	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	144	122
5175			吉川元長自筆書狀	又	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	152	131
5176			吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	163	140
5177			吉川元長自筆書狀	何有	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	168	144
5178			吉川元長自筆書狀	王翁	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	171	146
5179			吉川元長自筆書狀	何有	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	175	149
5180			吉川元長自筆書狀	以徹	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	176	150
5181			吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	186	157
5182			吉川元長自筆書狀	以徹	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	190	161
5183			吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	192	163
5184			吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	193	164
5185			吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	196	166
5186			吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書			
5187			吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書			
5188			吉川元長自筆書狀	周伯惠輝	西禅水與西寺旧藏文書			
5189			吉川元長書狀	佐々木弥十郎	家中6 佐々木権兵衛			
5190			吉川元長書狀	森脇頼吉・佐々木弥十郎	家中6 佐々木権兵衛			
5191			吉川元長書狀	佐々木弥十郎	家中6 佐々木権兵衛			
5192			吉川元長書狀	佐々木弥十郎	家中6 佐々木権兵衛			
5193			吉川元長書狀	佐々木平兵衛尉	家中6 佐々木権兵衛			
5194			吉川元長書狀	香川春輝・森脇一郎右衛門尉	澤中15 義路繁生	広島県史V	13	124
5195			吉川元長書狀	香川春輝・森脇頼吉	澤中15 義路繁生	広島県史V	14	124
5196			吉川元長書狀	森善次	澤中9 森原大厚			
5197			吉川元長書狀の八書	二宮信深守(俊実)	二宮信夫片書			
5198			吉川元長書狀(書出)	周伯惠輝	家中9 普原国師肖像賛	吉川家文書別集	335	258
5199			吉川元長和歌扇册		吉川家文書	吉川家文書2	1424	687
5200			吉川元長書狀	伊志十郎兵衛	家中13 石家御書類写			
5201			吉川元長書狀	越中守	家中3 石家御書類写			
5202			伝吉川元長自筆和歌		徳書、權道			
5203			来(吉川元長)書状		家中6 佐々木権兵衛			
5204			富任氏所蔵文書類裏書付		家中9 万徳公宮内春寒江城下御書			
5205			毛利輝元書狀	隆景	江田家文書			
5206			六所神社社殿社額等書書		大蔵村六所神社関係文書	鳥根真八東郡史	8	390
5207			吉川経言自筆書狀	西禅寺	西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	200	169
5208			吉川経言書狀	宇都宮泰依	澤中8 宇都宮六左衛門			
5209			吉川経言家来(寺僧)名影写		石見吉川家文書	吉川家文書別集	160	174
5210			伝吉川元長自筆書狀		吉川家文書	吉川家文書2	1217	380
5211			石見藤原・清見早・安芸原古實計注文	かかひ(元春兼・元權母)	吉川家文書	吉川家文書別集	1215	378
5212			吉川元長自筆書狀		吉川家文書	吉川家文書別集	41	33
5213	(天正16)	1588	吉川元長自筆書狀		吉川家文書	吉川家文書2	982	151
5214	(天正16)	1588	吉川元長自筆書狀		吉川家文書	吉川家文書2	1340	356
5215	(天正16)	1588	吉川元長自筆書狀		吉川家文書			
5216	(天正18)	1590	吉川元長自筆書狀		吉川家文書			
5217			三新五・木利和守運書書狀	吉川小次郎(經実)	澤中10 山真孝到左衛門			
5218			繁沢元氏書狀	三郎兵衛	家中3 粟尾氏御書			
5219			繁沢元氏書狀	三郎兵衛	吉川史料館所蔵文書	山口風史II	7	143
5220			吉川元長自筆書狀		江田家文書			
5221			宝鏡院米良十王守護國権願紙		澤中6 禊式裏纏			
5222	(慶長5)	1600	吉見三河守起請文	吉川藏人・同又次郎・吉見彦次郎	熊野郡那智大社文書(湖崎権主文書)	広島県史V	1	992
5223	(慶長5)	1600	中西寺左衛門書狀	福守左近(宗行)	家種別録・山口風史編纂所史料			
5224	(慶長5)	1600	氏名未詳書狀		廣島野坂文書	広島県史II	1767	1247
5225	(慶長5)	1600	毛利輝元書狀	福原	福原家文書	廣	22	148
5226	(慶長5)	1601	吉川元長自筆書狀	福原元俊	福原家文書	福原家文書上	11	34
5227	(慶長5)	1601	吉川元長自筆書狀		吉川家文書	吉川家文書2	917	76
5228	(慶長6)	1601	二宮俊実書狀		福原家文書	福原家文書上	96	118
5229	(慶長11)	1606	毛利輝元書狀(古今集歌歌上)色紙		二宮信夫片書	吉川家文書別集	561	388
5230	(元和)	1615	吉川元長自筆書狀(後園)	靈光寺	吉川家文書	吉川家文書2	1398	676
5231	(元和I)	1615	吉川元長自筆書狀		西禅水與西寺旧藏文書	吉川家文書別集	220	185
5232			澄善寺某消息写		吉川家文書	吉川家文書別集	659	486
5233			吉川元長書狀	松三介		吉川家文書2	840	5
5234			吉川元長書狀	口和向	家中2 松浦家			
5235			吉川元長書狀	松田出左衛門	家中8 湯泉寺			
5236			吉川元長書狀	福原元・早人、勸左衛門、左京・土佐・宗次、但馬・平右衛門尉、吉野・十郎兵衛、安右衛門尉、九右衛門尉、兵介、九兵衛、彦左衛門尉、九左衛門尉、三介、宗南	澤中11 松浦三介			
5237			吉川元長書狀	口和向	澤中11 松浦三介			
5238			吉川元長書狀	李	澤中8 宇都宮六左衛門			
5239			吉川元長書狀		澤中8 宇都宮六左衛門			
5240			吉川元長書狀		澤中6 禊式裏纏			
5241			吉川元長書狀	福九右	澤中6 禊式裏纏			
5242			吉川元長書狀	福九右	澤中6 禊式裏纏			
5243			吉川元長書狀	孝九右	澤中6 禊式裏纏			
5244			吉川元長書狀	孝九右	澤中6 禊式裏纏			

5371			毛利宗瑞繪元自筆書状	広家	毛利家文書	毛利家文書3	1189	521
5372			毛利輝元自筆紀元文案	広家	毛利家文書	毛利家文書1	363	376
5373			毛利輝元自筆能合元直罪状書		毛利家文書	毛利家文書4	1279	96
5374			毛利輝元書状	福原広俊	福原家文書	福原家文書上	13	39
5375			毛利輝元書状	福原広俊	福原家文書	福原家文書下	1	50
5376			毛利輝元書状	児玉元良	譜録	二宮太郎右衛門辰相	17	311
5377			毛利輝元書状	二宮	譜録	二宮太郎右衛門辰相	18	311
5378			毛利輝元書状	二宮	譜録	二宮太郎右衛門辰相	19	312
5379			毛利輝元書状	二宮	譜録	二宮太郎右衛門辰相	20	312
5380			毛利輝元書状	二宮	譜録	二宮太郎右衛門辰相	37	318
5381			毛利輝元書状	二宮	譜録	二宮太郎右衛門辰相	49	321
5382			毛利輝元書状	二宮	譜録	二宮太郎右衛門辰相	56	323
5383			毛利輝元書状	二宮	譜録	二宮太郎右衛門辰相	11	669
5384			毛利輝元書状	關67 福原政理	關譜302 高洲松三	關譜	14	161
5385			毛利輝元書状	小早川隆景	吉川家文書	吉川家文書2	1192	354
5386			毛利輝元自筆書状	広(広家)	吉川家文書	吉川家文書2	1204	367
5387			毛利輝元自筆書状	家(広家)	吉川家文書	吉川家文書2	27	20
5388			毛利輝元自筆書状	妙壽寺	西福水園寺田藏文書	吉川家文書別集	1188	344
5389			毛利輝元自筆書状		吉川家文書	吉川家文書2	1380	659
5390			毛利輝元自筆和歌書		吉川家文書	吉川家文書2	49	
5391			毛利輝元書状	栗屋敷方	關63 廻馬助兵衛	關	21	
5392			毛利輝元書状	一宮勢原	關64 一宮太郎右衛門	關2		
5393			毛利輝元書状	三宮元泰	藩中10 山田平次右衛門			
5394			毛利輝元書状	三宮元泰	譜録46 岡司信弘 71			
5395			毛利輝元書状	三宮元泰	譜録4 二宮辰相 17			
5396			毛利輝元急句短冊		吉川家文書	吉川家文書2	1401	677
5397			毛利輝元急句短冊		吉川家文書	吉川家文書2	1406	679
5398			毛利輝元急句短冊		吉川家文書	吉川家文書2	1408	679
5399			毛利輝元急句短冊		吉川家文書	吉川家文書2	1410	680
5400			毛利輝元急句短冊		吉川家文書	吉川家文書2	1407	679
5401			毛利輝元急句歌(新古今集春歌上)短冊		吉川家文書	吉川家文書2	1400	677
5402			毛利輝元急句歌(新古今集春歌四)短冊		吉川家文書	吉川家文書2	1399	677
5403			毛利輝元去人(宗元氏)自筆消息		吉川家文書	吉川家文書2	1391	667
5404			毛利輝元去人(宗元氏)自筆消息	御たけ(広正去人毛利氏)	吉川家文書	吉川家文書2	1392	669
5405			毛利輝元去人(宗元氏)自筆消息	御たけ(広正去人毛利氏)	吉川家文書	吉川家文書2	1394	672
5406			毛利輝元去人(宗元氏)自筆消息	御たけ(広正去人毛利氏)	吉川家文書	吉川家文書2	1395	673
5407			毛利輝元去人(宗元氏)自筆消息	御たけ	吉川家文書	吉川家文書2	1432	691
5408			毛利輝元和歌短冊		吉川家文書	吉川家文書2	1402	677
5409			毛利輝元和歌短冊		吉川家文書	吉川家文書2	1404	678
5410			毛利輝元和歌短冊		吉川家文書	吉川家文書2	1405	678
5411			毛利輝元和歌短冊		吉川家文書	吉川家文書2	1409	679
5412			毛利輝元和歌短冊		吉川家文書	吉川家文書2	1412	680
5413			毛利輝元和歌短冊		吉川家文書	吉川家文書2	1413	680
5414			毛利宗瑞(輝元)自筆書状	左介(吉川広正)	吉川家文書	吉川家文書2	1376	651
5415			毛利宗瑞(輝元)自筆書状	左介(吉川広正)	吉川家文書	吉川家文書2	1377	652
5416			毛利宗瑞(輝元)自筆書状	左介(吉川広正)	吉川家文書	吉川家文書2	1378	652
5417			毛利宗瑞(輝元)自筆書状	左介(吉川広正)	吉川家文書	吉川家文書2	1379	653
5418			毛利宗瑞(輝元)自筆書状	広正	吉川家文書	吉川家文書2	1382	655
5419			毛利宗瑞(輝元)自筆書状	広正	吉川家文書	吉川家文書2	1383	655
5420			毛利宗瑞(輝元)自筆書状	左介(吉川広正)	吉川家文書	吉川家文書2	1384	656
5421			毛利宗瑞(輝元)自筆書状	広正	吉川家文書	吉川家文書2	1386	657
5422			毛利宗瑞(輝元)自筆書状	広正	吉川家文書	吉川家文書2	1387	657
5423			毛利宗瑞(輝元)急句短冊		吉川家文書	吉川家文書2	1411	680
5424			毛利宗瑞(輝元)和歌短冊		吉川家文書	吉川家文書2	1403	678
5425			毛利宗元神判重役付立		關20 拜勤右衛門	關	49	545
5426(元和2)	1616		毛利宗瑞神判重役付立		毛利家文書	毛利家文書3	1188	514
5427(元和2)	1616		毛利輝元自筆書状案	(秀元)	毛利家文書	毛利家文書3	1189	518
5428(元和3)	1617		井原元広口上書		吉川家文書	吉川家文書2	1316	595
5429			福島正則自筆書状	ひろいゑ(広家)	吉川家文書	吉川家文書2	966	129
5430			福島正則自筆書状	ひろいゑ(広家)	吉川家文書	吉川家文書2	967	130
5431			森崎書		吉川家文書	吉川家文書2	2133	599
5432(元和5)	1619	6	毛利宗瑞(輝元)自筆書状		毛利家文書	毛利家文書3	1165	464
5433			吉川広正神判印書		吉川家文書	吉川家文書2	1458	736
5434			吉川広正自筆書状		吉川家文書	吉川家文書2	1452	729
5435			吉川広正自筆長刀刀書		吉川家文書	吉川家文書2	1454	732
5436			吉川広正自筆長刀刀書		吉川家文書	吉川家文書2	1453	731
5437			吉川広正夫人(毛利氏)自筆消息	おまき	吉川家文書	吉川家文書2	1459	737
5438(慶安4)	1651		児玉景時書		關26 児玉外記	關	25	632
5439			吉川広正付来習字		吉川家文書	吉川家文書2	1481	739
5440			吉川広正習字		吉川家文書	吉川家文書2	1462	741
5441			西園樂下知人教注文		大家家文書録二	雲嶺具史	1585	904
5442			氏名未詳書		毛利家文書	毛利家文書2	742	494
5443			駿河志料		毛利家文書	毛利家文書1	1739	469
5444			長瀬寺加彌		防長寺社証文(福昌寺)	關4	2	432
5445			長瀬寺八幡宮神主家柄由緒書		關4の1 伊予八幡宮神主河野肥前守	關譜	1	235
5446			集書法	ひろ家	藩中10 山田平次右衛門			
5447			防州園分寺奉加彌		防長寺社証文(防府園分寺 三)	關4	98	318
5448			保寧日記抄		防長居士法進案	防長居士法進案13	167	
5449			三浦氏系図		三浦家文書	大日本古文書14	182	468
5450			毛利名書		釋淵寺文書	釋淵寺文書の研究	379	655
5451			毛利吉孫家来江田宗右衛門所持習書		福原家文書	福原家文書上	129	450
5452			吉川家伴字目録		吉川家文書	吉川家文書2	1362	586
5453			吉川氏知行目録		吉川家文書	吉川家文書2	1341	561
5454			親子直政實録等控書影写(後關)		吉川家文書	吉川家文書別集	50	55
5455			玄向元康筆券写		吉川家文書	吉川家文書2	1455	733
5456			關浦北島火鑑日記		佐藤家文書	大社町史	2432	724
5457			氏名未詳消息		吉川家文書	吉川家文書2	1304	506
5458			氏名未詳書	左馬助(吉川広家)	吉川家文書	吉川家文書2	1396	674
5459			氏名未詳書		吉川家文書	吉川家文書2	1433	692
5460			祝儀進物目録写		吉川家文書	吉川家文書2	861	20
5461			神魂社関係記録断簡		秋上家文書	大社町史	2434	732
5462			長勤短冊影写		右見吉川家文書	吉川家文書別集	32	25
5463			田公儀前守習書		藩中5(田公初三郎)・家中5(田公家 岡本孫太郎)			
5464			年寄支干書		吉川家文書	吉川家文書2	1351	574
5465			在頭役儀進物譜取状	(吉川蔵人)	吉川家文書	吉川家文書2	863	21
5466			武家御寄進年代記断簡		秋上家文書	大社町史 八東郡史「神魂社社文書107-108	2483	763
5467			武家代々御到目録		吉川家文書	吉川家文書2	1356	580
5468			武家代々御到目録		吉川家文書	吉川家文書2	1357	581
5469			關曲高砂齋在門抄出		吉川家文書	吉川家文書2	1457	735
5470			關曲齋在門抄出		吉川家文書	吉川家文書2	1456	734
5471			關曲齋在門抄出		秋上家文書	大社町史	2444	739
5472			釋淵寺鐘鐺断簡		釋淵寺文書	大社町史	2437	736
5473			御内實物		關譜5の1	關譜	285	
5474			毛利弘元子女系譜書		毛利家文書	毛利家文書1	191	
5475			毛利氏系譜書		毛利家文書	毛利家文書4	1569	610
5476			出雲国守護初之書		大庭村神魂社文書	雲嶺具史	109	267
5477			廣島社家藏神物追加注文案		野坂家文書	毛利家文書1	189	850
5478			上杉家御掛懸帳并古状軍新入日記		上杉家文書	上杉家文書2	958	427
5479			江氏家譜下			広島県史	2149	606
5480			江氏家譜下			広島県史	2181	634
5481			江田邸内六輔旗		江田家文書			
5482			小川右衛門家書		福原家文書	福原家文書下	130	451
5483			吉川家譜			広島県史	2098	590
5484			銀山日記			広島県史	2138	602
5485			熊谷氏系図(巻子)		熊谷家文書	大日本古文書14	258	251
5486			内藤家之次第書		内藤家文書	広島大学文学部紀要第49	105	64
5487			信長記		藤木村重國原当代記録	伊豆史料集4	85	46
5488			武器数庫敷付立		毛利家文書	毛利家文書3	1168	474

2000～2002年度科学研究費補助金 基盤研究 (C) (2)

戦国期大名毛利氏の地域支配に関する研究

研究成果報告集

平成 15 年2 月発行

発行者：長谷川博史

〒739-8522 東広島市鏡山1-2-3

広島大学大学院文学研究科

印刷所：レタープレス株式会社

〒739-1752 広島市安佐北区上深川町809-5